

兵庫 県 地 域 防 災 計 画

(地 震 災 害 対 策 計 画)

平成24年修正 (案)

兵 庫 県 防 災 会 議

第 1 編 総 則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、兵庫県の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、地震災害（地震に伴う津波災害も含む）に関して、県、市町その他の防災関係機関さらには関係団体や県民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 県、市町その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び地震災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。
 - ② 市町においては、市町地域防災計画の作成に当たっての指針となること。
 - ③ 関係団体や県民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。
- (3) この計画は、地震防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- (4) この計画の推進に当たっては、石油コンビナート等災害防止法に基づく兵庫県石油コンビナート等防災計画等と調整を図ることとする。

3 計画の構成

- (1) この計画は、本編及び資料編で構成する。
- (2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

[第1章] 基本方針

[第3章] 県民参加による地域防災力の向上

[第5章] 調査研究体制等の強化

[第2章] 災害応急対策への備えの充実

[第4章] 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

[第6章] 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

第3編 災害応急対策計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

第5編 災害復興計画

第6編 津波災害対策計画

[第1章] 基本方針

(第2章～第8章は、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を兼ねる)

[第2章] 総則

[第3章] 災害対策本部の設置等

[第4章] 地震発生時の応急対策等

[第5章] 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

[第6章] 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

[第7章] 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

[第8章] 東南海・南海地震の時間差発生による災害拡大防止

[第9章] 日本海沿岸地域における津波災害対策計画

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関は、防災に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理するものとする。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
近畿管区警察 局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通 信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
近畿財務局 神戸財務事 務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導			
近畿農政局	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
(兵庫農政 事務所)	災害救助用米穀の備蓄	災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給（売却）		
近畿中国森 林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保	1 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の振興 3 ライフライン(電力、ガス、工業用水道)の復旧対策	1 被災地の復興支援 2 ライフライン施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策		
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 <u>緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施(TEC-FORCE)</u>	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧 3 被災空港施設(直轄)の復旧	
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と特に必要なと認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集		
大阪航空局(大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設(直轄)の復旧	
大阪管区気象台(神戸海洋気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するための観測・地象等の適切な情報提供	被災地域における災害復旧を支援するための観測・地象等の適切な情報提供

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及びバースの安全防災対策指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査 	<ol style="list-style-type: none"> 1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1) 必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2) 工事関係者に対する事故防止に必要な指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境配慮の確保

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
陸上自衛隊 第3師団 (第3特科隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊 呉地方隊 (阪神基地隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等		
知事部局・企業庁・病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

第4 市町

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
市 町	市町の地域にかかる災害予防の総合的推進	市町の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	市町の地域にかかる災害復旧の総合的推進	市町の地域にかかる災害復興の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
独立行政法人 国立病院機構 (近畿ブロッ ク事務所)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護		
独立行政法人 水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等 の整備と防災管理	ダム施設(所管)等 の応急対策の実施	被災ダム施設(所管) 等の復旧	
郵便事業株 式会社 (神戸支店) 郵便局株式 会社		1 災害時における郵 政事業運営の確保 2 災害時における郵 政事業に係る災害特 別事務取扱い及び援 護対策	1 被災郵政事業施 設の復旧	
日 本 銀 行 (神戸支店)			金融機関に対する緊 急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医 療救護 2 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速 道路株式会 社 (関西支社)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施	被災有料道路(所管) の復旧	
阪神高速道 路株式会 社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施	被災有料道路(所管) の復旧	
本州四国連 絡高速道路 株式会 社 (神戸管理セン ター)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施	被災有料道路(所管) の復旧	
西日本旅客 鉄道株式会 社 (大阪支社) (神戸支社) (福知山支社)	鉄道施設の整備と防 災管理	1 災害時における緊 急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対 策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会 社(兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社	電気通信設備の整備 と防災管理	1 電気通信の疎通確 保と設備の応急対策 の実施 2 災害時における非 常緊急通信	被災電気通信設備の 災害復旧	
大阪ガス 株式会 社 (導管事業部 兵庫導管部)	ガス供給施設の整備 と防災管理	ガス供給施設の応急対 策の実施	被災ガス供給施設の 復旧	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
日本通運株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力株式会社 (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 能勢電鉄株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 智頭急行株式会社 財団法人神戸市都市整備公社 六甲摩耶鉄道株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	
道路輸送機関 神姫バス株式会社 淡路交通株式会社 全但バス株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 社団法人兵庫県トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
道路管理者 兵庫県道路公社 声有ドライブウェイ株式会社	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
放送機関 株式会社シロノ 株式会社サンテレビジョン 神戸エフエム放送株式会社	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
社団法人 兵庫県看護協会		1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策		

<u>社団法人</u> <u>兵庫県歯科</u> <u>医師会</u>		<u>1 災害時における緊急</u> <u>歯科医療</u> <u>2 身元不明遺体の個</u> <u>体識別</u>		
<u>社団法人</u> <u>兵庫県薬剤</u> <u>師会</u>		<u>1 災害時における医</u> <u>療救護に必要な医薬</u> <u>品の提供</u> <u>2 調剤業務及び医薬</u> <u>品の管理</u>		
<u>獣医師会</u> <u>社団法人兵庫県獣医</u> <u>師会</u> <u>社団法人神戸市獣医</u> <u>師会</u>		<u>災害時における動物救</u> <u>護活動</u>		
<u>社団法人</u> <u>兵庫県エルピ</u> <u>ーガス協会</u>	エルピーガス供給設 備の防災管理	1 エルピーガス供給 設備の応急対策の実 施 2 災害時におけるエ ルピーガスの供給	被災エルピーガス供 給設備の復旧	

第 2 編 災害予防計画

基本方針

想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。

また、県等は、国の地震防災戦略や県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、地震防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めることとする。

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 災害対策拠点、情報通信機器・施設や防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 災害時帰宅困難者対策の推進
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 家屋被害認定制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の充実
- ・ 災害時要援護者支援対策の充実
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 津波対策の充実
- ・ 中山間地等の集落散在地域における地震対策
- ・ 災害対策基金の積立・運用 等

第2 県民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する県民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、県民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- ・ 防災基盤・施設等の整備

- ・ 都市の防災構造の強化
- ・ 建築物等の耐震性の確保
- ・ 地盤災害の防止施設等の整備
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備 等

第4 調査研究体制等の強化

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究体制等の強化を明示する。

- ・ 地震観測体制の整備
- ・ 地震に関する調査研究等の推進

第5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、次の事項を中心に、教訓の発信と継承のための取り組みを明示する。

- ・ ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動
- ・ 復興10年総括検証・提言事業の成果の発信
- ・ 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの運営
- ・ 国際防災・人道支援拠点の形成
- ・ 住宅再建共済制度の推進 等

第 1 節 組織体制の整備

[実施機関：指定地方行政機関、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第 1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

第 2 内容

1 県の防災組織体制

県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

(1) 兵庫県防災会議

① 設置根拠

災害対策基本法第14条

② 組織及び運営

災害対策基本法、兵庫県防災会議条例及び兵庫県防災会議運営規程の定めるところによる。

③ 所掌

兵庫県地域防災計画の修正及びその推進 等

(2) 兵庫県水防本部

① 設置根拠

兵庫県水防計画

② 組織及び運営

兵庫県水防計画の定めるところによる。

③ 所掌

県下における水防の統括

(3) 兵庫県石油コンビナート等防災本部

① 設置根拠

石油コンビナート等災害防止法第 27 条

② 組織及び運営

石油コンビナート等災害防止法、兵庫県石油コンビナート等防災本部条例及び兵庫県石油コンビナート等防災本部運営要綱の定めるところによる。

③ 所掌

兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正及びその予防及び拡大防災並びに被害の軽減

(石油コンビナート等特別防災区域(地域防災計画の対象地域から除かれる区域)に係る防災に関する事務を行う。)

2 県の災害対策要員等の確保体制

県は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることと

する。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直（日直・宿直）体制を実施することとする。

防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。

また、災害緊急事態に備え、指定要員及び業務要員（災害待機宿舎76戸に入居する要員）による待機体制を実施することとする。

要員の種類		職務内容等
指定要員	防災担当指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災企画局、災害対策局の職員から防災監が指定する。
	部局指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。
業務要員		・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。

(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保

県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。

・災害時優先携帯電話携行者

知事（災害対策本部長）

副知事、防災監（副本部長）

理事、会計管理者、政策監、各部長、医監、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長（本部員）、

防災担当指定要員（副防災監兼防災企画局長、災害対策局長 等）

・携帯電話等携行者

局長、教育次長、課室長

防災企画局員、災害対策局員

指定要員、業務要員、災害対策本部連絡員（各部長が指名し、各部と事務局との連絡調整及び各部内の連絡調整等にあたる者）

(3) 災害対策本部員の招集手段の確保

災害発生時に交通が途絶したときは、警察活動に支障がない限りにおいて、災害対策本部員をパトカー等により搬送することとする。

3 市町の防災組織体制

市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。

4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

第2節 研修・訓練の実施

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、県公安委員会、市町]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関職員等の災害対応能力の向上のための研修・訓練について定める。

第2 内容

1 研修

(1) 県は、人と防災未来センター等とも連携し、県及び市町等の災害対策要員を対象とした研修等を通じて、防災に関する体系的・総合的な知識を習得させ、専門性の向上を図ることとする。

また、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会に幅広い参加を求め、初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図ることとする。

(2) 市町等は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めることとする。

(3) 県及び市町は、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めることとする。

2 防災訓練

県等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、県民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実戦的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ることとする。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。

地域、学校、職場等での防災訓練について、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難勧告等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実戦的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努めることとする。

(参加機関)

県、警察本部、市町、自衛隊、海上保安本部、気象庁（神戸海洋気象台）、消防機関、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、ボランティア等

(1) 総合防災訓練

県は、市町その他防災関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施することとする。なお、実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定することとする。

① 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置

運営に係る訓練を実施する。

② 会場展示型訓練

空き地等を活用して、人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練を実施する。

③ 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的な訓練を実施する。

④ 広域連携訓練

空港、広域防災拠点等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

⑤ 地域防災力強化訓練

自主防災組織等の地域住民と小・中学校が連携して災害時要援護者支援にも配慮した避難訓練等を実施する。

(2) 個別防災訓練

県、市町その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

① 抜き打ち訓練

勤務時間外における災害の発生に備えて、適宜、職員の緊急参集訓練を実施することとする。

ア 職員非常参集訓練

イ 情報収集伝達訓練

② 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。

ア 対策のシミュレート訓練

イ 他機関との連携訓練 等

③ 実地訓練

ア 水防訓練

イ 消防訓練

ウ 災害救助訓練

エ 災害警備訓練

オ 林野火災訓練

カ 石油コンビナート等防災訓練

キ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊等に係る訓練 等

④ その他の個別訓練

ア 災害ボランティアの受入訓練

イ 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

ウ 災害時要援護者への情報伝達、避難誘導訓練

エ 帰宅困難者への対応訓練 等

(3) 地域防災訓練

県（県民局）を中心に、管内市町、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施することとする。

災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等

(4) 津波防災訓練

県（県民局）は、市町等と連携して、防潮扉等の閉鎖体制の確立、住民の津波避難の意識啓発等を目的とした津波防災訓練を実施することとする。

(5) 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜市町や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努めることとする。

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ 災害図上訓練 等

(6) 広域応援訓練（近畿府県合同防災訓練）

関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、合同防災訓練を企画、実施することとする。

※ 防災訓練を行う際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（災害対策基本法第48条第2項）

3 その他

(1) 県職員行動マニュアルの作成

県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとに時系列、地域別（本庁、県民局単位）にとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、自然災害発生時の業務継続計画（BCP）として、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。

(2) 県職員防災ハンドブックの作成

県は、災害発生時の職員の基本的な対応がすぐに確認できる必要最低限の事項を示した県職員防災ハンドブックを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。

(3) 市町等の取り組み

市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 研修の実施内容
- (3) 防災訓練の実施内容（防災関係機関との連携等）
- (4) 自主防災組織等への防災訓練に関する指導
- (5) その他必要な事項

第3節 広域防災体制の確立

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県警察本部、近畿地方整備局、市町]

第1 趣旨

大規模災害や広域的な災害に対し、府県等が連携、協力して対処するための体制整備について定める。

第2 内容

1 関西広域連合との連携

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県及び徳島県の7府県により設立された。

広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。このプランでは、関西圏域（広域連合、福井県、三重県及び奈良県の区域）内外の大規模広域災害の発生の際には、広域連合の調整の下、各府県が連携して応援することとしている。

なお、関西広域連合では、九州地方知事会とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

(1) 兵庫県が被災した場合

広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築する。

また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築する。

(2) 兵庫県以外で大規模広域災害が発生した場合

広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築する。

2 相互応援体制の整備

(1) 近畿府県相互応援協定の締結

県は、他の近畿府県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

① 対象府県 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

② 締結時期 平成8年2月20日（平成18年4月26日改正）

③ 応援の種類

災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等

④ 主な内容

ア 応援主管府県等の設定（震度6弱以上の地震発生時等の緊急派遣、応援計画の作成）

（兵庫県 → 大阪府、徳島県）
（大阪府 → 兵庫県）

イ 要請を待たない応援の想定

ウ 自己完結型の応援活動の実施

エ 定期的な合同防災訓練の実施

オ 防災関係機関との連携強化

(2) 岡山県、鳥取県との相互応援協定の締結

県は、岡山県及び鳥取県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- ① 対象府県 岡山県、鳥取県
- ② 締結時期 平成8年5月31日
- ③ 応援の種類
災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等
- ④ 主な内容
 - ア 要請を待たない応援の想定
 - イ 自己完結型の応援活動の実施
 - ウ 両県に及ぶ災害時の速やかな情報交換
 - エ 定期的な協議の実施

(3) 新潟県との相互応援に関する協定の締結

県は、新潟県との間で、災害時のみならず、平常時からの共同研究・人材交流などの防災協力を行うことを目的とした相互応援協定を締結している。

- ① 対象府県 新潟県
- ② 締結時期 平成17年10月23日
- ③ 応援の種類
災害応急措置に必要な物資、資機材、職員の派遣等
- ④ 主な内容
 - ア 災害時の応援及び平常時の防災協力に関する連絡窓口の設定
 - イ 定期的な資料及び情報の交換
 - ウ 相互人材交流、共同研究、情報伝達訓練、学術交流、防災政策の推進協力等の実現に向けての相互協力
 - エ 要請を待たない応援の想定

(4) 広域応援協定の締結

県は、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県（被災県）の要請に基づく応援又は自県が他の都道府県から応援を受けるに当たって必要な事項を定めた広域応援協定を締結している。

- ① 対象府県 全都道府県
- ② 締結時期 平成8年7月18日 （平成18年7月12日改正、平成19年7月12日改正）
- ③ 応援の種類
被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん
- ④ 主な内容
 - ア 広域応援
被災県は、自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国

知事会を通じて広域応援を要請することができる。

イ ブロックによる広域応援の連絡調整

幹事県（原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。）は、被災府県に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うこととする。

ウ 広域応援の要請

被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援内容に関する事項を記載した文書を提出することとする。

ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出することとする。

3 行政職員による災害広域支援体制の整備

県は、県外における大規模災害発生時において、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チーム等と連携を図りつつ、大震災の災害応急対策の経験等を有する行政職員による実務的な助言等の支援を行うための体制を整備することとする。

4 防災関係機関との連携強化

県は、迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、平時から、定期的に、県内の防災関係機関が集まり、情報交換等を行う連絡会議を開催することとする。

5 県・市町間の連携強化

(1) 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結

県は、災害が発生し被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため応援協定を締結している。

①対象：県及び県内市町

②締結時期：平成18年11月1日

③応援の種類：応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ等

④主な内容

ア 応援の要請

イ 市町を指定した応援要請

ウ 自主応援

エ 経費の負担

オ 他の協定との関係

カ 平時の活動

県は、県内市町について県民局や広域市町圏を単位に、防災全般に関する協力体制の強化のための取り組みを支援することとする。

(2) ひょうご災害緊急支援隊

県は、大規模災害が発生した際、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対

策など被災市町が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。

(3) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進

県及び中播磨・西播磨地域の各市町等は、連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応すべき項目について、県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画に基づき、各市町の地域防災計画への反映を図ることとする。

(計画の対象項目)

- ① 相互連携
- ② 情報の収集・伝達体制の整備
- ③ 災害ボランティアの受入体制の整備
- ④ 災害時要援護者の2次避難確保体制の整備
- ⑤ 遺体の広域火葬体制の整備
- ⑥ 災害廃棄物の広域処理体制の整備
- ⑦ 行政・ライフラインの相互連携体制の整備
- ⑧ オープンスペースの確保体制の整備
- ⑨ 交通・輸送体制の整備
- ⑩ 備蓄体制の整備
- ⑪ 入浴対策

(4) 防災体制等の標準化の促進

県は、災害時において、県及び県内市町間の応援に際し、迅速かつ円滑な連携を図るため、防災体制や装備・資機材等の規格の標準化について検討することとする。

6 受援体制

県、市町は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。

7 その他防災関係機関との連携強化

- (1) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備等、広域的な連携強化に努めることとする。
- (2) 市町（消防機関）等は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとする。
- (3) 政令市・特例市・中核市においては、大規模、特殊災害に対応するため、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めることとする。

(4) 近畿地方整備局は特に緊急を要すると認められるときは、「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等の支援に努めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広域防災体制の整備
- (2) 受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

- [資料] 「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26)
「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30)
「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」(H20.7.1)
「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と鳥取県)(H8.5.31)
「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と岡山県)(H8.5.31)
「防災協力及び災害時相互応援に関する協定」(兵庫県と新潟県)(H17.10.23)
「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(H19.7.12)
「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目」(H19.7.12)
「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(H18.11.1)
「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領」(H18.11.1)
「災害時の応援に関する申し合わせ」(近畿地方整備局)(H17.6.14)

第4節 災害対策拠点の整備・運用

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局]

第1 趣旨

県の防災対策活動の中核拠点である災害対策本部室等の整備及び運用について定める。

第2 内容

1 災害対策拠点の設備整備の考え方

県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用等も検討しておくこととする。

2 県災害対策センターの整備・運用

災害対策センターは、阪神・淡路大震災規模の地震が発生した場合においても、発災初動時からの災害対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、災害対策活動の中核拠点としての役割を十分に果たすことができる施設として整備した。

さらに、供用後の自然災害をはじめ様々な危機事案への対応を検証した「行政システム推進委員会」や「台風第23号災害検証委員会」の提言等を踏まえ、平成18年度に建物の増築と併せ、情報通信機器等の整備を図っている。

(1) 供用開始

平成12年8月22日（平成18年増築762㎡、平成19年4月供用開始）

(2) 場所

神戸市中央区中山手通5丁目2番地

(3) 構造規模

RC造一部S造、地下1階・地上6階、延床面積4,895.95㎡（増築後）

(4) センターの特徴

- ① 風水害はもとより、阪神・淡路大震災規模の大規模地震が発生しても、十分対応可能な耐震性の高い構造とした。
- ② ライフライン途絶時にも庁舎機能がダウンしない多重化した設備とした。
 - 非常用発電機の設置、燃料の備蓄、電話回線の二重化、専用井戸による飲料水の確保などバックアップ機能を充実
 - 通信設備の多重化や映像機器の新設など、防災情報システムの一層の充実・強化
- ③ 本庁舎内に分散配備している機能を一元化した。
 - 災害対策本部体制を円滑かつ効果的に運用できるよう災害対策関係の各室と、関係部局災害対策用スペースを同センター内に集約化
 - 防災関係機関やライフライン各社との連携強化を図るため、専用スペースを確保
- ④ 災害対策要員（県職員約3,900人）用の備蓄物資を確保した。
 - 毛布 2,570枚（3交代制、1人当たり2枚）

α化米 11,700食（3食分）

(5) 施設内容（主なもの）

地下1階：非常用電源室、備蓄倉庫、地下連絡通路

1階：災害対策本部室、事務室兼災害対策本部事務局室

2階：本部長室、防災監室、会議室、事務室

3階：ネットワーク管理室、報道関係室、事務室

4階：防災関係機関室、宿直室

5階：防災関係機関室、待機室

6階：機械室

増築棟2階：会議室、事務室

増築棟3階：会議室

3 災害対策本部室の整備・運用

(1) 機能

- ① 各種情報の収集・処理・伝達機能
- ② 災害対策の審議・決定機能
- ③ 災害応急活動の指揮・指令機能

(2) 設置場所

災害対策センター1階

(3) 主な設備

① 大型表示システム

大型マルチスクリーンを設置し、気象情報、地図情報、即時被害予測情報、ビデオ映像等を表示する。

② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

庁内各部局に設置した防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、県民局・土木関係地方機関、各市町・消防本部、県警本部・警察署に設置した防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDNで結び、情報交換・共有を行う。

③ 安全対策

建物の構造体として、阪神・淡路大震災と同クラスの地震動に対しても、損傷することがない耐震性の高い構造とするとともに、災害対策本部室を地震動に強い地下部分に配置した。また、防災情報システムの機器が集まるネットワーク管理室などは、免震床を採用し、機能保全を図っている。

また、専用のバックアップ電源を確保し、長時間の停電にも対応できるものとした。

4 災害対策待機宿舎の整備・運用

災害緊急事態に備え、災害待機宿舎（指定要員及び業務要員、計76戸）による待機体制を実施している。

	災害待機湊川宿舎	災害待機北長狭宿舎	災害待機下山手宿舎
場 所	兵庫区湊川町10丁目29	中央区北長狭通5丁目1-19	中央区下山手通5丁目8-24
敷地面積	3,859㎡	468㎡	327㎡
施設規模	RC6F 延床面積4,064㎡	RC5F 延床面積1,412㎡	RC5F 延床面積931㎡
世帯用	19戸	4戸	2戸
単身用	31戸	12戸	8戸

5 市町における災害対策拠点の整備・運用

市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補地の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕

第1 趣旨

災害時の情報収集・伝達手段として利用する情報通信機器・施設の整備及び運用について定める。

第2 内容

1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用

(1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。

(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネットを通じて広く県民等への情報提供も行っている。

(3) なお、災害時の市町等の防災担当者による入力をより容易にするため、災害総括報告等の入力フォーマットを見直すとともに、被災市町が必要とする救助要員・救援物資等を的確に把握し、より効果的な応急対策がとれるよう需給推計機能の充実等を行っている。

- ① 市町の入力項目を数値情報と詳細情報に区分し、それぞれ重要項目を明示
- ② 入力数値データを集計する機能を追加
- ③ 被害予測と実被害の数値に基づく救助要員・救援物資の需給推計を比較し、追加の必要数を表示する機能の追加等

名 称	主 な 機 能
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）に接続し、地震情報を入力 ・気象庁のシステム（<u>ADESS・防災情報提供システム等</u>）に接続し、気象・地震情報を入力 ・気象情報配信事業者から気象情報を入力 ・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入力 ・県警察本部からヘリテレの映像を入力 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、<u>高砂市、芦屋市、宍粟市</u>から高所監視カメラの映像を入力 ・<u>南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入力</u> ・<u>消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力</u> ・<u>J-アラート（全国瞬時警報システム）より津波警報を入力</u>
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有

地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ注警報や気象情報等を表示
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関に防災端末を配置 ・市町・消防本部等に防災端末を設置
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。

2 テレビ電話による市町等とのホットラインの整備

災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、県はテレビ電話を県災害対策センター、市町、県民局等に配備している。

[設置台数] 54台

3 災害時非常通信体制の充実強化

県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努めることとする。

(1) 非常通信訓練の実施

県、市町及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めることとする。

(2) 非常通信の普及、啓発

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行うこととする。

4 市町防災行政無線の整備促進

市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。

県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。その際、同報系無線と移動系無線の一

体整備に配慮することとする。

○ 市町防災行政無線等の整備率（平成23年6月1日現在）

市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。

A 災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

（例）防災行政無線（移動系）

B 災害時において住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

（例）防災行政無線（同報系）、CATV、コミュニティFM、ひょうご防災ネット等

		整備数	整備率
防災 行政 無線	同報系	23市町	56.1%
	移動系	25市町	61.0%
	全体	32市町	78.0%
A 被害状況の把握		25市町	61.0%
B 住民への情報伝達		41市町	100%

県内市町数 41市町

5 地域住民に対する通信連絡手段の整備

県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。

[主な情報伝達手段例]

- 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- 電話、ファクシミリ
- 携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、エリアメール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム等）
- インターネット
- 地域メディア（CATV、コミュニティFM等）
- サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）
- 広報車
- 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）
- 自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- アマチュア無線等情報ボランティアの協力
- 気象庁のシステム（インターネット版防災情報提供システム）を利用した気象情報の収集・閲覧

6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

県、市町は、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJ-アラート（全国瞬時警報システム）の構築に努めることとする。

7 防災情報提供システム

県は神戸海洋気象台との間の専用線で結ばれた防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 非常通信訓練の実施
- (3) 防災行政無線の整備・運用
- (4) インターネット版防災情報提供システムの活用
- (5) その他必要な事項

第6節 防災拠点の整備

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕

第1 趣旨

災害時における防災拠点としての機能を果たす広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備について定める。

第2 内容

1 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）を整備するとともに、広域防災拠点（その他拠点）を設定することとする。

(1) 整備等の方針

県は、次の考え方の下に、全県拠点及びブロック拠点の整備を進めるとともに、その他拠点の設定を行う。

- ① 各地域の広域防災拠点を支援する全県拠点として、三木総合防災公園を整備する。
- ② 救助物資の集積・配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有するブロック拠点を計画的に配置する。
- ③ 主に既存施設を利用した物資集配及び集結・宿泊基地として、その他拠点を設定する。

(2) 配置計画

各広域防災拠点については、陸路や空路・海路等により1時間以内で救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、半径15kmをカバー圏域とし、その他地形や人口分布などの地域的な特性に応じ配置することとする。さらに、広域的な交通上の枢要な地区や結節点で一定のスペースを有する箇所を対象として、次のとおり配置する。

地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
神戸	神戸市	その他	神戸 <u>東部</u> 新都心	○	○	×
			しあわせの村	○	○	×
阪神南	西宮市	ブロック	阪神南広域防災拠点（ <u>今津浜公園</u> ）	○	○	<u>○</u>
阪神北	三田市	<u>その他</u>	有馬富士公園	○	○	<u>×</u>
	伊丹市、川西市		西猪名公園・東久代運動公園	○	○	<u>×</u>
東播磨	明石市	その他	明石海浜公園	○	○	×
	加古川市	その他	日岡山公園	○	○	×
北播磨	三木市	全 県	三木総合防災公園	◎	◎	◎
	加東市	その他	播磨中央公園	○	○	×

中播磨	姫路市	その他	手柄山中央公園	○	○	×
	市川町	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×
西播磨	上郡町	ブロック	西播磨広域防災拠点（播磨科学公園都市内）	○	○	○
	赤穂市	その他	赤穂海浜公園	○	○	×
但馬	豊岡市	ブロック	但馬広域防災拠点（但馬空港内）	○	○	○
		その他	但馬ドーム	○	○	×
	朝来市	その他	朝来市中央文化公園	○	○	×
丹波	丹波市	<u>ブロック</u>	丹波の森公苑・ <u>丹波県民局内</u>	○	○	<u>○</u>
淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点（淡路ふれあい公園）	○	○	○
	淡路市	その他	<u>淡路島公園</u>	○	○	×

◎：県内最大規模、○：有、△：一部有、×：無

2 三木総合防災公園

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全とゆとりを基調にした県域の総合的な防災拠点をめざすとともに、地域の優れた自然環境を活かして、県民のスポーツ・レクリエーション拠点として、人と自然が調和し、人と人が交流する公園として三木総合防災公園を整備した。

(1) 整備地区

三木市志染町地区

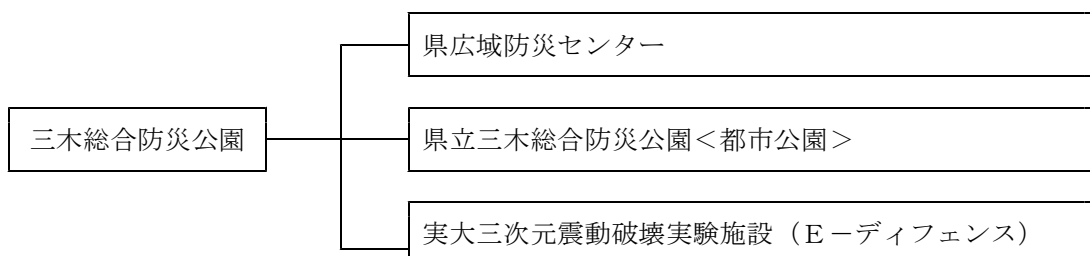
(2) 面積

約308ha

(3) 機能

- ① 災害時における応急活動拠点機能
- ② 防災を中心とする地域の安全・安心に関わる人材育成拠点機能
- ③ 防災に関する研究拠点機能
- ④ 多くの人々に親しまれ活用されるスポーツ・レクリエーション拠点機能

(4) 施設構成



(5) 県広域防災センター

防災に関する体系的かつ実戦的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。

① 平常時の機能

- ・防災研修機能
- ・消防職員及び消防団員の教育訓練機能
- ・自主防災活動支援機能
- ・防災意識啓発機能

※ 緊急消防援助隊広域訓練拠点施設やガレキ救助訓練施設等、高度かつ特殊な訓練に資する施設も整備・活用する。

② 災害時機能

- ・広域防災活動機能
- ・災害対策補完機能
- ・防災ヘリポート機能

(6) 三木総合防災公園

① 平常時の機能

陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、駐車場、テニスコート等を有する公園

② 災害時機能

- ・全県備蓄機能（陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備）
- ・救援物資の集積・仕分け・配送機能（陸上競技場、駐車場等）
- ・応急活動要員の集結・宿泊・出動機能（競技場、テニスコート、駐車場等）
- ・臨時ヘリポート機能（補助競技場、野球場等）

3 広域防災拠点（ブロック拠点）の整備

(1) 機能

- ① 被災者用物資、被災者用資機材、救助用資機材の備蓄機能
- ② 地域内外からの援助物資等の集積・配送拠点機能
- ③ 救援・復旧活動に当たる応急活動要員の集結・宿泊拠点機能

(2) 構成

① 中核となる公園等の広場

広域的な応急対策、復旧・復興時の支援対策など防災活動基地としての役割を担う。

ア 緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷下ろし・仕分け・保管・荷積みヤード）

イ 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）

ウ 救助資機材等の備蓄施設

エ 臨時防災ヘリポート

オ 緊急用ライフライン設備

② 防災センター施設

応急対策・支援活動のための情報収集・発信、指示・調整機能を担う。

ア 事務室及び会議室

イ 物資備蓄設備

③ 整備計画

ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始 <u>年月</u>
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町 (播磨科学公園都市内)	1,132.18㎡	平成9～10年度	平成11年3月
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井(但馬空港内)	823.49㎡	平成11～13年度	平成13年8月
淡路広域防災拠点	南あわじ市 (淡路ふれあい公園)	810㎡	平成17～18年度	<u>平成19年2月</u>
<u>丹波広域防災拠点</u>	<u>丹波市(丹波の森公苑・ 丹波県民局内)</u>	<u>39㎡</u>	<u>平成19年度</u>	<u>平成20年3月</u>
阪神南広域防災拠点	西宮市(<u>今津浜公園</u>)	300㎡	平成18～19年度	平成20年4月

4 広域防災拠点(その他拠点)

物資集配及び集結・宿泊基地として、既存施設をその他施設に指定する。

(1) 機能

- ① 地域内外からの救援物資等の集積・配送拠点機能
- ② 救援・復旧活動にあたる応急活動要員の集結・宿泊機能拠点

(2) 構成

公園等の広場を活用し、広域的な応急対策、復旧・復興時の支援対策など防災活動基地としての役割を担う。

ア 緊急物資、復旧機材等の集積・配送基地(荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード)

イ 他都市からの応急活動要員の集結・宿泊基地(要員の宿泊場所、車両の集結スペース)

ウ 臨時防災ヘリポート

5 地域防災拠点の整備

市町は、災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる地域防災拠点を整備することとする。

(1) 役割

地域防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

(2) 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ② 地域の防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設

- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- ⑤ 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
- ⑥ 臨時ヘリポート
- ⑦ 耐震性貯水槽、井戸等
- ⑧ 広域避難スペース
- ⑨ 救急医療、高齢者・障害者のケア機能との連携（市街地分散型地域の場合） 等

(3) 規模

地域防災拠点は、次の規模を有するよう努めることとする。

- ① 市街地連担型地域（平地部において中～高密度（40人/ha以上）な市街地が概ね400ha（2kmメッシュ）以上連担する地域）においては、概ね4haを標準とする。
- ② 市街地分散型地域（市街地連担型地域以外の地域）においては、概ね2haを標準とする。
ただし、広域防災拠点に隣接する地域防災拠点は、自衛隊駐屯に必要なスペースを除く概ね1haを標準とする。

(4) 配置の考え方

- ① 各市町に地域防災拠点を1か所以上配置することとする。
- ② 物資・要員の集積や広域防災拠点とのアクセス性（幹線街路などとの接続）に配慮することとする。
- ③ 市街地連担型地域では、周辺建築物の不燃化の促進による防災性の向上に努めることとする。

6 コミュニティ防災拠点

市町は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一次的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる概ね500㎡以上の街区公園相当の公園・広場の整備に配慮することとする。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

- ① 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - ・避難・滞留空間
 - ・備蓄施設
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- ③ 情報通信設備
 - ・圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
 - ・災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- ④ 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ・備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
 - ・耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- ⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能
 - ・自家発電設備

・飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

⑥ 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携（市街地連担型地域の場合）など

(3) 規模

コミュニティ防災拠点には、以下の規模を確保するよう努めることとする。

① 市街地連担型地域については、コミュニティ防災拠点の中核となるオープンスペースの規模は概ね1haとするが、近隣施設内の公共的スペースに高齢者・病人等を収容するなど、コミュニティ防災拠点の施設全体を活用することによって2㎡×対象人口の有効面積を確保する。

② 市街地分散型地域については、少なくともその対象人口1人につき、2㎡の有効面積を確保する。

(4) 配置の考え方

① 市街地連担型地域については、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して概ね1近隣住区（小学校区）を単位として配置する。その際、近隣公園相当の広場と学校等の公共施設を地域の特性に応じて、連携して利用できるよう考慮することとする。

② 市街地分散型地域については、拠点候補施設の規模の実状を踏まえつつ、拠点への至近性を高めるため、複数のコミュニティ防災拠点を配置する。その際、必要に応じて、オープンスペース系の施設と建物系の施設の連携利用を配慮した配置に努めるとともに、災害を受けにくい安全性の高い立地に配慮することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 地域防災拠点の整備

(2) コミュニティ防災拠点の整備

(3) 広域防災拠点との連携

(4) その他必要な事項

第7節 火災予防対策の推進

第1款 出火防止・初期消火体制の整備

[実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、消防本部]

第1 趣旨

災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織の確立

(1) 常備消防

平成21年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。

○ 常備消防設置状況 (平成21年4月1日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単 独	<u>27</u>	<u>25市 2町</u>	<u>5,333</u>
一部事務組合	<u>3</u>	<u>4市 3町</u>	<u>340</u>
事務委託	—	<u>7町</u>	—
計	<u>30</u>	<u>29市12町</u>	<u>5,673</u>

(2) 非常備消防

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備の充実、青年層・女性層の団員の参加を促進するとともに、機能別団員・分団の制度導入を行い、積極的に増員を努める。

○ 消防団設置状況 (平成21年4月1日現在)

消防団の数	市町の数	消防団員数
<u>62</u>	<u>29市12町</u>	<u>45,421人</u>

2 火災予防対策

(1) 一般予防対策

- ① 市町は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図ることとする。
- ② 県、市町は、地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図ることとする。
- ③ 市町は、火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、市町火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせることとする。
- ④ 市町は消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

- ① 県、市は、火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行うこととする。

また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防を図ることとする。

- ② 市町は、建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図ることとする。

(3) 人命危険対象物火災予防

① 防火セイフティマークの表示指導

市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。

② 消防法令違反に対する是正指導の推進

市町は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。

(4) 防火管理者等の育成と活用

- ① 市町は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させることとする。

- ② 県、市町は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図ることとする。

(5) 特殊危険物の予防対策

市町は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせることとする。

(6) 化学消火薬剤の備蓄

県は、化学消火薬剤の分散備蓄に努めることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 消防組織の現況
- (3) 火災予防対策
- (4) その他必要な事項

第7節 火災予防対策の推進

第2款 消防施設・設備の整備

[実施機関：県企画県民部災害対策局、市町]

第1 趣旨

市町における消防力の整備・強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 災害時における総合的な消防計画の策定

市町は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定することとする。

2 庁舎の耐震性向上

市町は、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図ることとする。

3 消防施設の整備

(1) 現況

① 整備水準

本県の消防力の現況は、消防庁告示に定められている「消防力の整備指針」に照らすと、次のとおりである。

(平成18年度「消防施設等整備計画実態調査」)

項目	基準	現有	充足率(%)
消防署所数	173	164	94.8
ポンプ自動車(常備)	267	240	89.9
ポンプ自動車(消防団)	586	562	95.9
動力消防ポンプ(消防団)	1,977	2,057	96.1
消防水利	64,494	55,069	85.4

② 消防職員・団員の数等(平成21年4月1日現在)

消防署数	54	消防団数	62
出張所数	115	分団数	1,321
消防職員数	5,673	消防団員数	45,421

③ 消防ポンプ自動車等の保有数

(平成21年4月1日現在)

種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団
普通消防ポンプ自動車	<u>153</u>	<u>544</u>	手引動力ポンプ	4	<u>10</u>
水槽付消防ポンプ自動車	<u>105</u>	14	大型高所放水車	5	—
はしご付消防自動車	<u>54</u>	—	泡原液搬送車	<u>5</u>	—
屈折はしご付消防自動車	<u>3</u>	—	救急自動車	<u>207</u>	—
化学消防自動車	51	—	救助工作車	<u>50</u>	—
小型動力ポンプ付積載車	<u>18</u>	<u>1,499</u>	消 防 艇	3	—
小 型 動 力 ポ ン プ	<u>91</u>	<u>466</u>	ヘリコプター	2	—

④ 消火水利の概要

(平成21年4月1日現在)

消 火 栓	<u>111,041</u>		
防 火 水 槽	<u>17,717</u>	100m ³ 以上	<u>927</u>
		60～100m ³	<u>1,144</u>
		40～60m ³	<u>13,079</u>
		20～40m ³	<u>2,567</u>
井 戸	<u>432</u>		
プ ール	<u>979</u>		
そ の 他	<u>987</u>		

(2) 整備計画

① 市町は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備を進めることとする。

ア 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に、整備を図ることとする。

イ 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。

② 県は、市町と十分協議の上、消防施設強化促進法に基づく消防施設等の整備に対する補助制度及び地方債制度を活用し、市町の消防力の強化を促進することとする。

ア 補助制度

消防防災施設等整備費補助金

イ 地方債制度

防災基盤整備事業

公共施設等耐震化事業

施設整備事業（一般財源化分）

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町の消防計画の策定
- (2) 消防施設・設備の現況
- (3) 消防施設・設備の整備
- (4) その他必要な事項

〔資料〕 「常備消防の現況」
「消防水利の現況」
「消防団の現況」
「化学消火薬剤等備蓄状況」

第7節 火災予防対策の推進

第3款 大規模火災時の避難計画

[実施機関：県企画県民部災害対策局、市町]

第1 趣旨

大規模火災発生の危険性の高い地域における避難計画の作成について定める。

第2 内容

1 延焼火災の危険性の予測

火災が発生した場合、その火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして250m×250mメッシュ毎に予測した結果は別図1のとおりである。

【火災危険度評価基準】

<u>ランク分け</u>	<u>不燃領域率</u>	<u>木防建ぺい率</u>	<u>備考</u>
<u>1</u>	<u>70%以上</u>	<u>-</u>	<u>放任火災が延焼しない</u>
<u>2</u>	<u>70%未満</u>	<u>20%未満</u>	<u>焼失率0%</u>
<u>3</u>		<u>20%以上30%未満</u>	<u>木造で延焼による焼失が発生</u>
<u>4</u>		<u>30%以上40%未満</u>	<u>防火造で延焼による焼失が発生</u>
<u>最も危険5</u>		<u>40%以上</u>	<u>木造・防火造で焼失率100%</u>

出展：改訂都市防災実務ハンドブック

*対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途地域内

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川長、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町

2 避難計画の概要

市町は、上記1の地域において建築物の不燃化・緑地帯の整備等によって火災に対する危険度の低下を図るほか、以下の事項を考慮して、広域避難地・避難路の整備等組織的な避難計画を作成することとする。

(1) 避難を要する人員の算定

避難計画区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定することとする。なお、駅ターミナル周辺・繁華街等の滞在人員の推定可能な地域では、その人員を加算して要避難人員とすることとする。

(2) 広域避難地の選定条件

広域避難地においては大火から住民の安全を確保できることを目標とし、その選定にあたっては次の事項を考慮することとする。

① 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するため、10ha以上の空地を有することを目標とし、さらに周囲建物の不燃化及び消防水利等消火設備の設置に努めることとする。

② 公共性

いつでも容易に避難地として活用できること及び付近住民によく認知されていることが必要であるため、公的施設を中心に選定することとする。

③ 生活必需品等の供給

市町は、食糧・給水・医療等最低限の生活必需品の供給方法をあらかじめ定めておくこととする。

(3) 避難圏域の設定

避難計画の作成にあたっては、どの地域の住民が、どの避難地に避難するかをあらかじめ考慮した避難圏域を設定することとする。

避難圏域の設定にあたっては、避難距離を短縮するため避難地から半径2 km程度の範囲を目安とし、河川・道路等を隣接する避難圏域との境とするよう配慮することとする。

なお、地域防災拠点のうち、避難者を収容可能な規模のものについては、広域避難地を兼ねることができることとする。

(4) 避難路の選定と避難誘導計画

避難計画区域は、火災による危険性が極めて高く、また人口集中地域であるため、あらかじめ幅員15 m以上の道路を避難路として指定し、道路沿いにおいて建物の不燃化を図る等避難誘導計画の整備について検討することとする。

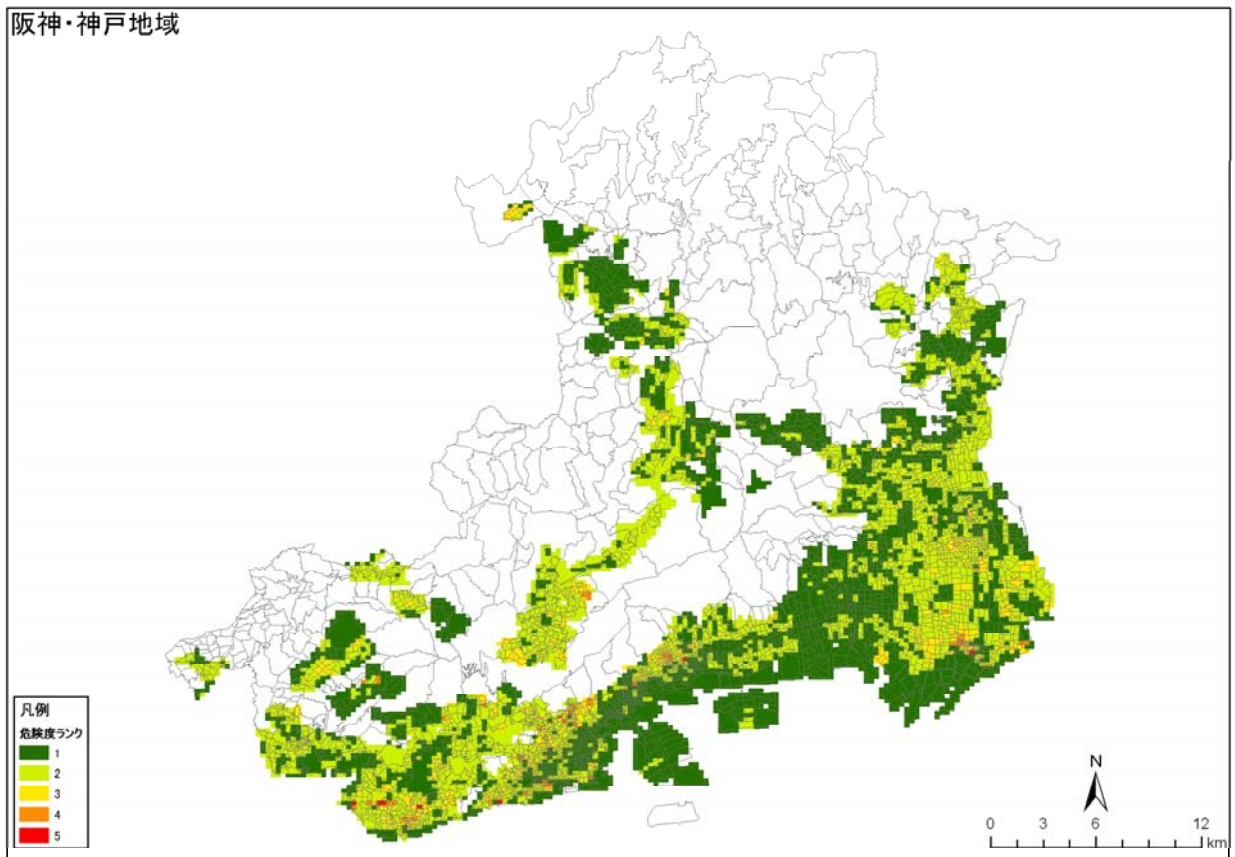
3 広域避難地等の整備事業計画

(→「都市の防災構造の強化」の項を参照)

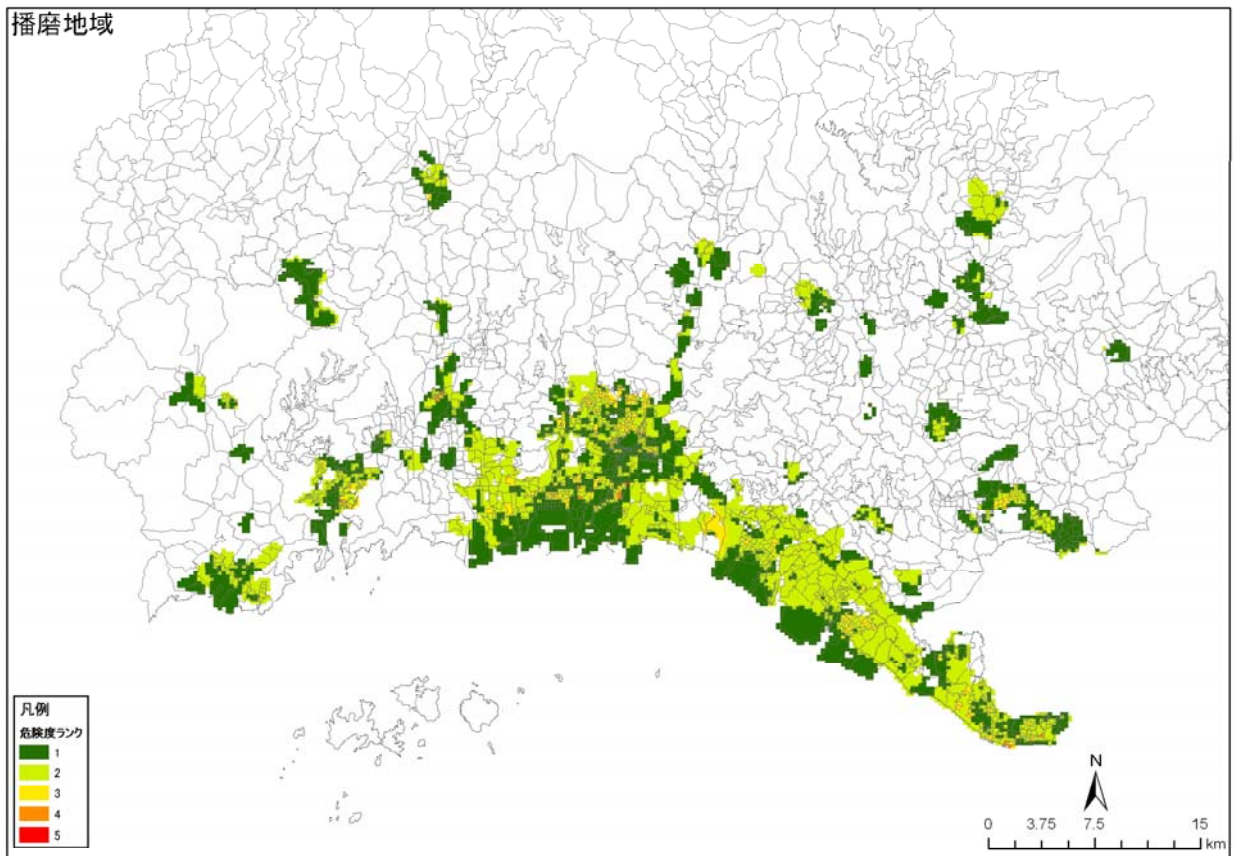
4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 大規模火災時の避難計画
- (2) 広域避難地・避難路等の指定
- (3) その他必要な事項

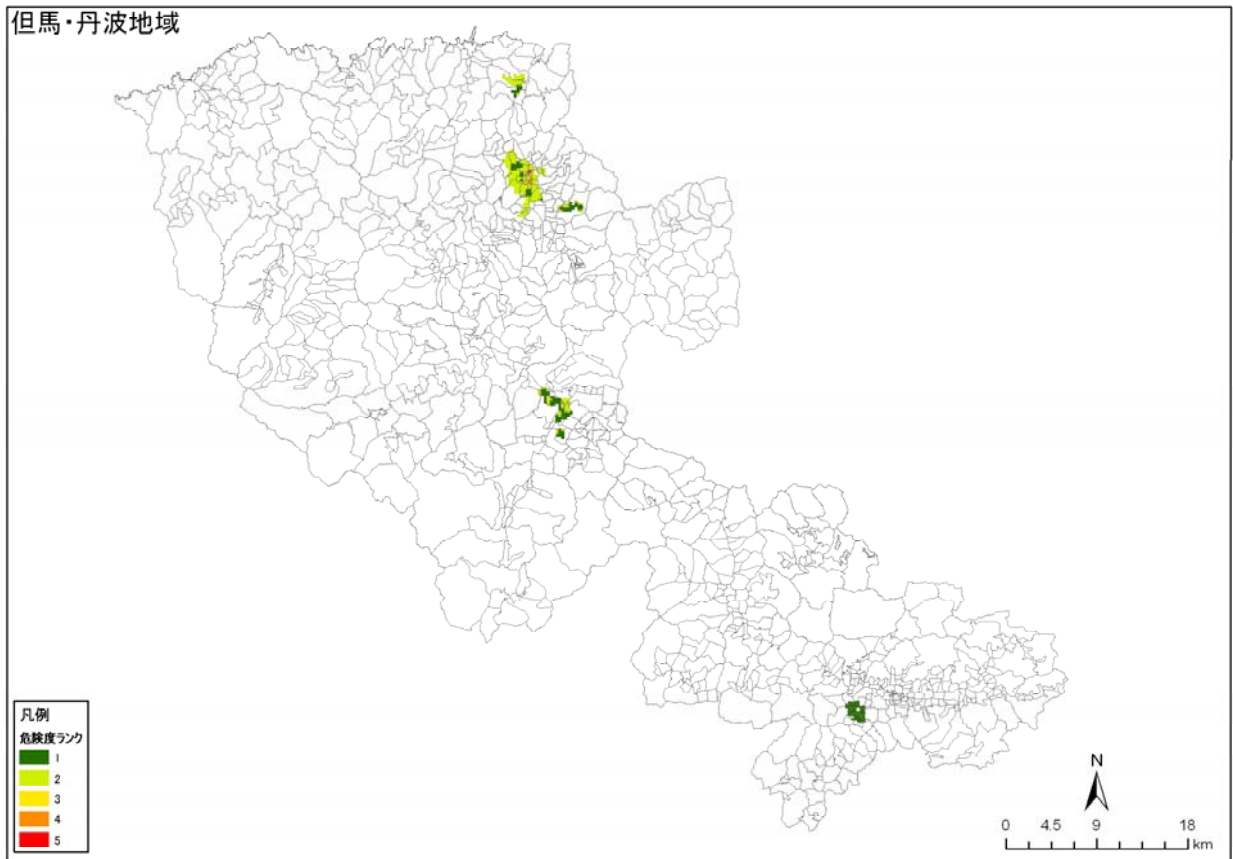
(別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク (阪神・神戸)」



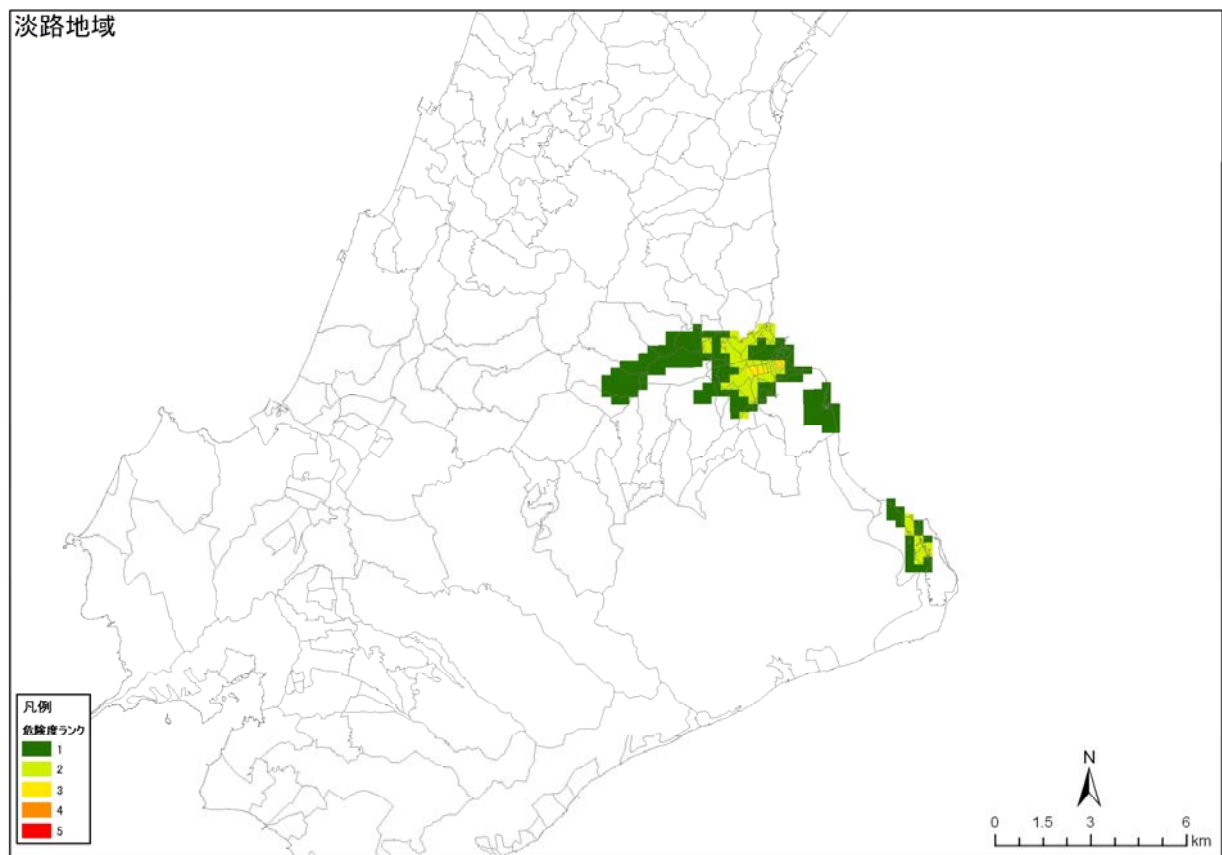
「メッシュ別火災危険度ランク (播磨)」



(別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク (但馬・丹波)」



(別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク (淡路)」



第 8 節 防災資機材の整備

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町〕

第 1 趣旨

災害時に必要な防災資機材の整備について定める。

第 2 内容

県、市町等防災関係機関は、防災資機材等の整備充実を図ることとする。

1 被災者用資機材

県は、阪神・淡路大震災における実績等を勘案し、備蓄する品目及び目標量を算定し、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

（県が備蓄する住民用資機材）

仮設トイレ、仮設風呂、ブルーシート

市町は、住民用資機材の計画的な備蓄に努めることとする。

2 救助資機材

(1) 県民が使用する資機材

市町は、県民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置することとする。

(2) 救助要員用資機材

① 県は、阪神・淡路大震災における実績等を勘案し、備蓄する品目を定めるとともに、備蓄数量を算定することとする。

県は、原則として救助要員用資機材の全県備蓄量を人口按分し、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

（県が備蓄する救助資機材）

人命救助システム（救助用照明具、エンジン式削岩機、エアジャッキ、手動ウインチ、背負式消火ポンプ、救助作業用誘導棒、サイレン付警報機、捜索用投光機、救助用ロープ、携帯式便所、エンジンカッター、チェーンソー、油圧式ジャッキ、油圧式カッター、ピストン式破壊工具、ピック付パール、レスキューベスト、レスキューリュック、スリングロープ、多用途ナイフ、ピック付手おの、特殊作業手袋

② 県は、水害又は津波被害発生時における救助用資機材として、船外機付ボートを広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

③ 県警察本部は、交番・駐在所単位でレスキュー・ユニット（簡易救助器具）を整備することとする。

3 拠点用資機材

① 県は、広域防災拠点の運用に必要な資機材を、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

（県が備蓄する拠点用資機材）

テント、パレット、ローラーコンベア、台車、投光機、発電機、フォークリフト、通信機器、簡易ベッド等

- ② 県は、水害又は津波災害発生時における物資の輸送、緊急連絡、被害状況把握等に必要な資機材として、手漕式ボート、災害用トラックを県民局に備蓄することとする。

4 水防資機材

水防管理者は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等を整備することとする。内容については、兵庫県水防計画に定めるところにより整備することとする。

5 その他

県は、津波に備え、リアルタイムで画像を入手するため、必要に応じて監視カメラ等を設けるよう努めることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 防災資機材の備蓄状況
- (3) 防災資機材の備蓄計画
- (4) その他必要な事項

〔資料〕 「災害救助物資・災害対策用資機材等備蓄状況（県災害拠点別）」

「災害救助物資備蓄状況（市町別）」

「県下消防本部保有救助資機材」

「消防防災ヘリコプターの状況」

「県警察本部保有救助資機材」

「自衛隊保有資機材」

「水防態勢現況表」

第9節 災害救急医療システムの整備

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、健康福祉部障害福祉局、市町]

第1 趣旨

多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した災害救急医療システムの整備について定める。

第2 内容

1 災害救急医療情報システムの整備

(1) 災害救急医療情報指令センターの整備

県は、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。

(2) 災害医療情報ネットワークの形成

県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、IP電話(インターネットの通信手段を利用した電話)回線や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、災害救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成することとする。

2 救急搬送システムの整備

県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、患者搬送車の整備促進等に努めることとする。

3 災害救急医療システムの充実

県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。

また、県、市町等は、各二次保健医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各二次保健医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者転送の流れ等の災害救急医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。

4 機動性のある医療チーム(兵庫DMAT)等の整備

(1) 県は、災害拠点病院の救護班及び災害拠点病院のうち兵庫DMAT指定病院に指定された病院のDMAT(以下、「兵庫DMAT」という)の運用方法を定めるとともに、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施することとする。

(2) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班及び兵庫DMATの派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。

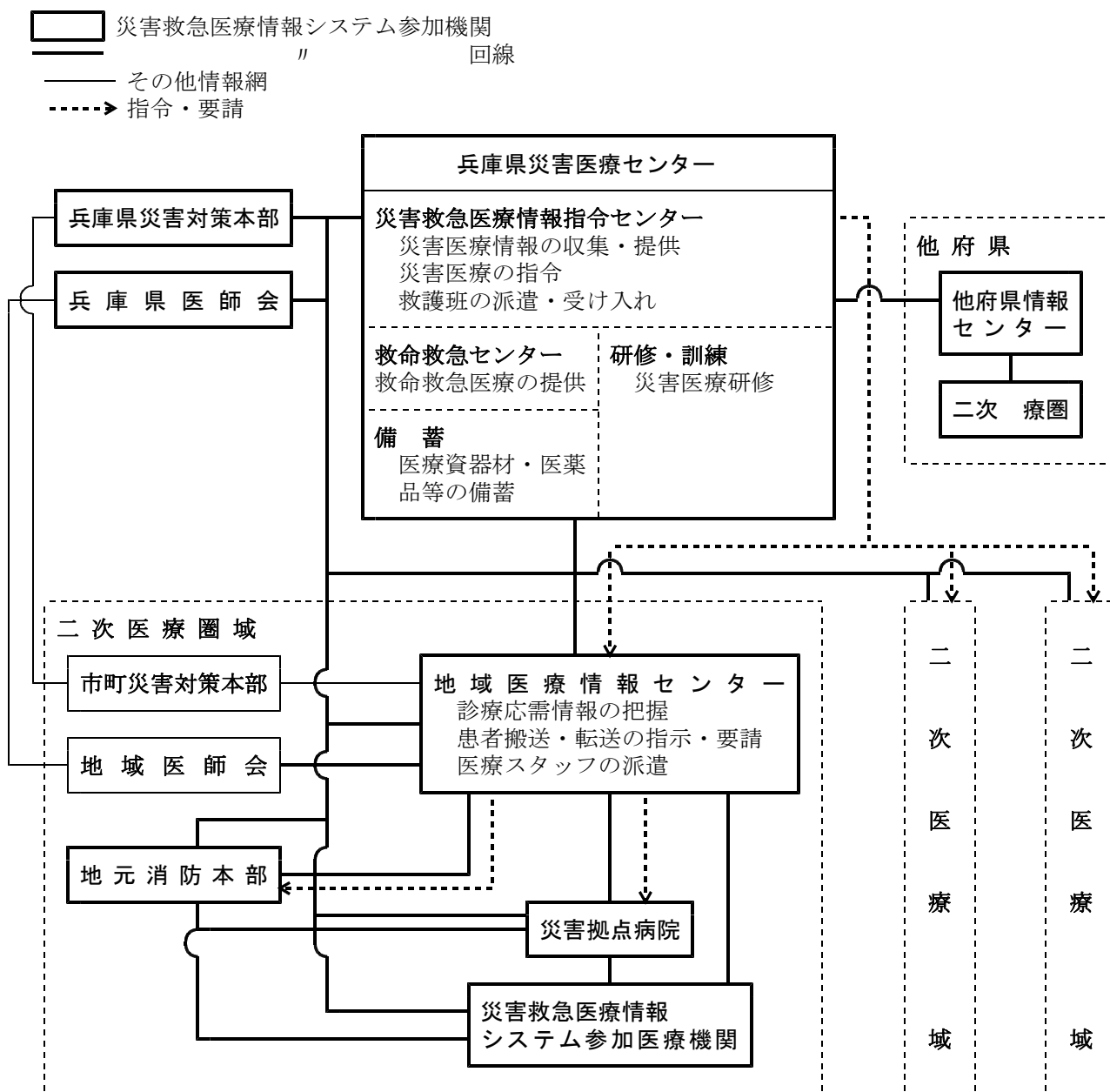
(3) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による救護班及び兵庫DMATの派遣、災害医療現場における各救護班に対する指導、さらに地域医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担うこととする。

(4) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。

DMA T (Disaster Medical Assistance Team) とは

- ・ 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。
- ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。

災害救急医療システム概念図



5 兵庫県災害医療センターの運営

大規模災害時にも診療機能が維持できるよう、耐震構造を有するとともに、大容量自家発電装置、貯水槽、備蓄倉庫等の防災設備と多数の患者を受け入れられる機能を確保し、多発外傷、重症熱傷、挫滅症候群患者等に対する救命救急医療機能を備えた30床の災害医療センターを災害救急医療システムの中核施設として運営する。

災害医療センターは、後方支援病院となる神戸赤十字病院とともに、基幹災害拠点病院となり、共同で患者受け入れ、救護班派遣等を行なうこととする。

施設内容

所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1）

鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、延床面積：6,300㎡、病床数：30床

診療科目：内科、外科、整形外科、循環器科、神経内科など計9科

	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院
	病院機能	病院以外の機能	
平時	<ol style="list-style-type: none"> 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 ドクターカーによる患者搬送 	<ol style="list-style-type: none"> 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 災害時に備えた医薬品等の備蓄 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施 NGO、医療機関、教育機関等との連携 	<ol style="list-style-type: none"> 地域医療の提供 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 2次救急医療の提供
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 被災地からの重症患者等の受入れ 30床から100床に増床 救護班の派遣 	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	<ol style="list-style-type: none"> 被災地からの患者の受入れ 310床から500床に増床 救護班の派遣

6 災害拠点病院の整備

県及び災害拠点病院（県下10の二次保健医療圏域に13病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。

7 兵庫県こころのケアセンターの運営

県は、災害等による心的外傷後ストレス障害その他様々なストレスに関する調査研究、研修、相談・治療、情報発信等を行う中核施設として、兵庫県こころのケアセンターを運営する。

施設内容

所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2）

地上3階建 床面積：5,100㎡

（主な施設：研究室、研修室、診療室、相談室等）

8 医薬品等の確保

- (1) 災害医療センター及び各災害拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班 及び兵庫DMATが携行する医療機材を備蓄することとする。
- (2) 県、市町は、各医療機関にも備蓄を奨励することとする。
- (3) 県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に特に留意することとする。
- (4) 兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。

また、血液事業に関する情報提供、見学・研修の受入などを行うとともに、輸血医療の研究体制の構築、さらに、さい帯血移植や末梢血幹細胞移植など高度医療への対応や研究協力を進めることとする。

平成15年8月、災害医療センター隣接地に開設。

9 医療マンパワーの確保

(1) 災害医療従事者の研修

災害医療センターは、医療救護活動、医療救護体制、災害医療に関する知識、医療技術の習得等を内容とする研修を実施することとする。

(2) 災害医療ボランティア

災害医療センターは、災害医療ボランティアの登録、派遣調整、活動支援を行うこととする。

10 住民に対する啓発

県、市町は、研修会等を通じて、住民に対する災害医療の普及啓発を行うこととする。

11 市町における災害医療体制等の整備

- (1) 市町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、市町地域防災計画に明記の上、整備を図ることとする。
- (2) 市町は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。

12 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町域内での災害対応病院の指定
- (2) 救護所の設置
- (3) 救護班の編成
- (4) 医薬品等の備蓄
- (5) その他必要な事項

[資料] 「災害拠点病院一覧」

第10節 緊急輸送体制の整備

[実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関]

第1 趣旨

災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。

第2 内容

1 緊急輸送路ネットワークの設定

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送路を定めることとする。

(1) 緊急輸送路ネットワークの形成

県は、道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成することとする。

(2) 路線の種類

① 幹線緊急輸送路

県は、県外からの物資流入地点と、広域防災拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めることとする。

② 一般緊急輸送路

県は、広域防災拠点に集められた物資を、各市区町ごとに定めた地域防災拠点に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努めることとする。

(3) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。

<海上からのアクセスポイント>

- 瀬戸内海側 — 尼崎西宮芦屋港、神戸港、明石港、東播磨港、姫路港、家島港、相生港、赤穂港
- 日本海側 — 津居山港、香住漁港、浜坂漁港
- 淡路島 — 岩屋港、津名港、洲本港、都志港、富島漁港、福良港

<空からのアクセスポイント>

大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港、神戸ヘリポート

2 緊急交通路予定路線の事前指定

(1) 緊急交通路の確保

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、活断層の分布状況、河川等の地理的条件等を勘案して、阪神・淡路地域、東・西播磨地域及び日本海地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定することとする。

(2) 平時の整備

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、通行可能な道路や交通状況の迅速な把握、さらには交通規制の実施のために、交通監視カメラ、車両感知器、交通規制資機材等の整備に努めることとする。

また、広域交通管制及びそれに必要な相互支援活動を的確に行うため、他都道府県警察本部と協定等を締結し、平時からの連携体制を整備しておくこととする。

3 緊急交通路の補完的機能の確保

県は、必要があると認める場合、河川管理者（国土交通省）を通じ、河川（加古川）における緊急交通路の補完的に機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。

○加古川緊急用河川敷道路

- ・ 右岸（西岸） 高砂市荒井町小松原～加古川市上荘町都染
- ・ 左岸（東岸） 加古川市加古川町友沢～加古川市八幡町宗佐

4 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、県及び市町はその活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。

5 物資供給体制の整備

近畿運輸局、神戸運輸監理部は、県、市町、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを構築するものとする。

6 その他

県は、県警察本部と災害時に緊急輸送路や緊急交通路の機能が十分に発揮されるよう、啓発方策等の充実に努めることとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町内の緊急輸送路・緊急交通路
- (2) ヘリコプター臨時離着陸場適地
- (3) その他必要な事項

[資料] 「ヘリコプターの臨時離着陸場適地」

「緊急交通路総括表」

「協定に基づく隣接府県境における県内規制路線と流入規制要点」

「緊急輸送路ネットワーク」*電子データ

「緊急輸送路ネットワーク一覧表」*電子データ

第11節 避難対策の充実

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県教育委員会、市町]

第1 趣旨

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第2 内容

1 避難所の定義

(1) 避難所の目的

被災者に安全と安心の場を提供すること。

(2) 避難所の機能

安全の確保、食料・生活物資等の提供、生活場所の提供、健康の確保、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成等。

(3) 対象とする避難者

災害によって現に被害を受けた者、被害を受けるおそれがある者。

2 避難所の指定

(1) 市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。

ア 公立小、中学校

イ その他公立学校

ウ 公民館

エ その他の公共施設

オ その他の民間の施設

なお、市町は、避難所の場所について、標識、案内板、防災マップ等により住民に周知徹底を図ることとする。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。

そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。

(2) 市町は、各市町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設の収容者数は概ね数百人程度までとすることとする。

(3) 市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。

3 市町の避難所管理運営体制の整備

(1) 市町は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておくこととする。

(2) 避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備することとする。

4 施設、設備の整備

- (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。
- (2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図ることとする。
- (3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも十分配慮することとする。

5 避難所運営組織の育成

- ① 市町は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図ることとする。
- ② 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めることとする。
- ③ 市町は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておくこととする。

6 避難所開設・運営訓練

市町、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておくこととする。

7 避難所管理・運営マニュアルの作成

市町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため平成13年に県が作成した「避難所管理・運営の指針」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

(避難所管理・運営の指針の主な内容)

- ①基本方針
 - ・避難所の目的、機能、対象者等
- ②事前対策の指針
 - ・避難所指定方針等
 - ・管理運営体制の整備
 - ・施設・設備、備蓄等の整備
 - ・運営組織の育成
 - ・開設・運営訓練
 - ・避難所の周知 等
- ③応急対策の指針
 - ・避難所開設等
 - ・管理責任者の配置と役割
 - ・避難者・避難所の情報管理、災害時要援護者の保護等
 - ・食料・生活物資等の提供
 - ・健康、衛生環境、広報、相談対応
 - ・ボランティアの受入、帰宅困難者対応 等
- ④マニュアル作成例
 - ・避難所管理マニュアル（市町向け）
 - ・避難所運営マニュアル（避難所用）

8 避難勧告発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

県は、市町の適時適切な避難情報の発令に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や指針について具体例を示したガイドラインを作成するものとする。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 避難所の指定箇所
- (2) 管理・運営体制の整備
- (3) 設備・備蓄等の整備
- (4) 運営組織の育成
- (5) その他必要な事項

第12節 災害時帰宅困難者対策の推進

[実施機関：県企画県民部防災企画局、市町、企業]

第1 趣旨

大地震により交通機能が停止した場合、神戸・阪神地域を中心に速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

第2 内容

1 災害時帰宅困難者への支援

- (1) 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、**関西広域連合**が関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

- 協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供
- (2) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。
- (3) 市町は、帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。
- (4) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。
- (5) 県、市町、関係事業者は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。

2 普及啓発

- (1) 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき県等が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。
- (2) 県、市町は、**「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄**、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

3 訓練等の実施

県は、1.17ひょうごメモリアルウォークを活用し、災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練等の実施に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 住民等への普及啓発

- (2) 帰宅困難者への対応
- (3) 訓練における帰宅困難者の想定
- (4) その他必要な事項

[資料] 「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」

第13節 備蓄体制等の整備

〔実施機関：近畿農政局兵庫農政事務所、近畿経済産業局、県企画県民部防災企画局、企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕

第1 趣旨

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じることとする。
- (2) 県、市町は、県民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発することとする。
- (3) 市町は、県民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における当該市町の最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めることとする。
- (4) 県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備することとする。
- (5) 県、市町、その他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努めることとする。

2 食料

(1) 備蓄、調達

① 食料給与対象者

- ア 避難所等に收容されている被災者
- イ 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- エ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

② 目標数量

県、市町、県民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとする。

	県民による備蓄	行政による備蓄	
		市 町	県
コミュニティ域又は小・中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

③ 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。

④ 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小、中学校レベル及び市町域レベルで被災者2日分の食料を備蓄することとする。なおコミュニティ域又は小、中学校区レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をするよう努めることとする。

イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。

また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。

(ア) 米穀 …… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）

米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

兵庫農政事務所への要請（農林水産省寄託倉庫からの供出）

(イ) 乾パン …… 兵庫農政事務所への要請

(ロ) おにぎり …… 学校給食センター、給食業者からの供給のあっせん、弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん

(ハ) 弁当 …… 弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん

(ニ) パン、育児用調整粉乳 …… 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(ホ) 副食 …… 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(ヘ) 食料品一般…… コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあっせん

(2) 搬送等

① 県は、搬送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す緊急輸送路を活用することとする。

② 県は、輸送協定を締結している団体に対して、県警察本部（交通規制課）より災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、団体から同本部に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの団体に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難しいときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。

③ 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送にあたり、輸送協定を締結しているトラック協会に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。

④ 市町は、被災者へ食料を適正に配分することとする。

3 生活必需物資

(1) 備蓄、調達

① 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むこ

とが困難な者

② 目標数量

食料の項に準ずる。

幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。

③ 品目

県及び近畿経済産業局があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	特に重要な品目例	備考
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載
外衣・肌着	下着 ほか	
身の回り品	タオル ほか	
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか	
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ ほか	
光熱材料等	エンジン発電機、卓上コンロ・ボンベ ほか	

* この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調査先を確認するよう努めることとする。

④ 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市町域レベルで備蓄を行うこととする。

イ 県は、毛布等の備蓄目標量を算定し広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。

ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、毛布等については、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄した分を充当するとともに、あらかじめ協定した業者等に供給を依頼することとする。

なお、この方法を実効あるものにするため、事前に業者のおおよその供給能力を把握しておくこととする。

・県が現物備蓄している物資

毛布、ブルーシート、仮設トイレ、仮設風呂

・県が流通在庫備蓄している物資

毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ

エ 近畿経済産業局は、被災者に対する生活関連物資等の救援物資を供給するための受入体制・輸送の確保及び建設復興資材の供給体制の確保を行うこととする。

(2) 搬送等

食料の項に準じることとする。

4 応急給水

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

市町（水道事業者）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備することとする。

給水目標水準	災害発生から3日間	1人1日	3ℓ
	4日～10日目	1人1日	3ℓ～20ℓ
	11日～20日目	1人1日	20ℓ～100ℓ
	21日目以降	1人1日	100ℓ～被災前の水準

(3) 供給体制の整備

- ① 市町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備することとする。
- ② 水道用水供給事業者と水道事業者は、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努めることとする。
- ③ 県は、市町からの応援要請に対応できるよう、給水用資機材を保有、調達するとともに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等広域的な応援体制の整備を行うこととする。
- ④ 県、市町（水道事業者）は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図ることとする。

5 木材

(1) 災害時の緊急出荷に備えた木材需給動向の把握

- ① 県は、農林振興事務所及び兵庫県木材業協同組合連合会を通じて、県内木材産業の現状及び木材の生産・需給動向を定期的に調査し、県内木材供給可能量を把握することとする。
- ② 県は、林野庁木材産業課、木材利用課を通じて、全国の木材需給動向を定期的に把握することとする。

6 医薬品

（→「災害医療システムの整備」、「医療・助産対策の実施」の項を参照）

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 備蓄の現況
- (3) 備蓄目標量（現物・流通在庫備蓄）
- (4) 各家庭・職場での備蓄の啓発
- (5) 備蓄倉庫等の整備状況
- (6) 備蓄物資の輸送・配分方法
- (7) その他必要な事項

第14節 家屋被害認定士制度等の整備

第1款 家屋被害認定士制度の整備

[実施機関：県企画県民部災害対策局、市町]

第1 趣旨

家屋被害認定士制度の整備について定める。

第2 内容

1 目的

災害時における多くの被災者支援制度において市町長が発行する罹災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、県及び市町は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。

2 家屋被害認定士制度要綱の策定

県は、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱（平成18年1月27日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うこととする。

(1) 家屋被害認定士の役割

- ① 災害時に市町長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- ② 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- ③ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

(2) 家屋被害認定士の対象者

- ① 市町職員
- ② 県職員
- ③ 建築及び不動産関係団体の会員

3 被害調査の判定方法の統一化

県は、市町と協力して、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化を図ることとする。

4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備

県は、市町と協力して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 家屋の被害調査における家屋被害認定士の役割、育成
- (2) その他必要な事項

第14節 家屋被害認定士制度等の整備

第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備

[実施機関：県土整備部住宅建築局、市町]

第1 趣旨

被災建築物応急危険度判定制度の整備について定める。

第2 内容

1 目的

市町は、県の支援のもと、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することとする。

2 応急危険度判定実施体制の整備

県は、県下全市町及び建築関係団体と協力して以下の対策を講じることとする。

- (1) 県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会、近畿被災建築物応急危険度判定協議会と連携しながら、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会を運営し、実施体制の整備に努めることとする。
- (2) 県は、近畿被災建築物応急危険度判定協議会において、相互応援体制の確立に努めることとする。
- (3) 県は、各地域ごとに設置された地域協議会において、地域内の連携及び相互支援体制を確保することとする。

3 被災建築物応急危険度判定要綱等の策定

県は、被災建築物応急危険度判定要綱を定め、必要な業務マニュアルを策定するとともに、判定士の育成に努めることとする。

4 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

5 実施計画

(1) 実施主体

- ① 市町は、応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。
- ② 県は、市町から応急危険度判定実施の支援要請を受けた場合あるいは独自に応急危険度判定の実施が必要と判断した場合、支援業務マニュアルに基づき支援本部を設置しその業務に当たることとする。
被災市町以外の市町は支援本部を支援することとする。

(2) 対象

地震により被災した建築物を対象とすることとする。

(3) 実施方法

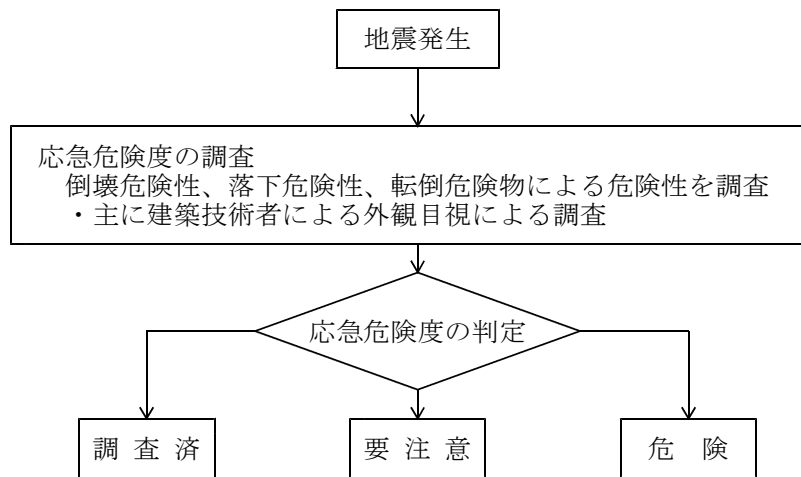
- ① 実施本部、支援本部及び判定士は、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施することとする。
- ② 被災規模が甚大な場合、広域な支援を近畿府県又は国に要請することとする。

(4) 判定結果の活用

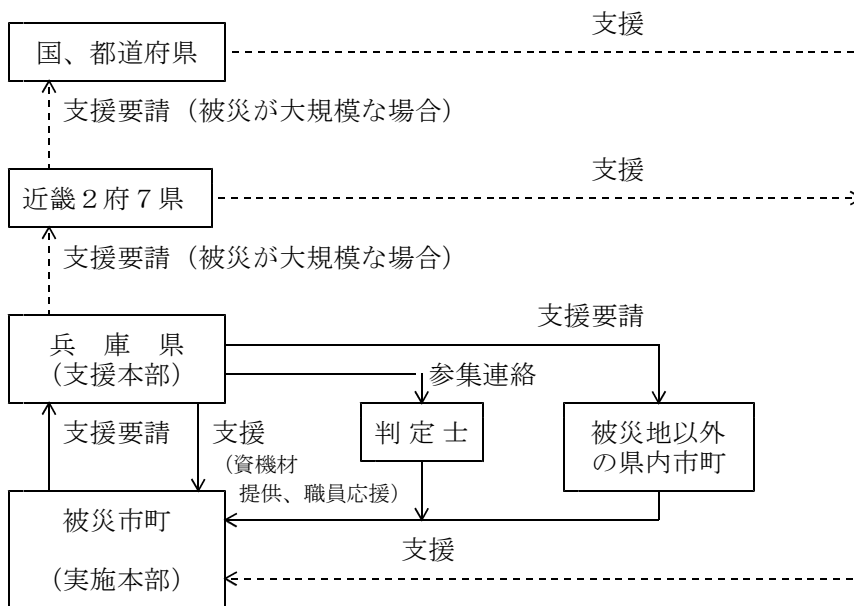
判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

- 6 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (1) 実施責任（応急危険度判定の実施主体は市町）
 - (2) 市町の要綱
 - (3) 予防対策
 - (4) 資機材の備蓄及び備蓄方法
 - (5) 実施体制
 - (6) その他必要な事項

[応急危険度判定]



[支援の流れ]



第14節 家屋被害認定士制度等の整備

第3款 被災宅地危険度判定制度の整備

〔実施機関：県土整備部まちづくり局、市町〕

第1 趣旨

被災宅地危険度判定制度の整備について定める。

第2 内容

1 目的

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

2 危険度判定実施体制の整備

県は、全国組織である被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、県内の市町と協力して危険度判定の実施体制の整備に努めることとする。

3 被災宅地危険度判定実施要綱の策定

県は、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、必要な判定業務実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という）を策定するとともに、判定士の育成に努めることとする。

4 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

5 実施計画

(1) 実施主体

① 市町は、危険度判定を実施する場合は、実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。

② 県は、市町又は他の都道府県から支援要請を受けた場合は、実施マニュアル第3章（支援本部の業務）に基づき、支援本部を設置し、その業務に当たることとする。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とすることとする。

(3) 実施方法

① 実施本部、支援本部及び判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施することとする。

② 被災規模が甚大な場合は、他の都道府県に支援を要請するとともに、国土交通省に調整を依頼することとする。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任、予防対策、資機材の備蓄及び備蓄方法、実施体制
- (2) その他必要な事項

第15節 廃棄物対策の充実

[実施機関：県農政環境部環境管理局、市町]

第1 趣旨

廃棄物対策への備えについて定める。

第2 内容

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市町は、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。

また、市町は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、量、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。

計画内容と して必須の 事項	目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営 計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの 設置計画・管理計画、住民への広報
----------------------	--

2 応援体制の整備

(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備することとする。

- 協定内容 ① 県が被災市町の要請を受けて調整
② ①に基づき各市町間で相互応援を実施

(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(社)兵庫県水質保全センターとの間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

- 協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に依頼・調整
② ①に基づき各団体が被災市町を応援

(3) 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 災害廃棄物処理計画の策定
- (3) 応援体制の整備
- (4) その他必要な事項

第16節 災害時要援護者支援対策の充実

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、健康福祉部障害福祉局、県産業労働部観光・国際局、県県土整備部土木局、市町]

第1 趣旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第2 内容

1 災害時要援護者支援体制等の推進

(1) 兵庫県災害時要援護者支援対策連絡会

県は、災害時要援護者支援対策の促進を図るため、関係部局間の連携により連絡会を設置し、情報共有を行うとともに、総合的な対策を実施する。

(2) 災害時要援護者避難支援検討委員会

県、市町は、災害時要援護者の避難支援体制等の充実を図るため、次の対策を推進する。

・災害時要援護者の名簿の作成・充実

・要援護者一人ひとりの支援者の確保

・県、市町は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備

・介護事業者との災害時要援護者支援のための包括協定の締結

県は、災害時要援護者避難支援検討委員会を設置し、有識者、市町、消防団等防災関係者、介護事業団体等と連携のうえ、上記の対策を推進するための「災害時要援護者支援ガイドライン（仮称）」を作成し、市町における災害時要援護者支援対策を促進する。

2 災害時要援護者支援体制の確保

(1) 難病患者等への支援体制の整備

県は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、市町及び医療機関等と連携し、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。

(2) 市町における災害時要援護者情報の共有と支援体制の整備

① 市町は防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努めることとする。

② 市町は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を作成することとする。

③ 市町は災害時要援護者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ効果的な収集共有を行うこととする。

(3) 災害時要援護者への情報伝達手段の確保

県、市町は、災害時に（避難準備情報をはじめ）迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段（聴覚障害者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送、視覚障害者に対する防災行政無線、広報車等）の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(4) 障害者への情報伝達方法の確立

① 障害者への情報伝達体制の整備

県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。

また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行うこととする。

② 緊急通報システムの整備

県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。

③ 聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営

県は、ひょうご防災ネットと連携し、風水害など災害に関する情報を、あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。

④ 外国人に対する日常の情報提供等

県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

① 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

② ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施

3 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

県、市町等は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

① 県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。

② 県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表

示する設備の整備

(4) 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点としての位置づけ

県は、県立社会福祉施設を、要援護者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。

(5) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めることとする。

4 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害時要援護者の日常的把握

(2) 災害時要援護者支援体制の整備

(3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導

(4) 緊急通報システムの整備

(5) 社会福祉施設等の整備

(6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施

(7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧

(8) 外国語による防火防災対策の啓発

(9) その他必要な事項

第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部県民文化局、市町〕

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 内容

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。

また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。

(2) 受入体制の整備

県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

- ① ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。

(3) ボランティア活動の支援拠点の整備

県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

なお、県においては、県民ボランティア活動の全県の支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。

(ひょうごボランティアプラザ)

- ・開 設 平成14年6月1日
- ・場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー 6階
- ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究

(4) 資機材等の確保等

県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、県、市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。

(5) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり

ひょうごボランティアプラザは、災害救援NPOや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平常時からの顔の見えるネットワークを強化することとする。

2 災害救援専門ボランティア制度の運営

県は関係団体の協力を得て、県内外で大規模災害等が発生した際に救援活動に赴く県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊－「HEART－PHOENIX」）の制度の運営を行うこととする。

(1) 災害救援専門ボランティアの活動分野

- ① 救急・救助
- ② 医療（医師、**看護師**、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- ③ 介護
- ④ 建物判定
- ⑤ 情報・通信
- ⑥ 手話通訳
- ⑦ ボランティアのコーディネート
- ⑧ 輸送

(2) 県の支援内容

- ① 研修の実施
- ② 災害に関する諸情報の提供
- ③ 災害救援専門ボランティアをも含めた防災訓練の実施促進 等

(3) 初動チームの派遣体制の整備

災害救援専門ボランティアのより迅速かつ円滑な出動体制の整備を図るため、登録ボランティアの中から「初動チーム」を編成し、主に県外において大災害が発生した際、被災自治体の出動要請を待たずに、直ちに被災地へ赴き、被災状況、被災者のニーズの把握等情報収集や、被災地における災害ボランティア受け入れ組織等との連絡調整にあたる仕組みを構築することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

- ① 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- ② 上記窓口開設の主体（市町、第三者的な機関）の明確化
- ③ 上記窓口開設に際しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力・連携

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

- ① 災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の円滑な使用許可・貸出等の迅速かつ柔軟な手続きの整備
- ② 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくり

(3) 災害ボランティア等の確保

- ① 被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援
 - ② 県災害救援専門ボランティアとの協力
- (4) その他必要な事項

[資料] 「災害救援専門ボランティア制度の概要」

第18節 中山間地等における地震対策

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、市町]

第1 趣旨

地震または津波によって孤立するおそれのある集落における備えについて定める。

第2 内容

1 孤立集落の抽出

市町は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域をあらかじめ抽出しておくこととする。

2 孤立集落と外部との通信の確保

(1) 市町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、県及び市町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図ることとする。

(2) 市町は、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、地域防災無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図ることとする。

3 物資供給、救助活動への備え

(1) 市町は、高齢者の多い集落などでは、長期間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制についても検討することとする。

(2) 市町は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、地域防災計画で明示しておくこととする。また、着陸やホイスト可能な箇所（田畑、農・林道等）もメッシュコードを利用しリストアップしておくこととする。

(3) 市町は、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備（フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など）のほか、バイク等地域の実情に応じた機動力の確保に努めることとする。

(4) 県は、ヘリコプター等による空からの支援時に速やかに位置情報の特定を行うため、あらかじめ市町が抽出したメッシュコードによる救助ポイント等を共有するものとする。

4 孤立に強い集落づくり（備蓄の推進）

(1) 市町は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織、及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意することとする。

(2) 市町は、避難施設を確保・整備するとともに、耐震化を推進することとする。

5 道路・ライフライン等寸断への対策

県、市町は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、道路情報モニター、ボランティア、情報収集のための消防団員等の連携体制等の整備に努めることとする。

6 災害時要援護者に対する支援対策

市町は、防災関係部局と福祉部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制を整備しておくこととする。

7 広報

市町は、住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、パンフレット作成などにより、平常時から啓発に努めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 孤立集落の抽出
- (2) 孤立集落と外部との通信の確保
- (3) 物資供給、救助活動への備え
- (4) 孤立に強い集落づくり（備蓄の推進）
- (5) 道路・ライフライン等寸断への対策
- (6) 災害時要援護者への情報伝達・避難誘導體制
- (7) 広報
- (8) その他必要な事項

〔資料〕 孤立可能性集落の状況一覧

防災対策用区画地図（全県版、各県民局版）＊別冊

第19節 災害対策基金の積立・運用

[実施機関：県企画県民部災害対策局、企画県民部防災企画局、県健康福祉部社会福祉局]

第1 趣旨

災害救助及び援護のための基金について定める。

第2 内容

1 災害救助基金

県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行い、適正な運用を図ることとする。

(1) 積立額

災害救助法第38条の規定により、災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度前3年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000に相当する額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額を、当該年度において積み立てることとする。

(2) 運用方法

- ① 銀行への預金
- ② 債券の応募又は買入れ
- ③ 給与品の事前購入

2 災害援護基金

県は、「災害援護金等の支給に関する規則」により支給する災害援護金、死亡見舞金の財源に充当するため災害援護基金の積立を行うこととする。

(1) 積立額

「災害援護基金条例」に定める額（積立総額3億5,000万円）とする。

(2) 管理方法

銀行への預金

(空白)

第1節 防災に関する学習等の充実

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県教育委員会、防災関係機関〕

第1 趣旨

県民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 防災学習の総合的推進

県は、一人ひとりが防災・危機管理意識を高め、日頃から防災関係機関はもとより、地域、家庭、学校、職場等、社会全体で減災への取り組み等がなされるよう、総合的、体系的な防災学習の実施に向けて段階的、計画的に内容の拡充を図ることとする。

2 一般県民に対する防災思想の普及

防災関係機関は、県民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを中心に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図ることとする。

3 一般県民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、所管業務に関する次の事項等について広報し、県民の防災意識の高揚を図ることとする。

(1) 周知方法

防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることとする。

- ① 人と防災未来センター等、普及啓発施設の活用
- ② インターネット（県は、平成17年8月から県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波による危険度等を示すCGハザードマップを公開している。<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>）、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及

[CGハザードマップの内容]

- 防災情報マップ（洪水、土砂災害、高潮、津波）
 - ・洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所、高潮浸水想定区域、津波浸水予測図
 - ・避難所情報
 - ・雨量、水位のリアルタイム情報
 - ・主要地点における浸水状況の動画
- 防災学習
 - ・災害の恐ろしさ
 - ・避難時の留意点 等

- ③ 新聞、冊子、その他印刷物による普及

- ④ 標語、図画、作文募集等による普及
- ⑤ 出前講座等の実施
- ⑥ 地域住民の参画と協働によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- ⑦ 防災研修や訓練の実施
- ⑧ 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用 等

(2) 周知内容

防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。

- ① 県内の防災対策
- ② 地震に関する知識と過去の災害事例
- ③ 災害に対する平素の心得
 - ア 津波や地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握
 - イ 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
 - ウ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
 - エ 火災の予防
 - オ 応急救護等の習得
 - カ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
 - キ 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分）
 - ク 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
 - ケ 自主防災組織の結成
 - コ 災害時要援護者及び外国人への配慮
 - サ ボランティア活動への参加 等
- ④ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底
- ⑤ 災害発生時の心得
 - ア 地震発生時にとるべき行動
 - イ 出火防止と初期消火
 - ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - エ 救助活動
 - オ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - カ 避難行動上の注意事項
 - キ 避難実施時に必要な措置
 - ク 避難場所での行動
 - ケ 自主防災組織の活動
 - コ 自動車運転中及び旅行中等の心得
 - サ 安否情報の確認のためのシステムの活用 等

4 一般県民に対する防災実践活動の促進

県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。

〔主な講義内容〕

家具等の転倒防止、住宅の耐震化、住宅用火災警報器の設置、県住宅再建共済制度への加入、防災訓練等

5 ひょうご防災リーダー講座の開設

県は、地域防災力の向上を目指し、地域防災のリーダーを育成するための講座を開設し、修了者をひょうご防災リーダーとして位置づけ、その活動の推進を図ることとする。

① 目的

自主防災組織のリーダーなど地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得すること。

② 主な講座内容

災害のメカニズム、防災のしくみ、応急手当・救助方法、心肺蘇生法、避難所開設・運営訓練 等

③ 開催場所

県広域防災センター（三木総合防災公園内）及び地域別に開催

6 学校における防災教育

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行うこととする。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

ア 避難所指定に関わる学校と市町防災部局・自主防災組織との連携強化について

イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について

ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ 兵庫の防災教育実践上の課題の整理と調整について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る

ア 一般教職員への研修会の実施

・各教育事務所ごとに年2回実施

イ 防災教育推進指導員養成講座

・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。2年間で修了

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営

・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成（上限150名）

・避難所運営班、心のケア班、学校教育班、学校給食班、研究・企画班の5班編成

・災害時には、他府県等の派遣要請に基づき、被災した学校の復興支援活動を推進

・平時には、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言に当たり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進

・年2回、訓練・研修会を実施

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努めることとする。

① 学校における防災教育の充実

ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力などを育成

イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる
防災教育の推進

ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習の時間」などを活用した効果的な指導の展開

エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上

② 学校防災体制の充実

ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し

イ 学校が避難所となった場合を想定した、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

③ 心のケアの充実

ア 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実

イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施

ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

(3) 県は、県立舞子高等学校環境防災科（平成14年度設置）において、災害と自然環境や社会環境との関わりを原点に捉えた防災教育を実施することとする。

7 防災関係機関の職員が習熟すべき事項

(1) 防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。

① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務

② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務

③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動

④ 関係法令の運用

⑤ 災害発生原因についての知識

⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 等

(2) 県は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る災害対策本部運営マニュアル及び各部局・各地域ごとの職員行動マニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努めることとする。

8 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図ることとする。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

(注) 「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 住民に対する防災意識の普及、啓発方法及び内容

(3) 防災要員等の養成に係る研修方法及び内容

(4) 学校における防災教育の指導方法及び内容

(5) 教育委員会・学校・地域との連絡会議の設置、運営

(6) 学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順に係る留意事項

(7) その他必要な事項

第2節 自主防災組織の育成

[実施機関：県企画県民部防災企画局、企画県民部災害対策局、市町]

第1 趣旨

地域において、県民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内容

1 実施機関等

- (1) 県は、市町の自主防災組織の育成の取組みを支援することとする。
- (2) 市町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとする。
その際、市町と消防機関等は、密接に連携、協力することとする。
- (3) 県民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。

2 活動

自主防災組織の参加者は、市町と協議のうえ、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行うこととする。

(1) 防災計画の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- ② 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- ③ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- ④ 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- ⑤ 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- ⑥ 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- ⑧ 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- ⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

(2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- ② 編成上の留意事項
 - ア 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
 - イ 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
 - ウ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
 - エ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

(3) 自主防災組織の活動内容

- ① 平時の活動

- ア 風水害等防災に関する知識の向上
- イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
- エ 地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
- オ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- キ 避難地・医療救護施設の確認
- ク 防災資機材の整備、管理
- ケ 防災訓練の実施 等

② 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火
- イ 負傷者の救助
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 情報の収集・伝達
- オ 避難誘導、避難生活の指導
- カ 給食・給水
- キ 近隣地域への応援 等

(4) その他

自主防災組織は、事業所の防災組織、婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

3 育成強化対策

県、市町は、県内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援することとする。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努めることとする。

(1) 県は、広域的な観点から、組織の結成及び組織の活性化を支援するため、次の事業を推進することとする。

- ① 地域防災活動推進大会の開催
- ② 優良自主防災組織の表彰
- ③ 啓発資料等の作成
- ④ 防災情報通信員の設置
- ⑤ ひょうご防災リーダー講座の開催

(2) 市町は、自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進することとする。

- ① 啓発資料の作成
- ② 各種講演会、懇談会等の実施
- ③ 情報の提供
- ④ 各コミュニティへの個別指導・助言
- ⑤ 各コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- ⑥ 顕彰制度の活用

⑦ 活動拠点施設の整備

(3) 市町は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図ることとする。

- ① 人口の密集している地域
- ② 住宅の中に高齢者等いわゆる災害時要援護者の比率が高い地域
- ③ 木造家屋の集中している地域
- ④ 消防水利の不足している地域
- ⑤ 過去に災害で被害が甚大であった地域

(4) 県、市町は、安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの支援に努めることとする。

(コミュニティ・ファイルづくりの内容)

自主防災組織等の地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。

(コミュニティ・ファイルの項目)

- ① 総括編 人口、世帯数など地域の基本的な事柄
避難場所や防災関係機関の所在地・電話番号
- ② 防災資機材・物資編 防災資機材庫・物資備蓄庫の場所
防災資機材・備蓄物資の保有状況
- ③ 施設編 消防施設（防火水槽、消火栓等）の状況
医療施設、災害時要援護者（高齢者、障害者等）のための施設等の状況
- ④ 危険箇所編 災害が起こりやすい箇所（軟弱な地盤、土砂災害のおそれのあるところ等）
避難や救援活動を行ううえで問題のある箇所
- ⑤ 団体編 自主防災組織、自治会・町内会等の地域団体
災害時に協力してくれる工場、工務店、商店、事業所等
- ⑥ 人材編 自主防災活動など地域活動のリーダー等
被災者救援に関する専門的な資格・技術等を有する人（医師、看護師等）
- ⑦ 災害弱者編 ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障害者等
災害時要援護者のことを把握している人（民生委員等）
- ⑧ 地図編 避難場所、避難経路、施設、危険箇所等の場所

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 自主防災組織の育成方針
- (3) 自主防災組織の育成方法
- (4) 自主防災組織への指導、支援
- (5) その他必要な事項

[資料] 「県内各市町自主防災組織の組織率」

「県が管理する映画フィルム及びビデオテープ」

第3節 企業等の地域防災活動への参画促進

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町、企業〕

第1 趣旨

企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第2 内容

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

2 企業等の平常時対策

(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

① 事業継続計画（BCP）の作成

〔事業継続計画〕
災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する(Business Continuity Plan：BCP)。

- ② 防災計画の作成
- ③ 防災組織の育成
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 地域の防災訓練への参加
- ⑥ 防災体制の整備
- ⑦ 復旧計画の作成
- ⑧ 各計画の点検・見直し 等

(2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。

3 事業所の防災組織

(1) 対象施設

- ① 多数の者が利用する施設（中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等）
- ② 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- ③ 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- ④ 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）

(2) 計画の作成

- ① 予防計画
 - ア 予防管理組織の編成
 - イ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - ウ 消防用設備等の点検整備
- ② 学習訓練計画
 - ア 防災学習
 - イ 防災訓練
- ③ 応急対策計画
 - ア 応急活動組織の編成
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難誘導
 - オ 救出救護

(3) 防災組織の活動

- ① 平時
 - ア 防災訓練
 - イ 施設及び設備等の訓練整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- ② 災害時
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護

4 県、市町の役割

- (1) 事業所の防災組織の育成指導
- (2) 事業継続計画や防災計画の作成支援
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進
- (4) 防災に関するアドバイス

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 事業所の防災組織の育成指導
- (2) 地域の防災活動における企業等との連携
- (3) その他必要な事項

〔資料〕 「災害時の支援活動等における相互協力に関する協定」

「民間関係団体との災害時における協定一覧」

第1節 防災基盤・施設等の整備

第1款 地震防災緊急事業の推進

[実施機関：県企画県民部防災企画局、市町]

第1 趣旨

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 計画作成者

知事

2 計画年度

平成23年度～平成27年度

3 要件

- (1) 都道府県地域防災計画に（市町村事業は市町村地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。
- (2) 施設毎に主務大臣が定める基準に適合すること。
- (3) 都道府県地域防災計画に目標が定められている場合（都道府県地域防災計画での被害想定、目標設定に努めるものとする）は、当該目標に即した事業であること。

4 対象施設

- (1) 避難地 (→「都市の防災構造の強化」、「大規模火災の予防対策の推進」の項等を参照)
- (2) 避難路 (→「都市の防災構造の強化」、「大規模火災の予防対策の推進」の項等を参照)
- (3) 消防用施設 (→「消防施設・設備の整備」の項等を参照)
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
(→「火災に関する広域避難地の整備」の項等を参照)
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
(→「交通関係施設の整備」、「緊急輸送体制の整備」の項等を参照)
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
(→「ライフライン関係施設の整備」の項等を参照)
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(→「建築物等の耐震性の確保」の項等を参照)
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(→「建築物等の耐震性の確保」、「災害時要援護者支援対策の充実」の項等を参照)

- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（屋内運動場含む）
（→「建築物等の耐震性の確保」、「教育対策の実施」の項等を参照）
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（→「建築物等の耐震性の確保」、「教育対策の実施」の項等を参照）
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
（→「建築物等の耐震性の確保」の項等を参照）
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
（→「河川、海岸、ため池施設の整備」の項等を参照）
- (13) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
（→「地盤災害の防止施設等の整備」の項等を参照）
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
（→「防災拠点の整備」の項等を参照）
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
（→「情報通信機器・施設の整備」の項等を参照）
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
（→「避難対策の実施」の項等を参照）
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
（→「備蓄体制等の整備」の項等を参照）
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
（→「防災資機材の整備」の項等を参照）
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
（→「都市の防災構造の強化」の項等を参照）

5 計画内容

19事業

整備目標や計画計上に関する考え方を明確にし、計画対象地域の地震被害の危険性等を踏まえた上で、対象施設における中長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにすることにより、緊急事業としての趣旨を十分踏まえた計画とする。

上記の考えに沿って以下の点に留意し作成する。

- (1) 中長期的な整備目標の記載
- (2) 各施設の整備状況の把握
- (3) 地震防災上の整備の必要性、緊急性の明確化

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画における市町事業の概要
- (2) 地震防災緊急事業五箇年計画の進捗状況
- (3) その他必要な事項

第1節 防災基盤・施設等の整備

第2款 防災対策事業の推進

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町]

第1 趣旨

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 防災基盤整備事業

「災害時に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設・設備であって、地方公共団体が単独事業として計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業であることとする。

区分	事業例
消防防災施設整備事業	<u>防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等</u>
消防広域化対策事業	<u>市町の消防の広域化</u> に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・ <u>研修施設</u> 等
緊急消防援助隊施設整備事業	<u>緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等</u>

(2) 防災基盤整備事業計画

- ① 市町は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議し、県は、所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。
- ② 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ消防庁に協議することとする。

(3) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(4) 事業の実施

県、市町は、防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。

2 公共施設等耐震化事業

「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。（→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）
- ③ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

(2) 公共施設等耐震化事業計画

- ① 市町は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議し、県は、所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。
- ② 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ消防庁に協議することとする。

(3) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(4) 事業の実施

県、市町は、公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努めることとする。

第3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- 1 防災基盤整備事業計画及び公共施設等耐震化事業計画の作成
- 2 その他必要な事項

第2節 都市の防災構造の強化

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、市町〕

第1 趣旨

災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第2 内容

1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 県は、「防災都市計画マスタープラン」等を策定し、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。
- (2) 市町は、「防災都市計画マスタープラン」に十分配慮しつつ、都市計画区域内の市町については「市町都市計画マスタープラン」、また、都市計画区域外の町についてはこれに替わる計画と市街地の防災に関する事項に関して、市町地域防災計画と整合を図ることとする。
- (3) 県及び市町は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいくこととする。
 - ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、県全体として災害に強い地域構造を構築すること。
 - ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。

2 地域別の市街地防災

市街地の防災は、密度や形態などの市街地特性を踏まえ、地域固有の資源を活用していくことが基本であることから、地域分類を行った上で、市街地防災を推進することとする。

(1) 市街地連担型地域

平地部において中・高密度（40人/ha以上）の市街地が、概ね400ha（2kmメッシュ）以上連担する地域をいう。

① 水と緑のネットワークの形成

公園緑地の整備、残存緑地の保全、山麓部の緑地の保全・整備、都市河川の整備、臨海部の緑化の推進等により、市街地内において緑の創出とオープンスペースの確保を進め、これらを交互に連携させることにより水と緑のネットワークを体系的に形成することとする。

② 市街地の緑化・不燃化

緑地協定の締結や緑化助成による生垣化や宅地内植樹を推進するほか、防火地域・準防火地域の指定などにより建築物の不燃化を誘導し、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上とあわせ、市街地の面的な防災機能を高めることとする。

③ 防災空間、防災拠点の体系的整備

市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備することとする。

(2) 市街地分散型地域

市街地連坦型地域以外の地域をいう。

① 自然と共生した防災性の高い計画的な市街地整備

自然地形特性や土地利用現況など地域固有の条件を踏まえ、防災効果を最大限に発揮する市街地整備を図ることとする。

② 自然地形が形成する、自立的な防災ブロックの整備

積極的な保全・整備を図る山麓部の緑地を広域防災帯としてとらえ、これに囲まれたまとまった空間を防災ブロックとし、災害時には、その中で自立的な対応を行うこととする。ただし、防災ブロックの空間規模は、地域により異なり、地域の実情に応じて設定することとする。

③ 地域の実情に合った防災拠点の体系的な整備

災害時に自立的な対応を図るため、防災活動の拠点及び住民の避難地を防災ブロック内に体系的に整備することとする。

④ 市街地ネットワークの強化

道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、市街地ネットワークの強化を進めることとする。

3 防災施設の整備方針

県、市町は、人口、産業の集積する既成市街地並びにこれらに近接する地域のうち、大地震発生時に著しい被害が発生するおそれのある地域及び都市防災計画上記要な位置を占める地域において、生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難地、避難路、防災公園等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する市街地開発事業、水災対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図ることとする。

(1) 広域避難地

広域避難地は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有することとする。

① 周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるよう概ね10ha以上の空地を有することを目標とする。

② 有効避難面積については、避難者1人当たり2㎡以上を確保するものとする。ただし、地域の実状によりこれによりがたい場合においては、避難者1人当たりに必要な面積を1㎡以上とすることができることとする。

③ 災害時の高齢者・子供等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね2km以内とすることとする。

④ 避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、内部に設けられる平時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮するほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図ることとする。

⑤ 大震火災時に多数の人々が避難することを考慮して消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保することとする。

- ⑥ 臨海部及び河川の下流地域、ゼロメートル地帯等の低地盤地域については、津波の危険性や堤防の決壊等を考慮し、避難地整備に併せて高潮対策施設の一体的な整備を行うなど、必要な措置を講じることとする。

(2) 避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

- ① 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮して、幅員15m以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車者歩行者専用道路、緑地又は緑道にあつては、10m以上とすることができるものとする。
- ② 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置することとする。
- ③ 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な整備を配置することとする。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮することとする。

(3) 避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

市街地大火のふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難地・避難路周辺の建築物の耐震不燃化を図ることとする。また、避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じることとする。

(4) 避難地・避難路の周知

市町は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図ることとする。

(5) 広域防災帯

県、市町等は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努めることとする。

(神戸・阪神地域の配置計画)

ア 東西軸

国道43号～国道2号軸、山手幹線軸、山陽新幹線軸、国道171号軸、
中国自動車道(国道176号)軸、仁川軸

イ 南北軸

妙法寺川軸、新湊川軸、神戸文化軸、生田川軸、灘文化軸、都賀川軸、石屋川軸、住吉川軸、
芦屋川軸、夙川軸、武庫川軸、五合橋線軸、猪名川軸、天神川軸

4 都市の再開発の推進

県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の整備を行い、公共空地等の設置、建物の不燃化等を図るため、市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。

(1) 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

県、市町は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

(2) 市街地再開発事業の推進（都市再開発法）

県、市町は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

(3) 密集市街地対策の推進（密集市街地整備法）

県は、県下の市街化区域において、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画に位置付け、市町は、当該地域における総合的な密集市街地対策を推進することとする。

5 その他の施設の整備

施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。

(1) 道路施設の整備

各道路管理者は、緊急輸送路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。

(2) 河川施設の整備

河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。

(3) 港湾緑地の整備

港湾管理者は、広域防災拠点等として活用する緑地整備を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に併せて、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努めることとする。

(4) 海岸施設の整備

海岸管理者は、避難地としての機能を有する海岸施設の整備により、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。

(5) 公園施設の整備

公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。

(6) 学校施設の整備

学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 防災施設の整備

(2) 避難地・避難路等の周知

(3) その他必要な事項

第3節 建築物等の耐震性の確保

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町〕

第1 趣旨

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- (1) 県は、特定行政庁（建築基準法第2条に規定する建築主事を置く市）と調整の上、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震改修を進めることとする。
- (2) 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県耐震改修促進計画を作成する。
- (3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画（以下、この節において「市町計画」という。）を作成することとする。
- (4) 県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。
- (5) 県、市町は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施することとする。

2 公共施設の耐震化

- (1) 県は、耐震化が必要な県有施設について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。また、県立学校については、県立学校耐震化10カ年作戦（平成16～25年度）に基づき耐震化を図ることとする。
- (2) 県は、新たに建築する県有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図ることとする。
- (3) 県は、防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努めることとする。
 - ① 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性のある取付け（躯体と緊結）
 - ② バックアップ機能の充実
 - ③ 早期復旧ができる設備の構築
 - ④ エネルギー源の多重化と量の確保
 - ⑤ 自己電源の確保
 - ⑥ 自己水源の確保
 - ⑦ 消火・避難経路の確保
 - ⑧ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
 - ⑨ 排水処理施設（汚物処理を含む）の確保
- (4) 市町は、市町有施設について、計画的に耐震性強化に努めることとする。

3 一般建築物耐震化の促進

県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。

(1) 耐震診断・改修支援システムの充実

県は、県有施設、市町及び民間施設の耐震診断、耐震改修を支援することを目的として構築された耐震診断・改修支援システムを市町及び建築関係団体と協力して充実していく。

- ・ 耐震診断改修計画評価委員会：(財)兵庫県住宅建築総合センターに設置
- ・ 耐震化相談会：建築関係団体の協力を得て随時開催

(2) 建築技術者の育成

県は、耐震診断・耐震改修計画を進めるために建築関係団体に情報提供を行う等、建築技術者の育成に努める。

(3) わが家の耐震改修促進事業

県は、住宅の耐震改修を促進させるため、耐震診断と耐震改修計画策定費と耐震改修工事費の補助を行うこととする。

① 簡易耐震診断推進事業

昭和56年5月31日以前に着工した住宅のうち、平成12年度から14年度にかけて実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断を受けていない住宅の所有者の求めに応じて簡易耐震診断を行う。

[事業主体] 市町

[負担割合] 申請者負担1割

② 住宅耐震・改修計画策定費補助

耐震診断と耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む）に要する費用の一部を補助する。

[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

[対象者] 県内に対象住宅を所有する者

[補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

[補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内

(補助限度額：戸建住宅＝20万円、共同住宅：12万円／戸)

③ 住宅耐震改修工事費補助

住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事費に要する費用の一部を補助する。

[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下）

[補助対象] ①安全性を確保するための、次の工事（付帯工事を含む）に要する費用

ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強

イ 屋根の軽量化

ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強

②耐震診断で評価が0.7以上の木造戸建住宅において実施する次のいずれかの部分改修型工事に要する費用（平成21年度～）

- ア 「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「軽い屋根」へ葺き替える屋根の計量化工事
- イ 一階四階（出隅部）への耐力壁設置工事
- ウ 一階出隅部の柱頭、柱脚における金物等による接合部補強工事

[補助金額]

①住宅耐震改修工事費補助

補助対象となる費用の4分の1以内

（補助限度額：戸建住宅＝60万円、共同住宅：20万円／戸）

②住宅耐震改修支援（①に加算）

補助対象となる費用の4分の1以内

（補助限度額：戸建住宅＝20万円、共同住宅：20万円／戸）

4 重要施設への供給ラインの耐震化

県、市町及びライフライン事業者は、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについて、重点的な耐震化に努めることとする。

5 建築物の耐震性強化の普及啓発

(1) 建物所有者及び住民への普及啓発

県、市町は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

(2) 建築物相談所の開設

県、市町は、県県土整備部建築指導課、各県民局（各土木事務所まちづくり建築課及び建築課、神戸及び阪神南を除く）、各市町庁舎等に建築相談所を開設し、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努めることとする。

(3) 建築物防災診断の実施

県、市町は、必要に応じ消防本部、建築士会その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施に努めることとする。また、実施にあたっては、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保を啓発することとする。

(4) 建築基準法令の普及

県、市町は、関係団体（建築士会、建築士事務所協会、大工組合等）に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法に定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努めることとする。

6 落下物等の対策

(1) 落下物

① 県有施設

県は、県有施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施することとする。

② 一般建築物

県及び県下の特定行政庁は、広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、次の対策を実施することとする。

ア 外壁タイル等の診断改修の指導

イ 落下物防止対策の普及、啓発

(2) その他

県及び市町は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

7 ブロックべいの倒壊防止対策

県、市町は、ブロックべいの倒壊防止対策の実施に努めることとする。

(1) ブロックべいの造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発

(2) ブロックべいの危険箇所の調査

(3) 危険なブロックべいの造り替えや生け垣化の奨励

(4) 建築基準法の遵守、指導

8 Eーディフェンスを活用した減災対策の研究・推進

県は、東南海・南海地震など、地震動による建築物等の被害の軽減を図るため、三木総合防災公園に立地する実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）を活用し、減災のための研究を推進することとする。

9 家具等の転倒防止

県、市町は、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動、Eーディフェンスでの実験等を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図ることとする。

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 市町計画の策定

(2) 実施責任

(3) 市町有施設等の耐震化

(4) 建築物等の耐震性向上に係る指導、啓発

(5) その他必要な事項

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第1款 砂防設備の整備

[実施機関：近畿地方整備局、県土整備部土木局]

第1 趣旨

地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備の整備等について定める。

第2 内容

1 事業計画

(1) 県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
砂防事業	砂防指定地内における砂防えん堤工、溪流保全工、等

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
砂防事業	砂防指定地（六甲山系）内における砂防えん堤工、山腹工、等

2 六甲山系における土砂災害に対する監視体制の強化

- (1) 近畿地方整備局（六甲砂防事務所）は、現在六甲山系に36箇所（テレメータ）の雨量計を設置し、得られた降雨情報を各機関へ配信しており、一層の観測精度の向上と迅速かつ的確な情報伝達に努めることとする。
- (2) 近畿地方整備局（六甲砂防事務所）は、特に土石流発生の危険性が高い溪流について、砂防設備の整備と併せて土石流発生監視装置を設置し土石流発生時に、自動電話応答装置で関係各機関へ通報することとする。

3 土石流危険溪流等の把握と住民への周知徹底

県は、土石流危険溪流等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害危険箇所図として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。

4 土石流防止対策の普及啓発

県は、土石流災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、砂防指定地等の点検指導を行うとともに、防災思想の周知徹底と防災体制の整備を推進することとする。

[資料] 「市町別土石流危険溪流等箇所」*電子データ

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第2款 地すべり防止施設の整備

〔実施機関：近畿農政局、県農政環境部農林水産局、県土整備部土木局〕

第1 趣旨

地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 事業計画

(1) 県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、特殊法砕工、アンカー工等） 抑制工（集水井工、集水ボーリング工、水路工等）

(2) 県（農政環境部）所管事業分

(ア) 農地整備課所管分

年度	事業名	事業内容
23～27	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）

(イ) 治山課所管分

年度	事業名	事業内容
18～27	地すべり防止事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）

2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底

県は、地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害危険箇所図として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。

3 地すべり防止対策の普及啓発

県は、地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、地すべり防止区域の点検指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備を推進することとする。

〔資料〕 「地すべり危険箇所」＊電子データ

「地すべり危険地区」＊電子データ

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備

〔実施機関：県土整備部土木局〕

第1 趣旨

地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 事業計画

県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工、特殊法枠工、アンカー工等

2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知

県は、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で急傾斜地崩壊危険箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。

3 普及啓発

県は、急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に地域住民に対しがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及を図ることとする。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

県は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内において、行為制限、防災措置の勧告、改善命令等により適切な管理を行うなど、災害の未然防止に努めることとする。

〔資料〕 「急傾斜地崩壊危険区域」 ＊電子データ

「急傾斜地崩壊危険箇所」 ＊電子データ

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第4款 治山施設の整備

[実施機関：近畿中国森林管理局、県農政環境部農林水産局、市町]

第1 趣旨

地震に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備について定める。

第2 内容

1 主な事業の内訳

事業名	根拠法規	事業主体
山地治山	・ 森林法	県
防災林整備	・ 森林法	
災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止	・ 森林法 ・ 地すべり等防止法	
林地崩壊防止	・ 林地崩壊防止事業実施要綱	市町
県単独治山	・ 県単独県営治山事業実施基準	県
	・ 農政環境部補助金交付要綱	市町

2 事業計画

(1) 県（農政環境部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
18～27	山地治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、また、そのおそれのある箇所において、地震に強い治山工法の開発・普及を図るとともに、防災工事を実施し災害を未然に防止する。
	防災林整備	土砂の流出防止、雪崩、火災等の発生を防止するため、防災施設の実施とあわせて森林の造成を行う。
	災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止	災害により新たに発生した山腹崩壊地や荒廃溪流で、放置すれば人家等に被害を与えるおそれがある箇所について、災害防止工事を実施する。
	林地崩壊防止	激甚な災害により発生した山腹崩壊等から人家等を保全するため防災工事を実施する。
	県単独治山	山腹崩壊地や荒廃溪流において防災工事を実施し、災害の未然防止を図るもので、国庫補助の対象とならないものを実施する。

(2) 近畿中国森林管理局所管事業分

事業名	事業内容
山地治山 防災対策総合治山 災害関連緊急治山	国有林における荒廃地の復旧 国有林における予防治山施設による災害予防

3 治山施設の点検

県は、地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月に危険地区を中心とした治山施設等の点検を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備
- (2) 山地災害危険地区の住民に対する周知対策
- (3) その他必要な事項

[資料] 「山腹崩壊危険地区」＊電子データ
「崩壊土砂流出危険地区」＊電子データ
「地すべり危険地区」＊電子データ

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第5款 宅地造成等の規制

[実施機関：県土整備部まちづくり局、市町]

第1 趣旨

地震に伴う宅地の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。

第2 内容

1 宅地造成工事規制区域等の指定

県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を再調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の追加指定を行うこととする。

また、造成された宅地の耐震性向上を図るため、造成宅地防災区域の指定に向けた調査を行うこととする。

2 危険宅地のパトロールと措置

(1) 県は、今後行われる宅地造成工事に対し、宅地造成等規制法に定める技術的基準を確実に履行させるとともに、パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努めることとする。

(2) 県及び市町は、必要に応じ、県警察本部・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。

① 防災措置についての文書による指示

② 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告

③ 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく工事の停止及び宅地の使用禁止命令

④ 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令

3 宅地保全相談所の設置

県は、宅地造成等規制法の趣旨徹底を図るとともに、宅地造成工事規制区域内外における適正な宅地造成工事を指導し、また既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。

(1) 常設相談所

県土整備部都市計画課開発調整室、各県民局（まちづくり建築課及び建築課（神戸県民局を除く。））

(2) 現地巡回相談所の設置

梅雨び台風時期の前に必要に応じて設置

4 県下権限委任市への指導

県下の宅地造成等規制法の権限を有する市にも、上記2～3に準じた措置を行うよう指導する。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 危険な状態にある宅地の所在及び警戒体制、保全対策

(2) 地域自主防災体制の整備

(3) その他必要な事項

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第6款 災害危険区域対策の実施

[実施機関：県土整備部住宅建築局、市町]

第1 趣旨

地震に伴う建築物の被害を防止するため、災害危険区域対策について定める。

第2 内容

1 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる地域について、市町と協議のうえ、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の追加指定を行うこととする。

2 災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅、寄宿舎、下宿、老人福祉施設及び有料老人ホーム等の用に供する建築物の建築を、原則として禁止するとともに、その他居室を有する建築物の建築は、原則として鉄筋コンクリート造その他堅固な構造、方法等によるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止を図ることとする。

3 危険住宅の除却又は移転

市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助額の3/4を負担することとする。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

限度額 780千円

助成区分 国 $\frac{1}{2}$ 、県 $\frac{1}{4}$ 、市町 $\frac{1}{4}$

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限度額 4,060千円（土地を取得しない場合 3,100千円）

年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 国 $\frac{1}{2}$ 、県 $\frac{1}{4}$ 、市町 $\frac{1}{4}$

(注) 助成費の補助限度額は、平成23年度の額である。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

(3) その他必要な事項

[資料] 「災害危険区域の指定状況」

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第7款 地盤の液状化対策の実施

[実施機関：県県土整備部土木局、県土整備部まちづくり局、県企業庁、市町]

第1 趣旨

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

第2 内容

1 埋立地等における液状化対策

- (1) 県は、臨海部等を埋立造成する場合、全体の地盤沈下量を想定するとともに、必要により地盤改良を行い、余盛工法をとるなど、埋立地盤の沈下に適切に対処することとする。
- (2) 県等は、液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策工法を検討、実施することとする。

2 液状化対策の普及啓発

県は、県民や建築物の施工主等に液状化対策の工法の周知を図るとともに、対策工法の実施の促進に努めることとする。

3 地盤データの収集及びデータベース化

県及び市町は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努めるものとする。

第5節 河川、海岸、ため池施設の整備

[実施機関：近畿地方整備局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、市町]

第1 趣旨

地震に伴う河川、海岸、ため池の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等について定める。

第2 内容

1 河川施設の整備

(1) 事業計画

県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
24	高潮対策事業	7河川

(2) 水門・閘門等の操作

水門・閘門等の施設管理者は、平時から操作規則等に定めるところにより水門・閘門等及び内水排除施設の操作を速やかに行うことができるよう準備を行うこととする。

(3) 河川管理施設における危険箇所の周知徹底

河川管理者は、地震により特に危険度が高いと予想される箇所について点検を行い、その結果について関係地方公共団体への周知を図ることとする。

2 海岸施設の整備

(1) 事業計画

① 海岸保全施設の耐震性の強化

ア 県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸閘等自動遠隔化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修）他 計4海岸
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等電動化 他） 計6海岸

イ 県（農政環境部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～	<p>（農地整備課所管分）</p> <p>高潮対策事業</p> <p><u>海岸堤防等老朽化対策</u></p> <p><u>緊急事業</u></p> <p>（漁港課所管分）</p> <p>高潮対策事業</p> <p>侵食対策事業</p> <p>海岸環境整備事業</p>	<p>福浦海岸（護岸補強 他）</p> <p><u>吹上海岸（堤防補強 他）</u></p> <p>丸山漁港海岸（胸壁他） 家島漁港海岸（護岸（改良）他）</p> <p>須井漁港海岸（離岸堤他）</p> <p>香住漁港海岸（養浜他）</p>

3 ため池施設の整備

(1) 事業計画

県（農政環境部）所管事業分

事業名	事業内容
ため池等整備事業 <u>他</u>	ため池改修 <u>や統廃合</u>

(2) 周知及び広報

県は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 準用河川の整備
- (2) ため池施設の整備
- (3) その他必要な事項

[資料] 「治水及び河川総合開発事業の現況」

「ため池分布表」*電子データ

第6節 交通関係施設の整備

第1款 道路施設の整備

[実施機関：近畿地方整備局、県土整備部土木局、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有開発(株)]

第1 趣旨

多元多重の交通ルート確保を考慮の上、災害に強い道路施設の整備等について定める。

第2 内容

1 道路施設の耐震補強計画等

(1) 緊急輸送道路の橋梁耐震補強

道路管理者は管理橋梁の耐震対策を推進し、災害に強い道路を目指すこととする。

2 緊急輸送路等の整備

(1) 県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
道路事業（一般国道、県道）	緊急輸送路の整備を実施する。
街路事業	
特定交通安全施設等整備事業	

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
道路事業	緊急輸送路に指定された道路等の整備を実施する。

(3) 西日本高速道路(株)所管事業分

年度	事業名	事業内容
18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4 km
18～ (22～)	近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路)	区間：大阪府箕面市～神戸市北区 総延長：22.5 km (県内21.0 km)

(4) 阪神高速道路(株)所管事業分

年度	事業名	事業内容
18～	神戸市道高速道路2号線事業	区間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2 km

3 落石防止

(1) 県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
法面防災工事	防災点検に基づく法面防災工事の順次実施

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
法面防災工事	防災点検に基づく法面防災工事の順次実施

(3) 本州四国連絡高速道路(株)所管事業分

事業名	事業内容
法面防災工事	風化及び劣化による法面防災工事の順次実施

4 落橋防止

(1) 県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
橋梁補修事業	震災点検に基づく落橋防止対策（耐震連結装置、沓座拡幅等）、及び <u>耐震補強工事等の順次実施</u>

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
震災対策補強補修事業	<u>耐震補強工事等の順次実施</u>

(3) 西日本高速道路(株)所管事業分

事業名	事業内容
地震防災対策等	上・下部工耐震補強工事の順次実施

(4) 阪神高速道路(株)所管事業分

事業名	事業内容
防災・安全対策工	耐震補強工事等の順次実施

(5) 本州四国連絡高速道路(株)所管事業分

事業名	事業内容
<u>地震防災対策等</u>	<u>耐震補強工事等の順次実施</u>

(6) 兵庫県道路公社所管事業分

事業名	事業内容
地震防災対策等	<u>耐震補強工事等の順次実施</u>

5 道路情報の提供

県は、「道の駅」に道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための各種情報を提供するとともに、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行うこととする。

さらに、各種の道路情報提供装置の統合管理を進め、他の道路管理者及び県警察本部とのネットワーク化を図ることにより、緊急時における迅速かつ的確な情報収集と発信に努めることとする。

○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所

駅名	路線名	所在地	備考
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野字溝越99-2	
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1	
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1	
とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1	
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田字笹淵541-1	
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字大平ル	
R 4 2 7 かみ	国道 4 2 7 号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1	
いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1	
丹波おばあちゃんの里	国道 1 7 5 号	丹波市春日野町野村	
提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等			

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 道路施設（市町管理）の整備
- (2) その他必要な事項

第6節 交通関係施設の整備

第2款 港湾施設の整備

[実施機関：近畿地方整備局、県土整備部土木局、市町]

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い港湾施設の整備等について定める。

第2 内容

事業計画

1 海上輸送の多重化

姫路港、尼崎西宮芦屋港において外貨貨物を扱える大型岸壁等の整備を行うこととする。

また、姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港において、所要の岸壁等を整備することとする。

① 県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 赤穂港千鳥地区道路

② 近畿地方整備局所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区） 航路、泊地

2 防災拠点として活用する港湾施設の整備

他の防災拠点等を結び、円滑な緊急物資輸送が行えるよう、臨海部に防災拠点として活用する耐震強化岸壁及び背後のヤード、緑地等を整備することとする。

(1) 耐震強化岸壁等の整備

姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港で岸壁を耐震強化に改良するとともに、背後地域へのアクセス道路・橋梁の耐震強化を図ることとする。

また、淡路島などの地方港湾の主要施設において耐震強化を進めることとする。

県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～27	港湾改修事業	赤穂港 千鳥地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮棧橋(-3.5m)L=60m

(参考)

整備済施設

年度	事業名	事業内容
～22	港湾改修事業	<u>姫路港 須加地区 橋梁(改良)</u> <u>姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース</u> <u>尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース</u> <u>尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース</u> <u>尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m</u> <u>尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース</u> <u>尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース</u> <u>東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)</u> <u>津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)</u> <u>津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m</u>

3 市町地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 港湾施設（市管理）の整備
- (2) その他必要な事項

[資料] 「県内港湾の概要」

第6節 交通関係施設の整備

第3款 漁港施設の整備

[実施機関：県農政環境部農林水産局、市町]

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い漁港施設の整備等について定める。

第2 内容

1 県（農林水産部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
24	広域漁港整備事業	(4地区) 外かく施設、係留施設、輸送施設、用地
	地域水産物供給基盤整備事業	(1地区)
	漁港漁場機能高度化事業	(1地区)
	港整備交付金	(1地区)
	漁港関連道整備事業	関連道 (1地区)
	漁港環境整備事業	緑地広場 (2地区)

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 漁港施設（市町管理）の整備
- (2) その他必要な事項

[資料] 「県内漁港の概要」

第6節 交通関係施設の整備

第4款 鉄道施設の整備

[実施機関：鉄道事業者]

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い鉄道施設の整備等について定める。

第2 内容

鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。

機 関 名	内 容	事業計画
西日本旅客鉄道(株)	<p>1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。</p> <p>2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。</p> <p>3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。</p> <p>また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。</p>	駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化
神戸市交通局		駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化
阪急電鉄(株) 阪神電気鉄道(株) 山陽電気鉄道(株)		駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化
神戸電鉄(株)		駅舎・橋梁・法面・電車線路支持物等を計画的に改良強化
神戸高速鉄道(株)		溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化
六甲摩耶鉄道(株)		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化
神戸市都市整備公社		耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。

第6節 交通関係施設の整備

第5款 空港・ヘリポート対策の実施

[実施機関：大阪航空局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、市町]

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い空港・ヘリポート対策について定める。

第2 内容

1 県、大阪空港事務所は、次の対策を実施することとする。

(1) 防災資機材の備蓄

消火剤等の資機材を備蓄し、災害時の空港・ヘリポートの被災を防止、軽減することとする。

(2) 施設の点検及びパトロールの実施

常時、空港施設及びヘリポート施設の点検・パトロールを行い、必要な箇所を改修することとする。

(3) 防災訓練の実施

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制等の強化を目指し、航空機事故を想定した防災訓練を定期的実施することとする。

2 コウノトリ但馬空港の活用

災害時の活用を図るため、定期的に緊急空路輸送を想定した防災訓練を実施することとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。

○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
箇所数	30	15	24	17	27	26	36	41	21	30	267

(2) 県は、災害時にヘリコプターを運航する警察、消防、自衛隊等の防災関係機関への周知を図ることとする。

(3) 市町は、市役所（役場）・地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行い、市町地域防災計画に記載することとする。

(4) 市町は、負傷者の迅速な搬送の場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議することとする。

4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備

県は、広域防災拠点の建設にあたって、ヘリポート等の整備に努めることとする。

三木総合防災公園 三木防災ヘリポート（非公共） 平成17年9月供用開始

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) ヘリコプター臨時離着陸場適地
- (2) 災害時のヘリコプター臨時離着陸場の運用体制
- (3) その他必要な事項

第7節 ライフライン関係施設の整備

第1款 電力施設の整備等

[実施機関：関西電力㈱]

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

関西電力㈱は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。

1 施設の保全及び耐震性の確保

(1) 水力発電設備

- ① 主要機器の効果的な耐震構造化
- ② 構造物の耐震設計の採用

(2) 火力発電設備

- ① 主要機器の効果的な耐震構造化
- ② 構造物の耐震設計の採用
- ③ 油類等の流出、漏えい防止対策の実施
- ④ 消防設備、自衛消防力の点検、整備

(3) 変電設備

- ① 主要機器の効果的な耐震構造化
- ② 構造物の耐震設計の採用

(3) 送配電設備

- ① 地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施
- ② 橋梁及び建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用
- ③ 鉄塔の巡視点検の実施
- ④ 配電設備の地中化に関する、総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施

2 電力の安定供給

(1) 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、本店、支店・支社、変電所、発電所等41箇所（県内13箇所）に地震計を設置することとする。

(2) 通信設備の確保

- ① 主要通信系統の2ルート化
- ② 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保
- ③ 通信用電源の確保
- ④ 衛星通信システムの整備
- ⑤ 移動無線応援体制の整備
- ⑥ 近畿地方非常通信協議会加入の各機関との相互協力

⑦ 有線不通時における内閣府中央防災無線における国等防災関係機関との通信確保

(3) 電気施設予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう、定期的に工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うこととする。

(4) 気象台等との連携

地震発生に関する情報について気象台等との連携を密にし、的確な情報の収集及び伝達に努めることとする。

3 公衆災害、二次災害の防止

(1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施することとする。

- ① 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
- ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
- ③ 不良電気設備（需要家）の改修促進

(2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平時から以下の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組むこととする。

- ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防PR活動の実施
- ② 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

4 資機材の確保・整備

(1) 資機材の確保

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保することとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他の協力を得て、輸送力確保に万全を期することとする。

(3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他の電力会社及び電源開発㈱と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておくこととする。

5 防災訓練、防災教育の実施

(1) 訓練の種類

- ① 情報連絡訓練
- ② 被害復旧訓練

(2) 訓練の方法

- ① 全社規模における総合訓練
- ② 各級機関における総合又は部門別訓練
- ③ 自治体等防災訓練への参加

(3) 従業員の防災教育

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努めることとする。

6 電力会社相互間の体制

電力会社相互間の広域運営体制は、全国組織として中央電力協議会を設置するとともに、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置している。（なお、関西電力(株)は、中央電力協議会に参加するとともに、中部電力(株)、北陸電力(株)、電源開発(株)とともに中地域電力協議会を組織している。）

非常災害時における被害に対しては、広域運営の趣旨にのっとり、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援並びにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処することとする。

第7節 ライフライン関係施設の整備

第2款 ガス施設の整備等

〔実施機関：大阪ガス㈱、(社)兵庫県エルピーガス協会〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 大阪ガス㈱は、次の内容によりガス施設の整備等を推進することとする。

(1) ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工することとする。

- ① 高圧導管は主として溶接鋼管を使用することとする。
- ② 中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用することとする。
- ③ 低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用することとする。

(2) 防災システムの強化

① 地震計の設置

ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。

イ 地震計241箇所（県内66箇所）を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。

② ガス管の「地震被害予測システム」の開発、導入

地震計から無線により集約したデータや事前に入力してある地盤情報等からガス管の被害状況を予測するシステムを開発し、導入している。

③ 保安用通信設備

ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、衛星通信車2台、ポータブル衛星局を31箇所に配備している。

ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。

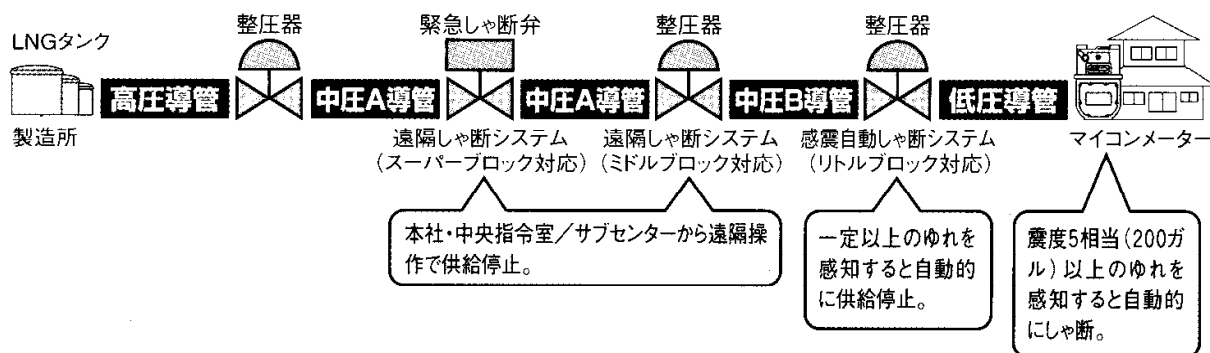
④ 内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

⑤ 導管網のブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を10ブロックに分割したスーパーブロック（中圧A導管）と、さらに、局所的対応を容易にするために、77箇所に細分化したミドルブロック（中圧B導管）、148箇所のリトルブロック（低圧導管）がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。

■供給停止システムの概要



⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約451箇所、さらに、設定された基準値以上（60カイン＝震度6強相当）の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約2,908箇所に設置している。

⑦ マイコンメーターの設置

大地震発生時に、メーターで自動的にガスを遮断して、安全を確保するマイコンメーターは、ほぼ100%の家庭に設置されている。

⑧ 復旧作業を効率化する技術の向上

管内テレビカメラ、ガス管の損傷箇所を迅速かつ正確に発見する技術、ガス管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発を推進することとする。

(3) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

② 教育訓練

地震発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

2 (社)兵庫県エルピーガス協会は、次の内容によりエルピーガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。

(1) ガス施設の耐震性強化

① 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあつてはPE管）の導入促進を図ることとする。

② 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図ることとする。

(2) 防災システムの強化

① 集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用することとする。

② 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、ガスを自動的に停止する安全機器の取り付けを進めることとする。

③ 地域防災事業所の設置

県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、エルピーガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。

○ 地域防災事業所組織図

(平成21年10月1日現在)

ブロック	地 域	防災事業所の種別・数		
		製造事業所	LPガススタンド	容器検査所
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0
阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	2	8	0
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	7	4	2
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	10	4	3
姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	7	4	1
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	7	4	0
淡 路	淡路全域	8	6	2

(3) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

② 相互協力体制の確立

ア (社)兵庫県エルピーガス協会、(社)大阪府エルピーガス協会、(社)奈良県高圧ガス保安協会、(社)京都府エルピーガス協会、(社)和歌山県エルピーガス協会、(社)滋賀県エルピーガス協会、(社)福井県エルピーガス協会で組織する「近畿エルピーガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。
ウ (社)日本簡易ガス協会近畿支部に設置された簡易ガス事業近畿防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

③ 防災訓練等の実施と参加

ア 各防災事業所にあつては、適時、地震を想定した防災訓練を実施することとする。
イ 各ブロックごとに、適時、地震を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。
ウ 兵庫県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

- ① 年間を通じ、県下各地でエルピーガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。
- ② 兵庫県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、及び津波警報が発表された場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にエルピーガスの対応について周知を図ることとする。
- ③ 各防災事業所は、消費者に対し、地震時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図ることとする。

第7節 ライフライン関係施設の整備

第3款 電気通信施設の整備等

[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)]

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

① 建物及び鉄塔

建物及び鉄塔の耐震診断及び補強を実施することとする。

② 所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施することとする。

イ 電力設備

電力設備は、建物へ支持金物により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じているが、更に発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施することとする。

③ 所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進することとする。

(2) 災害対策用設備等の整備・点検

① 地震発生時に震度状況を迅速に把握するための西日本電信電話(株)神戸支店内における地震計の設置

② 通信途絶用無線網の整備

③ 有線不通時にも内閣府中央防災無線における国等防災関係機関との通信確保

④ 災害対策用機器の整備・充実

⑤ 復旧機材の備蓄

(3) 防災訓練の実施

① 災害発生時に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、国、県、市町が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。

② 訓練の種類

ア 災害対策情報連絡演習

イ 災害対策復旧演習

ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習

③ 訓練の方法

ア 会社規模における情報連絡演習

イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習

ウ 各防災機関における総合防災訓練への参加

2 KDDI(株)は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うこととする。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置することとする。

(2) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うこととする。

① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(3) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備することとする。

(4) 防災訓練の実施

① 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図ることとする。

② 訓練に実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うこととする。

第7節 ライフライン関係施設の整備

第4款 水道施設の整備等

〔実施機関：県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進めることとする。

また、県は、県営水道用水供給事業施設の耐震補強について、平成20年度に完了（但し、管路は除く）

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 浄水場、配水池等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

- ① 避難所、救急病院
- ② 社会福祉施設

(3) 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報伝送設備
- ② 遠隔監視・制御設備
- ③ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道事業者等は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、導水、浄水、送水、配水等の巡回点検を行うこととする。

3 水道施設の新設等

水道事業者等は、耐震性診断、立地条件等を勘案の上、次の老朽施設（管路）を、計画的に更新することとする。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 耐震性伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図ることとする。

5 図面の整備

水道事業者等は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

6 系統間の相互連絡

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討することとする。

7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業者において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」、「近畿2府7県危機発生等の相互応援に関する基本協定」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。

8 水道災害対策行動指針等の作成

県及び水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努めることとする。

9 災害時用の資機材の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

10 教育訓練及び平時の広報

水道事業者等は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施することとする。

(1) 職員に対する教育及び訓練

- ① 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- ② 訓練 動員行動計画に基づく訓練

(2) 住民に対する平時の広報及び訓練

- ① 広報
 - 事前対策及び災害対策
 - 飲料水の確保
 - 給水方法の周知徹底
 - 水質についての注意
 - 広報の方法
- ② 訓練
 - 給水訓練等

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 水道施設の整備・保守
- (3) 災害時用の資機材の整備
- (4) 協定等に基づく相互応援活動
- (5) 教育訓練・広報
- (6) その他必要な事項

[資料] 「県内水道普及状況」

第7節 ライフライン関係施設の整備

第5款 下水道施設の整備等

[実施機関：県土整備部土木局、下水道施設管理者]

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

下水道管理者は、地震発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道の地震対策マニュアル」((社)日本下水道協会)に基づき、以下の対策を講じることとする。

1 下水道施設の耐震化

下水道施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」((社)日本下水道協会)に基づき、新設・増設施設について次の点を主眼に耐震設計を行うこととする。また、既存施設についても同様に耐震性の診断を行い、現況を分析把握し、計画的に整備を進めることとする。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可撓継手の採用

2 災害時における機能確保

下水道施設管理者は、下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより機能確保を図ることとする。

- (1) 重要な管渠の2条化
- (2) ネットワーク幹線の整備
- (3) 施設の複数化
- (4) 自家発電設備の整備
- (5) 用水供給設備の整備

3 下水道施設の保守点検

下水道施設管理者は、下水道施設の地震被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。また、必要に応じて地震対策を講じておくこととする。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 被災の可能性が高い箇所の把握

4 下水道災害時の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。

5 災害時用の資機材の整備

下水道施設管理者は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

6 教育訓練及び平時の広報

下水道施設管理者は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育訓練及び住民に対する広報等を実施することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 下水道施設の整備・保守
- (2) 協定等に基づく相互応援活動
- (3) 災害時用の資機材の整備
- (4) 教育訓練・広報
- (5) その他必要な事項

[資 料] 「県下の下水道普及状況」

第7節 ライフライン関係施設の整備

第6款 工業用水道施設の整備等

[実施機関：県企業庁、工業用水道事業者]

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする工業用水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画と併せて計画的に耐震化を進めることとする。

また、県は、県営工業用水道事業施設の耐震補強について、平成21年度に完了（但し、管路は除く）

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 貯水池、配水場等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 工業用水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報伝送設備
- ② 遠隔監視・制御設備

2 工業用水道施設の保守点検

工業用水道事業者は、工業用水道施設の維持管理に当たり、貯水、導水、取水、送水、配水等の各施設の巡回点検を実施することとする。

3 工業用水道施設の新設等

工業用水道事業者は、耐震性診断、立地条件等を勘案の上、老朽施設（管路）を計画的に更新することとする。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図ることとする。

5 図面の整備

工業用水道事業者は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

6 広域的バックアップ体制

- (1) 隣接事業体間の協定の締結
- (2) 隣接事業体間の連絡管の整備
- (3) 広域情報ネットワークの整備

7 「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」に基づく相互応援活動

近畿2府4県内の19工業用水事業者間において締結している協定に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。

8 災害時用の資機材の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

9 教育訓練、平時の広報

工業用水道事業者は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時から職員に対する教育・訓練を実施することとする。

- (1) 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- (2) 訓練 動員計画に基づく訓練

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 工業用水道施設の整備・保守
- (3) 災害時用の資機材の整備
- (4) 協定等に基づく相互応援活動
- (5) 教育訓練・広報
- (6) その他必要な事項

第7節 ライフライン関係施設の整備

第7款 共同溝等の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、県土整備部土木局〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても迅速な復旧を可能にする共同溝等の整備について定める。

第2 内容

1 共同溝等の整備

道路管理者は、関西電力(株)、西日本電信電話(株)等のライフライン事業者と協議の上、電源共同溝の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と道路機能の確保を図ることとする。

2 共同溝の種類

- (1) 幹線系のライフラインを収納する幹線共同溝
- (2) 供給系のライフラインで、電線・ケーブルを収納する電線共同溝（C・C・BOX）

第8節 地下街の防災体制の整備

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県土整備部土木局、県土整備部まちづくり局、県警察本部、消防本部、関西電力㈱、大阪ガス㈱、地下街等関係者]

第1 趣旨

地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街における避難対策など、その防災体制の整備について定める。

第2 内容

1 関係機関の業務

業務等 関係機関	業 務 概 要	
	災 害 予 防	災 害 防 御
地下街等関係者 (地下街等権原者 地下街等事業者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防御活動の実施
消 防 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報
県 警 察 本 部		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導
関西電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の調査点検 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制
大阪ガス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の応急対策

(注) 「地下街等権原者」とは、地下街等の所有者、管理者又は占有者をいい、「地下街等事業者」とは地下街等を形成する事業所の所有者、管理者又は占有者をいう。

[資 料] 「地下街の現況」

「兵庫県地下街防災計画」

第9節 危険物施設等の予防対策の実施

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、産業労働部産業振興局、県健康福祉部健康局、消防本部、市町、危険物取扱関係事業者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱業者]

第1 趣旨

危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

第2 内容

1 危険物施設の予防対策

(1) 危険物施設の保全及び耐震性の強化

- ① 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等。以下同じ。）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等という。）は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、特に屋内貯蔵所の架台や棚等の構造及び貯蔵方法に重点を置いて、耐震性の強化の推進を図ることとする。
- ② 関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。

(2) 危険物施設の保安対策

- ① 危険物施設の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安基準を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。
- ② 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準の遵守をすることとする。
- ③ 危険物施設の所有者等は、次の保安対策の実施に努めることとする。

ア 自主的保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努めることとする。

イ 事業所相互の協力体制の確立

危険物施設等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努めることとする。

ウ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

(3) 県、市町、消防本部の保安対策

- ① 県、市町、消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。

② 県、市町、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。

ア 危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。

イ 監督指導の強化

関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。

ウ 消防体制の強化

市町、消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。

エ 防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

2 高圧ガス施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

高圧ガス関係事業者は、以下の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進することとする。

① 塔槽類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可撓性を持たせることとする。

② 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止することとする。

③ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可撓性を持たせることとする。

④ 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とすることとする。

⑤ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討することとする。

⑥ 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置は、フェール・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設けることとする。

⑦ 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置することとする。

(2) 保安体制

高圧ガス関係事業者は、自己の責任において、高圧ガスの災害の予防に努めることとする。

県等は、監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施することとする。

① 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

- ② 防災資機材の整備（事業所、県及び消防機関）
- ③ 保安教育の実施（事業所、県等）
- ④ 防災訓練の実施（事業所、県及び関係機関）

(3) 防災技術の研究

関係機関及び高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

3 火薬類施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

火薬類関係事業者は、火薬類施設（火薬類取締法第2条に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、火薬類取締法に基づく構造とし、施設の基準の維持等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努めることとする。

関係機関は、火薬類施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転又は技術上の基準に従い火薬類を製造又は貯蔵することを命ずることとする。

(2) 火薬類関係事業所

火薬類関係事業者は、自己の責任において、火薬類の災害の予防に努めることとする。

県等は、監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施することとする。

- ① 火薬類関係事業所における防災体制の整備
- ② 保安教育の実施（事業者、県等）
- ③ 防災訓練の実施（事業者）

(3) 防災技術の研究

関係機関及び火薬類関係事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

4 毒物・劇物施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

① 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努めることとする。

② 関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。

③ 関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、関係機関は、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努めることとする。

(2) 保安対策

- ① 県その他の関係機関は、毒物・劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって住民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所又は市保健所、県警察本部、消防本部に届け出るとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう指導することとする。
- ② 県その他の関係機関は、毒物・劇物を取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行うこととする。
- ③ 県その他の関係機関は、毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者に対しては、文書等により適正な取扱い及び危険防止のための応急の措置を講じるよう指導することとする。

5 放射性物質取扱施設の予防対策

(→「原子力等防災計画」を参照)

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 危険物施設の把握等保安対策の実施
- (2) その他必要な事項

第1節 地震観測体制の整備

[実施機関：神戸海洋気象台、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)]

第1 趣旨

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、地震観測体制の整備について定める。

第2 内容

1 県内の地震動の観測施設

(1) 気象庁の行う観測

気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。

県内では、従前から計測震度計を4箇所、計測震度計・地震計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を19箇所に設置している。（臨時設置点を除く）

(2) 独立行政法人防災科学技術研究所の行う観測

防災科学技術研究所は、地震観測の充実・強化を図るため、兵庫県南部地震以降新たに県内27箇所に強震計を設置し、データを集約して公表している。

また、県内15箇所に高感度地震観測施設を設置し、さらに、宍粟市山崎町に広帯域地震計を設置している。

(3) 震度情報ネットワークシステムによる観測

県内各市町に設置した計測震度計と県庁内に整備する送受信装置や消防庁の交信装置とネットワークさせる震度情報ネットワークシステムを構築しており、現在このシステムに接続している計測震度計は、県が設置したものが69箇所、気象庁が設置したものが11箇所、市町が設置したものが6箇所である。さらに、防災科学技術研究所が設置している地震計20箇所を接続することにより、県内全市町のデータを集約している。

県は、フェニックス防災システムへの入力データ（観測情報システム、被害予測システム）として使用することにより、初動体制の確立等に活用している。

(4) 事業者が行う観測

鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。

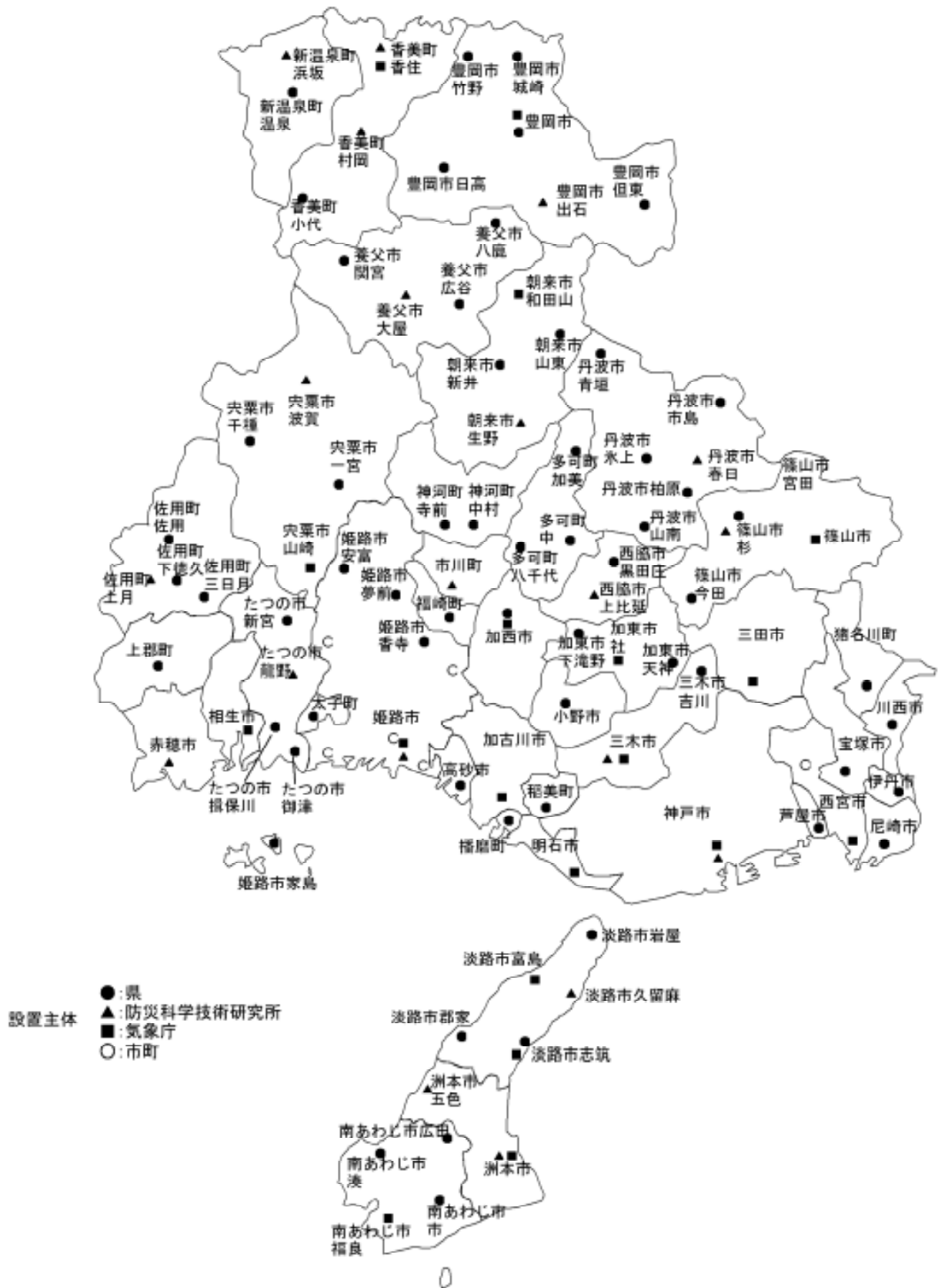
県内の設置数

J R西日本	14	山陽電気鉄道	3	関西電力	13
阪急電鉄	1	神戸電鉄	1	大阪ガス	65
阪神電気鉄道	2	神戸高速鉄道	1	西日本電信電話	2

3 県内の潮位の観測施設

気象庁及び兵庫県は、津波の高さ等を観測するため、県内15箇所の検潮所を設置している。

○ 兵庫県内各市町計測震度計設置図



〔資料〕「地震観測施設の整備状況」

第2節 地震に関する調査研究の推進

[実施機関：県企画県民部防災企画局、防災関係機関]

第1 趣旨

地震に関する調査研究の推進体制や内容について定める。

第2 内容

1 国の推進体制

地震防災対策特別措置法に基づき、地震調査研究推進本部が設置されている。

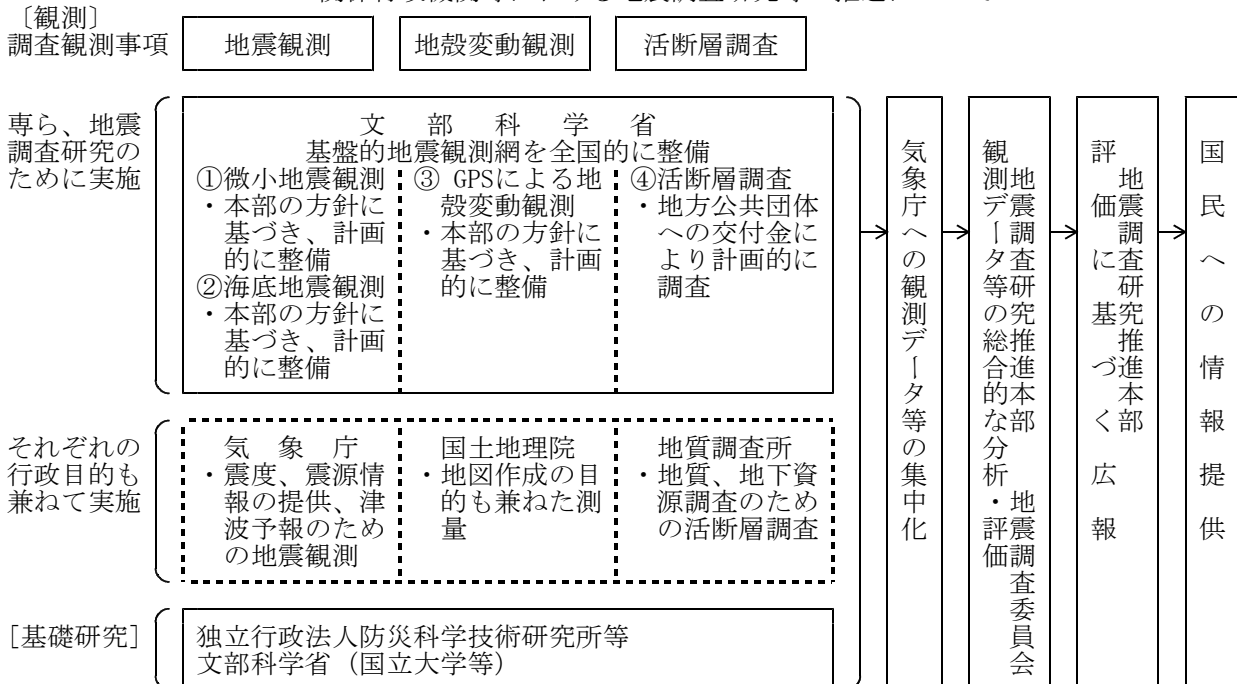
(1) 地震調査研究推進本部（本部長 文部科学大臣）の役割

- ① 総合的かつ基本的な施策の立案
- ② 予算等事務の調整
- ③ 調査観測計画の作成
- ④ 総合的な評価
- ⑤ 広報

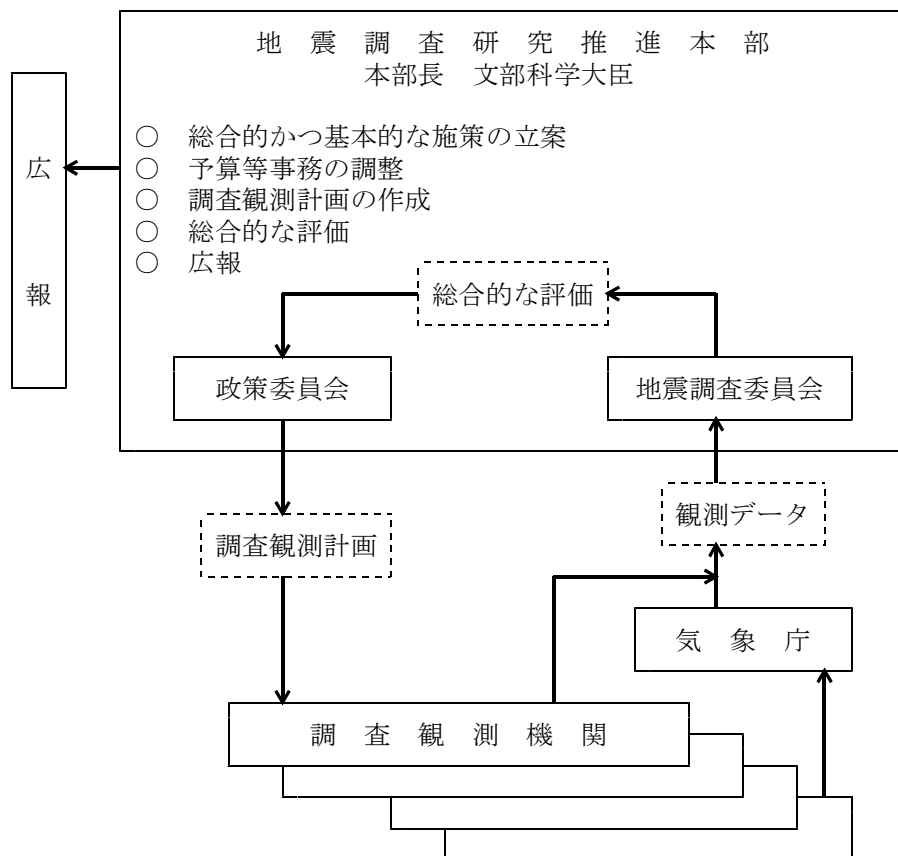
(2) 関係省庁における地震調査研究等の推進（①から⑤への手順）

- ① 観測（地震観測、地殻変動観測、活断層調査）及び基礎研究の推進
- ② 気象庁への観測データ等の集中化
- ③ 観測データ等の総合的な分析・評価（地震調査研究推進本部、地震調査委員会）
- ④ 評価に基づく広報（地震調査研究推進本部）
- ⑤ 国民への情報提供

関係行政機関等における地震調査研究等の推進について



地震調査研究の推進体制



(3) 地震調査委員会による調査

地震調査委員会では、その下に長期評価部会を設け、基盤的調査観測の対象活断層（110断層（帯））について検討を進め、順次評価結果を公表している。海域に発生する大地震（海溝型地震）についても、南海地震及び東南海地震の発生可能性やその震源断層の形状を新たにまとめ公表している。

また、同委員会は、その下に強震動評価部会を設け、特定の活断層帯の活動又は海溝型地震の発生による強震動（強い揺れの状況）を予測する手法の検討や同手法を用いた強震動予測（評価）に取り組んでいる。

さらに、同委員会では、平成16年度までに全国を概観した「地震動予測地図」を作成している。

(4) 国土地理院による都市圏活断層図の公表

国土地理院では、地震防災対策の一環として地震の調査研究に資するため、県庁所在都市など人口や社会資本が集中している地域を対象として、地形図上に活断層の位置を詳細に表示した「都市圏活断層図」を作成している。

2 県における調査研究

県では、昭和47年度から60年度にかけて、地震調査研究を継続的に実施してきた。

阪神・淡路大震災を契機に、地震に関する諸調査の充実実施に努めており、その成果の提供、活用を図ることとする。

(1) 阪神地域活断層調査

神戸・阪神地域の市街地の地盤構造を把握するため、平成7年度に反射法地震探査、ボーリング調査等を実施した。

(調査結果の概要)

- ① 神戸・阪神地域の地下構造が概ね判明した。
- ② 兵庫県南部地震は「六甲変動」といわれる地殻変動の1つの典型であった。
- ③ よりの確かな耐震設計や被害想定に向けて、有効な地盤データの収集ができた。

(2) 活断層調査研究事業

平成7年度から8年度にかけて、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯を対象に、文部科学省の地震調査研究交付金を活用して、活断層の活動状況等についての調査研究を行った。

また、平成10年度から12年度にかけて、文部科学省の地震関係基礎調査交付金を活用して、山崎断層帯東部を中心に、活断層の活動状況等についての調査研究を実施するとともに、山崎断層帯全体についての調査結果をとりまとめた。

さらに、平成13年度から16年度にかけて、六甲・淡路島断層帯等を対象に、文部科学省の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の活動状況等の調査研究を実施した。

(平成7～8年度及び平成10～12年度 山崎断層帯の調査結果)

- ① 岡山県側から市川付近にまでのびる山崎断層帯西部の活動的な区域の範囲をほぼ明らかにすることができた。
- ② これまで確実度Ⅱとされていた暮坂峠断層も活動的な断層である可能性が高いことが判明した。
- ③ 山崎断層帯東部を構成する琵琶甲断層、三木断層も活断層であることが明確になった。
- ④ 山崎断層帯に直交する方向に延びる草谷断層が新たに確認された。
- ⑤ 大原断層及び安富断層は、約1,000年前の前後数百年の間に活動した可能性があり、最新活動時期は、西暦868年の播磨地震であったとも考えられる。この場合、安富断層の活動間隔は、千数百年～二千数百年程度と推定されることから、注意を要する時期に入ってきていると思われる。
- ⑥ 土万断層では、最新活動時期に関する確かな証拠は得られていないが、断層の位置関係などから、大原断層、安富断層と同時に活動した可能性が考えられる。
- ⑦ 暮坂峠断層については、約1,000年前の前後数百年の間に活動した可能性はあるものの、トレンチ調査で表れた断層変位量が小さいことなどから、播磨地震の際、安富断層などの活動に伴って副次的に活動したとも考えられる。
- ⑧ 琵琶甲断層及び三木断層は、約2,000年前の前後数百年の間に活動した可能性があり、草谷断層についても、これらと同時期に活動した可能性がある。

(平成7～8年度及び平成13～16年度 六甲・淡路島断層帯等の調査結果)

- ① 甲陽断層及び西宮撓曲の位置が概ね明らかになった。
- ② 反射法地震探査記録から、甲陽断層が活発な断層であることが判明したが、最近の活動に関する情報は得られず（阪神・淡路大震災では活動しなかった）、活動間隔も判明しなかった。
- ③ トレンチ調査の結果、昆陽池断層帯の最新活動時期は、16～18世紀の間であり、1596年の慶長伏見地震がそれに対応する可能性が高いことが判明し、有馬一高槻断層帯と連動したものと考え

られる。

- ④ トレンチ調査の結果、須磨断層の最新活動時期は、約600年前以前と推定され、1596年慶長伏見地震時に連動していない可能性がある。
- ⑤ トレンチ調査の結果、六甲断層の最新活動時期は、14世紀～18世紀と考えられ、1596年慶長伏見地震時にこの断層も活動した可能性がある。

(3) 地震被害想定調査

平成21年～22年度にかけて、大きな被害をもたらすと考えられる本県に震度5強以上の揺れを生じさせる地震及び伏在断層を各市町役場直下に設定した断層地震を対象とし、地震ごとの被害想定調査を実施し、平成10年度に実施していた地震被害想定の見直しを行った。

(4) 津波災害対策に関する調査研究

平成10～12年度及び平成16～17年度にかけて津波災害研究会を設置し、将来発生が予想されている南海地震津波等に対する兵庫県沿岸部における津波被害想定及び危険度評価を実施し、具体的な津波災害対策を検討した。

(5) 「兵庫の地質」発行

兵庫県全域の地質図（1/100,000）並びに解説書（地質編、土木地質編）を発行し、地質専門分野、土木分野に限らず、治山、防災、環境など広い分野に活用されている。

(6) 国際防災協力の成果の活用

県は、米国カリフォルニア州並びにワシントン州との間で締結している防災に関する合意書に基づき、防災対策に関する人材交流、情報交流等を推進し、その成果を本県防災体制の充実に活用することとしている。

3 防災関係機関における調査研究

県は、次に掲げる防災関係機関との間で調査研究成果の交換等の連携を強化することにより、調査研究活動の充実を図ることとする。

(1) アジア防災センター

アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。

平成10年7月に神戸東部新都心に開設。

平成15年4月に「人と防災未来センター東館」に移転。

(2) 国際連合人道問題調整事務所・神戸

自然災害や緊急事態における各国、関係機関の支援の調整を実施する。

このため、24時間体制で国内外の災害情報を収集・発信するとともに、平成14年度からは、国連災害評価・調整チーム（UNDAC）要員を養成している。

平成12年2月 神戸東部新都心にアジアユニット開設。

平成13年8月 リリーフウェブ開設。

平成15年4月 「人と防災未来センター東館」に移転。

(3) 国際防災復興協力機構

世界各地で起きた災害研究や復興事例のデータベースを蓄積して、災害被災地に復興のノウハウを提供するほか、国連機関と連携しつつ、被災地の要望に応じた専門家の派遣や復興に携わる人材の育成な

どに取り組む。

平成17年5月 神戸東部新都心に開設（「人と防災未来センター東館」内）。

(4) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」

阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」では、阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき知識体系の確立を図る。

平成14年4月に神戸東部新都心に開設。

(5) 実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）

構造物等の耐震向上を通じて地震災害の飛躍的軽減を実施するため、阪神・淡路大震災規模の地震動を模擬し、実物大規模での構造物等の破壊現象の解明を図など研究を行う。

平成17年度 供用開始。平成18年度から県との共同実験も実施。

(6) その他の機関

独立行政法人産業技術総合研究所、大学の研究機関、独立行政法人土木研究所、国土交通省大阪国道工事事務所、海上保安庁、国土地理院、独立行政法人防災科学技術研究所等が、県内で、それぞれ地表変位調査、反射法探査、ボーリング調査、トレンチ調査等を実施している。

また、海上保安庁では、兵庫県南部沿岸地域の防災データを網羅した沿岸防災情報図の整備を推進する。

(空白)

第1節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動

[実施機関：県企画県民部防災企画局]

第1 趣旨

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、今後、安全で安心な社会づくりを推進するとともに、国内外で発生する災害による被害の軽減にも貢献していくために制定された条例に基づく活動について定める。

第2 内容

1 「ひょうご安全の日」の制定

県の「ひょうご安全の日条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県及び県民等が連携して「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。

2 県民等による自主的な防災活動の展開

県民等は、災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災活動の展開を図ることとする。

3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進

県、市町、県域・職域団体等による「ひょうご安全の日推進県民会議」を設置し、ひょうご安全の日のつどい、1. 17防災未来賞「ぼうさい甲子園」、ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施など、「1. 17は忘れない」取り組みを積極的に推進することとする。

(1) ひょうご安全の日のつどい

毎年1月17日にひょうご安全の日のつどいを開催し、ひょうご安全の日宣言等の発信を行う。

(2) 1. 17防災未来賞「ぼうさい甲子園」の実施

全国の学校や地域において、子どもや学生が主体的に取り組む優れた防災活動を顕彰する。

(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施

県民グループ、民間団体等による、「伝える」「備える」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動
- (2) その他必要な事項

[資料] 「ひょうご安全の日を定める条例」

第2節 復興10年総括検証・提言事業の成果の発信

[実施機関：県企画県民部防災企画局]

第1 趣旨

阪神・淡路大震災は、高齢社会下の大都市を直撃した世界でも初めてといわれる震災であり、その教訓は全世界の共有財産として、今後の国内外の災害対策に活かしていくことが重要である。

そこで、平成15～16年度に実施した復興10年総括検証・提言事業の成果について、県の減災対策や地域づくりに反映させることはもとより、国内外に広く発信する。

第2 内容

1 検証事業の成果を踏まえた取り組み

阪神・淡路大震災から10年を迎えるのを機に、5年目に実施した「震災対策国際総合検証事業」の成果を踏まえ、総括検証、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野、54テーマを選定し、学識経験者等の検証担当委員が、復興10年の取り組みについて、できたこと、できなかったこと、なぜできなかったのかなどを総括的に検証した。県等は、この総括検証で得られた459項目の提言について、その実現に向けて取り組んでいくこととする。

2 内外への情報発信と継承

検証事業の成果について、次の方法により情報発信及び継承を図っていくこととする。

- (1) インターネット等あらゆるメディアを介した国内外への情報発信
- (2) 国内外からの震災調査来県者への説明
- (3) 「人と防災未来センター」における情報発信と調査研究等による活用
- (4) 総括検証・提言に係る 関連資料のデータベース化
- (5) 国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供

(検証事業報告書、CD-ROM等の全国主要図書館等への配布 等)

3 震災10年以降の復興フォローアップ

①震災復興の残された2つの課題（高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり）への対応を図るとともに、②震災復興に係るその他課題への対応、先導的取り組みの定着・発展、③復興10年総括検証・提言への対応を強化し、復興の成果を県政に生かし、定着させるため、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。

<例>

○阪神・淡路大震災の教訓「伝える」の発行 平成21年3月

・復興10年総括検証報告書に基づき、震災復旧・復興から被災者の関心事の推移に着目し100の教訓を抽出した冊子の発行

○阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言－震災の経験と教訓が息づく新しい兵庫づくりをめざして－ 平成22年3月

・震災15年目の節目に当たり、今後の復興施策のあり方について提言

第3節 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 一の運営

[実施機関：県企画県民部防災企画局]

第1 趣旨

阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かし、災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さと共に生きることの素晴らしさを発信するため整備した阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」を拠点として、大震災の教訓を国内外に発信するとともに、後世に継承する取り組みを進める。

第2 内容

1 完成時期

1期施設「西館」：平成14年4月開設

2期施設「東館」：平成15年4月開設

2 所在

神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号）

3 施設規模

延床面積 18,400㎡

4 機能

- (1) 大震災等に係る資料等の収集・保存・展示
- (2) 災害対策にかかる実戦的な人材の育成及び災害専門家派遣
- (3) 災害対策に関する実戦面を重視した総合的な調査研究
- (4) 国内外の防災・環境関係機関等との交流・ネットワーク

5 施設内容

- (1) 資料部門（資料室、収蔵庫等）
- (2) 展示部門（展示室、シアター等）
- (3) 広域支援・人材育成部門（研究室、セミナー室等）
- (4) 交流部門（交流サロン、サーバ室等）
- (5) その他（事務室、フードコート等）

第4節 国際防災・人道支援拠点の形成

[実施機関：県企画県民部防災企画局、国際防災関係機関]

第1 趣旨

県や神戸東部新都心に集積する国際防災関係機関等による国際防災・人道支援に関する協働活動について定める。

第2 内容

1 国際防災・人道支援拠点の形成

人と防災未来センターをはじめ、神戸東部新都心に立地集積している国際防災関係機関が、相互に有機的な連携を図り、防災、保健、医療、環境等に関する協働事業を推進することにより、それぞれの機関がその機能をより発揮し、国際的防災・人道支援拠点の形成を推進することとする。

(1) 設立日 平成14年10月10日

(2) 事務局 人と防災未来センター

(3) 構成機関 (16機関)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、アジア防災センター (ADRC)、神戸海洋気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター、国際防災復興協力機構 (IRP)、国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸、世界保健機構 (WHO) 健康開発総合研究センター (神戸センター)、地球環境戦略研究機構 (IGES) 関西研究センター、日本赤十字社兵庫県支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念 21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター (E-ディフェンス)、国連国際防災戦略 (ISDR) 兵庫事務所

2 国際防災協力の推進

(1) 国際復興支援プラットフォーム活動への支援

県が運営等に関与した、国連防災世界会議（平成17年1月）において採択された兵庫行動枠組においては、災害復興過程における災害予防の観点の取り込みの必要性が位置づけられたことなどを踏まえ、平成17年5月、我が国政府、UNDP、ADRC、県などの連携により、より良い災害復興のための国際支援の枠組である国際防災復興協力機構 (International Recovery Platform : IRP) の活動が開始されたため、県は、今後ともIRPの活動を支援していくこととする。

(2) 国際防災協力の推進

県は、災害時の応急対策等の実施に要する資金を国連中央緊急対応基金に拠出するなど、「兵庫行動枠組」の具体化による国際防災協力の推進を図っていくこととする。

(参考：国連防災世界会議（兵庫会議）)

新たな国際防災戦略を策定するために、平成17年1月18～22日、兵庫県で開催。

会議には、168カ国・地域より4,000人の各国代表団が参加し、

- ① 2015年までの国際社会における防災活動の基本的な指針である「兵庫行動枠組」
- ② 政治宣言「兵庫宣言」
- ③ 横浜戦略のレビュー
- ④ インド洋大津波災害に関する共通声明

等を採用した。

また、関連事業には、国内外から約4万人が参加した。

第5節 住宅再建共済制度の推進

[実施機関：県企画県民部防災企画局、市町]

第1 趣旨

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

第2 内容

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの県民の加入促進を図ることとする。

(兵庫県住宅再建共済制度の概要)

1 制度の実施

- (1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）を実施する。
- (2) 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。

2 共済制度の概要

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月
対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入)
加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金	1戸につき年額5,000円 (加入初年度は月額500円 (上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数 (月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円 (加入初年度は月額150円(上限1,500円)) ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円 (加入初年度は月額100円 (上限1,000円))
複数年一括支払割引	3年	1戸につき1,000円	500円×住戸数
	5年	1戸につき2,000円	1,000円×住戸数
			1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、200円
			1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、400円

	10年	1戸につき5,000円	2,500円×住戸数	1戸につき1,500円
				※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、1,000円
共済給付金		○全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
- (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
- (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。
- 2 マンション共用部分再建共済制度
- 県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。
- 3 家財再建共済制度
- 賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

(空白)

第3編 災害応急対策計画

基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、県その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

○災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・災害時要援護者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施 	継続実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	<p>〔災害の規模、態様及び時間経過〕 に 応じた対応体制の整備を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施 	
応急対策 (発災後1週間程度～)		<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施 	

(空白)

第 1 節 組織の設置

[実施機関：指定地方行政機関、県企画県民部災害対策局、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第 1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の地震災害発生時等の防災組織について定める。

第 2 内容

1 県の組織

(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部

① 組織の概要

名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部
設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。
本 部 長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局
設 置 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内で震度 5 強以上の地震を観測したとき 2 県内で震度 5 弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき 3 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 4 大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 5 その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 	災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき

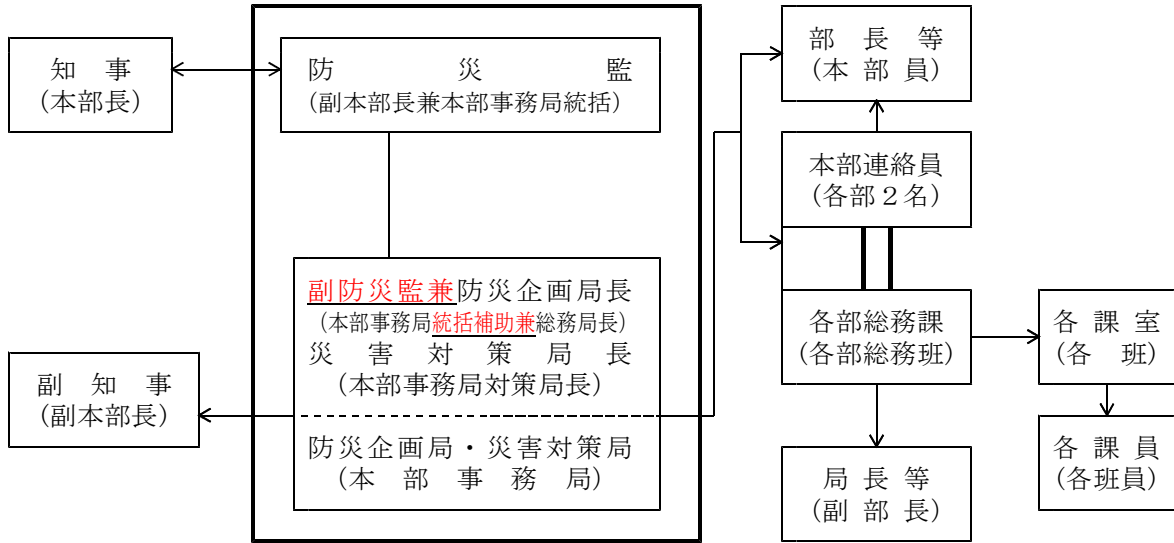
名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部
廃 止 基 準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、地震又は津波の発生のおそれが解消したと認められるとき	1 当該地域における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 当該地域における災害応急対策に備えるために設置した場合で、地震又は津波の発生のおそれが解消したと認められるとき
業 務	災害対策本部は、県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	災害対策地方本部は、当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。
組 織 ・ 運 営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長の決定するところによる。
そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、中断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。 （構成）指令本部長：知事 指令副本部長：副知事（2人） 防災監 指令本部員： <u>会計管理者</u> 理事（3人） 3 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸海洋気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部 4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。	災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部
そ の 他	<p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	

② 伝達方法

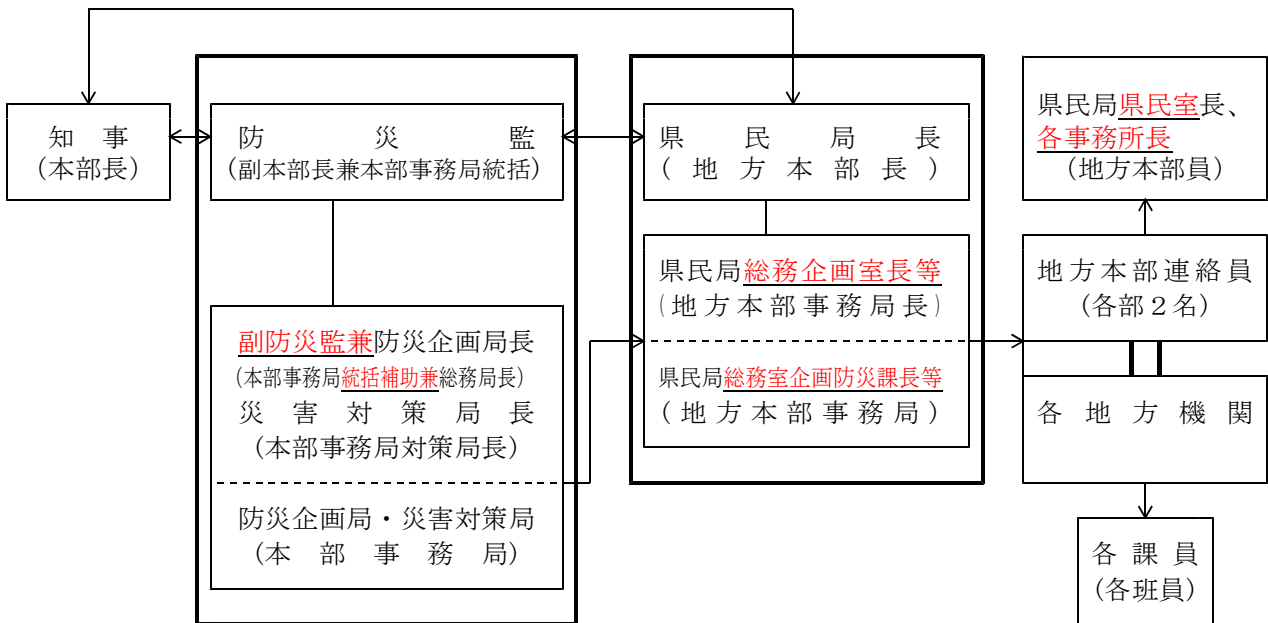
ア 災害対策本部

災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。



イ 災害対策地方本部

災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。



(2) 兵庫県現地災害対策本部

名 称	兵 庫 県 現 地 災 害 対 策 本 部
設置者	知事
本部長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。
設置場所	被災地を管轄する県民局等
設置基準	局地的かつ激甚な地震災害が発生するなど、災害の状況等により特に被災地において、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき
廃止基準	現地における災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
業 務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害対策本部が置かれたときの、これとの調整・協議
告 示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。
その他	1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、災害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部

名 称	兵庫県災害警戒本部	兵庫県災害警戒地方本部
設 置 者	防災監	各県民局長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨を速やかに防災監に報告することとする。
本 部 長	防災監	各県民局長
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局
設 置 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波警報が発表されるとともに、水防指令第2号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき 	<p>災害警戒本部の設置基準に準じる。</p> <p>なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。</p>
廃 止 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたとき 2 地震及び津波災害の警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき 3 災害対策本部が設置されたとき 	災害警戒本部の廃止基準に準じる。
業 務	災害警戒本部は、地震及び津波による災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、地震津波情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業務を重点的に行うこととする。	災害警戒地方本部は、地震及び津波による災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、地震津波情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業務を重点的に行うこととする。
組 織 ・ 運 営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、各県民局長の決定するところによる。

(4) 応援体制

被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局その他の地方機関は、災害対策本部の指示に基づ

き、災害対策本部又は他の県民局（災害対策地方本部）に対する応援活動に当たることとする。

この場合、主な応援活動の内容は、次のとおりとする。

- ・ 職員の派遣
- ・ 災害対策要員の食料、水、物資等の供給 等

(5) 標識

① 腕章

災害対策本部、災害対策地方本部及び現地災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

② 標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

③ 身分証明証

災害対策本部員、事務局員等は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

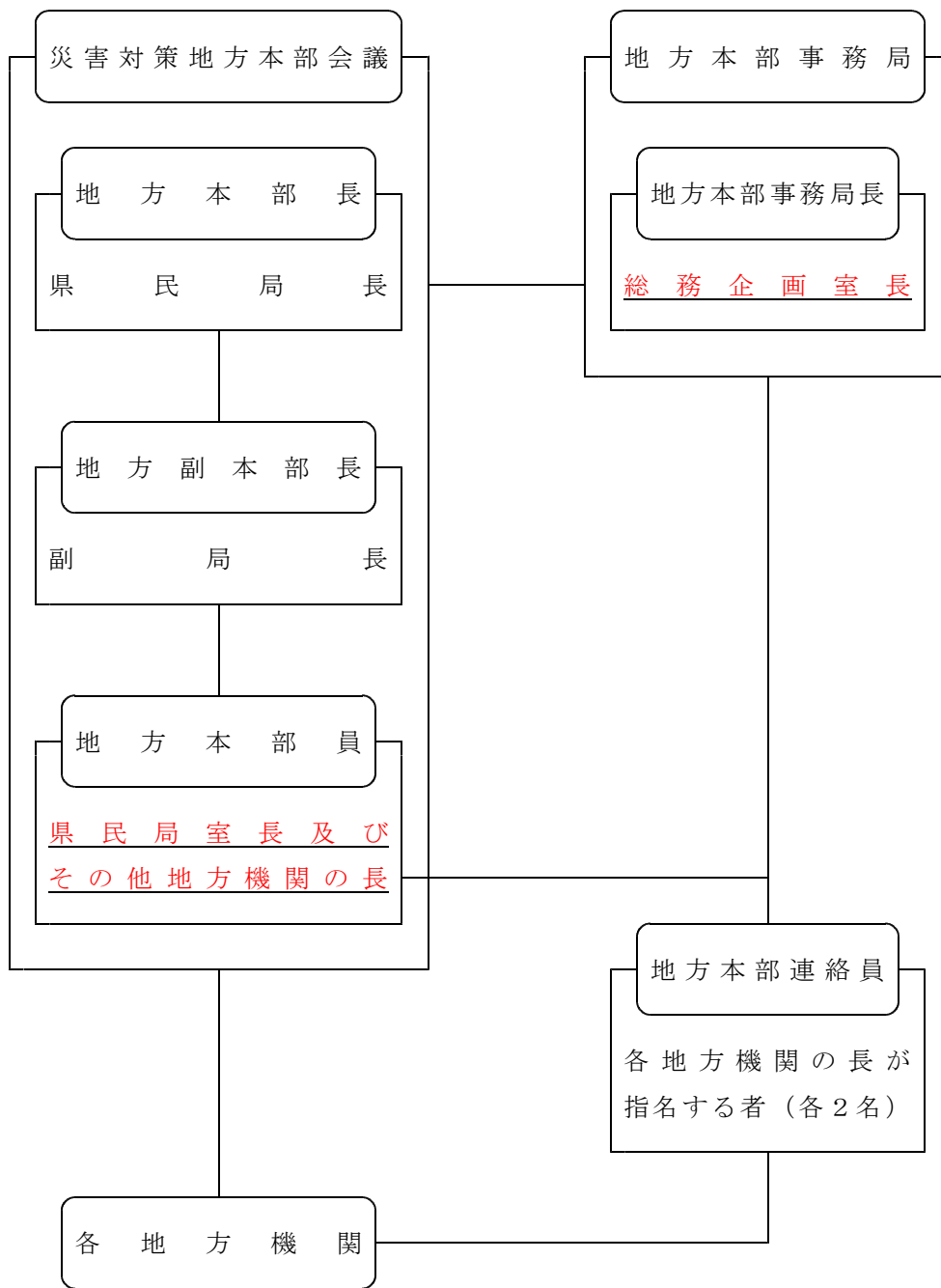
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における地震災害発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町災害対策本部の設置基準
- (2) 市町災害対策本部の業務内容
- (3) 市町災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

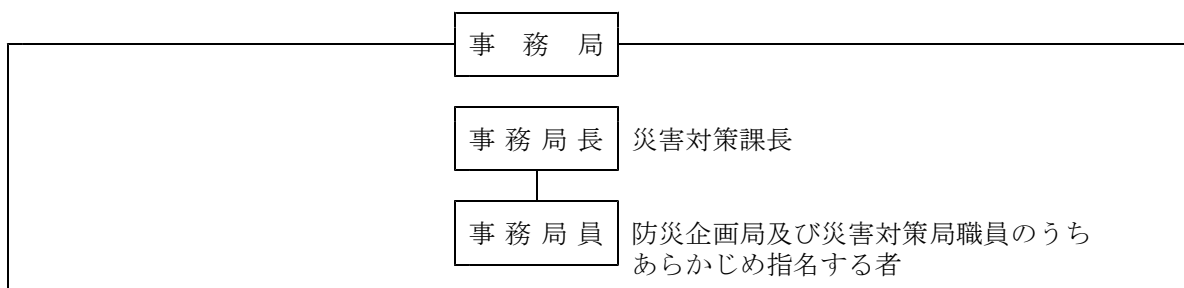
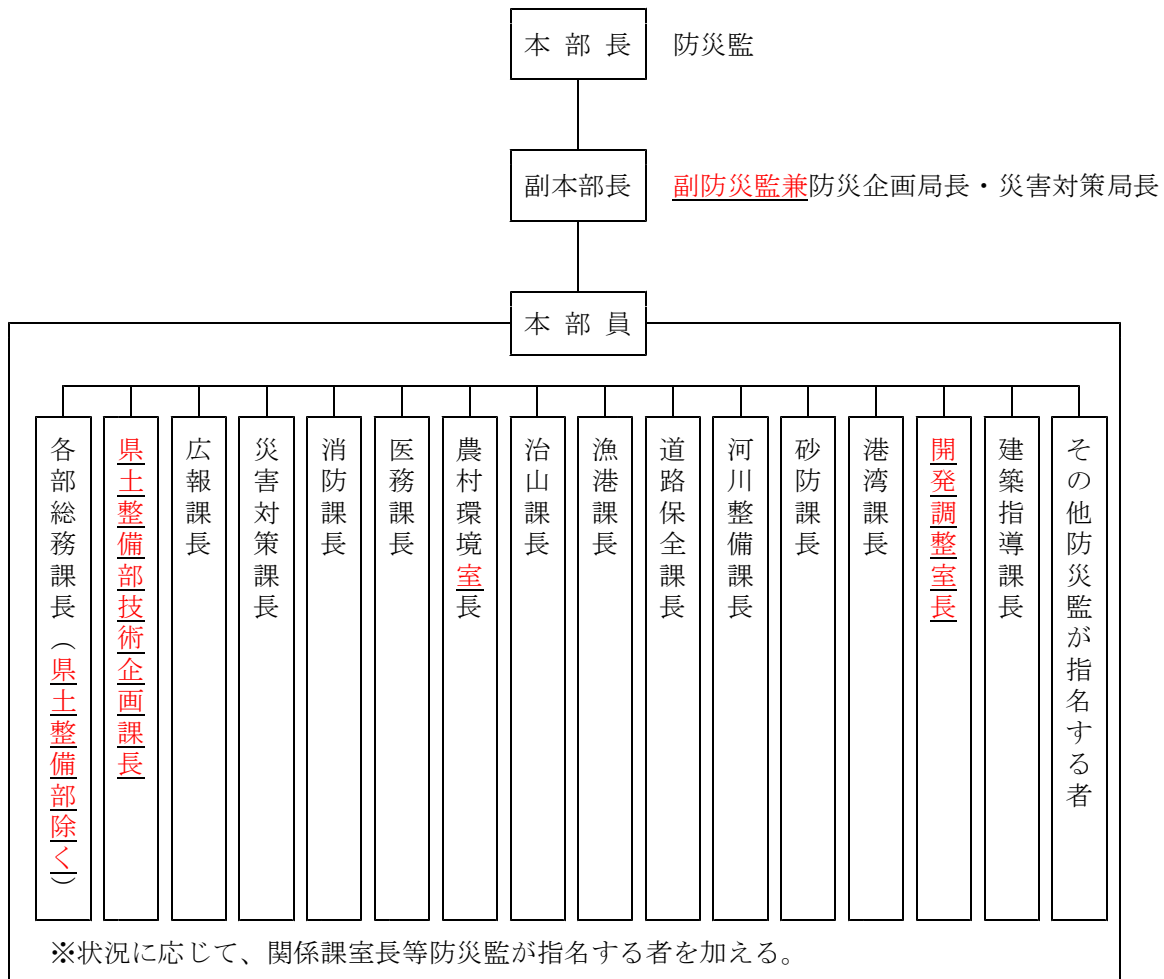
[資料] 「災害対策本部条例」

別図 第2 災害対策地方本部組織図

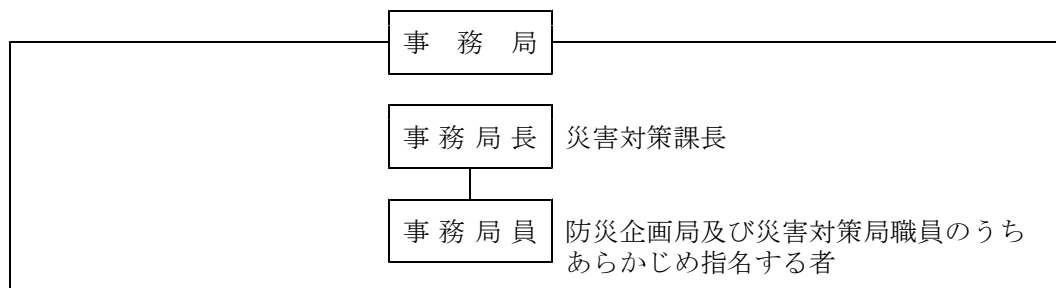
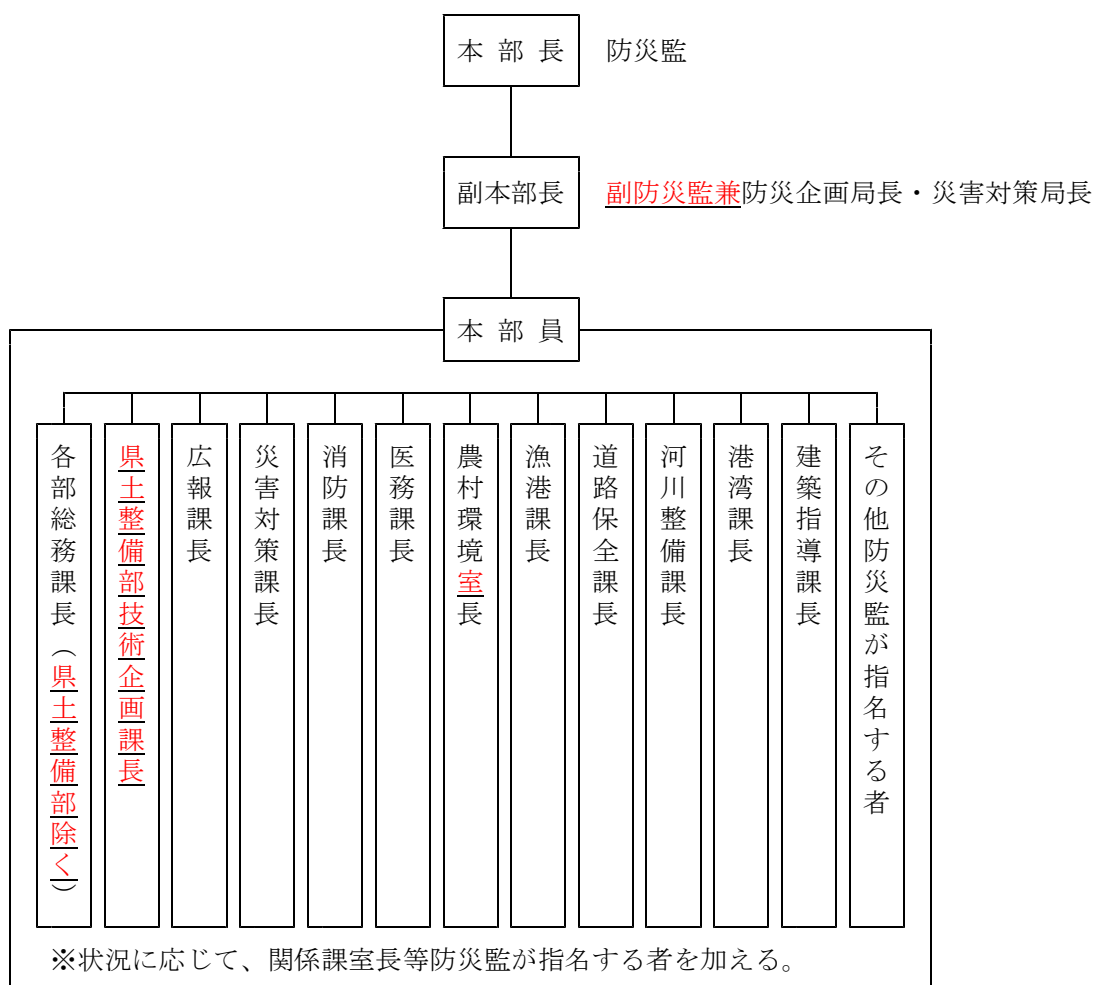


別図 第3 警戒本部組織図

- ① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合

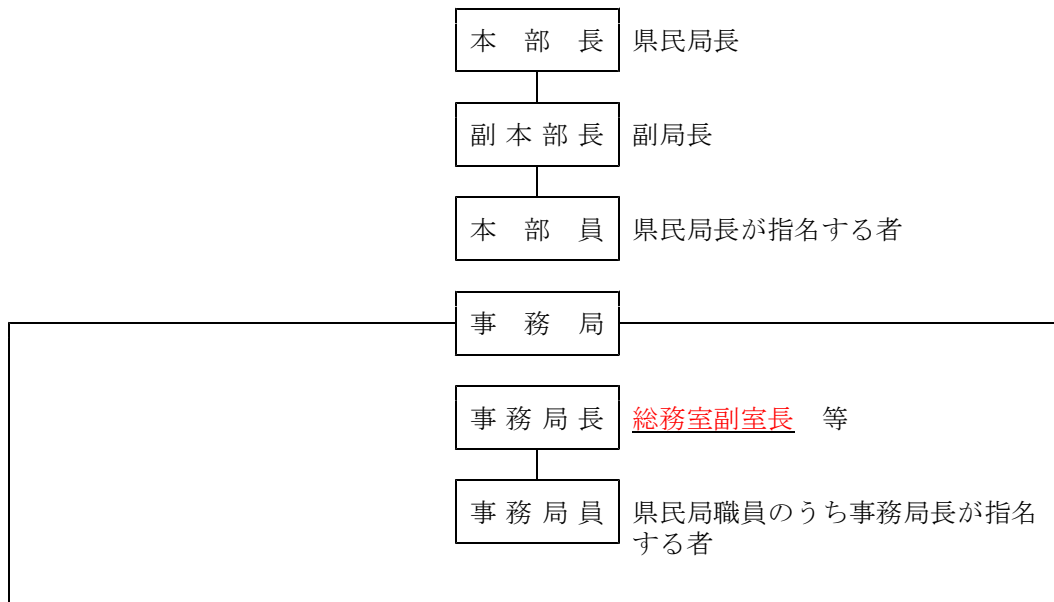


② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合

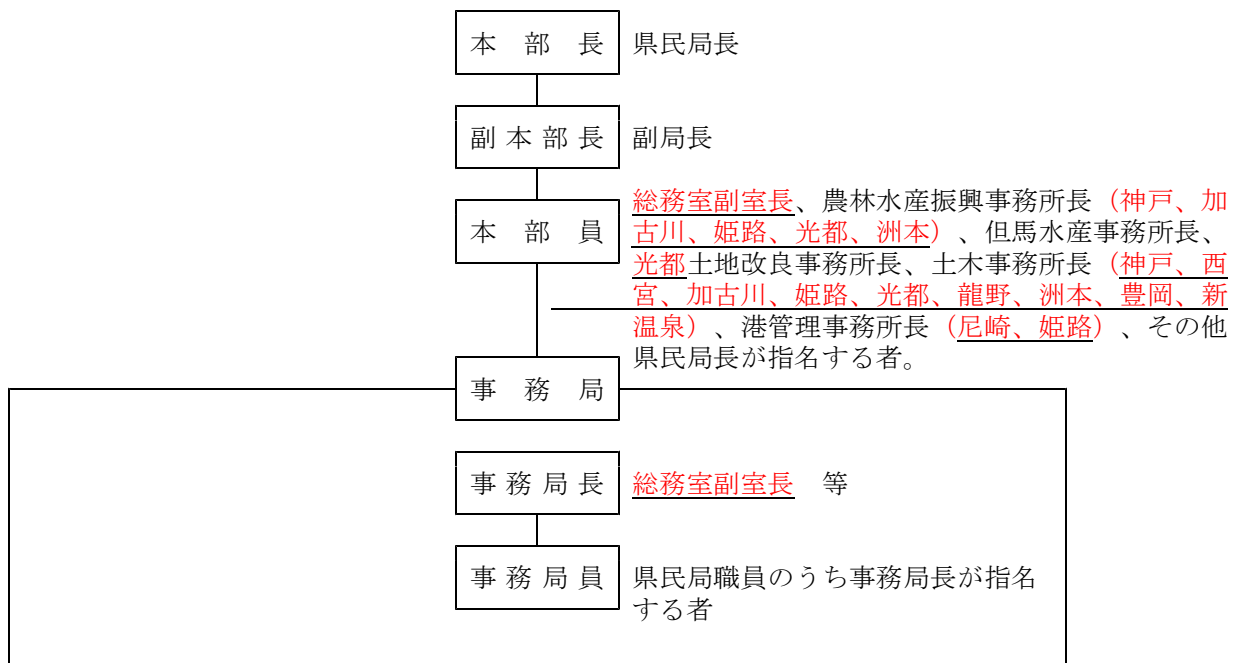


別図 第4 警戒地方本部組織図

- ① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合



- ② 当該地域において津波災害の警戒に当たるために設置する場合



第2節 動員の実施

[実施機関：県企画県民部災害対策局、各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における地震災害発生時等の職員の動員(参集・配備)体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

(1) 本庁の動員体制

本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、**公営企業部**については公営企業管理者が、水防部については水防計画で、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。

① 災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合

ア 県内で震度4以上の地震を観測したとき

イ 県内で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれのあるとき

ウ 津波警報又は津波注意報が発表されたときなど県内に津波の発生が予想されるとき

災害の発生時間	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は津波情報の収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに被害情報又は津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、被害状況又は津波情報の収集・伝達に当たることとする。
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報の収集・伝達等に当たることとする。
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害警戒本部が設置されたとき

ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（副防災監兼防災企画局長・災害対策局長）、事務局長（災害対策局長）、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

③ 災害対策本部が設置されたとき

ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入居者、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、災害対策本部長（知事）が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	① 県内で地震を観測し又は県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、災害対策本部の各部長が決定することとする。

エ 配備は、災害対策本部の設置等の伝達に準じることとする。

(2) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

① 災害対策地方本部又は災害警戒地方本部が未設置で、以下の場合

ア 当該地域で震度4以上の地震を観測したとき

イ 当該地域で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれのあるとき

ウ 津波警報又は津波注意報が発表されたときなど当該地域に津波の発生が予想されるとき

災害の発生時間	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員	直ちに参集し、被害情報又は津波情報の収集・伝達等に当たることとする。
	県民局その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害警戒地方本部が設置されたとき

ア 災害警戒地方本部長（県民局長）、副本部長（副局長）、事務局長（**総務企画室長等**）、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

③ 災害対策地方本部が設置されたとき

ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、直ちに配備につくこととする。

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想される時	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	① 当該地域で地震を観測し又は県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班（地方機関）別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、災害対策地方本部の各事務所班（地方機関）の長が決定することとする。

エ 配備は、災害対策地方本部の設置等の伝達方法に準じる。

(3) 配備の命令を受けた県職員の行動

ア 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。

イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。

ウ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。

ただし、災害対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、災害対策（地方）本部事務局要員、業務要員、局長、課室長、本部連絡員等については、この限りでない。

エ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、それぞれ、あらかじめ定めた最寄りの県の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事することとする。

この場合において、各機関の長は、緊急に赴いた職員を掌握し、所属長に連絡することとする。

ただし、災害対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、災害対策（地方）本部事務局要員、業務要員、局長、課室長、本部連絡員等については、この限りでない。

オ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は災害対策（地方）本部事務局に連絡することとする。

この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに災害対策（地方）本部事務局へ報告することとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における地震災害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 その他の対策要員の指定

(1) 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。

(2) 日本赤十字奉仕団等の動員

県、市町等は災害応急対策を実施するため、必要に応じて、日本赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 動員の内容

(2) 動員の基準

(3) 伝達方法

(4) 勤務時間外における動員

[資料] 「災害対策本部動員計画総括表」

「県における災害応急対策等に必要な技術、知識、経験を有する職員一覧表」

「指定地方行政機関における災害応急対策等に必要な技術、知識、経験を有する職員一覧表」

「従事命令・協力命令対象一覧」

「日本赤十字奉仕団登録団員一覧表」

第3節 情報の収集・伝達

[実施機関：神戸海洋気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部知事室、県企画県民部県民文化局、県企画県民部災害対策局、県企画県民部管理局、県企画県民部教育情報局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県産業労働部観光・国際局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境管理局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県企業庁、県教育委員会、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)]

第1 趣旨

災害時における情報の収集・伝達を、防災関係機関が連携して迅速かつ的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）

(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表

① 津波警報・注意報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。

（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上, 8m, 6m, 4m, 3m
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m, 1m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

② 津波予報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

（津波予報と内容）

発表される場合	内 容
<u>津波が予想されないとき</u>	<u>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。</u>
<u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</u>	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</u>
<u>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</u>

注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている（下図参照）

○ 全国津波予報区

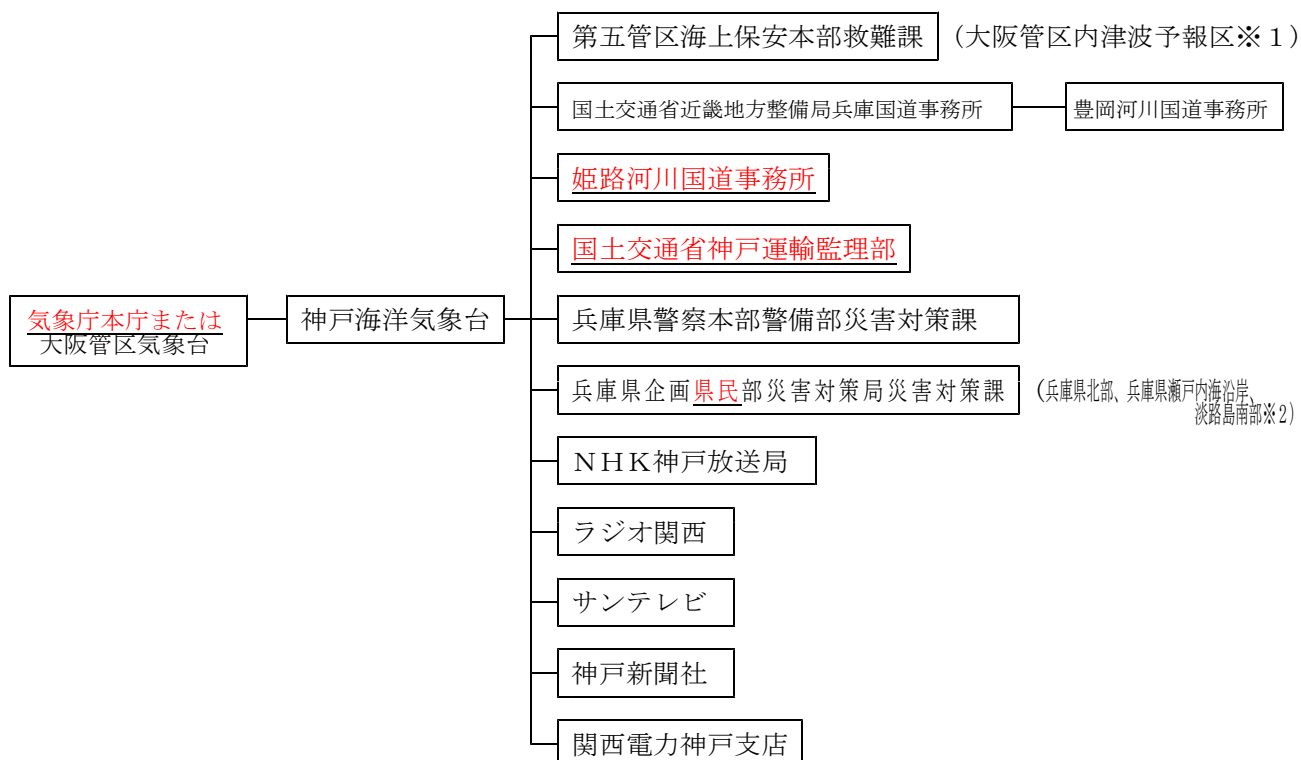


④ 津波警報・注意報等の伝達

- ・防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難勧告・指示等の県内における伝達をあらかじめ定めた系統により実施することとする。
- ・市町は地域住民に対する周知について市町地域防災計画で定めておくこととする。
- ・防災関係機関に対する伝達系統は、次のとおりとする。

○ 津波警報・注意報の伝達系統

○ 1 神戸海洋気象台



※1 大阪管区内津波予報区は、次の各区である。

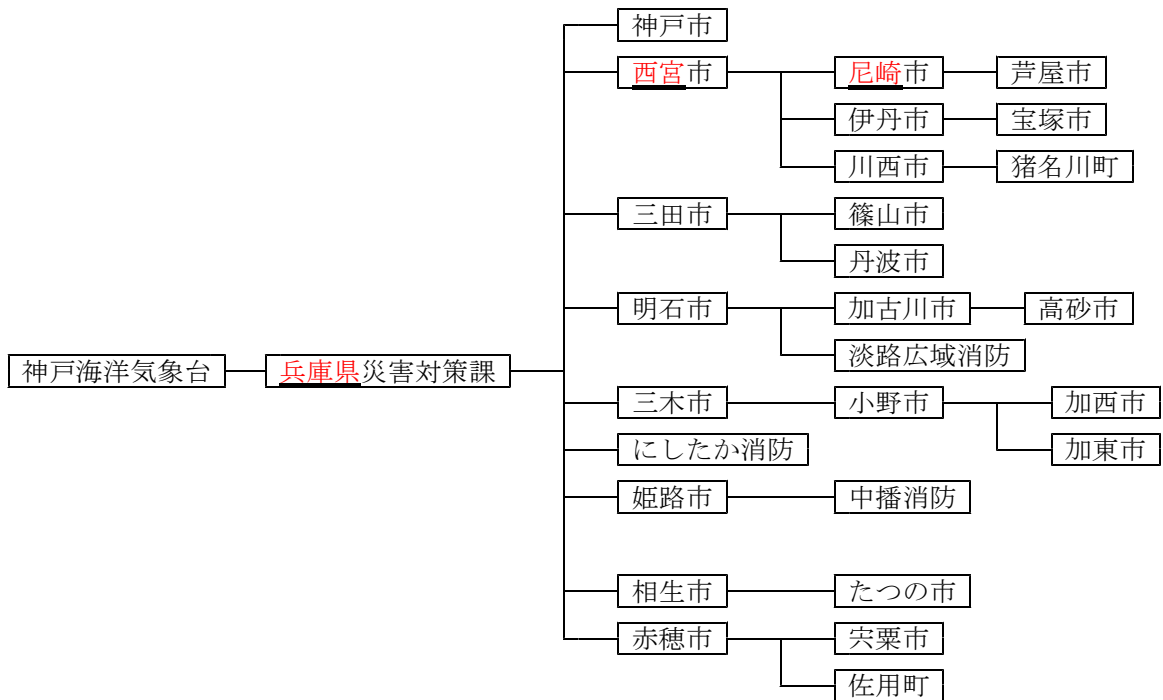
京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県

※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。
(伝達系統は「2兵庫県」を参照)

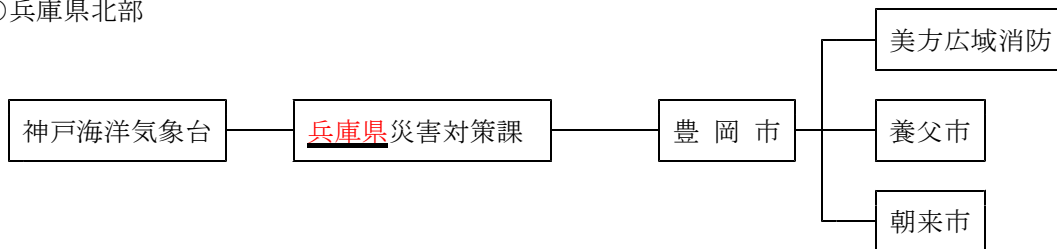
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等入手できる。

○ 2 兵庫県

○ 兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部



○ 兵庫県北部



(注) 消防事務委託町及び組合消防構成各市町へは、管轄消防本部が伝達する。

○3 西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）

（兵庫県瀬戸内海沿岸）

尼崎市 （尼崎市消防局）	株式会社 NTTマーケティング アクト関西 104大阪センター
神戸市 （神戸市消防局）	
明石市 （明石市消防本部）	
西宮市 （西宮市消防局）	
芦屋市 （芦屋市消防本部）	
淡路市	
姫路市 （姫路市消防局）	
相生市 （相生市消防本部）	
赤穂市 （赤穂市消防本部）	
加古川市 （加古川市消防本部）	
播磨町	
高砂市 （高砂市消防本部）	

大阪管区
气象台

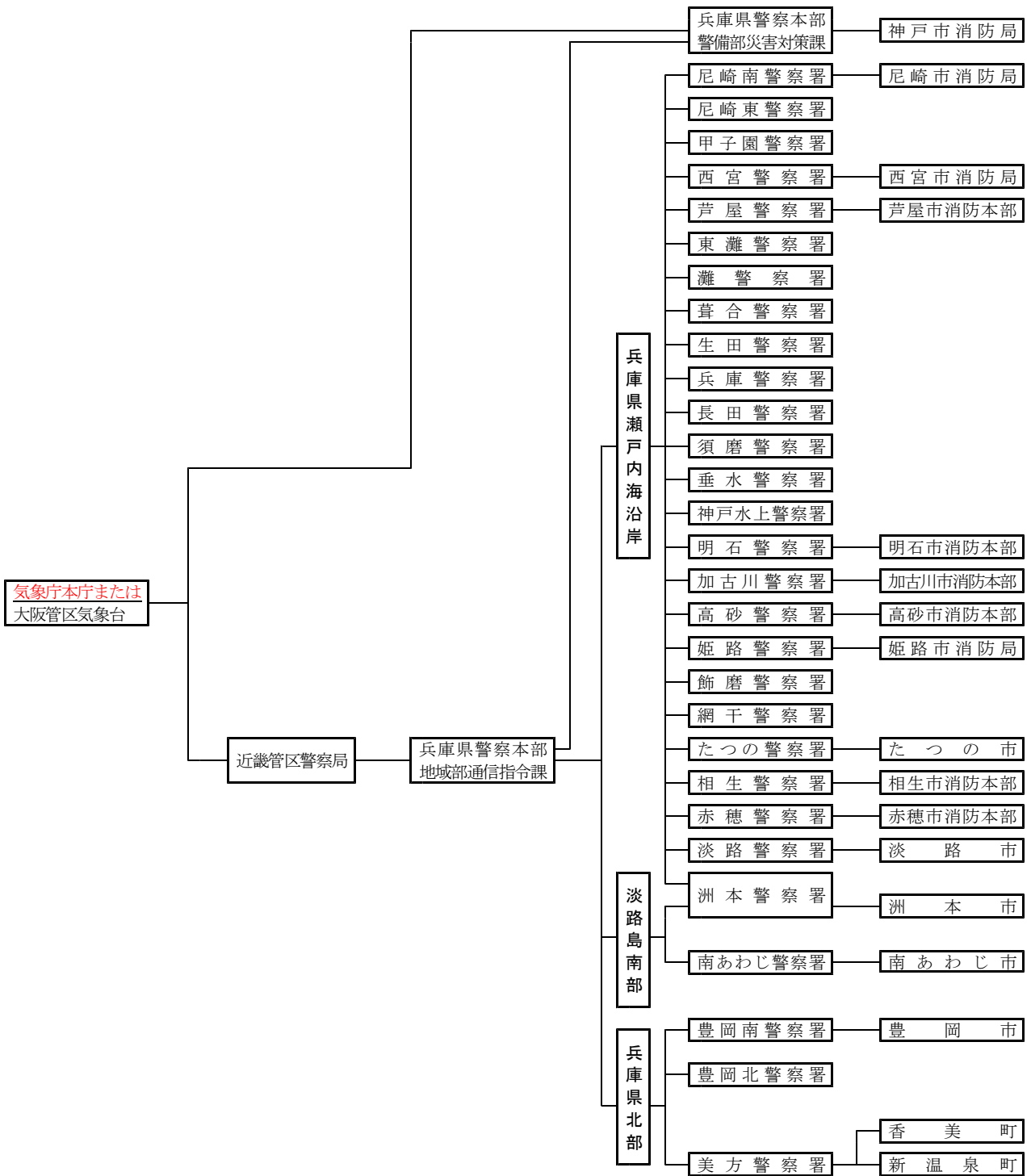
（兵庫県北部）

豊岡市 （豊岡市消防本部）
香美町
新温泉町

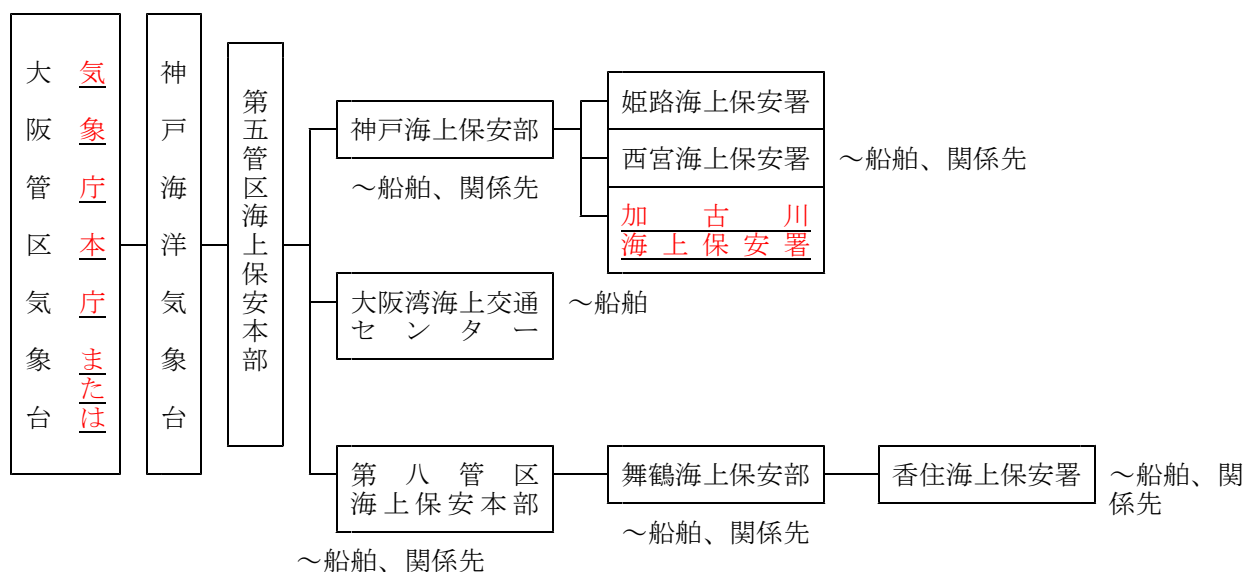
（淡路島南部）

洲本市
南あわじ市

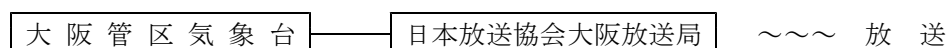
○ 4 兵庫県警察本部（津波警報のみ）



○5 第五管区海上保安本部



○6 日本放送協会



④ 津波の監視

気象庁本庁または大阪管区気象台は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。

そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

⑤ 船舶への周知

海上保安本部は、航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇・航空機等により周知することとする。

(2) 地震及び津波に関する情報の発表

神戸海洋気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

(地震情報・津波情報の種類と内容)

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	震度3以上が観測されている地域名と地震の発生時刻を発表する。
	震源に関する情報	震源位置、震源の深さ及び地震の規模についても発表する。 また、「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
	震源・震度に関する情報	震度3以上或いは震度2以下でも津波警報・注意報発表時、若干の海面変動がある場合の地震について、※ ¹ 震源要素と震度3以上が観測された地域の震度を発表する他、大きな揺れが観測された市町村及び震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測された地震について、震源要素と震度1以上が観測された地点を発表する他、震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数情報等を発表する
	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	※ ² 各津波予報区の津波の予想伝達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	※ ³ 各地点における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。

(出所：気象庁地震津波業務規則)

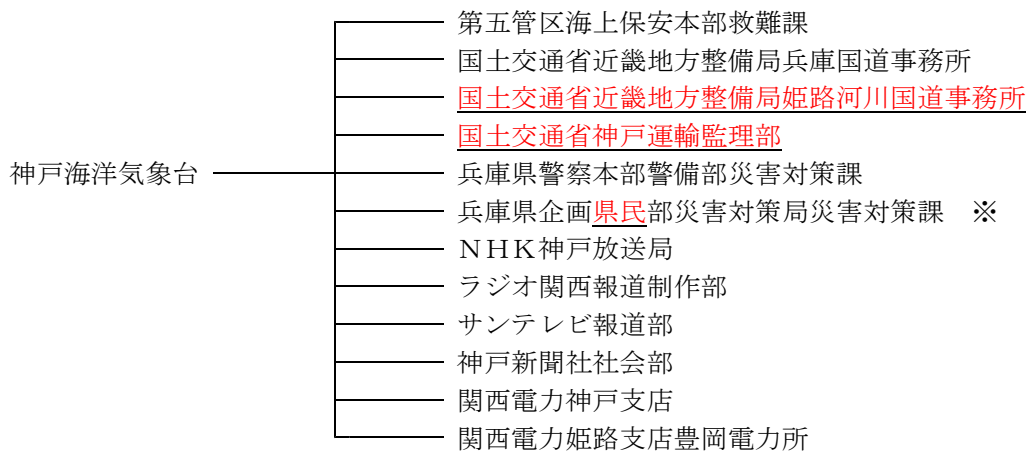
※¹ 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」→「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」→「震度4以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度4又は3」→「震度3以上」を観測した市町村名を発表

※² 県内に津波予報区が複数ある場合は、必要に応じ、それぞれの津波予報区とする。

※³ 予報区内の観測点（主に検潮所）とする。

気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸海洋気象台を經由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。



※ 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。
 また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は、フェニックス防災システムからも情報等を入手できる。

なお、東海地震にかかる警戒宣言等に対する情報伝達については、第3編第3章第24節「東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応」に記載している。

(3) 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等

気象庁本庁は、地震動により重大な災害が起こる恐れがある場合は、強い揺れが予測される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

2 災害情報の収集、報告等

(1) 実施機関

① 県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下この款においては「災害情報」という。）を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

② 指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集することとする。

その際、当該災害が、非常災害(国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害)であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いることとする。

(2) 報告基準

市町は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

① 災害救助法の適用基準に合致する災害

② 災害対策本部を設置した災害

③ 自らの市町内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（当該市町の区域内で震度4以上を記録した地震又は当該市町の区域内に被害を生じた地震を指す。）
- ⑥ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

県は、同様の基準により内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告することとする。

(3) 報告系統

市町は、県に災害情報を報告することとする。

また、市町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

県は、市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告することとする。

(4) 災害情報の伝達手段

- ① 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。
- ② 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。
- ③ 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- ⑤ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

(5) 関係機関との連携

- ① 県警察本部は、県災害対策本部及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

〔主な情報交換事項〕

ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況

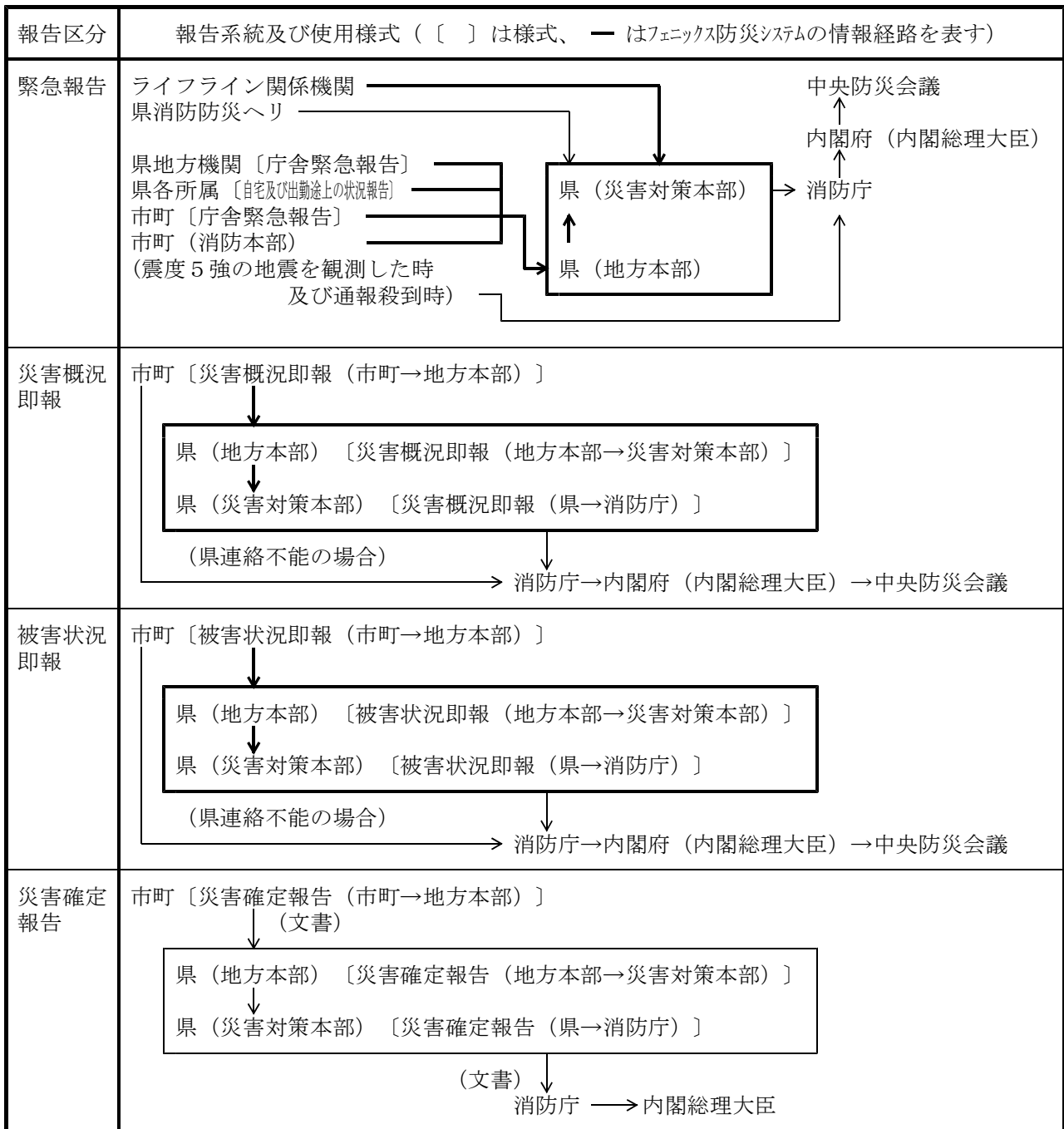
イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

ウ 犯罪の防止に関しとった措置

- ② 海上保安本部は、海上における災害について情報を収集するとともに、県、県警察本部、各消防本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

(6) 報告内容

○ 報告系統



(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。

3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

区分		平日 (9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

① 緊急報告

県は、県内に震度4以上の地震を観測した場合、又は被害が発生したおそれがある場合には、ただちに以下の方法で災害の規模を把握し、内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。

ア 県（地方機関）、市町は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。

また、防災端末設置機関は、原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告することとする。

〔報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。〕

イ 県（各所属）の職員は、勤務時間外に災害が発生した場合には、登庁途上に自宅周辺や地域の被害状況を調査し、速やかに所属へ報告する。

各所属長は、職員からの情報を取りまとめ、〔自宅及び出勤途上の状況報告〕の様式により災害対策本部事務局（地方本部事務局経由）に、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。

また、防災端末設置機関は、原則として防災端末（災害速報の機能を活用）により報告することとする。

ウ 県は、直ちに県消防防災ヘリコプター、県警察本部ヘリコプターにより、偵察活動を行うとともに、自衛隊、海上保安本部及び神戸市消防局に対し、航空機による偵察活動を依頼することとする。

〔重点調査事項〕

- (ア) 災害発生場所、延焼の状況
- (イ) 道路被災状況（道路交通機能確保状況）
- (ウ) 建築物の被害状況（概括）
- (エ) 海上及び沿岸部における被災状況
- (オ) 住民の動向、その他

エ 市町は、地震が発生し当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

オ 市町は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わ

ない。)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

カ ライフライン関係機関は、供給等に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県(災害対策本部)にその状況を通報することとする。

(ア) 電話回線の障害状況

(イ) 交通機関の運行状況及び施設の被災状況(高速道路、JR・私鉄等、航空機、船舶)

(ウ) 電力の供給状況

(エ) 都市ガスの供給状況

(オ) 水道の供給状況

② 災害概況即報(災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合)

ア 市町は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県(災害対策本部、地方本部経由)に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報の収集に努めることとする。ただし連絡員や支援チームを派遣した場合には、それをもって代えることとする。(→288ページ)

その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。

ウ 県は、災害概況即報をとりまとめ、内閣総理大臣(窓口消防庁)に報告することとする。

③ 被害状況即報

ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県(災害対策本部、地方本部経由)に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告することとする。

イ 県は、原則として災害対策本部設置期間中毎日一回、被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣(窓口消防庁)に報告することとする。

ただし、内閣総理大臣(窓口消防庁)が特にとりまとめ時間を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報を入手したときは、この限りではないこととする。

④ 災害確定報告

市町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣（窓口消防庁）及び消防庁長官に対して文書で報告することとする。

⑤ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第 267号）により行うこととする。

(7) 画像情報の送信

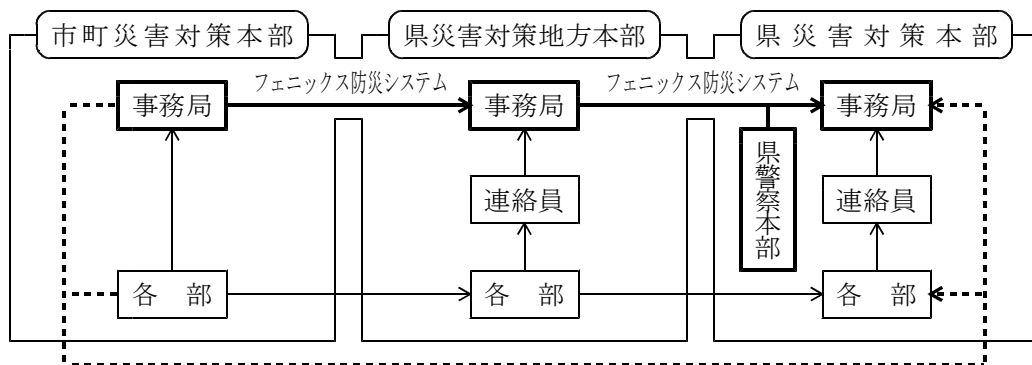
画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。

- ① 直接即報基準に該当する火災・災害等
- ② 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- ④ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

県においても同様の基準により、消防庁に送信することとする。

(8) 県における災害情報の収集伝達

- ① 被害状況等の収集及び伝達系統は次のとおりとする。



- (注) 1 緊急を要する場合については、-----線の伝達経路によることがある。
2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

- ② 県地方災害対策本部は、市町から被害情報を収集し、その結果を速やかに県災害対策本部長に報告することとする。
- ③ 県災害対策本部及び地方本部は、必要があると認める場合は、災害現場若しくは市町災害対策本部、消防本部等に職員を派遣し、情報収集、連絡調整に当たらせることとする。
- ④ 県災害対策本部事務局は、初動期において、全体的な被害の概要を把握する十分な情報がない場合は、フェニックス防災システムの事務所被害報告等の情報を分析することにより、被害状況を推定し、県の応急措置及び支援の準備・実施に役立てることとする。

(9) 市町における災害状況等の収集伝達計画

① 市町における被害状況

市町における被害状況及び災害応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ市町地域防災計画の定めるところによる。

② 市町の地域防災計画で次に掲げる事項を定めることとする。

ア 災害情報の収集系統及び県、国等への報告系統

イ 応急対策の指示伝達系統

ウ 河川の破堤等緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制

エ その他必要な事項

(10) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等における災害情報の収集、伝達

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等における被害状況及び災害応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによることとする。

(11) 支援要請

県、市町は、大規模な被害により単独に応急活動を実施することが困難になった場合の主な応援要請系統をあらかじめ定めておくこととする。

部	調査事項	調査（報告）系統
健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	総務課 ← 医務課 ← <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県医師会 兵庫県私立病院協会 兵庫県病院協会 近畿厚生局 ← 国立病院 地域医療 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所（保健所）・市保健所 ← 各医療機関
	<u>水道施設の被害・復旧状況</u>	健康福祉部生活衛生課 ← <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉事務所（保健所）← <ul style="list-style-type: none"> 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業者等
産業労働部	産業・雇用関係被害状況	総務課 <ul style="list-style-type: none"> ↑ 産業政策課 ← 各事業所等〔大企業被害〕 ↑ <ul style="list-style-type: none"> しごと支援課 ← 公共職業安定所等〔離職等の状況〕 経営商業課 ← <ul style="list-style-type: none"> 各事業者等〔金融機関等被害〕 県民局（商工労政担当課） <ul style="list-style-type: none"> 中小企業、商工会議所、 商工会、中小企業組合被害 各商工会議所・商工会等 <ul style="list-style-type: none"> 大型店舗等、商店街 小売市場等被害 各事業者・関係団体等 地域金融室 ← 各事業者等〔金融機関等被害〕 工業振興課 ← <ul style="list-style-type: none"> 県民局（商工労政担当課） <ul style="list-style-type: none"> 下請企業、地場 産業等被害 各事業者・関係団体等 産業立地室 ← 各事業者・関係団体等〔産業団地被害〕 国際経済課 ← 各事業者・関係団体等〔貿易業被害〕 観光振興課 ← <ul style="list-style-type: none"> 県民局（商工労政担当課） 事業者・関係団体等
農政環境部	<u>廃棄物処理施設の被害</u> 農林水産業被害 農地・農業用施設被害 漁港関係施設被害 治山・林道施設被害	総務課 ← 環境整備課 ← 市町、事務組合 総務課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所 ← 市町 総務課 ← 農地整備課 ← 土地改良事務所等 ← 市町 総務課 ← 漁港課 ← <ul style="list-style-type: none"> 農林水産振興事務所〔県管理〕← 市町〔市町管理〕 総務課 ← 治山課 ← <ul style="list-style-type: none"> 農林(水産)振興事務所〔管内県管理施設〕 ↑ 市町〔市町管理施設〕

部	調査事項	調査（報告）系統
企業庁	企業庁関係施設被害	総務課 ← <ul style="list-style-type: none"> 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 公園都市整備課 ← <ul style="list-style-type: none"> 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 臨海整備課 ← 阪神・淡路臨海建設事務所
水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所・土地改良事務所等 水防管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム
教育委員会	教育関係の情報 （ 縣市町立学校 国・県・市町 指定文化財 縣市町立教育施設）	総務課 ← <ul style="list-style-type: none"> 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所

○ 市町からの主な緊急対策支援要請

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部事務局	自衛隊派遣 ・各種支援要請	第3師団〔陸上・航空〕 ← 第3特科隊〔陸上〕 ← 事務局 ← 阪神基地隊〔海上〕 ← 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町
	隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	陸上鉄道輸送の要請	JR西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ←
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 神戸空港管理事務所 ← 但馬空港管理事務所 ←
	陸上自動車輸送のあっせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ←
	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 近畿経済産業局 ←
	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	食料の調達・あっせん	兵庫農政事務所 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 協定業者 ← 消費流通課
	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 神戸エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← 関西インターメディア (FM CO・CO・LO)
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部事務局	報道要請	神戸新聞社 ← 朝日新聞社 ← 読売新聞 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部
	へりの出動	神戸市 ← 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	災害救援専門ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
健康生活部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所(保健所)・市保健所 ← 県内市町 ← 近隣府県 ← 全国都道府県(厚生労働省) ← 健康増進課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 各保健所設置市
	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 日本赤十字社 ← 医師会 ← 看護協会 ← 歯科医師会 ← 市町立病院 ← 国立病院 ← 近畿厚生局 ← 県立病院 ← 病院局 ← 県内医療機関 ← 薬剤師会 ← 災害拠点病院 医務課 ← 地域医療情報センター 災害医療センター 薬務課 ←
	患者受入医療機関のあつせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 市町 災害拠点病院 県内医療機関 ← 災害医療センター 地域医療情報センター ← 市町 健康福祉事務所(保健所)・各保健所設置市 各医療機関

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
健康生活部	へりによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 消防庁(他道府県) ← 事務局 自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 事務局 消防機関 ← 各医療機関
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 事務局 事務局 ← 災害拠点病院 事務局 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 地域医療情報センター ← 各医療機関
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 水道事業者 ← 企業庁水道課(生活衛生課) ← 地域医療情報センター 関西電力 ← 医務課 大阪ガス ← 医務課 (社)兵庫県エルピ→ガス協会 ← 医務課 地域医療情報センター ← 各医療機関
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	医薬品の供給	厚生労働省 ← 薬務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 薬務課 医薬品卸業協会 ← 薬務課
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 市町 ← 各医療機関
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 疾病対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町
	遺体処置・埋葬等(広域火葬、ドライアイス・柩等の確保・あっせん、遺体の搬送)	厚生労働省 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 近隣府県 ← 生活衛生課 民間業者等 ← 生活衛生課
	風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 自衛隊 ← 事務局 ← 生活衛生課
	愛玩動物の保護・収容	県獣医師会 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所)・動物愛護センター ← 市町 神戸市獣医師会 ← 生活衛生課 関係団体 ← 生活衛生課
産業労働部	大規模店舗等の早期営業要請	百貨店 ← 経営商業課 ← 県民局商工政策課 ← 市町 チェーンストア各社 ← 経営商業課 石油商業組合等 ← 経営商業課

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
農政環境部	非常災害用木材の調達 ・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局地域振興部 ←市町 農林(水産)振興事務所
	<u>ガレキ処理対策</u>	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町
	<u>ごみ処理対策</u>	関係団体 ← 関係省庁 ← 他府県 ←
	<u>し尿処理対策</u> (仮設トイレ斡旋等)	
県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部
	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 開発調整室 ← 市町
	応急仮設住宅の建設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 国土交通省 ←
	公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県 ←
企 業 庁	飲料水の供給	隣接市町 ← 水道課 ← ブロック代表団体 ← (健康生活部 生活衛生課)
	給水車の派遣	厚生労働省 ← 他府県 ← 各市町・事務組合 ・ 広域水道事業体
	水道復旧工事に関する 人材派遣	日本水道協会 ← 自衛隊 ← 災害対策本部事務局 海上保安本部 ←
	医療用水の確保	水道事業者 ← 水道課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター (健康生活部生活衛生課) ↑ 各医療機関
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署

- (注) 1 県民局において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
2 各県民局内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局の実態に応じて別途定めることとする。

3 災害時の通信手段の確保

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととする。

(1) フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関及び市町・消防本部との間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNで二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

① 防災端末設置数

320台（本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、国（消防庁等）、ライフライン事業者等）

② 主な機能

観測情報収集、被害予測、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

(2) 兵庫県防災行政無線

① 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系））

県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、衛星系を使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。

ア 構成

計 110局（うち併設局 6局）

県庁局 1局、単独庁舎局 1局、市町・消防本部 96局（うち併設局 6局）、防災関係機関局10局、平面可搬局 2局

地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能

イ 機能

(ア) 音声、ファクシミリ

(イ) 映像情報伝送

ウ 通信統制の実施

県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、通信統制を行うこととする。

(ア) 通信統制権者

防災情報室長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。

通信統制が重複する場合には、防災情報室長の通信統制を優先することとする。

(イ) 通信の優先順位

通信の優先順位は、次のとおりとする。

- a 人命に関するもの。
- b 財産に関するもの。
- c 災害の予防、発生及び救助に関するもの。
- d 災害の予報又は警報に関するもの。
- e その他防災情報室長が必要と認めたもの。

エ 回線設定の変更

県は、災害発生時等の緊急時に、衛星通信回線を緊急時モードの回線設定が行われた機関との間に限り通話可能な状態に切り替えることができることとする。

オ 衛星ホットラインの設定

県は、必要に応じて衛星ホットラインの設定及び解除を行うこととする。

カ 優先回線の確保

県は、災害時に衛星通信回線が不足する場合には、(財)自治体衛星通信機構に優先回線割当てを依頼することとする。

キ 平面可搬局の出動

県は、衛星回線障害時、または県の区域内に震度4以上の地震を観測した場合には直ちに要員を待機させることとする。

県は、必要に応じて被災地に平面可搬局を出動し、通信回線を確保することとする。

ク 緊急時の対応

県は、障害に備えて保守業者との間の連絡方法をあらかじめ定めておくこととする。

② 地上系

県庁、県民局、県土木事務所等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、山上中継局、県庁及び各事務所に設置された地上系多重回線（県防災行政無線多重回線）を使用して、県庁と土木事務所等（41局）の通信を確保することとする。

また、移動系として山上基地局を使用して、県庁（災害対策課、河川整備課、道路保全課）から県内全域の車載型及び携帯型無線機（150MHz帯）へ一斉指令も可能であるほか、移動系無線機（車載型及び携帯型無線機）からもプレストークによる1対Nの通信が可能である。

(3) 通信事業者回線等

県は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、輻輳の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図ることとする。

① 災害時優先電話

県は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用することとする。

② 非常通話、緊急通話

県は、必要により、あらかじめ登録をした災害時優先電話から102番を呼び出し、優先した通話を申し込むこととする。

③ ホットライン

県（災害対策課）は、手回し発電式のホットラインを設置し、災害時に活用することとする。

ホットラインは、県（災害対策課）と陸上自衛隊第3師団（伊丹）、第3特科隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（東灘区）とを結んでいる。

④ 警察電話

県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。

(県庁内の設置場所)

〔災害対策センター（災害対策課、消防課、災害対策本部室等）、秘書課、財政課、管財課、交通安全課、道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート〕

⑤ 携帯電話、緊急通報システムの活用

県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員及び防災企画局・災害対策局幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の携帯を図り、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策職員、災害待機宿舎入居者、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。

(4) 無線系通信

① 消防防災無線及び水防無線等

災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することとする。

現在の通信ルートは以下のとおりである。

県（災害対策課）	－	消防庁（消防防災無線）
県（災害対策課）	－	内閣府（中央防災無線（緊急連絡用））
県（河川整備課）	－	国土交通省（水防無線）
県（警察本部）	－	警察庁（警察無線）

② N T T西日本無線通信設備等

県等は、N T T西日本の無線通信設備等の活用を図ることとする。

ア 孤立防止対策用衛星電話

県内の公共機関や学校等で、必要と考えられる箇所に設置している。

イ 防災相互無線の活用

県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。

ウ 移動無線局の活用

県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図ることとする。

(5) 非常通信経路計画

① 内容

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。

非常時に、電波法第52条、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条及び水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。

1 警察通信設備	2 海上保安庁通信設備	3 国土交通省通信設備
4 気象庁通信設備	5 法務省無線通信設備	6 N T T無線通信設備
7 J R通信設備	8 県無線通信設備	
9 市町無線通信設備（消防無線を含む）		
10 西日本高速道路㈱無線通信設備		
11 関西電力通信設備	12 大阪ガス無線通信設備	13 各私鉄通信設備

- 14 KDDI無線通信設備 15 日本通運無線通信設備 16 各漁業無線
17 アマチュア無線局 18 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
19 各タクシー会社の無線通信設備

② 利用方法

ア 通報内容

- (ア) 人命の救助、遭難者の救助に関するもの。
- (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの。
- (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。
- (エ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要員の確保などに関するもの。
- (オ) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの。

イ 非常通報の記載方法

- (ア) 用紙は特に規定していないが、できるだけ電報頼信紙を使用することとする。
- (イ) 頼信紙の記載欄又は用紙の上部に「非常」と朱書することとする。
- (ウ) あて先は、住所、氏名をはっきり書くこととする。また、なるべく電話番号を括弧で囲み付記することとする。
- (エ) 通報の形式は、文書形式でも電報形式でもよいが、本文の文字は200字以内（カタカナ）とすることとする。
- (オ) 本文の末尾に発信機関名を記入することとする。
- (カ) 発信人の住所、氏名、電話番号を発信人欄に記載することとする。

ウ 発信依頼

非常通報の発信（伝送）の依頼は、原則として「非常通信経路計画」により選定した受付局に対して行うこととする。

エ 受付

- 受付は、次の事項を審査のうえ「額表」を記載することとする。
- (ア) 通報の内容は、(2)（非常通報の内容）に掲げる事項のものであるかどうか。
 - (イ) 発信人は、適当な者であるかどうか。
 - (ウ) 通報には、「非常」の表示があるかどうか。
 - (エ) 頼信紙の額表の種類に「ヒジョウ」を、字数に本文の字数（文書形式の場合は不要）を、発信局に受付通信施設名を、番号に発信番号を、受付時分に受付けた時間を24時間制で記入する。
 - (オ) 局内心得には、通報を中継して伝送する通信施設が自局名を順次記入する。

オ 連絡の設定

- (ア) 非常事態発生のおそれがある地域及びその周辺にある無線局は、通信の相手方に対し後刻非常通信を実施するおそれがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻、周波数等をあらかじめ協議しておくこととする。新規連絡を必要とするときは、あらかじめ連絡を必要とする無線局にその連絡要領を便宜の方法により通知しておくこととする。
- (イ) 非常用電波（A 1 A4630KHz）を持っている無線局は、この周波数で毎時0分と30分から10分間聴取することとする。

カ 通信方法

- (ア) 呼出応答事項の前に「OSO」（電話の場合は「ヒジョウ」）を3回前置することとする。
- (イ) (ア) の呼出しを受信した無線局は、応答する以外は混信を与えないように注意するとともに傍受することとする。
- (ウ) 通信波でどうしても通信ができないときに限り、A1A4630KHzの電波を使用して通報を送ることとする。
- (エ) 非常用電波で試験電波を発射するときは、毎時0分と30分から10分間以外の時間でなるべく短時間に行うこととする。

キ 報 告

非常通信を終了したときは、近畿地方非常通信協議会会長及び県（防災情報課長）に次の事項を文書で報告することとする。

- (ア) 非常通信を取り扱った通信施設者
 - a 非常災害の種類、範囲、程度
 - b 非常通信の実施区間と、これに関係のある有線通信施設の被害状況
 - c 無線局の被害状況
 - d 非常通信の実施状況（通信系、通信開始、終了日時、通信状況、取扱通数等）
 - e 将来の参考となる事項
- (イ) 発信人（通信施設の施設者を除く）
 - a 非常災害の種類、範囲、程度
 - b 受付通信施設名及び取扱通数
 - c 将来の参考となる事項

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害情報の収集・伝達系統（住民を含む）
- (2) 応急対策の指示伝達系統
- (3) 河川の破堤等緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制
- (4) 県・国等への災害情報の報告基準・報告内容・報告系統
- (5) 県等への応援要請系統
- (6) フェニックス防災システムの活用
- (7) 有線系・無線系通信手段の活用
- (8) その他必要な事項

- [資料] 「震度階級関連解説表」
「兵庫衛星通信ネットワーク衛星系番号表簿（抜粋）」
「兵庫県衛生通信ネットワーク衛生地球局の種類と構成」
「兵庫衛星通信ネットワーク地上系システム系統図」
「兵庫衛星通信ネットワーク地上系システム系統図グループ一覧表」
「孤立防止対策用衛星電話設置状況」
「防災相互通信無線局番号表（兵庫県内）」
「防災主管課連絡先一覧」
「非常通信経路計画」
「警察専用電話系統図」
「海上保安庁無線系統図」
「日本赤十字社超短波無線通信系統図」
「鉄道専用電話系統図」
「関西電力無線通信系統図」
「各機関における調査事項、調査（報告）系統及び災害情報連絡者一覧」

第4節 防災関係機関等との連携促進

第1款 自衛隊への派遣要請

[実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県警察本部、市町]

第1 趣旨

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

第2 内容

1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

(1) 災害派遣要請の方法

① 市町長 → 知事 → 自衛隊

ア 市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

- ・要請責任者の職氏名
- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

※ 自衛隊法施行令の改正(平成7年10月25日公布・施行等)により、派遣要請の際に明らかにする事項として「派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数」は削除され、当該事項を明らかにできる場合においては、その他参考となるべき事項の一つとして示すことは差し支えないとされた。

イ 知事は、県内全域の状況等を検討の上、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報することとする。

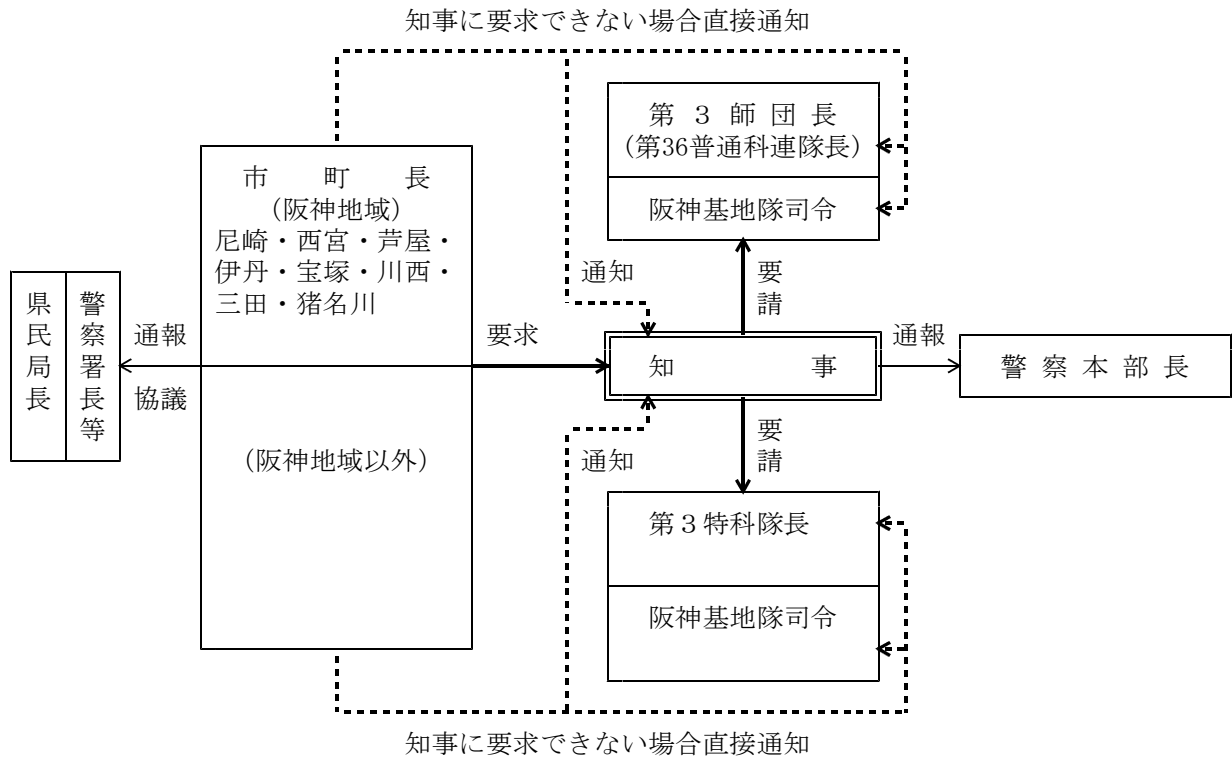
ウ 市町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

エ 市町長は、前記ウの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

オ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要がないと決定した場合には、直ちにその旨を要求のあった市町に連絡することとする。

○ 派遣及び撤収要請手続経路



② 指定地方公共機関等の長 → 知事 → 自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害、鉱山災害等多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号アに掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡することとする。

③ 知事 → 自衛隊

知事は、災害に際し、自ら災害応急対策を実施する場合等で、自衛隊の災害派遣を必要とする時は、自衛隊に災害派遣の要請をすることとする。

(2) 要請先等

① 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	阪神地域への派遣……第3師団長 上記以外の地域への派遣……第3特科隊長	伊丹市広畑1の1 姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

(注) 阪神地域とは7市1町（尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田の各市及び猪名川町）を指す。

② 連絡先

区 分		電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災係)	(078)362-9988 FAX (078)362-9911~9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911~9912
自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 424, 333 FAX 233	(072)781-0021 内線 301 (司令部当直) FAX 233
	第3特科隊 (第3科)	(0792)22-4001 内線 235, 238 FAX 239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX 239	(078)441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 任務分担

① 県 (災害対策本部)

現場責任者を現地に派遣し、現地 (市町等) と自衛隊間の折衝及び調整を行うこととする。

② 県警察本部 (災害対策本部警察部)

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。

③ 派遣を要請した市町又は機関

ア 作業実施期間中の現場責任者の指定

イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)

ウ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

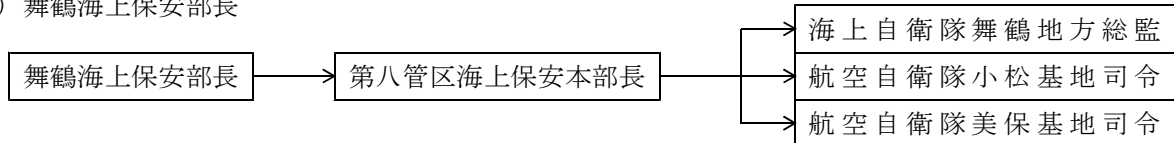
2 管区海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。

(1) 第五管区海上保安本部長

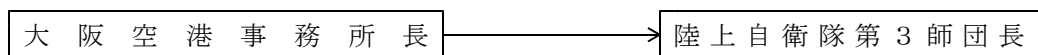


(2) 舞鶴海上保安部長



3 大阪空港事務所長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。



4 撤収要請

知事、管区海上保安本部長又は大阪空港事務所長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた支援を希望した市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。

5 情報連絡体制

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡することとする。

(2) 知事は、災害に際し、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整することとする。

(3) 災害に際し、県、その他の防災関係機関は、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受けることとする。

6 自衛隊の基本方針

(1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、管区海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手續をとることとする。

① 自主派遣の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

② 指定部隊等の長

中部方面総監、第3師団長、第3特科隊長、呉・舞鶴地方総監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令

(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

7 活動内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等

(5) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(8) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(10) 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

8 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) 島岐に係る輸送費等

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 派遣要請要領
- (2) 任務分担
- (3) その他必要な事項

[資 料] 「災害派遣用航空機、艦艇及び資機材の能力基準」

第4節 防災関係機関等との連携促進

第2款 関係機関との連携

〔実施機関：自衛隊、県企画管理部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関〕

第1 趣旨

災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 県

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。

- ① 援助を必要とする理由
- ② 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ③ 援助を必要とする場所
- ④ 県内経路
- ⑤ 期間その他必要な事項

なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第29条、第30条の規定による。

(2) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

- ① 知事は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、第五管区海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。

また、第五管区海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視艇もしくは航空機を通じて要請することとする（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を要請する期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

② 海上保安庁の支援活動の内容

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

(3) 他の都道府県に対する応援要請及び応援

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請

ア 応援の種類

(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供

(イ) 資機材の提供

- (ウ) 避難者、傷病者の受入れ
- (エ) 職員の派遣
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして応援主管府県である大阪府(大阪府が被災等により業務を遂行できない場合は応援副主管府県である徳島県)に応援を要請することとする。なお同一の災害について応援主管府県が複数となるおそれがある場合又は応援主管府県と応援副主管府県で同時に危機が発生した場合は、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県又は会長府県が指定した府県が応援主管府県となる。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- (ウ) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- (エ) その他要請措置内容、要請場所及び期間等

ウ 応援要領

(ア) 大阪府又は徳島県に対する応援が必要な場合、本県は応援主管府県としての役割を果たすこととし、万一それが困難なときは速やかに両府県の応援副主管府県(大阪府が被災した場合は奈良県、徳島県が被災した場合は和歌山県)に連絡することとする。

(イ) 県は、大阪府又は徳島県で激甚な災害が発生し通信が途絶するなどの場合にあっては、状況により職員の緊急派遣を行うとともに、支援対策本部等を設置し、近畿府県全体としての応援計画を作成のうえ、各府県と連携して応援を行うこととする。

(ウ) 県は、大阪府又は徳島県が応援要請をすることが困難であると判断したときは、要請を待たずに応援を行うこととする。

(エ) 県は、大阪府又は徳島県以外の近隣府県が応援を必要とする場合、当該府県の応援主管府県等が作成した応援計画に従い、応援することとする。

(オ) 県は(2)①アで示した内容について、被災府県の必要により応援を行うこととする。

(カ) 県は応援の実施にあたり、必要により、防災関係機関や災害救援専門ボランティア等に協力を要請することとする。

(キ) 県は、あらかじめ応援に係る内部手順等を定め、迅速な応援を図ることとする。

② 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請(岡山県、鳥取県)

ア 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出・救護・感染症対策等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (オ) 避難者、傷病者の受入れ施設の提供
- (カ) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 援助を必要とする物資等の品名、数量等
- (ウ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の職種別人員
- (エ) 収容を要する被災者の状況及び人数
- (オ) 応援を必要とする区域、受入地点及び受入地点への経路

- (カ) 応援を必要とする期間
- (キ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

ウ 応援要領

- (ア) 県は、発災後、被災県と連絡が取れない場合は、自主的に情報収集活動を行うこととする。
- (イ) 県は、情報収集活動の結果、緊急性を有し被災県の要請を待ついとまがないと認められるときは、必要な応援を行うことができることとする。
- (ウ) 県は、職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるよう努めることとする。

③ 隣接府県等との相互応援協定に基づく応援要請（新潟県）

ア 応援の種類

県において必要な、物資、資機材、職員 等

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 物資、資機材等の応援を要請する場合にあつては、その品名、数量等
- (ウ) 職員の応援を要請する場合にあつては、職種別人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (オ) 応援主管府県が複数になるおそれがある場合又は応援主管府県と応援副主管府県で同時に危機が発生した場合は、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県又は会長府県が指定した1府県が応援主管府県の役割を果たすこととする。
- (カ) 県は(2)①アで示した内容について、被災府県の必要により応援を行うこととする。
- (キ) 県は応援の実施にあたり、必要により、防災関係機関や災害救援専門ボランティア等に協力を要請することとする。
- (ク) 県は、あらかじめ応援に係る内部手順等を定め、迅速な応援を図ることとする。

ウ 応援要領

災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合において、応援を行おうとする県は、必要に応じ情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うこととする。

④ 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請

ア 応援の種類

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあつせん

イ 要請手続

県は、速やかに近畿ブロックの幹事県（近畿ブロック会長県）に被害状況等を連絡するとともに、文書、電話、ファクシミリ等により、必要とする広域応援内容に関する次の事項を連絡して、要請することとする。

- (ア) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (イ) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (ウ) 職種及び人数
- (エ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (オ) 応援期間（見込みを含む）
- (カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

ウ 応援要領

被災県を応援することとされた場合は、最大限その責務を果たすよう努めることとする。

⑤ その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請または派遣は、地方自治法第 252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第 1 項の規定によることとする。

⑥ 行政職員による災害広域支援の実施

県外における大規模災害時に、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を次の手順により、展開することとする。なお、支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。

ア 先遣隊の派遣

全国都道府県等を対象として、大規模災害発生時に、広域支援の内容等を調査するため、防災局職員 4 名程度からなる先遣隊を被災自治体に派遣する。

イ 分野別支援の実施

被災地のニーズに応じて、応急対策等に係る実務的な助言等の支援活動を実施する。

(4) 市町に対する応援

① 市町長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）

知事は、市町長から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な協力を行うこととする。

② 市町間の応援に対する指示（災害対策基本法第72条）

知事は、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、他の市町長を応援すべきことを指示することができる。

③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）

ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第 5 項～ 7 項）

イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

④ 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県（県民局）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部に、あらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。

(5) 業界、民間団体等に対する応援協力の要請

県は、応急対策の実施に係る協定等に基づき、応援協力を要請することとする。（具体的には、各対策の項目中に記述）

2 県公安委員会

(1) 大規模災害発生時における他都道府県警察への援助要求

県公安委員会が警察庁又は他の都道府県警察に対し援助の要求を行うこととする。

(2) (1)の要請に基づく他都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

3 消防本部

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

① 広域消防相互応援協定に基づく応援

ア 応援要請の手続きの概要

(ア) 応援は、被応援市町等の消防長からの要請に基づき、行うこととする。ただし、災害の規模等により被応援市町等の要請をまたずに応援出動した場合には、被応援市町等の要請があったもの

とみなす。

(イ) 応援要請に対しては、次の事項を連絡することとする。

- ・ 災害の発生場所及び概要
- ・ 必要とする車両、人員及び資機材
- ・ 集結場所及び活動内容
- ・ その他必要事項

イ 応援隊の派遣

応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被応援市町等の消防長に対してその旨を連絡することとする。

② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条）

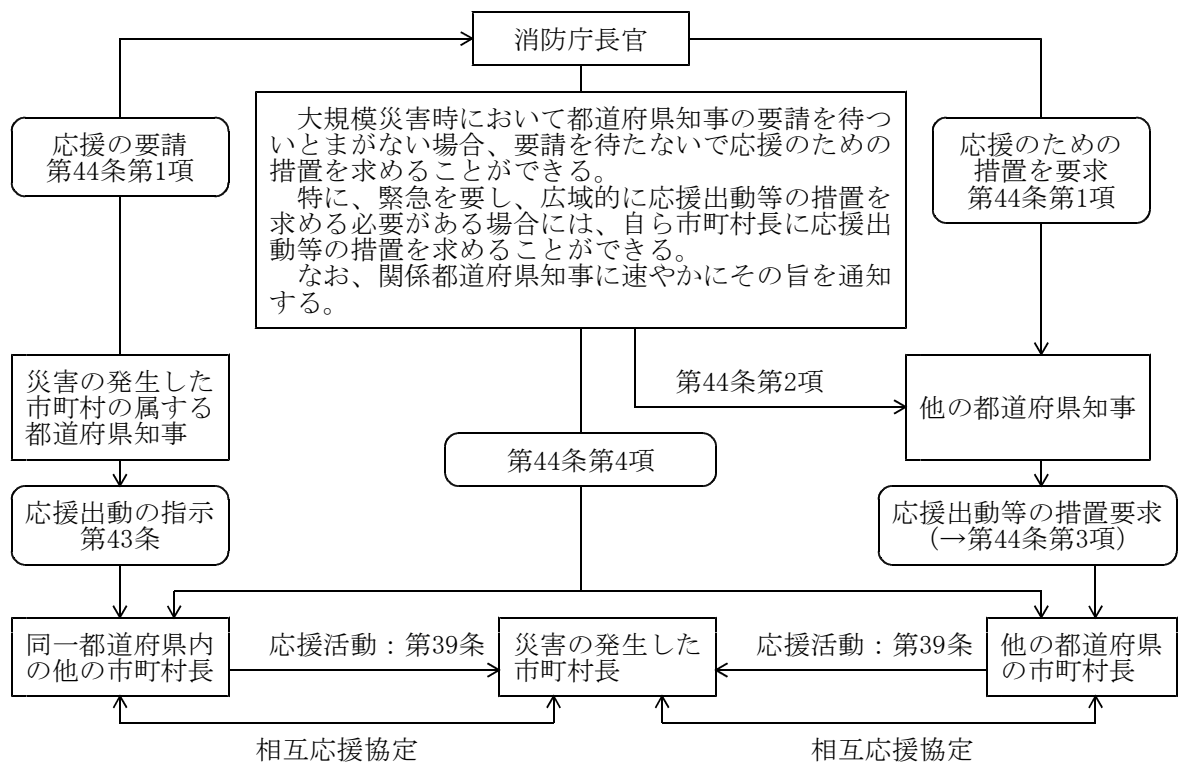
知事は、地震等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることができることとする。

③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）

知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援を要請することとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができるものとされている。

○ 広域消防応援体制



○ 緊急消防援助隊応援要請先

区 分		平日 (9:30~18:30) ※総務省消防庁応急対策室	左記以外 ※総務省消防庁宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

④ 緊急消防援助隊受援計画の策定

県は、あらかじめ、県内の市町が被災し、他都道府県から緊急援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定することとする。

なお、受援計画に定める事項は次のとおりとする。

- ア 情報提供体制
- イ 応援部隊の集結場所、被災地への到達ルート及び燃料補給体制
- ウ ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
- オ その他必要な事項

(2) 関係機関との連携

① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第24条）

消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力することとする。

② 消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁、防衛省））

ア 連絡調整責任者

消防側 県防災監、神戸市消防局長
自衛隊側 第3特科隊長

イ 情報交換内容

- ・ 大規模災害の状況に係る情報
- ・ 救援活動の態勢に係る情報
- ・ その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

4 市町

(1) 知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

(2) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

5 関係機関の連携強化

県は、災害発生時に、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。

また、県は、災害対応総合情報ネットワークシステムの効果的活用を図ることとする。

6 専門家・専門機関等の協力

(1) 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認める時は、人と防災未来センターをはじめ、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとする。

(2) 県は、市町等からの要請又は必要に応じ、被災市町等に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。

(3) 専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上、負担することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 知事等に対する応援要請

(2) 他の市町長に対する応援要請

(3) 応援協定に基づく応援要請

(4) その他必要な事項

[資料] 「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26)

「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30)

「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」(H20.7.1)

「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と鳥取県)(H8.5.31)

「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と岡山県)(H8.5.31)

「防災協力及び災害時相互応援に関する協定」(兵庫県と新潟県)(H17.10.23)

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(H19.7.12)

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目」(H19.7.12)

「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(H18.11.1)

「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領」(H18.11.1)

「災害時の応援に関する申し合わせ」(近畿地方整備局)(H17.6.14)

第5節 災害救助法の適用

[実施機関：県企画県民部災害対策局、市町、その他防災関係機関]

第1 趣旨

災害救助法の適用に関する事項について定める。

第2 内容

1 適用基準

知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。

- (1) 市町（神戸市にあっては市の区域又は区の区域）内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町（神戸市にあっては市の区域又は区の区域）の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術が必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 適用手続

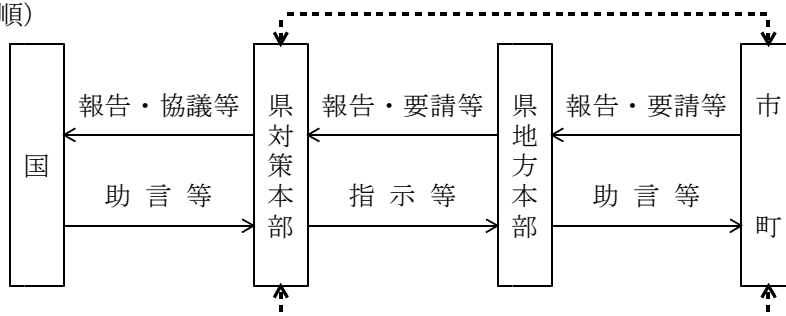
(1) 県

知事は、次の(2)により市町長等から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、厚生労働省に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

(2) 市町

市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。

(事務処理手順)



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

3 救助の実施

(1) 実施機関

① 県

県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することとする。

ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

② 市町

市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。

③ その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市町等、救助活動の実施機関に協力することとする。

④ 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、他の市町は、被災市町の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

(2) 実施内容

① 避難所の供与

② 応急仮設住宅の供与

③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑤ 医療及び助産

⑥ 災害にかかった者の救出

⑦ 災害にかかった住宅の応急修理

⑧ 学用品の給与

⑨ 埋葬

⑩ 死体の搜索及び処理

⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 実施の方法
- (3) 関係資機材の保有状況及び物資の調達計画
- (4) 応急仮設住宅の建設予定地
- (5) 救助に関し必要な業者等の把握
- (6) 救助に関する報告等の情報伝達計画
- (7) その他必要な事項

[資料] 「災害救助法による救助の基準」
「過去の災害救助法の適用状況」
「災害救助法適用基準世帯数」
「災害救助事務フローチャート」

(空白)

第 1 節 消火活動等の実施

第 1 款 地震火災の消火活動の実施

[実施機関：県企画県民部災害対策局、消防機関、市町]

第 1 趣旨

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動について定める。

第 2 内容

1 消火活動の実施

消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応することとする。

2 消防相互応援協定の運用

市町は、その消防責任を果たすため、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

3 ヘリコプターによる情報収集

県は、大規模な火災が発生した場合に、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

4 応援

(1) 知事の応援指示権の発動

県は、多発火災により一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第24条の2の規定による非常事態の際の知事の指示権によって災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

① 第 1 次指示権の発動

災害が一地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣地市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の 1 / 3 を派遣することを指示することとする。

② 第 2 次指示権の発動

災害が一地区に及ぶ場合に発動するものであって、被災地の周辺市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の 1 / 4 の人員を派遣することを指示することとする。

③ 第 3 次指示権の発動

災害が二地区以上に及び、その被害が激甚の場合発動するものであって、被災地区以外の市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の 1 / 4 の人員を派遣することを指示することとする。

④ 出動人員の例外

知事の指示権に基づく出動命令の場合の出動区分、派遣人員についての基準は①、②、③のとおりとするが、受令市町と協議のうえ、出動人員を適宜増減することができることとする。

(2) 他都道府県への応援要請

県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。

なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。

(3) 緊急消防援助隊の出動

消防庁長官は、都道府県内の消防力をもってしては対処できない程度の地震等の大規模災害が発生した場合には、被災地の消防の応援のため緊急消防援助隊の派遣を求めることができることとする。

(4) 他機関との連携

① 消防機関は、県警察本部、自衛隊と相互に協力することとする。

② 消防機関は、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安本部等の機関に応援を要請することとする。

5 救急搬送業務

市町は、災害時における要救助者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まずその市町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等からの応援を求めることとする。

6 市町の消防計画

市町は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立することとする。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
- ④ 救助・救急
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ① 市町災害対策本部との業務分担に関する事項
- ② 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
- ③ 職員の動員と編成・配置
- ④ 通信網の確保に関する措置
- ⑤ 情報収集等に関する体制
- ⑥ 市町災害対策本部との連絡等に関する事項
- ⑦ 県警察本部をはじめ関係機関との連絡等に関する事項

⑧ 重点防御に関する方針

ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置

イ 避難路の防御に対する措置

ウ 救助・救急に関する措置

⑨ 広報に関する措置

(3) 地震被害想定結果の活用

消防計画の作成に当たっては、地震被害想定結果を参考とすることとする。

7 県民等の活動

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限り、ただちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等、延焼防止に努めることとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たることとする。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 市町消防計画の作成

(2) 消防相互応援協定の運用

(3) 自主防災組織との連携

(4) その他必要な事項

[資料] 「兵庫県広域消防相互応援協定」

「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」

第 1 節 消火活動等の実施

第 2 款 水防活動の実施

[実施機関：近畿地方整備局、神戸海洋気象台、県県土整備部土木局、県警察本部、警察署、水防管理者、量水標管理者]

第 1 趣旨

水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

第 2 内容

1 水防の責任等

(1) 県（水防法第 3 条の 6）

その区域における水防管理団体（水防の責任を有する市町及び水防事務組合をいう。）が行う水防が十分行われるように確保すべき責任

(2) 市町（水防法第 3 条）

その区域における水防を十分に果たすべき責任

(3) 気象庁長官（気象業務法第 14 条の 2、水防法第 10 条第 1 項）

水防活動用の予報・警報を行うこと。

国土交通大臣と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うこと。

知事と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うこと。

報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知させること等

(4) 国土交通大臣（水防法第 10 条第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項）

気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うこと。

あらかじめ指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を知事に通知し、一般に公表すること。

猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等

(5) 知事（水防法第 11 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 3 項）

気象庁長官と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うこと。

あらかじめ指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等

(6) 水防管理者（水防法第 17 条）

水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるとき、水防団及び消防機関を出動させること等

(7) 警察署（水防法第 22 条）

水防管理者からの出動援助要請があったときの協力

(8) 量水標管理者（水防法第 12 条）

関係者に対する警戒水位の通報及び公表

(9) 一般県民（水防法第24条、第29条）

常に気象情報、水防状況等に注意すること、水防に従事すること、避難のための立退きの指示に従うこと等

2 水防組織

(1) 水防本部

県下における水防を総括するため、知事を本部長とし、総務班、情報連絡班、調査班、資材班、道路班、機動班及び現地指導班からなる水防本部を設置し、その事務局を県土整備部河川整備課に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、そのままの形で災害対策本部の水防部（部長は県土整備部長）となる。

(2) 各班の事務分担

- ① 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務
- ② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報
- ③ 調査班 関係部所管の被害状況の把握及びその他調査報告
- ④ 資材班 資材の収集、確保及び運送
- ⑤ 道路班 道路交通の確保
- ⑥ 機動班 所管する現地指導班の応援
- ⑦ 現地指導班 所管区域内水防管理団体等の技術指導、情報連絡その他現地における水防事務

3 水防態勢

(1) 水防態勢

神戸海洋気象台（以下この節において「気象台」という。）から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入ることとする。

(2) 水防非常配備

① 連絡員待機

配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備 人員	水防本部長 からの指令
神戸海洋気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機

② 水防非常配備

態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備 人員	水防本部長 からの指令
第1 非常 配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注 意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡 に当たり、事態の推 移によっては、直ち に人員の招集その他 活動ができる態勢	少数	水防指令 第 1 号
第2 非常 配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の 間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられた とき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したと き。(自動発令) (4) 津波注意報が発表され、被害が予想さ れるとき。(自動発令)	水防事態が発生す れば、そのまま水防 活動が遂行できる態 勢	所属 人員の半 数	水 防 指 令 第 2 号
第3 非常 配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規 模が大きくなり、第2非常配備態勢では 処理しかねると予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたと き。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波警報が発表され、被害が予想され るとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属 人員の全 員	水 防 指 令 第 3 号

4 水防指令及び水防警報

(1) 水防指令

- 第1号 第1非常配備につくべき指令
- 第2号 第2非常配備につくべき指令
- 第3号 第3非常配備につくべき指令
- 解 除 水防非常配備を解除する指令

(2) 国土交通大臣の発する水防警報

① 水防警報の対象区域

猪名川、藻川、加古川、揖保川、円山川、奈佐川及び出石川等の国土交通省直轄管理区域

② 水防警報の種類

- 第1号 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
- 第2号 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
- 第3号 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水に基づいて発令する。
- 第4号 解除 水防活動の終了。
- 適 宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

(3) 知事の発する水防警報

① 水防警報の対象区域

(1) 一級河川 (31河川)

竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

(2) 二級河川 (40河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大柵川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(3) 大阪湾沿岸

尼崎西宮芦屋港海岸

(4) 播磨沿岸

明石港海岸、東播磨港海岸、姫路港海岸、妻鹿漁港海岸、家島港海岸、家島漁港海岸、相生港海岸、赤穂港海岸、御津海岸、室津漁港海岸

(5) 淡路島沿岸 淡路島の海岸区域

(6) 日本海沿岸 津居山港海岸、竹野港海岸

② 水防警報の種類

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 第1号 待機 | 事態の推移に応じ、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。 |
| 第2号 準備 | 水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。 |
| 第3号 出動 | 水防活動に出動させるもの。 |
| 第4号 解除 | 水防活動を終了させるもの。 |

5 その他

その他詳細については、「兵庫県水防計画」に定めるところによる。

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第1款 人命救出活動の実施

[実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県警察本部、市町、消防機関]

第1 趣旨

災害のため生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は救出活動を実施することとする。
- (2) 県、県警察本部、自衛隊は、市町の救出活動に協力することとする。
- (3) 県は、救出活動の応援に際し、市町間の調整を行うこととする。
- (4) 市町は、市町域内における関係機関の救出活動の調整を行うこととする。

2 県

県は、市町から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じることとする。

- (1) 県職員の派遣
- (2) 他の市町長に対する応援の指示
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (4) 兵庫県建設業協会に対する建設用資機材及び労力の支援要請
- (5) 日本レスキュー協会との「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づく救助犬出動要請
- (6) 救出活動に関する総合調整

3 県警察本部

県警察本部は、次の措置を講じることとする。

- (1) 負傷者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施
- (2) 必要な交通規制の実施

4 市町

(1) 市町は、市町地域防災計画に定める「救出班の編成」「資機材の保有調達計画」に基づき、職員と負傷者等の救出を実施することとする。

(2) 市町は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

5 消防機関

- (1) 消防機関は、負傷者等の救出活動を実施することとする。
- (2) 市町等は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めることとする。
- (3) 知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めることとする。（なお、消防庁長官は、都道府県の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。）
- (4) 緊急消防援助隊は、広域的な応援を要する場合に、消防庁長官の要請・指示により出動することとする。

6 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救出活動を実施することとする。
(→「自衛隊への派遣要請」の項を参照)

7 海上保安本部

- (1) 海上保安本部は、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救出活動を実施することとする。
- (2) 海上保安本部は、負傷者等の搬送に当たって臨時ヘリポートの使用等、関係機関との緊密な連携を図ることとする。

8 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めることとする。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 県警察本部、消防機関等への連絡

9 その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努めることとする。

県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 救出班の編成
- (3) 必要な資機材の保有・調達
- (4) 自主防災組織等の活動
- (5) その他必要な事項

[資料] 「災害時における応急対策業務に関する協定」
「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第2款 救急医療の提供

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関]

第1 趣旨

災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について定める。

第2 内容

1 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡することとする。

(2) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たることとする。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

① 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たることとする。

② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町の応援要請

③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」等）

また、県は、大規模災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

（ヘリコプターを有する他機関）

- ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・ 自衛隊 等

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

① 事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期することとする。

② 県及び市町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させることとする。

(5) 負傷者等の収容

① 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図ることとする。

ア 災害拠点病院

イ 2次救急医療機関

ウ 救急告示病院・診療所

エ その他の医療施設

オ 公民館、学校に設置された救護所及び救護センター

カ 寺院（死者の場合）

② 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。

(6) 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請することとする。

(7) 災害の現場における諸活動の調整

① 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行うこととする。

② 県に災害対策本部が設置されない場合

ア 道路、宅地等での事故等

県警察本部又は市町の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

イ 鉄道、空港、工場、鉱山での事故等

事故等責任機関（鉄道会社、空港事務所、工場・鉱山等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

(8) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とすることとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) その他必要な事項

[資料] 「消防本部における救急自動車・救急隊員一覧表」

「告示救急医療機関一覧」

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第3款 医療・助産対策の実施

[実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、県健康福祉部健康局、市町、独立行政法人国立病院機構（近畿ブロック事務所）、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関]

第1 趣旨

災害のためその地域の医療機能がまひ、低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

第2 内容

1 実施責任機関

- (1) 市町は被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。
- (2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班 (兵庫DMATを含む) を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。

2 救護所の設置

- (1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。
 - ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (2) 市町は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておくこととする。
- (3) 市町及び県は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止することとする。

3 県における情報収集・提供

(1) 情報の収集

- ① 地域医療情報センターは、二次保健医療圏内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。
- ② 県（医務課）、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととする。
 - ア 医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
 - イ 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握
 - ウ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握
 - エ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認
 - オ 水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集
 - カ 県・神戸市のヘリコプターの運航状況の確認
 - キ 全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認
- ③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。
 - ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会

イ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

(2) 情報の提供

- ① 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。
 - ア 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
 - イ 市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
 - ウ 県民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
 - エ 県民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供
- ② 県は、消防本部に患者受入可能医療機関について周知することとする。

4 救護班の派遣等

(1) 救護班の派遣等関係機関への要請

- ① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。
 - ア 災害拠点病院（兵庫DMAT指定病院を含む）をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、独立行政法人国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請
 - イ 県・神戸市等のヘリコプターの待機要請
 - ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
 - エ 自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送についての待機要請
 - オ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
 - カ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請
 - キ 兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
- ② 災害医療センターは、県（医務課）の指示に基づき救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行うこととする。

夜間、情報途絶時等で緊急に対応を要する場合は、県（医務課）の指示を待たずに、この要請、調整等を行うこととし、必要な対応を行ったときは、速やかに県（医務課）に報告することとする。
- ③ 県（薬務課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。
 - ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
 - イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請
 - ウ 兵庫県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
- ④ 海上保安本部は、可能な範囲で、医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図ることとする。

(2) 救護班の編成

① 兵庫DMAT指定病院兵庫DMAT

兵庫DMAT指定病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名の計5名程度をもって1班とする）の派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。

② 災害拠点病院救護班

- ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班の派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。
- イ 災害拠点病院救護班は、当該病院の開設主体ごとの定めにより編成することとする。
- なお、兵庫医科大学病院救護班の編成については、県立病院救護班に準じることとする。

③ 日本赤十字社救護班

- ア 日本赤十字社救護班は、医師（班長）1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名、計6名をもって1班とすることとする。ただし、災害及び救護業務の状況に応じ、個々の基準人員を増減することができるほか、必要がある場合は、薬剤師、助産師、特殊技術要員を加えることができることとする。
- イ 日本赤十字社兵庫県支部救護班は、常時15班を編成し、日本赤十字社兵庫県支部及び各赤十字施設の現職員をもって充てることとする。
- ウ 災害救助法の適用前又は適用のない場合及び法の解除後の救護は日本赤十字社独自の救護とし、法の適用のあった場合は原則として県災害対策本部の指揮下に入ることとする。
- なお、日本赤十字社は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班を派遣することがある。

④ 県立病院救護班

- ア 県立病院救護班は、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員1名、計5名をもって1班を編成することとする。ただし、災害の状況、現在人員の都合により助産師を加えるなどの編成の変更及び人数の増減を行うこととする。
- イ 県立病院救護班は19班とすることとする。

⑤ 国立病院救護班

- ア 国立病院救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名の計5名をもって1班を編成することとする。
- イ 国立病院救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。
- ウ 県からの国立病院の医療班等の派遣要請は、同機構近畿ブロック事務所（以下「近畿ブロック事務所」という。）を通じて行うこととする。
- エ 神戸大学医学部附属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが医療班の派遣要請を行うこととする。
- オ 近畿ブロック事務所は、県から職員の派遣要請があった場合には、国立病院に対し医療班の派遣指令を行うこととする。
- カ 国立病院等は、県又は災害医療センターから職員の派遣要請があった場合には、速やかに医療班を派遣することとする。
- キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿ブロック事務所の指令を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに医療班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。
- ク 近畿厚生局及び近畿ブロック事務所等は、被災地に厚生労働省対策本部が設置された場合は、その業務を支援し、国立病院等医療班と密接な連絡を保ち、常に必要な情報の伝達を確保することとする。
- ケ 被災地周辺の国立病院等は、厚生労働省の指令を受けたときは被災地域の国立病院等へ職員を派遣するとともに、患者の収容が可能な場合には、消防本部、県健康福祉事務所・市保健所等関係機関にその旨を連絡し、必要に応じ被災地域の国立病院等及び救護所等からの被災患者の受入れに努めることとする。

コ 国立病院等は、災害によって多数の重症患者が発生した場合及び自らの施設が被害を受けた場合に備え、国立病院等以外の近隣の医療機関等との間においてあらかじめ重症患者の輸送方法を定めておくこととする。

サ 国立病院等は、緊急及び不測の事態の発生を想定し、必要最低限の医薬品、食料及び水等の備蓄を行うこととする。

⑥ 公的病院救護班（県立病院、国立病院を除く。）

ア 公的病院救護班の編成については、県立病院救護班に準じることとする。

イ 公的病院救護班は14班とすることとする。

⑦ 私的医療機関による救護班

県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、救護隊の派遣を要請することとする。

⑧ 他府県による救護班

県は、必要により相互応援に関する協定を締結している近畿2府7県及び岡山県、鳥取県、新潟県に対し、救護班の派遣について要請するとともに、その他の府県については、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づき、全国知事会等を通じて救護班の派遣を要請することとする。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、被災市町の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。

災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。

5 災害拠点病院の活動

(1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合

ア 災害医療センター等の要請に基づき、被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を行うこととする。

イ 災害救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講じることとする。

(2) 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たることとする。

イ 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請することとする。

ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

6 医療マンパワーの確保

(1) 医療マンパワーの活動の調整

被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置、調

整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うこととする。

(2) 災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）

県は、災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣が必要と認められるときは、兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県看護協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会を通して派遣を要請することとする。

被災地に入った災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）は、現地の県健康福祉事務所・市保健所に指示された場所において、市町の災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。

(3) その他の医療ボランティア

他府県等から参集した医療ボランティアは、災害医療センターに指示された場所において、また現地に直行したボランティアは、県健康福祉事務所、市保健所又は市町に指示された場所において、市町の災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。

7 患者等搬送体制

(1) 県は、県内の各消防本部と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行うこととする。

(2) 災害医療センターは、県の指示に基づき、患者搬送に関する要請、調整を行う。夜間・情報途絶時等で、緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに要請、調整を行い、対応後は速やかに県に報告することとする。

(3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう神戸市消防局、自衛隊、海上保安本部等と調整を行うこととする。

(4) 災害医療センターは、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって、被災地外から同乗できる医師の確保に努めることとする。

(5) 県は、被災地への医療従事者等の派遣についても、ヘリコプターや船舶を活用することとする。

(6) 県は、ヘリコプター及び船艇による患者搬送の実施に当たり、報道機関の協力を得て、被災地の医療機関に対し発着場所、連絡先等要請手続の周知を図ることとする。

8 医薬品等の供給

(1) 品目

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮することとする。

(2) 調達方法

① 市町は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。

② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんすることとする。

③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活

用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化することとする。

④ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。

(3) 搬送、供給方法

① 県は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用することとする。

② 販売業者は、市町域の集積基地まで搬送し、市町は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うこととする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めることとする。

③ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請することとする。

9 医療機関のライフラインの確保

(1) 県は、透析医会を通じ断水した透析医療機関を把握するとともに、当該医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うこととする。

(2) 県は、市町と連携を図りながら、(社)兵庫県エルピーガス防災協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請することとする。

(3) 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じることとする。

(4) 県は、市町と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請することとする。

10 市町地域防災計画に定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 救護班の編成

(3) 救護所の位置（所在、名称、収容能力）

(4) 医療助産用資機材の備蓄、調達

(5) その他必要な事項

[資料] 「地域医療情報センター一覧」

「国立病院等の連絡系統、入院ベッド数一覧表」

「県医師会災害救護活動要領」

「救護班の構成」（日本赤十字社、国立病院、県立病院、その他公的病院）

「県・郡市医師会会長及び同事務所所在地」

「救護班派遣要請系統」

「災害時の医療救援に関する協定」

「災害時の医療救援活動に関する協定書」

第3節 交通・輸送対策の実施

第1款 交通の確保対策の実施

[実施機関：近畿地方整備局、大阪空港事務所、海上保安本部（第五管区、第八管区）、県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有開発(株)、港湾管理者、空港管理者]

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 地震発生後、道路管理者及び県警察本部は、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。
- (2) 道路管理者及び県警察本部は、県、市町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。
- (3) 県警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握することとする。

2 陸上交通の確保

道路管理者及び県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

① 一般国道（「災害対策部運営計画」による。）

ア 災害対策部の設置

兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所、豊岡河川国道事務所は、その所掌に係る一般国道(指定区間)に、災害が発生したとき若しくは災害発生のおそれがある場合、災害対策部を設置することとする。

イ 警戒体制の発令

災害対策部は、地震情報等に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令することとする。

○ 警戒体制等の区分及び発令基準

体制区分	発令基準
注意体制	1) 管内に震度4の地震が発生した場合 2) 管内に津波注意報が発表された場合 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路部対策本部長が指示した場合
警戒体制	1) 管内に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 2) 管内に津波警報が発表された場合 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路部対策本部長が指示した場合
非常体制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 地震による重大な災害が発生した場合 3) 管内に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合 6) 対策部長が必要と判断した場合 7) 道路部対策本部長が指示した場合
解除	対策部の設置の必要性がなくなると判断される場合

② 兵庫県が管理する道路（「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要領」による。県が管理する一般国道を含む。）

ア 危険区間の選定

県（土木事務所）は、管轄の警察署と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定することとする。

イ 危険区間台帳の整備

県（土木事務所）は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を管轄の警察署に送付することとする。

ウ パトロールの強化

県（土木事務所）は、災害時に危険区間のパトロールを強化することとする。

エ 通行の禁止、制限

県（土木事務所）は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合、管轄の警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置することとする。

オ 情報の収集及び交換

県（土木事務所）は、管轄の警察署等と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努めることとする。

また、あらかじめ情報担当者を指定して、道路状況の情報収集に当たらせることとする。

③ 神戸市が管理する道路（「異常気象時における道路パトロール実施要綱」による。）

ア パトロール路線

神戸市（建設局）は、パトロールを実施する道路を、交通量及び過去における災害の場所並びに災害の予想される区域等によりA路線、B路線、その他建設局長が特に指定する路線に区分することとする。

イ パトロールの実施

神戸市（建設事務所長）が任命するパトロール員は、次の区分に従ってパトロールを実施することとする。

- | | |
|-----|--|
| A路線 | 防災指令第1号の発令及び気象情報に応じて必要なパトロール体制をとり、降雨の増加、その他状況の変化に応じて常時パトロールを実施することとする。 |
| B路線 | 防災指令第2号の発令をもって、A路線に準じてパトロールを実施することとする。 |

ウ 通行止め等の措置

- (ア) パトロール員がパトロール実施中に道路の破損、崩壊土砂の堆積等を発見し、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合には、直ちに通行の禁止又は制限を決定し、必要な標示を施し、神戸市（建設事務所長）に報告することとする。
 - (イ) 神戸市（建設事務所長）がパトロール員の状況報告に基づき、道路の状態に危険が予想されると認められた場合には、所轄の警察署長と協議して通行止め又はその他交通制限を決定し、かつ、必要な措置を講じることとする。
 - (ウ) 警察署長又は消防署長から通報のあった道路に関する危険箇所については神戸市（所轄建設事務所長）が(イ)に準じて措置することとする。
- ④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。）

ア 交通規制の実施基準

- (ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。

内 容	通 行 規 制	通 行 止 め
地 震	計測震度4.0以上4.5未満	計測震度4.5以上

- (イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、交通規制を実施する場合、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行うこととする。

イ 交通規制の実施方法

- (ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、通行止めを実施する場合に、可変情報板等により通行中の車両に対して通行止めの表示を行うとともに、通行止め区間内のインターチェンジ又は通行止め区間外の本線から通行止め区間内に車両が流入しないよう措置することとする。
- (イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、地震により通行止めを実施した場合において、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示することとする。
 - a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、西日本高速道路株式会社若しくは県警察本部の指示又はラジオによる公共機関の指示があるまでは走行しないこと。
 - b 車両の運転者は、やむを得ず車を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。
 - c サービスエリア等にある車両は、西日本高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。

(ウ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

- ⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（「阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編」による。）

ア 初動活動

阪神高速道路株式会社は、震度 4 以上の地震が発生したときは、初動活動を行うものとする。

イ 通行規制等措置

震 度	本 線	オンランプ
4	注意喚起	注意喚起
5 弱	減速指示	通行禁止
5 強以上	通行禁止	通行禁止

- (ア) 阪神高速道路株式会社は、通行規制等を実施するときは、県警察本部と協議するとともに、関連道路管理者等に通知する。ただし、緊急を要するため、やむを得ないときは、通行規制の実施後速やかに通知することとする。
- (イ) 阪神高速道路株式会社は、通行の禁止を行ったとき、本線上及びパーキングエリアの駐車場等にある車両に対して、次の指示を行うこととする。
- a 本線上の車両は路肩に寄せて停車しエンジンを止めること。
- b 阪神高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまでは、走行しないこと。
- c 運転者は、やむを得ず車両を離れるときは、ドアをロックせず、キーをつけておくこと。
- (ウ) 阪神高速道路株式会社は、点検・調査により通行の安全が確保されることが確認された時点で通行再開に向けて警察と協議し、通行を再開させるものとする。

(エ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

- ⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターが管理する有料道路（「防災業務実施要領－本州四国連絡高速道路株式会社垂水管理事務所」による。）

ア 通行制限及び通行禁止の実施基準

(ア) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、概ね次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、直ちに通行制限又は通行禁止（以下「通行制限等」という。）の措置をとることとする。

○ 通行規制等基準値

	50km 規 制 ^{*1}	通 行 止
地 震	計測震度4.0以上4.5未満（震度4※2）	計測震度4.5以上（震度5弱以上）

※1 淡路島南 I C～鳴門北 I C（大鳴門橋）間は、40km規制

2 震度4のうち計測震度3.5以上4.0未満は除く。

- (イ) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行禁止を実施し又は変更したとき、地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。

イ 通行制限等の実施方法

- (ア) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。
- (イ) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間

内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。

- a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。
- b 車両の運転者がやむを得ず車両を離れるときは、車両のエンジンを切り、かつキーをそのままにしておくこと。
- c サービスエリア等にある車両は、本州四国連絡高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。

(ウ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）

ア 通行規制の実施基準

兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施するものとする。

種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間
地震	<u>震度 4</u> <u>○速度規制</u> （警察へ依頼） ・ <u>播但連絡道路</u> ・ <u>遠阪トンネル</u>	<u>和田山IC－福崎北R</u> 朝来市山東町柴－ <u>丹波市青垣町遠阪</u>	<u>震度 5 弱以上</u> ・ <u>播但連絡道路</u> ・ <u>遠阪トンネル</u> ・ <u>西宮北道路</u> —	— <u>地域毎に対象期間を指定</u> 全区間 全区間
	<u>○通行注意</u> （情報板による表示） ・ <u>播但連絡道路</u> ・ <u>西宮北道路</u>	<u>福崎南－姫路JCT</u> <u>西宮市山口町船坂</u> <u>－西宮市越水</u>	—	—

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないように措置するとともに、迂回路の情報に努めることとする。
- (イ) 地震により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示すること。
 - a 本線上にある車両等は、左側路肩に停車し、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。
 - b サービスエリア等にある車両等は、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

⑧ 芦有開発株式会社が管理する有料道路（「芦有ドライブウェイ維持管理要綱」による。）

ア 災害の予防

芦有開発株式会社は、毎日全線をパトロールするほか、自動車道の法面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行い、必要な防災処置を講じることとする。

イ 防災体制

緊急体制（災害発生等緊急時）によって防災体制に入ることとする。

(ア) パトロールの強化

芦有開発株式会社は、災害時において芦屋一有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡することとする。

(イ) 通行禁止等の措置

芦有開発株式会社は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のために必要な注意を与えることとする。

(2) 被災区域への流入抑制

県警察本部は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ることとする。

- ① 県警察本部は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。
- ② 県警察本部は、流入規制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。
- ③ 県警察本部は、流入規制を実施する際、被災地周辺の警察と共に周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施することとする。
- ④ 県警察本部は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。
- ⑤ 現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

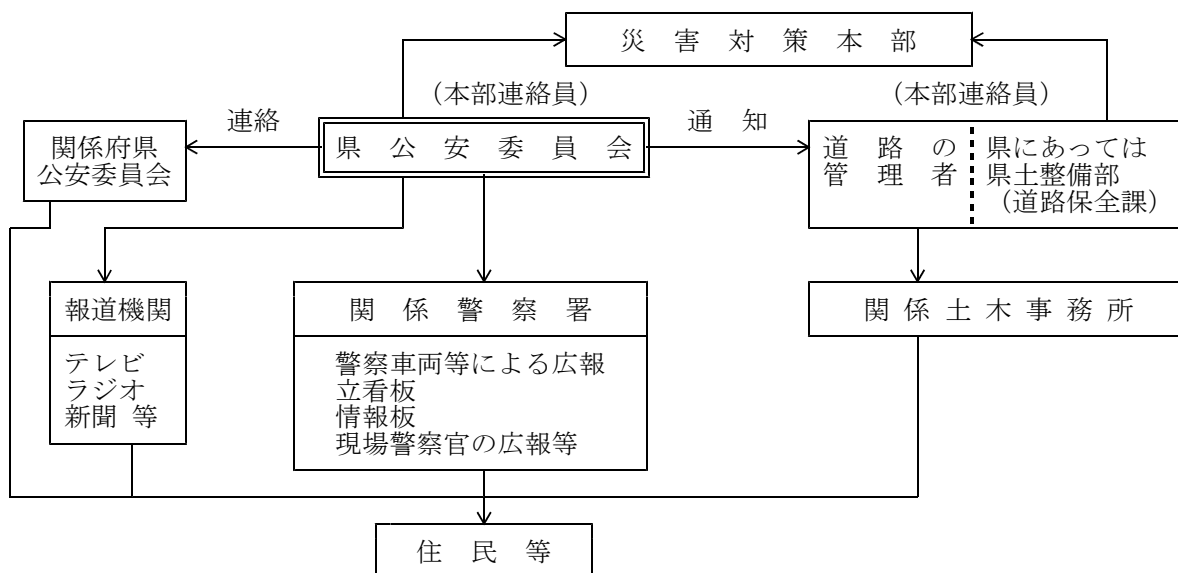
この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

① 規制を行う区域又は区間

県公安委員会は、区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更することとする。

② 周知徹底

県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者、関係警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などをあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。



③ 規制方法

県公安委員会による規制は、災害対策基本法施行令に基づいて、次のいずれかの方法で行うこととする。

ア 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させることとする。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行うこととする。

④ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができることとする。

また、県警察本部は、日本自動車連盟の「災害等における放置自転車等の除去業務に関する覚書」に基づき、必要に応じて緊急通行車両の通行の妨害となってる放置自転車の排除活動について協力要請を行うこととする。

イ アの措置命令及び措置は、自衛官又は消防吏員がその職務を執行するに当たって、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員に準用することとする。

ウ 自衛官又は消防吏員が警察官の権限を行った場合は、その旨を管轄の警察署長に通知しなければならない。

⑤ う回路対策

ア 県警察本部は県公安委員会が、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、う回誘導のための交通要点に警察官等を配置することとする。

イ 県警察本部は、う回路について安全対策のために必要と認められるとき、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は、道路管理者と連携し、必要な表示を行う等所要の措置を講じることとする。

⑥ 広報活動

ア 道路管理者及び県公安委員会は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く県民に周知することとする。

イ 道路管理者及び県公安委員会は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図ることとする。

(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等(「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等要領」による。)

① 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施することとする。

② 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

ア 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

③ 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む。)

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会(警察本部交通規制課及び警察署経由)

(ウ) 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等)及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写

イ 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付することとする。

④ 事前届出車両の確認

ア 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略することとする。

イ 県警察本部(交通規制課)、警察署(交番等を含む)又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することとする。

(5) 道路交通法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間目以降）

この時期は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、県公安委員会は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、県公安委員会は、広域交通規制についても再検討を行い、規制除外車両の取扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

① 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定のめどがついたときから、復旧活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、県公安委員会は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行うこととする。

② 規制ルートの設定

県公安委員会は、規制ルートの設定について、復旧活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図ることとする。

③ 規制内容

県公安委員会は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行うこととする。

ア 車種制限及び台数制限

県公安委員会は、復旧に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定することとする。

イ 一般車両の通行制限

県公安委員会は、復旧活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底することとする。

ウ 規制内容の見直し

県公安委員会は、復旧段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図ることとする。

④ 交通誘導の実施等応援対策業務に係る警備業者（ガードマン）の運用

県警察本部は、警備業者との「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、必要に応じて大災害時の交通規制に当たり、警備業者と連携して、ガードマンによる交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図ることとする。

(6) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。

② 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

3 海上交通の確保

港湾又は漁港の応急復旧等

(1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省近畿地方整備局に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。

(2) 漁港管理者は、早急に漁港施設の被害状況を把握して、農林水産省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。

(3) 海上保安本部は、被害状況の調査をし、航路標識が損壊し、又は流出している場合、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めることとする。

4 空路交通の確保

(1) 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。

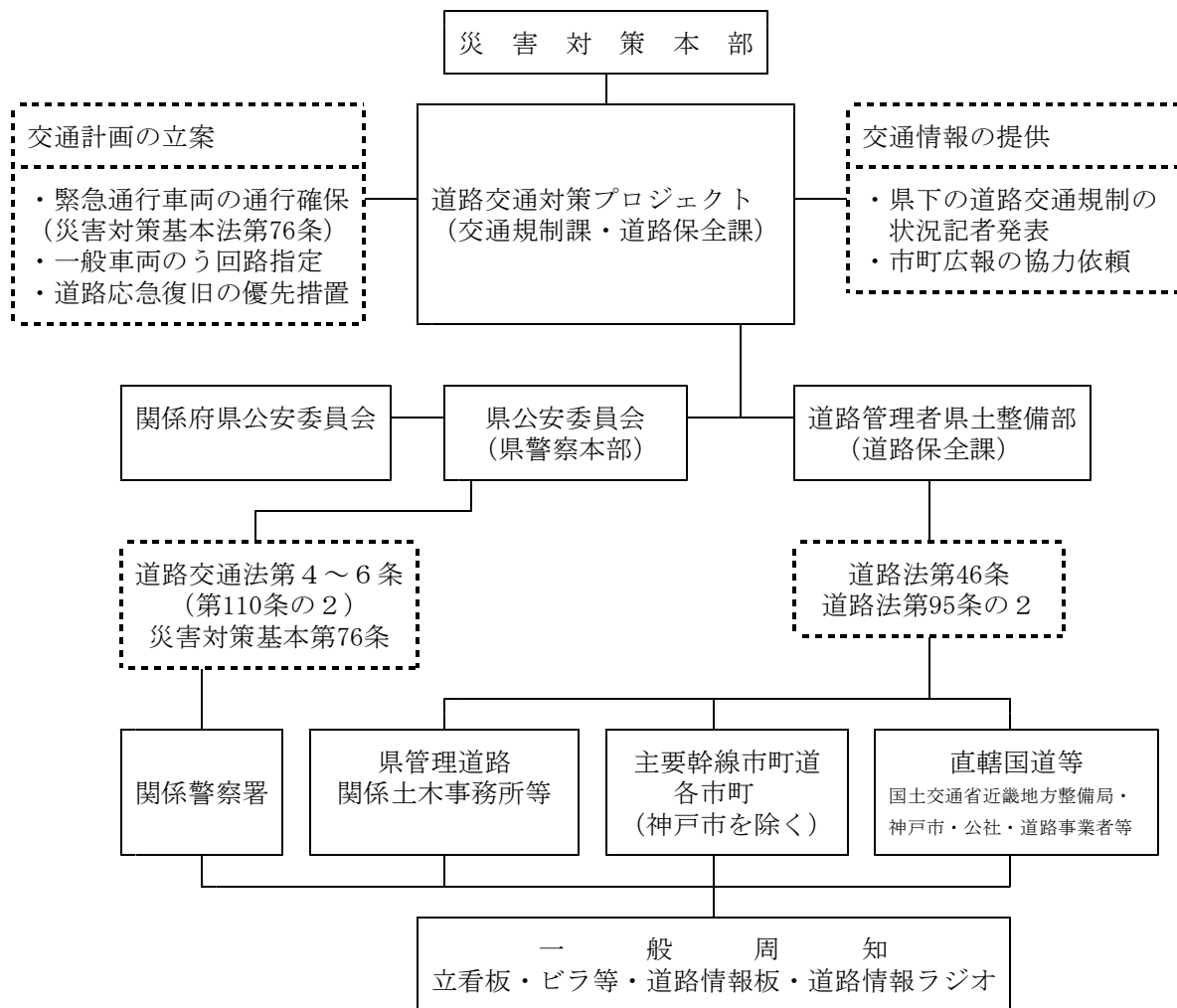
(2) 市町は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図ることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 緊急通行車両の事前届出制度
- (2) 道路・漁港（市町管理）等の被災情報の収集
- (3) 道路・漁港（市町管理）等の応急復旧
- (4) その他必要な事項

[資料] 「災害時等における相互協力に関する協定」

（西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)



第3節 交通・輸送対策の実施

第2款 緊急輸送対策の実施

[実施機関：神戸運輸監理部、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、市町、（社）兵庫県トラック協会、その他防災関係機関]

第1 趣旨

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 実施機関

- ① 防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施することとする。
- ② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段の確保を図ることとする。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

① 輸送に当たっての配慮事項

防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配慮して行うこととする。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 政府災害対策要員、県・市町災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

県は、広域応援を実施する場合に備え、県警察本部、各道路管理者、JR等鉄道輸送に係る機関、

海上保安本部、各港湾管理者、各漁港管理者、大阪空港事務所等の協力を得て、事前に設定している緊急輸送路等に関する状況の把握に努めることとする。

2 緊急輸送対策

(1) 陸上輸送の確保（緊急交通路の指定）

県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。

(2) 神戸運輸監理部の対応

- ① 神戸運輸監理部は、必要に応じて旅客定期航路の延長、寄港地の変更又は増便を旅客船事業者に要請することとする。
- ② 神戸運輸監理部は、旅客定期航路によることができない場合、海上輸送を必要とする地域の港湾事情を考慮し、他の航路に就航している旅客船又は内航貨物船の使用を事業者団体等に要請することとする。
- ③ 緊急輸送の要請を受けた事業者は、神戸運輸監理部へ所定の手続を行い、神戸運輸監理部は、速やかに対応することとする。

(3) 海上保安本部の対応

- ① 海上保安本部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、速やかにその要請に応じることとする。
- ② 海上保安本部は、防災関係機関から飲料水、食料等の救援物資の輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じることとする。

(4) 県・市町等の対応

① 海上輸送の支援

ア 係留岸壁の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じることとする。

イ 支援要員等の確保

県、市町は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣することとする。

② 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

県、市町は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保することとする。

イ 支援要員等の確保

県、市町は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 市町が被災し、自ら市町域内において緊急輸送を行う場合の措置

(2) 市町が被災し、避難等のため市町の地域外に緊急輸送を行う場合の措置

- (3) 市町が他機関に緊急輸送を依頼した場合の受入措置
- (4) その他必要な事項

[資 料] 「災害時における物資等の輸送に関する協定書」
「陸上輸送協力班編成表」
「旅客定期航路一覧表」
「旅客定期航路事業者等団体」
「海上保安庁 船艇・航空機の輸送力の基準」

第3節 交通・輸送対策の実施

第3款 ヘリコプターの運航

[実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、市町、消防機関]

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のヘリコプターの運航について定める。

第2 内容

1 県消防防災ヘリコプター

(1) 使用目的と積極的活用

県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。

なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 火災防御活動
- ④ 災害応急対策活動
- ⑤ 広域航空消防防災応援活動
- ⑥ 災害予防活動
- ⑦ その他防災監が必要と認める活動

(2) 運航計画

県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。

(3) 県内市町からの支援要請手続

- ① 県は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 火災防御活動
- エ 災害応急対策活動

- ② 要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出することとする。神戸市消防局警防部司令課を通じて緊急運航の要請を受けた場合には、防災監は、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、消防防災航空隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答することとする。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

③ 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

○昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0986
FAX (078) 331-0987

〔消防課指導係 TEL (078) 362-9823
FAX (078) 362-9915〕

○夜間（17:30～翌朝9:00）・休日

災害対策局当直 TEL (078) 362-9900
FAX (078) 362-9911

○県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900
(県災害対策センター内) FAX (078) 362-9911

④ 要請に際し連絡すべき事項

- ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- イ 要請を必要とする理由
- ウ 活動内容、目的地、搬送先
- エ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- オ 現地の気象条件
- カ 現場指揮者
- キ その他必要事項

⑤ 要請者において措置する事項

- ア 離発着場の選定
- イ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

⑥ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

(4) 他府県からの支援要請

近隣府県からの支援要請に対しては、地域の応急対策に支障のない範囲で応じることとする。

2 他機関所有ヘリコプターの要請

県は、大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市町からの要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

市町が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。

(ヘリコプターを有する他機関)

- ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・ 近畿地方整備局（「災害時の応援に関する申し合わせ（H17.6.14）」による）
- ・ 海上保安本部
- ・ 自衛隊 等

3 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用

県、神戸市は、県・神戸市が保有する3機のヘリコプターの一体的な運航を実施し、2機が常時稼働できるようヘリコプターの効率的な運航体制をとることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 県消防防災ヘリコプター等の支援要請手続
- (2) その他必要な事項

第4節 避難対策の実施

[実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部県民文化局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部生活消費局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関]

第1 趣旨

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

(1) 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

(災害対策基本法第60条第5項～7項)

- ① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第60条）
- ② 避難の指示
 - 洪水について ———— 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
水防管理者（水防法第29条）
 - 地すべりについて ———— 知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）
 - 災害全般について ———— 市町長（災害対策基本法第60条）
警察官（警察官職務執行法第4条第1項
災害対策基本法第61条）
自衛官（自衛隊法第94条）
海上保安官（災害対策基本法第61条）

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）

- 災害全般について ———— 市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員（災害対策基本法第63条第1項）
警察官（災害対策基本法第63条第2項）
海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）
自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
- 火災について ———— 消防吏員・消防団員（消防法第28条第1項）
警察官（消防法第28条第2項）
- 水害について ———— 水防団長・水防団員（水防法第21条）
警察官（水防法第21条第2項）
消防吏員・消防団員（水防法第21条）
- 火災・水害以外について ———— 消防吏員・消防団員（消防法第36条）
警察官（消防法第36条）

2 避難の実施

(1) 組織的避難を要する場合

- ① 火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- ② 大規模な津波の襲来が予想され、又は襲来した場合
- ③ 地すべり等、大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合
- ④ 不特定の多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難を必要とする場合

(2) 避難のための勧告及び指示

① 勧告・指示の基準

(災害全般)

ア 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

イ 市町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

ウ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいるときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

(津波災害)

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

② 勧告・指示の内容

市町長等は、避難の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

ア 避難の勧告・指示が出された地域名

イ 避難経路及び避難先

ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

③ 勧告・指示の伝達方法

ア 市町長は、直ちに、防災行政無線（同報等）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、海上保安本部（第五管区、第八管区）、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

イ 市町は、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県

へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。

ウ 市町長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。

エ 市町長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう、努めることとする。

(3) 警戒区域の設定

① 設定の基準（災害全般）

ア 市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。

イ 警察官又は海上保安官は、市町長（権限の委任を受けた市町の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市町長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町長へ通知することとする。

② 規制の内容及び実施方法

ア 市町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

イ 市町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(4) 避難誘導

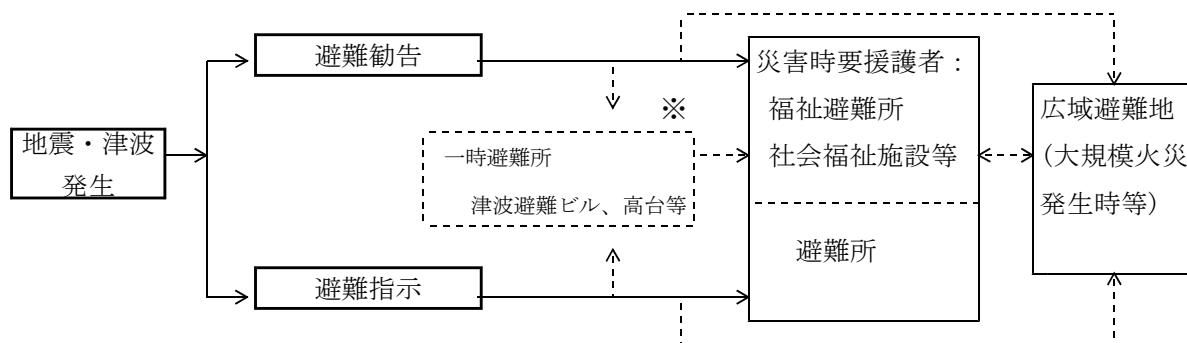
① 市町は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。

② 市町は、あらかじめ名簿や避難支援計画、コミュニティファイル等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。

③ 県民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。

④ 県民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。また、火災等の危険が高い地域では、広域避難地で安全を確認してから避難所へ向かうこととする。

⑤ 市町は、避難に自家用車を使用しないよう普及啓発に努めることとする。



※指定避難所に向かうことが危険な場合等

3 避難所の開設・運営等

(1) 避難所の開設

原則として市町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。

(2) 避難所の追加指定等

市町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。

また、被災市町域内の避難所では、不足する場合には、市町域外での避難所開設も行うことができることとする。

(3) 開設期間

市町は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定めることとする。

(4) 避難所の運営

① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。

② 災害救助法（昭和22年法律第 118号）第 2 条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は 7 日以内を原則とすることとする。

ア 施設等開放区域の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

③ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

④ 市町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

⑤ 市町は、市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。

⑥ 市町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

- ⑦ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。

(→「災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照)

[女性のニーズ例]

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

- ⑧ 市町は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。
⑨ 市町は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を

実施することとする。なお、市町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。

- ⑩ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

- ⑪ 市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(5) 保健・衛生対策

① 救護班等の活動

ア 市町は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ市町地域防災計画で救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行うこととする。

イ 県は、大規模災害等において、救護所だけで対応が困難な場合に、救護センターを設置することとする。

ウ 県は、震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、必要により、精神科救護所を設置するとともに、避難所への訪問活動も行うこととする。
(→「医療・助産対策の実施」の項を参照)

② 保健活動の実施

県（健康福祉事務所）と市町は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとする。
(→「健康対策の実施」の項を参照)

③ 仮設トイレの確保

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。
(→「し尿処理対策の実施」の項を参照)

④ 入浴、洗濯対策

市町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合、県は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。

⑤ 食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮することとする。

(→「食品衛生対策の実施」の項を参照)

(6) 大災害時における措置等

- ① 県は被災市町から、隣接市町等の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして要請があった場合、隣接市町等と調整して応援を実施することとする。

ア 避難希望地域

イ 避難を要する人員

- ウ 避難期間
- エ 輸送手段
- オ その他必要事項

② 県は、必要により、概ね市区町単位で主要避難所に救護対策現地本部を設け、職員を常駐させるなど、被災者対策に関する市町の取り組みを支援することとする。

③ 県は、県域外への広域的な避難、収容が必要であると判断したときには、他府県や国に支援を要請することとする。

(7) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

① 市町は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は、対象施設等の広域的な確保に協力することとする。

② 県、市町は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 危険区域の現況
- (2) 危険区域の監視
- (3) 警戒区域設定の実施責任者
- (4) 避難勧告・指示の実施責任者
- (5) 避難勧告・指示の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）
- (6) 避難予定場所（所在地、名称（学校等は具体の施設名まで記載）、収容人員）
- (7) 避難方法（避難経路等）
- (8) 避難所の設備
- (9) 避難所の開設、運営体制
- (10) 避難状況等の報告
- (11) 避難の必要がなくなったときの公示
- (12) 学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順に関する留意事項
- (13) 防災関係機関への連絡
- (14) 大規模な避難が必要になった場合の県、隣接市町に対する協力要請等
- (15) その他必要な事項

[資料] 「市町別指定避難所数」

第5節 住宅の確保

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町]

第1 趣旨

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

第2 内容

1 住宅対策の主な種類と順序

- (1) 避難所の設置
- (2) 空家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

2 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

被災者等への応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、大規模災害等、県が建設することが困難と考えられる場合には、市町による建設を検討することとする。

(2) 供給対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ② 住居する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(3) 供給方法

- ① 市町は、平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。
- ② 建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。
- ③ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき、市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応することとする。なお、市町は、応急仮設住宅の供給を県に要請するときは、次の事項を可能な限り示すこととする。

ア 被害戸数

イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所

ウ 連絡責任者

エ その他参考となる事項

- ④ 県、市町は、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給することとする。
- ⑤ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。

(4) 住宅の構造

- ① 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。
- ② 県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

(5) 入居者の認定

- ① 市町は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定することとする。
- ② 市町等は、高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮することとする。

(6) 管理主体

市町において、通常の管理を行うこととする。

(7) 生活環境の整備

- ① 県、市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。
- ② 県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。

3 空家住宅の確保

(1) 対象

県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、住宅・都市整備公団、雇用促進事業団等の所有する空家

(2) 募集

- ① 被災各市町及び提供する事業主体が募集を行うこととする。
- ② 県は、国土交通省の支援により、被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応することとする。

4 住宅の応急修理

(1) 市町は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することとする。

(2) 市町は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼することとする。

- ① 被害戸数（半焼・半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 市町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。

(2) 市町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。

- ① 除去を必要とする住家戸数
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

6 住宅相談窓口の設置

県及び市町は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じることとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 応急仮設住宅建設予定地

(3) 入居基準

(4) 応急仮設住宅建設に伴い必要となる諸対策

(5) その他必要な事項

[資料] 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第1款 食料の供給

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、市町]

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、被災者等への食料の供給を実施することとする。
- (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合、又は県が必要と認める場合は、食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。
- (3) 県は、食料の供給、輸送に関することで必要と認める場合は、他府県や農林水産省へ協力を要請することとする。
- (4) 防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施することとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に收容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。

- (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食

4 食料の供給要請等

市町は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんに要請することとする。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

5 主食の供給

(1) 米穀の供給

① 災害救助法が適用されるまでの供給

県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あつせんを行うこととする。また、必要に応じ、農林水産省生産局と協議のうえ、政府所有米穀の直接売却を行うこととする。

② 災害救助法が発動されてからの供給

ア 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。

イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などに米穀の供給を要請し、市町に供給する。

ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

(2) 弁当・おにぎりの供給

県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等に弁当・おにぎりを供給するため、弁当給食事業者、コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあつせんのほか、学校給食センター、給食業者、その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による、弁当・おにぎりの供給あつせんを行うこととする。

(3) パン、育児用調整粉乳等の供給

① 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者などから供給あつせんを行うこととする。

② 災害応急対策が完了するまでの間、県は必要に応じて供給協定を締結した製造業者などの在庫量の把握を行うこととする。

6 副食の供給

(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者などから供給あつせんを行うこととする。

(2) 災害応急対策が完了するまでの間、県は必要に応じて供給協定を締結した製造業者などの在庫量の把握を行うとともに、必要に応じ保管命令、収容命令等副食の供給確保措置をとることとする。

7 輸送

(1) 県は、輸送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す緊急輸送路を活用することとする。

(2) 県は、輸送協定を締結する業者に対して、県警察本部（交通規制課）より災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から同本部に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難しいときは、県の広域輸送拠点に集積させることとする。

(3) 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送を、トラック協会等に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。

8 食料の配分

- (1) 県は、必要により、市町への供給について、市町からの要望、被害状況等を勘案し、配分を行うこととする。
- (2) 市町は、被災者への配分を行うこととする。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 食料の備蓄・調達
- (3) 炊き出し場（所在、名称、能力）
- (4) 供給の方法
- (5) 輸送の方法
- (6) 配分の方法
- (7) その他必要な事項

〔資料〕 「米穀の質入れ・販売等に関する基本要領」

「災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて」

「災害救助に必要な米穀の調達に関する協定書」

「災害救助に必要な食料の調達に関する協定書」

「災害救助に必要な食料等の調達に関する協定」

「災害対策用主食、副食の調達・あっせん先及び数量一覧」

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第2款 応急給水の実施

[実施機関：県企業庁、市町、水道事業者]

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。
- (2) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合には、供給の応援を行うこととする。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 水源及び給水量

(1) 水源

市町（水道事業者）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

(2) 給水量

市町（水道事業者）は、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と 応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

4 給水方法及び広報

- (1) 市町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めることとする。
- (2) 市町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請することとする。
 - ① 給水を必要とする人員
 - ② 給水を必要とする期間及び給水量
 - ③ 給水する場所
 - ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水することとする。

5 給水応援

- (1) 県及び市町は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うこととする。
- (2) 県は、上記協定に基づき、被災地の隣接市町へ緊急応援を要請し、なお、対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 水源の確保及び給水方法
- (3) 給水用資機材の保有、調達
- (4) 水道施設の応急復旧対策
- (5) その他必要な事項

[資料] 「県、市町における応急給水用資機材保有状況」

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第3款 物資の供給

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農林水産局、市町]

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、被災者等への緊急物資の供給を実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、第2章第5節「災害救助法の適用」の第2の「3 救助の実施」に基づき対応することとする。
- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施することとする。
- (3) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合に、緊急物資の供給、調達、あっせんを行うこととする。
- (4) 県民は、自ら3日分の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 品目（詳細は資料編に掲載）

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮することとする。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※ 毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※ 障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮することとする。

(2) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメントほか

(3) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

4 供給

(1) 市町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんに要請することとする。

- ① 供給あっせんに必要とする理由
- ② 必要な緊急物資の品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引受責任者

- ④ 連絡課及び連絡担当者
 - ⑤ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - ⑥ その他参考となる事項
- (2) 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あつせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。
また、県は、毛布等、発災後直ちに大量に確保が必要なものについては、分散備蓄により確保している物資を活用することとする。
- (3) 県は、確保が困難な緊急物資について、他府県や国（近畿経済産業局ほか）に供給、あつせんを依頼することとする。
- (4) 県、市町は、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続けることとする。

5 輸送・配分

(→「食料の供給」の項を参照)

6 非常災害用木材の供給

- (1) 状況の把握
県は、災害発生に際し、県木材業協同組合連合会に災害復旧用木材供給本部の設置を依頼し、県内木材業者の協力による木材供給体制を整備するとともに、流通の状況を把握することとする。
- (2) 木材の供給
木材の確保は、災害復旧用木材供給本部があたり、県は必要により、林野庁等に支援を要請することとする。
- (3) 住宅復興に向けての供給
県は、住宅建設用木材の安定的な供給を支援するため、必要に応じて、国、県、被災市町、木材業者、木材業関連団体等で構成する対策協議会を設置し、対策を推進することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 物資の備蓄、調達
- (3) 供給の方法
- (4) 輸送の方法
- (5) 配分の方法
- (6) その他必要な事項

[資料] 「物資の調達・あつせん先一覧表」

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定書」

「災害時における県内の木材供給可能量・協力先一覧・ストックポイントとして利用できる木材市場等の所在地・国有林の木材備蓄量」

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第1款 精神医療の実施

[実施機関：県健康福祉部障害福祉局、市町]

第1 趣旨

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第2 内容

1 精神科救護所の設置

- (1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。
- (2) 県（健康福祉事務所）は、精神科救護所の管理運営を行うとともに、精神保健福祉センターにコーディネーションセンターを設け、精神科救護所を中心とした精神保健活動の調整を図ることとする。
- (3) 県は、地震による心理的影響を受けやすい高齢者等に対し、市町と連携して継続的なケアを行うなど、きめ細かな配慮をすることとする。

2 精神科夜間診療体制の確保

県は、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、精神科夜間診療体制を確保することとする。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して情報の提供や知識の普及に努めることとする。

4 こころのケアに関する拠点の設置

県は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、市町と連携して被災精神障害者の地域での生活を支援するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点を一定期間、被災地域に設置することとする。

5 児童、生徒のこころのケア

(→「教育対策の実施」の項を参照)

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第2款 健康対策の実施

[実施機関：県健康福祉部健康局、市町、県看護協会]

第1 趣旨

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

第2 内容

1 巡回健康相談の実施

- (1) 県、市町及び県看護協会は、避難所や被災者の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。
- (2) 県、市町及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティーや見守り体制づくりを推進することとする。
- (3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。
- (4) 県及び市町は、巡回健康相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 県及び市町は、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。
また、県及び保健所設置市は、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施することとする。
- (2) 県は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について市町に助言を行うこととする。
- (3) 県及び市町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- (4) 県及び市町は、巡回栄養相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 巡回健康相談の実施
- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) その他必要な事項

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第3款 食品衛生対策の実施

[実施機関：県健康福祉部生活消費局、市町]

第1 趣旨

災害時における食品の衛生管理について定める。

第2 内容

1 食中毒の防止

- (1) 県及び保健所設置市は、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行うこととする。
- (2) 県及び保健所設置市は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行うこととする。
- (3) 県及び保健所設置市は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導することとする。

2 食中毒発生時の対応方法

- (1) 県及び保健所設置市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止することとする。
- (2) 県及び保健所設置市は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請することとする。

3 食品衛生に関する広報

県及び市町は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 食中毒の防止対策・発生時の対応方法（保健所設置市）
- (2) 食品衛生に関する広報の実施
- (3) その他必要な事項

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第4款 感染症対策の実施

[実施機関：県健康福祉部健康局、市町]

第1 趣旨

災害発生時に感染症の流行を未然に防止するための感染症対策について定める。

第2 内容

1 事前対策

(1) 県は、次の対策を準備しておくこととする。

- ① 予防教育と広報活動
- ② 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- ③ 器具機材の整備

(2) 市町は、県の対策との連携を図るほか、住民の協力体制の確立、消毒薬等の備蓄、作業員の雇上げや組織化等について定めることとする。

2 災害時感染症対策活動

(1) 県及び保健所設置市は、次のとおり災害時の感染症対策活動を実施することとする。

① 疫学調査及び健康診断

疫学調査は、保健師等1名、感染症担当1名をもって編成し、被災地域においては、通常週1回以上、避難所においては、できる限り頻繁に行うこととする。

県及び保健所設置市は、疫学調査の結果、必要があるときは健康診断を実施することとする。

② 消毒薬剤等の供給

ア 県は、市町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、消毒薬剤等を市町へ供給することとする。

イ 県は、消毒薬剤等の調達が困難なときは、他府県や厚生労働省に要請することとする。

ウ 県は、必要に応じ消毒薬剤等を自衛隊等の協力を得て被災地へ搬送することとする。

③ 市町に対する指導及び指示等

ア 県は、被害甚大な市町に対し職員を現地に派遣し、指導することとする。

イ 県及び保健所設置市は、次に掲げる事項の指示、命令を発するときは、範囲及び期間を定めて、速やかに行うこととする。

(ア) 消毒等の実施に関する指示

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(水害等が一過性で環境への汚染が顕著でない場合、通常は駆除を必要としないが、対象地域の状況から感染症の発生及びまん延防止のために必要がある場合は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、地域指定については、選択的、重点的に行い、できる限り市町内の区画(字等)ごとに定めることとする。)

(ウ) 生活用水の供給の指示

(エ) 臨時の予防接種に関する命令

④ 患者等に関する措置

県及び保健所設置市は、被災地において、1類感染症及び2類感染症、又は1類感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。

⑤ 報告

県及び保健所設置市は、被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額について、管内の状況を取りまとめ、厚生労働省に報告することとする。

(2) 市町は、次のとおり感染症対策活動を実施する。

① 予防教育及び広報活動の推進

② 清潔方法

市町は、塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期すこととする。

③ 消毒方法

市町（保健所設置市を除く）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこと。

また、平成11年3月30日付健医感発第44号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とすること。

ア 市町は、速やかに次の事項について消毒を実施することとし、そのために必要な薬剤を保管すること及び災害時の入手手段の確保を行うこととする。

(ア) 飲料水の消毒

(イ) 家屋の消毒

(ウ) 便所の消毒

(エ) 芥溜、溝渠の消毒

(オ) 患者輸送用器などの消毒

イ 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものであることとする。

ウ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意することとする。

④ ねずみ族、昆虫等の駆除

市町（保健所設置市を除く）は、感染症法に基づくねずみ属、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行うこと。

ア ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

⑤ 生活用水の供給等

市町は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行うこととする。

⑥ 避難所の感染症対策指導等

市町（保健所設置市を除く）は、県感染症対策担当職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図ることとする。

⑦ 報告

市町（保健所設置市を除く）は、管轄健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告することとする。

(3) 災害時感染症対策完了後の措置

① 市町（保健所設置市を除く）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（**災害防疫完了報告書**）を作成し、管轄健康福祉事務所を経由して県に提出することとする。

② 県及び保健所設置市は、管内の報告書を取りまとめ、県又は保健所設置市分と合せて災害時感染症対策完了報告書を作成し、感染症対策活動を終了した日から起算して、概ね1箇月以内に厚生労働省健康局に報告することとする。

3 感染症対策

県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 感染症対策班の編成

(3) 感染症対策の種別及び方法

(4) 消毒用薬剤等の備蓄、調達

(5) その他必要な事項

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第5款 遺体の火葬等の実施

[実施機関：県健康福祉部生活消費局、警察署、市町]

第1 趣旨

災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第2 内容

1 実施機関

市町は、遺体の処置及び火葬等を実施することとする。

2 実施方法

- (1) 市町等は、遺体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡することとする。
- (2) 管轄の警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。
- (3) 市町は、災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の処置及び火葬を実施することとする。

3 大規模災害発生時の県、市町等の連携

県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努めることとする。

(1) 広域火葬の実施

- ① 県は、県内各市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。
- ② 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知することとする。
- ③ 市町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。

(2) 遺体の保存

県は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及びひつぎ等を確保し、市町からの要請があればあつせんすることとする。

4 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における死者の発生状況等を勘案しながら、遺体の処置方法等をあらかじめ定めておくこととする

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 処置班の編成
- (3) 遺体収容所（所在、名称、収容能力）
- (4) 遺体の処置・収容
- (5) 必要な資機材の保有、調達
- (6) 被災市町火葬相談室等の設置
- (7) その他必要な事項

[資 料] 「遺体葬送に関する関係先一覧表」

「県内各市町の火葬場の状況」

第 8 節 生活救援対策の実施

[実施機関：兵庫労働局、県企画県民部企画財政局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県社会福祉協議会、市町、日本銀行、日本赤十字社兵庫県支部]

第 1 趣旨

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

第 2 内容

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 実施機関

市町

(2) 実施内容

- ① 市町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行うこととする。
- ② 市町は、これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備することとする。
- ③ 実施基準等は資料編に記載のとおりとする。

2 災害援護金等の支給

(1) 実施機関

県

(2) 実施内容

- ① 県は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、「災害援護金等の支給に関する規則」に該当するときは、災害援護金等の支給を行うこととする。
- ② 実施基準等は資料編に記載のとおりとする。

3 生活福祉資金の貸付

(1) 実施主体

県社会福祉協議会

(2) 実施内容

- ① 県社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に資金の貸付を行うこととする。
- ② 実施基準等は資料編に記載のとおりとする。

4 救援物資

(1) 受入れ

- ① 県は、被災市町と連携して、受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表することとする。
- ② 県は、受入場所として、あらかじめ指定する広域防災拠点をあてることとする。
- ③ 県は、物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受け入れることとする。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意することとする。

ア 品目、数量

イ 輸送手段

ウ 輸送ルート

エ 到着予定日時

(2) 輸送

- ① 県は、県外からの物資について、原則として、緊急輸送路を活用して、指定する広域防災拠点まで搬送するよう要請することとする。
- ② 県は、広域防災拠点から各市町の収集拠点までの搬送について、トラック協会等に依頼することとする。

(3) 配分

- ① 県は、次の項目について物資のリストを整備し、必要により被災市町に提供することとする。

ア 品目、数量

イ 物資の提供者

ウ 受入れ日時

エ 物資の保管場所

- ② 県、市町は、仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努めることとする。
- ③ 県は、被災市町と協議のうえ、県で管理する救援物資の配分方法を定めることとする。
- ④ 市町は、被災者に対し、物資を配布することとする。
- ⑤ 日本赤十字社兵庫県支部は、関係機関と調整のうえ、自ら備蓄している救援物資の配分を行うこととする。

(4) 担当窓口

- ① 県は、物資にかかる総合的な窓口を設け、救援物資の受入れを行うとともに、県全体の物資にかかる情報を集約、整理し、その全体調整を行うこととする。
- ② 県の担当窓口は、救援物資の提供受付リストを整備するとともに、広域防災拠点で把握した受入状況と搬出状況の定期的な報告を受け、救援物資全体の状況を正確に把握し、的確な措置を講じることとする。

- ③ 県は、物資の輸送、配分、管理などを迅速的確に行うため、流通業者等との連携・活用についても検討することとする。

- (5) 県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めることとする。

5 災害時要援護者への援護

- (1) 社会福祉施設等への緊急保護

県、市町は、高齢者・障害者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じることとする。

(2) 相談窓口の設置

県は、コミュニケーション手段に配慮した福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

(3) 被保護世帯への援護

県は、必要により被災地の健康福祉事務所への人的な支援を行い、生活保護の柔軟な運用等ケースに応じて迅速かつきめ細かな円滑な対応を図ることとする。

6 社会保険制度の特例措置

県は、被災状況を勘案のうえ、必要により国に対して特例措置等を講じるよう要望することとする。

7 税の特例措置

県等は、被災状況を勘案のうえ、必要により税の申告・申請・納付等の期限延長や課税の減免措置を講ずることとする。

8 金融対策

(1) 日本銀行は、市中金融機関からの現金手当要請に対応することとする。

(2) 日本銀行は、被災状況により、金融特例措置の発動や損傷銀行券引換業務の休日対応等を行うこととする。

9 物価安定対策

(1) 物価の実態把握

① 物価の監視

県は、県職員による生活必需物資の価格調査を実施することとする。

② 電話による通報

県は、物価ダイヤルの開設、専門相談員の設置等を行い、県民からの情報収集に努めることとする。

(2) 緊急措置

① 消費者啓発

県は、インターネット、ファックス等による生活情報の提供や物価啓発誌の発行を行うこととする。

② 事業者への指導

県は、関係業者に対して適正な物資等の供給、流通の要請や便乗値上げ等の事実確認、是正指導を行うこととする。

③ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国（内閣府）に要請することとする。

10 雇用対策の実施

県及び兵庫労働局は、独自に、又は協力・連携して、被災した事業主に対する雇用の維持の支援を図る

とともに、被災した離職者等の生活の安定や早期就職を支援するために必要な措置を講じることとする。
また、事業主に対し復旧工事等における労働災害の防止の啓発、指導に努めることとする。

11 農業共済金、漁業共済金の早期支払い

県は、市町等に対する農業共済金、漁業共済金の早期支払いの指導や農業共済事業、漁業共済事業への加入の促進を図ることとする。

12 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付制度の運用手続
- (3) 被災証明の発行手続
- (4) 救援物資の受入れ、配布方法
- (5) その他必要な事項

[資料] 「災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準」
「災害援護金等の支給基準」
「生活福祉資金の貸付基準」

第9節 災害時要援護者支援対策の実施

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部観光・国際局、県県土整備部住宅建築局、市町]

第1 趣旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する迅速、的確な対応について定める。

第2 内容

1 災害時要援護者支援対策班の設置

県は、災害対策本部が設置された場合、災害時要援護者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、関係課室の職員から構成される「災害時要援護者支援対策班」を災害対策本部に設置することとする。

また、市町においても災害時要援護者の避難支援や避難所等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努めることとする。

2 情報提供

県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害時要援護者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・ 伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、防災行政無線、広報車 等

(→「災害広報の実施」の項を参照)

3 避難対策

- (1) 市町は、避難支援計画に沿って災害時要援護者の避難誘導が的確に行われるよう努めることとする。
- (2) 市町は、名簿等の活用により居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。特に、地域での情報共有のための同意が得られない災害時要援護者で、自助・共助による対応が困難な者について、重点的に確認を行うこととする。
- (3) 市町は、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。
- (4) 市町は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。
- (5) 県、市町は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることとする。

(→「避難対策の実施」の項を参照)

4 生活支援

- (1) 市町は、おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮することとする。
- (2) 市町は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮することとする。
- (3) 県、市町は、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行うこととする。
- (4) 県、市町は、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的实施を行うこととする。
- (5) 県、市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。

5 住まい支援

- (1) 県、市町は避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況や利便性に配慮することとする。
- (2) 県、市町は、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。
(→「住宅の確保」の項を参照)

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

- (1) 県、市町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。
- (2) 県、市町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

7 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

① 震災障害者の把握

県、市町は、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。

震災障害者は入院等で被災地外に異動する場合があります、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

8 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

① 震災遺児の把握と支援の実施

県、市町は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。

震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備することとする。

② 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援をミッションとする民間支援団体等との連携を図ることとする。

9 外国人県民への情報伝達等

県、市町等は、外国人県民等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。

(1) 外国人県民等の被災情報の把握

① 安否確認

県、県警察本部、市町、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認（外国人県民の死亡者数確認）を行うこととする。

② 施設の被災状況の確認

県、市町は、外国人学校、領事館等の建物の被災状況を確認することとする。

③ ニーズの把握

県、市町は、外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握することとする。

(2) 外国人県民等への情報提供

① 相談体制の確立

県は、外国人県民インフォメーションセンターで外国人県民相談を行うこととする。

市町においても外国人県民相談窓口を開設するよう努めることとする。

② 災害情報の提供

県は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送、コミュニティFMなどメディアを通じて多言語で情報提供を行うこととする。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行うこととする。

10 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 情報提供方法

(3) 避難方法

(4) 生活・すまい支援方法

(5) 外国人県民等の被災情報の把握

(6) 外国人県民等への情報提供

(7) その他必要な事項

第10節 愛玩動物の収容対策の実施

[実施機関：県健康福祉部生活消費局、市町、県獣医師会、神戸市獣医師会]

第1 趣旨

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。

2 実施方法

(1) 動物救援本部は、次の事項を実施することとする。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
- ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施 等

(2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援することとする。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- ③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整 等

(3) 市町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供することとする。

(4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

[資料] 「災害時における動物救護活動に関する協定」

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

[実施機関：県企画県民部知事室、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部子ども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部観光・国際局、市町、その他防災関係機関]

第1 趣旨

災害時に被災者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 広報の内容

各機関は、地震や津波に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供できるよう努めることとする。

- ① 発生した地震・津波に関する観測情報
- ② 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- ③ 津波の発生に関する予報
- ④ 被災状況と応急措置の状況
- ⑤ 避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等）
- ⑥ 避難所の設置状況
- ⑦ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ⑧ ライフラインの状況
- ⑨ 地震発生時におけるガスの安全な使用方法
- ⑩ 医療機関の状況
- ⑪ 感染症対策活動の実施状況
- ⑫ 食料、生活必需品の供給状況
- ⑬ 相談窓口の設置状況
- ⑭ その他住民や事業所のとるべき措置
 - 火災・津波・地すべり・危険物施設等に対する対応
 - 電話・交通機関等の利用制約
 - 食料・生活必需品の確保
- ⑮ 余震対策に関する情報

(2) 広報の方法

県、市町等は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 公共掲示板の活用
- ③ 各広報実施機関の広報紙による情報提供
- ④ 市町防災行政無線の活用
- ⑤ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供
- ⑥ 定時放送の実施
- ⑦ インターネット、ファクシミリ等による広報
- ⑧ ミニコミ誌（紙）等への情報提供
- ⑨ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑩ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布
- ⑪ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供
- ⑫ 災害時臨時FM局の開局
- ⑬ 県・市ヘリコプターの活用
- ⑭ 携帯電話による広報（ひょうご防災ネット等）

2 県における広報

(1) 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

県は、災害時に、防災監を災害広報責任者として、情報の一元化を図ることとする。

② 広報班の設置

ア 県は、災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括することとする。

イ 県は、企画県民部に広報班を置き、災害対策本部広報班と連携し、迅速かつ的確に災害情報を報道機関、県民へ提供することとする。

ウ 県（各部局）の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行うこととする。

(2) 災害情報の収集

県は、災害情報の収集について「情報の収集・伝達体制の整備」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集することとする。

① 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影することとする。

② 県の地方機関あるいは市町が撮影した写真の収集を図ることとする。

③ その他災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料の収集を図ることとする。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、速やかに「県政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努めることとする。

記者発表は原則として、災害広報責任者が行い、定例化を図ることとする。

イ 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。

ウ 県は、必要に応じ「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行うこととする。

エ 県はラジオ関西との間に締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に定めるところにより、災害時には、被災者が必要とする情報を同社の回線を利用して、災害対策センターから直接ラジオで提供することとする。

また、この覚書の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接県民に提供することなど緊急時の運用に関する習熟に努めることとする。

② 住民に対する広報

ア 県は、県民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図ることとする。

イ 県は、定期又は臨時の広報誌（紙）、県提供テレビ・ラジオ番組等の自主広報媒体を活用し、災害情報の提供を図ることとする。

ウ 県は、県民や被災者に対し携帯電話を利用した災害緊急情報等の発信システム「ひょうご防災ネット」により、災害情報の提供を図ることとする。

エ 避難所等への情報提供

県は、市町と協力し、避難所等に対する情報提供ルート の 確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 避難所巡回員等
- ・ 伝達手段 …… 掲示板、広報資料、広報誌（紙）、電話、ファクシミリ等

オ 県外避難者への情報提供

県は、市町と協力し、県外に避難した者に対する情報提供ルート の 確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ、住宅公団との連携等
- ・ 伝達手段 …… 広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ等

カ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等災害時要援護者に対する情報提供ルート の 確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・ 伝達手段 …… 広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット、障害者向け緊急情報発信システム等

キ 外国人県民に対する情報提供

県は、「ひょうご防災ネット」を拡充した「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」を整備し、あらかじめシステム内で5言語に翻訳・定型化された災害情報・避難情報等の緊急情報を外国人県民に発信することとする。

また、外国人県民に対する情報提供ルート の 確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等
- ・ 伝達手段 …… 広報誌（紙）、電話、ファクシミリ、インターネット等

さらに、関西インターメディア（FM C0・C0・L0）等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

3 市町における広報

市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

4 防災関係機関の広報

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。
- (2) 報道機関は、災害の種別、状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報資料の収集方法
- (2) 住民に対する広報の方法
- (3) その他必要な事項

[資料] 「災害時における放送要請に関する協定」

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第2款 各種相談の実施

[実施機関：県企画県民部部知事室、県企画県民部災害対策局、市町]

第1 趣旨

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 内容

1 県の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口や災害専門相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行うこととする。

(2) 関係機関との連携

① 県は、県民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに、即時対応に努めることとする。

② 県は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口との連携を十分図り、県民からの相談に対応することとする。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

県は、収集した情報や県民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図ることとする。

2 市町の相談活動

市町は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 被災者相談窓口の実施

(2) その他必要な事項

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第3款 災害放送の要請

[実施機関：県企画県民部知事室、県企画県民部災害対策局、市町、各放送局]

第1 趣旨

災害時における放送要請等について定める。

第2 内容

1 災害時における放送要請

(1) 知事は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、神戸エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、関西インターメディア（FM C0・C0・L0）の各放送局に対して、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請することとする。

① 知事は、次に掲げる事項を明らかにして要請することとする。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 放送希望日時

エ その他必要な事項

② 要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることとする。

③ 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、県は災害対策課長、各放送局は放送部長等をそれぞれ連絡責任者としてすることとする。

(2) 市町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて行うこととする。

(3) 各放送局は、知事から放送要請を受けたときは、遅滞なく協定に基づき放送を行うこととする。

2 緊急警報放送の要請

知事は、日本放送協会神戸放送局に対して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に基づき無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送(以下「緊急警報放送」という。)を要請することとする。

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要がある場合に緊急警報放送の要請をすることとする。

(2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。

① 住民への警報、通知等

② 災害時における混乱を防止するための指示等

③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

(3) 市町長からの緊急警報放送の要請については、やむを得ない場合を除き知事を通じて行うこととする。

(4) 緊急警報放送の放送を要請するときは、知事は日本放送協会神戸放送局長に対してあらかじめ電話等により放送要請の予告をした後、文書により行うこととする。

ただし、緊急を要し文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により要請し、事後において速やかに文書を提出することとする。

(5) 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、知事にあつては災害対策課長、日本放送協会神戸放送局長にあつては放送部長を連絡責任者とすることとする。

3 防災情報の提供のための放送

知事は、県民に防災情報を提供する必要があると認める場合、「防災情報の提供と放送に関する覚書」に基づき、㈱ラジオ関西代表取締役社長に対して、㈱ラジオ関西との間の回線を使用した放送の実施を要請することとする。

(1) 防災情報の提供のための放送を行う場合、知事は放送要請の理由、放送事項、放送希望日時等を記載した文書により要請することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は電話又は口頭によることができることとする。

(2) 知事から要請を受けた㈱ラジオ関西代表取締役社長は、放送の形式、内容、放送時刻等をその都度決定し、放送することとする。ただし、災害時における被害の発生及び拡大の防止等図るために必要な情報については、原則として直ちに放送することとする。

(3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事にあつては防災企画課長、㈱ラジオ関西代表取締役社長にあつては編成局編成部長を連絡責任者とすることとする。

(4) 「防災情報の提供と放送に関する覚書」の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接県民に提供することなど緊急時の運用に関する習熟に努めることとする。

4 県、市町と放送事業者等の連携強化

(1) 市町は、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。

(2) 県、市町、放送事業者は、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有することとする。

(3) 市町は、コミュニティFMやCATVなど地域メディアとの間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害時における放送要請

(2) その他必要な事項

[資料] 「災害時における放送要請に関する協定書」

「緊急警報放送に関する覚書」

「防災情報の提供と放送に関する覚書」

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第4款 放送事業対策の実施

[実施機関：日本放送協会、(株)サンテレビジョン、(株)ラジオ関西、神戸エフエム放送]

第1 趣旨

県域における災害時の放送確保のための応急対策について定める。

第2 内容

1 日本放送協会

(1) 放送施設応急対策

① 放送所の確保

放送の電波確保のため、放送所の施設に非常用電源を整備するなどの防災対策を行うとともに、災害時に被害が発生した場合は、応急に復旧を行うこととする。

② 放送局の施設確保

放送の拠点となる神戸放送局（演奏所）の施設確保に万全を期すとともに、放送局の施設が災害により使用不能となった場合は、臨時の施設を仮設し放送の継続に努めることとする。

③ 中継回線等通信連絡回線の確保

放送のための中継回線をはじめ、取材・放送の連絡に必要な有線・無線の通信回線の確保に努め、一部に障害が発生した場合は、他の系統で代替を行うなど、回線の確保に努めることとする。

(2) 緊急時の放送

① 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申合せにより、気象官署から警報等の情報の通知を受け、放送することとする。

② 知事の放送要請

日本放送協会神戸放送局長が兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「緊急警報放送の要請に関する覚書」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定・覚書の定める手続によって放送を行うこととする。

③ 災害に関する放送

災害に関する情報を収集し、災害被害防止を最優先に放送することとする。

(3) 受信対策

① 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送・チラシ・新聞等を利用して周知するとともに、関係団体の協力を得て受信相談を実施するなど、可能なかぎり被災受信機の復旧を図ることとする。

② 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ関係団体の協力を得て受信機の設置を行うなど、視聴者への災害情報の周知を図ることとする。

(4) 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速・的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成することとする。

復旧に当たっては、放送を実施するための施設・設備を優先させることとし、迅速な工事により早期復旧を図ることとする。

2 (株)サンテレビジョン

(1) 非常災害時の活動体制

重大な災害が発生した場合は、本社に社長を本部長とする災害対策本部を設置し、本部長の指示のもと、全職員を挙げて放送の確保を図ることとする。

(2) 非常災害時の特別放送

① 緊急放送

災害の規模により、通常放送を変更し「ニュース速報」「カットインニュース」の形で、被災者等に対して必要な情報を迅速に提供することとする。

② 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申合せにより、気象官署から警報等の情報の通知を受け、放送することとする。

③ 知事の放送要請

兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定に定められた手続により放送を行うこととする。

(3) 復旧対策

① 本社演奏所の機能が失われた場合は、速やかに応急処理を行うこととする。

② 応急処理が困難な場合は、中継車及び移動用マイクロ回線により直接送信所へ電波を送信し、放送を開始することとする。

③ 中継車の使用が不可能なときは、臨時回線が構成できる本社外の施設に仮設送信機能を設営することとする。

④ 放送設備の応急修理が困難で、電波を発信できない場合は、神戸新聞・ラジオ関西との災害時3者協力協定により、新聞・ラジオを通じて被災状況や、復旧の見通しなどを公表することとする。

3 (株)ラジオ関西

(1) 災害時の活動体制

重大な災害が発生した場合、社長を本部長とする災害対策本部を設置し、非常災害マニュアルに沿い、全組織を挙げて放送の確保を図ることとする。

(2) 災害時の放送

① 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申合せにより、気象庁から放送に適するよう整理した予報、注意報、警報等の通知を受けて、通報事項を放送することとする。

② 知事の放送要請

兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「防災情報の提供と放送に関する覚書」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定・覚書に定めた手続によって放送を行うこととする。

③ 災害関連番組の編成と放送

災害時又は災害の発生が予想される場合に、災害に関する情報を収集し、日常の編成にとらわれず災害による被害防止を最優先に放送することとする。この他、防災災害対策のための解説、キャンペーン番組、民心の安定に役立つ教養娯楽番組等を編成することとする。

(3) 復旧対策

- ① 放送所・演奏所が被災し、使用不能となった場合は、臨時の施設を確保し放送の継続に努めることとする。

また、被災した施設・設備については、迅速かつ的確な復旧を図ることとする。

- ② 応急措置が困難で、万一電波を発信できない場合は、サンテレビジョン・神戸新聞との「災害緊急時の3者報道協力協定」に基づいて、テレビ・新聞を通じて被災状況や、復旧の見通しなどを公表することとする。

4 神戸エフエム放送

(1) 災害時の応急対策

災害の規模に応じて職員等との連絡手段、参集手段の確保及び動員体制の整備を図り、放送を遂行するための災害応急対策を速やかに実施できるよう努めることとする。

また、必要に応じて、社長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対策を的確に遂行することとする。

(2) 災害時の放送設備対策

災害発生に際しては、放送設備に対する障害の復旧に全力を尽くすとともに、放送機能の維持、確保に万全を期することとする。

(3) 災害時の放送対策

① 災害情報等の放送

災害の状況に応じて、ニュース報道、臨時ニュース、特別番組等を編成することとする。

また、その情報収集に当たっては、気象台をはじめ関係機関と密接な連携のもと、迅速かつ的確な放送を実施することとする。

② 知事の放送要請

兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定に定めた手続によって放送を行うこととする。

③ 外国人県民等に向けた放送

重大な災害が発生したときは、兵庫県及びその周辺に在住する多くの外国人に対し、英語、中国語などの外国語による災害情報、生活情報等の放送を行うこととする。

(4) 復旧対策

災害により被災した施設、設備は迅速に復旧を図るとともに、再度同種の被害を受けることのないよう配慮することとする。

なお、復旧の順位については、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を最優先とする。

第12節 廃棄物対策の実施

第1款 ガレキ対策の実施

[実施機関：県農政環境部環境管理局、市町]

第1 趣旨

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、次のとおりガレキ処理を実施することとする。

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

市町は、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡することとする。

② 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

市町は、ガレキの処理に長時間を要するところがあることから、十分な仮置場を確保することとする。

(2) 処理作業過程

① 撤去作業

市町は、地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

② 全体処理量の把握

市町は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握することとする。

③ 県への応援要請

市町は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。

2 県の措置

(1) 職員の派遣

県は、市町から要請があった場合、又は被災市町の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施することとする。

(2) 最終処分場までのルートの確保

県は、市町からの要請に基づき、最終処分までのルートの確保を支援することとする。

(3) 広域的支援要請

ア 県は、必要により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

イ 被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。

3 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における建物全壊・半壊数等を勘案しながら、ガレキの処理方法等を予め定めて

おくこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) ガレキ処理班の編成
- (3) ガレキ処理の方法
- (4) 必要な器材等の保有、調達
- (5) 仮置場の確保
- (6) その他必要な事項

第12節 廃棄物対策の実施

第2款 ごみ処理対策の実施

[実施機関：県農政環境部環境局、市町]

第1 趣旨

災害により発生したごみ処理対策について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施するものとする。

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

市町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市町は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置場を確保することとする。

(2) 処理作業過程

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

市町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とすることとする。

② ごみの一時保管場所の確保

市町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮することとする。

③ 県等への応援要請

ア 市町は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。県は、同協定に基づき、県内市町による応援体制を調整することとする。

2 県の措置

(1) 県は、市町からの要請により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

(2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。

3 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、ごみ処理対策をあらかじめ定めておくこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 清掃班の編成
- (3) 廃棄物処理の方法
- (4) 資機材等の保有、調達
- (5) 廃棄物処理施設の応急復旧
- (6) その他必要な事項

[資料] 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」
「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」

第12節 廃棄物対策の実施

第3款 し尿処理対策の実施

〔実施機関：県農政環境部環境局、市町〕

第1 趣旨

災害により発生したし尿処理の対策について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、次のし尿処理を地震発生後24時間以内に実施することとする。

(1) 情報の収集及び連絡

市町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置することとする。

なお、市町は、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努めることとする。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

市町は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。

(4) 県等への応援要請

① 市町は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

2 県の措置

(1) 県は、市町からの要請により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

(2) 県は、被災市町や県内市町でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。

(3) 県は、大規模災害時等に市町から要請があった場合、備蓄している仮設トイレの供与又はあっせんを行うこととする。

3 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、し尿処理対策を予め定めておくこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 清掃班の編成
- (3) し尿処理の方法
- (4) 仮設トイレの保有、調達
- (5) 資機材等の保有、調達
- (6) し尿処理施設の応急復旧
- (7) その他必要な事項

第13節 環境対策の実施

[実施機関：県農政環境部環境管理局、市町]

第1 趣旨

災害による工場からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

第2 内容

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

県は、市町、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行うこととする。

(2) 施設等の稼働体制の確認

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認の上、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに環境濃度の収集解析を行うこととする。

2 応急対策

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施し、市町は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、市町と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行うこととする。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導することとする。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、市町と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導することとする。

(5) 環境情報の広報

県は、工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、市町と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図ることとする。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、他府県や環境省に対し、支援を要請することとする。

第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ

〔実施機関：県企画県民部県民文化局、県企画県民部防災企画局、市町〕

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。

第2 内容

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、市町では受入・紹介窓口を、県では県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザにその支援窓口を開設することとする。

(災害ボランティアの主な活動内容)

- ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - ・救援物資、資機材の配分、輸送
 - ・軽易な応急・復旧作業
 - ・災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局（地方本部）にも担当を設けることとする。また市町においても、市町災害対策本部に担当班等を設けることとする。
 - ③ 市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。
 - ④ 市町は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市町庁舎内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努めることとし、第三者的な機関との間で、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図ることとする。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

- ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。
- ② ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町社会福祉協議会をはじめ災害ボランティア支援団体と連携して、市町災害ボランティアセンターの支援を行うこととする。
- ③ 県及びひょうごボランタリープラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を行うこととする。

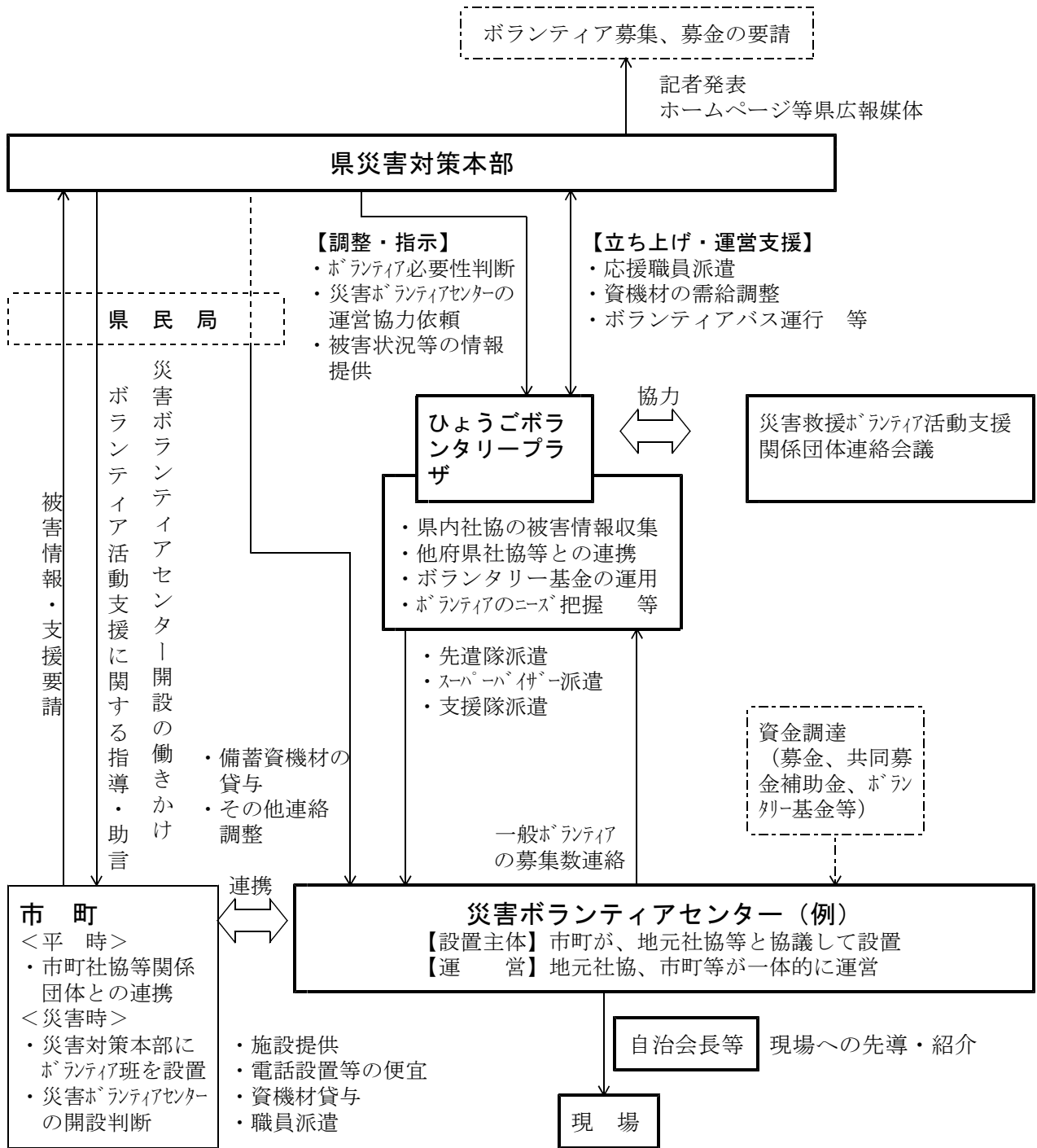
(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボラン

ティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努めることとする。

- ① 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- ⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 市町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

○ 災害ボランティア活動支援の基本スキーム



2 災害救援専門ボランティアの派遣

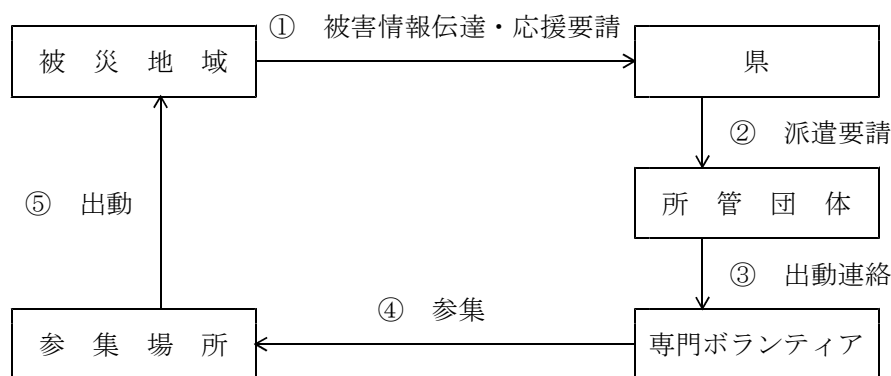
県は、県内外で大規模災害等が発生し、必要があると認めるときは、被災地域での救援活動に当たるため、所管団体の協力を得て、県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊－「HEART-PHOENIX」）を派遣することとする。

なお、県はボランティアの派遣に先立ち、あらかじめ災害特約を付加したボランティア災害保険に加入しておくこととする。

(1) 災害救援専門ボランティアの活動分野

- ① 救急・救助
- ② 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- ③ 介護
- ④ 建物判定
- ⑤ 手話通訳
- ⑥ 情報・通信
- ⑦ ボランティアのコーディネート
- ⑧ 輸送

(2) 派遣の手順



3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害ボランティアの受入体制
- (2) 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設
- (3) 県災害救援専門ボランティアの活用
- (4) その他必要な事項

第15節 海外からの支援の受入れ

〔実施機関：県産業労働部観光・国際局、県警察本部、消防機関〕

第1 趣旨

災害時に海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合の受入れについて定める。

第2 内容

1 基本方針

海外からの支援の受入れについては、基本的に国において判断されることから、国と十分連絡調整を図りながら対応することとする。

2 支援の受入れ

(1) 受入れの準備

県は、海外からの救援物資の受入れが予想される場合、あらかじめ次のことを行うこととする。

- ① 外務省、県海外事務所等への被災状況の概要及び想定されるニーズの連絡
- ② 外務省、県海外事務所等からのニーズの照会への対応

(2) 受入れの対応

海外からの支援の受入れは、一般的に国が窓口となることから、外務省等と十分連絡調整を図りながら対応することとする。

(3) 姉妹州省等からの支援の受入れ

県は、姉妹州省等から、直接物資や救援隊の派遣について申し出を受けた場合には、次に定めるところにより対応することとする。

① 救援物資の受入れ

ア 提供物資の確認

県は、海外から物資提供の申し出があった場合、次のことについて提供申出者に確認のうえ、国と連絡調整を図りながら、迅速に対応することとする。

- ・ 品目、数量
- ・ 輸送手段
- ・ 輸送ルート
- ・ 搬入場所
- ・ 到着予定日時

イ 関係機関との調整

県は、物資提供を受け入れる場合、次のことについて関係機関と調整を行うこととする。

- ・ 通関に際しての法令による規制免除
- ・ 通関料等の免除手続

ウ 協力の依頼

県は、物資の輸送・通関・保管に関して、航空会社・通関業協会等へ協力依頼を行うこととする。

② 救援隊の受入れ

ア 派遣内容の確認

県は、海外から救援隊派遣の申し出があった場合、次のことを確認した上で、国と連絡調整を図りながら受入れの是非等を検討の上、迅速に対応することとする。

- ・ 協力内容、人数、到着場所、到着日時の確認
- ・ 入国に関する規制の有無、免除の有無の確認
- ・ 県警察本部、消防本部等と連絡を取り合い、被災地のニーズを把握
- ・ 受入れの方法等の検討

イ 自力での活動の要請

県は、救援隊に極力、自力で活動するよう要請することとする。

ウ 救援隊の対応

県は、救援隊の受入れに当たっては、活動日程を作成するほか、必要に応じて次のことを行うこととする。

- ・ 案内者・通訳の手配
- ・ 宿泊場所の手配
- ・ 支援活動への同行

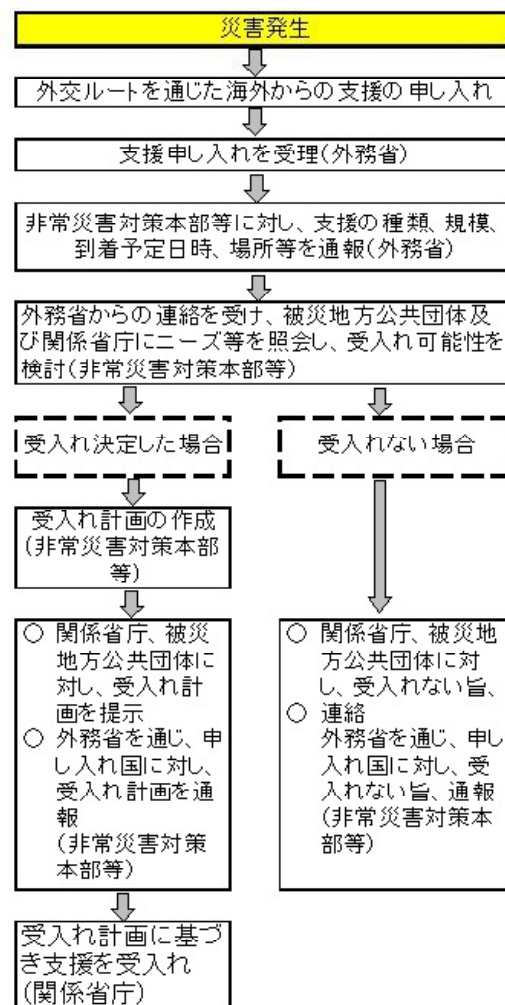
オ 協力体制の確保

県警察本部、消防本部は、海外からの救援隊受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮することとする。

○ 海外支援の受入れに関する手続きの流れ

〈海外からの支援受け入れに関する

関係省庁連絡会議申し合せ(平成10年1月20日)〉



第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

第1款 鉄道施設における応急対策の実施

[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本旅客鉄道㈱、指定地方公共機関（鉄道輸送機関）]

第1 趣旨

災害時における鉄道の乗客の安全確保等のための対策について定める。

第2 内容

1 県は、鉄道事業者のほか、市町、県警察本部、消防本部等、防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

また、これらの被害状況、運行状況、復旧状況、代替交通手段等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

2 西日本旅客鉄道㈱は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ本部内等に対策本部を設置することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

ア 在来線

(ア) 感震器が作動し、40ガル以上80ガル未満を示したとき

(感震器がない区域では、指定駅での体感震度4以上と認められる場合)

- ・ 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ、次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下で徐行運転を行うこととする。
- ・ 施設・電力係員による要注意箇所スポット巡回と、異常の有無の報告を行うこととする。

(イ) 感震器が作動し、80ガル以上を示したとき

(感震器のない区域では、指定駅での体感震度5(弱)以上と認められる場合)

- ・ 規制範囲内には、列車は進入させず、通過中の列車は、速度15km/hで最寄り駅に到着し、運転を見合わせるものとする。
- ・ 運転再開時には、施設・電力係員が全線巡回し線路を点検、異常の有無を確認することとする。

イ 新幹線

(ア) 感震器が作動しないとき

- ・ 工事及び線路等の状況で特に必要と認めた箇所のみ、制限速度を指示することとする。

(イ) 感震器が作動し、40ガル以上80ガル未満を示したとき

- ・ 5分経過後、停電している区間の送電を開始し、地震計データ及び関連測候所の発表震度により運転規制を実施することとする。
- ・ 取扱震度が3以下の場合、感震器作動箇所の受持ち範囲について速度30km/h以下で運転を再開し、速度70km/h以下で以後、施設・電力係員を列車に搭乗させ、線路等の状況を確認のうえ、

速度向上させることとする。

(ウ) 感震器が作動し、80ガル以上を示したとき

- ・ 震度により運転規制が異なり、80ガル以上の標示で震度3以下のときは、前記(イ)の震度3以下の取扱いによる運転規制を実施することとする。
- ・ 80ガル以上の表示で取扱い震度が4以上の場合は運転を中止し、感震器作動箇所の受持ち範囲の地上巡回を行い、被害状況及び列車運転の可否を確認し、確認結果により速度70km/h以下で巡回係員（施設・電力係員）添乗の上、運転を再開することとする。

(エ) ユレダスが作動（き電中止）した場合であっても、運転規制等取扱手続は、上記のとおりとすることとする。

② 乗客の避難・救護対策

ア 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を図ることとする。

（各駅は、大規模事故又は災害に備えて、乗客の避難場所の指定を行う。）

イ 列車内

二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客を安全な場所へ誘導することとする。

③ その他の措置

各駅の異常時マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・県警察本部・医療機関等への救護要請を行うこととする。

3 神戸市交通局は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置することとする。

② 発災時の初動態勢

ア 運行規制

(ア) 第1次地震警報（40ガル以上のとき）

列車は直ちに25km/h以下の速度で注意運転に移り、警報解除まで継続することとする。

(イ) 第2次地震警報（80ガル以上のとき）

列車は直ちに25km/h以下の速度で注意運転に移り、次駅で停止し運転指令区長の指令があるまで運行を停止することとする。

(ウ) 第3次地震警報（150ガル以上のとき）

列車は直ちに15km/h以下の速度で最徐行運転に移り、次駅で停止し運転指令区長の指令があるまで運行を停止することとする。

なお、第2次及び第3次地震警報により運行を停止した列車の運行を再開するとき、運転指令区長は、電気システム課長及び地下鉄車両課長から指示された速度以下で列車を運行することとする。

イ 乗務員の対応

乗務員は、強い地震を感知し、列車を運転することが危険と認めたとき又は列車無線により運転

中止の指令を受けたときは、次の取扱いを行うこととする。

(ア) 駅に停止中のときは、運転指令区長の指示があるまで出発を見合わせる。こととする。

(イ) 走行中のときは、運転規則に従った運転速度で注意運転し、次駅まで走行することとする。

(やむを得ず駅間に停止したときは、状況を判断して乗客の安全確保を図る。)

ウ 乗客の避難・救護対策

(ア) 駅及び列車等の状況を的確に把握し、適切な放送と旅客の安全な場所への避難誘導を図ることとする。

(イ) 地下鉄の各係員は、旅客等に事故が発生した場合、負傷者の救護措置を行うとともに、旅客の生命の安全を確保することとする。

エ 津波対策

地下鉄海岸線の各駅係員は津波被害を防止するため災害状況を的確に把握し、駅出入口の止水板、及び防水扉の作動等必要な措置を講ずることとする。

オ その他の措置

災害発生と同時に、必要箇所を点検するとともに、緊急指令連絡体制による通報を実施することとする。

③ 情報連絡システム

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要により移動無線機を利用することとする。

(2) 振替輸送の確保

① 振替輸送の基本方針

神戸市高速鉄道乗車規定第14条第2項の規定に基づき、災害その他の運転事故等により、高速鉄道列車が長時間運行不能になり、又は運転不能となると認めた場合には、同市乗合自動車により、振替輸送を実施することとする。

② 振替輸送運行システム

(ア) 運転指令区長は、列車の運転が不能を認められる場合、この旨を運輸長に報告を行うこととする。

(イ) 運輸長は、振替輸送が必要と認めた場合、その指示により振替輸送を実施することとする。

(ウ) 運輸長は、直ちに交通事業管理者に報告するとともに、市バス運輸サービス課長に不通区間及び振替輸送着手時刻を連絡し、振替輸送を要請することとする。

4 阪急電鉄株は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合またはそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部を設置し、被害施設の復旧、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援を行うこととする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

ア 地震警報表示器に震度4の表示を確認したとき

(ア) 直ちに列車無線で、全列車に運転中止を指示(地震1号指令発令)することとする。

(イ) 震動がなくなると認められるときは、全列車の運転速度を毎時25km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示することとする。

(ウ) 徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除(特定の

箇所では、運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示し、地震指令の解除は技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ行うこととする。

イ 地震警報表示器に震度5以上の表示を確認したとき

- (ア) 直ちに列車無線で、全列車に運転中止を指示（地震2号指令発令）することとする。
- (イ) 震動がなくなると認められるときであっても、地震2号指令解除を待って運転の再開を指示することとする。
- (ウ) 地震2号指令解除後、列車の運行状況、被害状況等を把握し（特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示）、安全を確認した区間より運転規制を解除することとする。

ウ 列車の停止

運転士は、列車運転中に強い地震を感じたとき、又は運転指令者より運転停止の指示があったときには、次のことに留意して直ちに列車を停止することとする。

- (ア) 駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋りょう上又は閉塞信号機を越えた箇所以外で停止することとする。
- (イ) やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動することとする。
- (ウ) 長時間停止するとき、車掌に指示し手歯止等により転動を防止することとする。
- (エ) 地下線内においては、状況の許す限り最寄りの駅まで運転の継続に努め、駅到着後に停止することとする。

エ 通報連絡

列車の停止位置、線路及び乗客の状況を掌握の上、列車無線にて運転指令者に報告することとする。

② 乗客の避難・救護対策

ア 駅における避難誘導

- (ア) 駅長は、避難が必要な場合、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導することとする。
- (イ) 消防本部及び県警察本部へ通報し、救援出動を要請することとする。

イ 列車乗務員が行う避難誘導

- (ア) 駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は、車掌と打合せの上、制動機の緊締、手歯止の便用等により転動防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導することとする。
- (イ) 避難場所、乗客の状況等を列車無線で運転指令者に報告することとする。

ウ 事故発生時の救援活動

緊急事態対策規程に基づく、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰及び収容病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理することとする。

5 阪神電気鉄道㈱は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害対策本部の設置

- ① 運輸部長は、災害発生のおそれがある場合、列車運行の安全並びに諸施設の保全を図るため、状況に応じて警備指令を発令することとする。

甲号警備指令：災害の発生が予測され、諸種の準備が必要と認められる場合

乙号警備指令：甲号警備指令に至らないが、応変に処置を必要とする場合

- ② 非常災害が発生したとき又は発生するおそれが生じたときは、非常事態対策規則に基づき対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の応急処置を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

震度4以上の地震を感知した場合、運転指令は全列車の停止を指示することとする。

ア 乙号地震警報（震度4）

運転指令は、震動がなくなった後、速度を指定して運転の再開を指示することとする。

イ 甲号地震警報（震度5弱以上）

対策本部は、電気部、車両部及び工務部の施設の点検結果に基づいて運転の再開を決定し、運転速度及び運転区間を指示することとする。

ウ 列車の停止

地震発生を感知し、又は地震警報の発令（列車無線自動放送を含む）を受信した列車の運転士は、できるだけ安全な位置で列車を停止することとする。（駅間の途中で列車を停止するときは、曲線、勾配線、橋りょう、電車線セクション、築堤及びこ線橋下を避けて停止する。）

エ 停止列車の移動禁止

運転士は、運転再開の指示があるまで、停止位置で待機することとする。（ただし、やむをえず危険な箇所又は旅客の避難及び誘導が困難な箇所に停止したときは、毎時25km以下の速度で安全な位置まで移動する。）

オ 通報連絡

運転士は、停止位置付近の線路及び構造物の状態及び旅客の状況の把握に努め、その結果を報告することとする。

② 乗客の避難・救護対策

- ・ 駅長及び乗務員は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、避難場所及び方向を指示して、旅客を安全な場所へ誘導することとする。
- ・ 非常事態対策規則に基づき、対策本部に救護涉外班を設置することとする。

③ その他の措置

- ・ 地震警報が発令されたときは、電気部長、車両部長及び工務部長は各部が定める基準に基づいて施設を点検し、その結果を運輸部長に報告する。

6 山陽電気鉄道㈱は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、対策本部を設置し、その被害を最小限にとどめるとともに、併発事故の防止、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規則

ア 震度計により震度4以上の地震の発生を感知したとき又は緊急地震速報により震度4以上の地震を受報したときは、直ちに全列車を停止することとする。

イ 震度計により震度4の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めたときは、毎時25km以下に制限して運転を再開することとする。

ウ 震度計により震度5弱以上の地震の発生を感知したときは、線路施設・路盤の点検を行い、安全が確認された後、運転を再開することとする。

② 乗客の避難誘導

ア 駅長は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、安全な場所に誘導することとする。

イ 運転士は、駅間の途中で停止した場合で乗客の避難が必要と認めたときは、運転指令の承認を受けた後、車掌と打ち合わせたうえ、ブレーキの緊締、手歯止使用等、転動防止をした後、安全な場所に避難誘導すると共に、避難場所・旅客の状態等を運転指令に報告することとする。

ウ 運転士は、駅構内で停止した場合で、旅客の避難が必要と認めたときは、駅長の指示に従い、前号の取扱いをすることとする。

エ 車掌は、列車が地震のため駅間で停止したときは、その状況を速やかに把握し、適切な車内案内放送を行い、車内秩序の維持に努め、旅客の避難が必要と認められるときは、運転士と打合せて、避難場所など適切な案内を行うと共に、安全な場所に避難誘導することとする。

③ 救護活動

ア 係員は、事故が発生した場合、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとると共に、関係先に報告することとする。

イ 救護責任者は、死傷者がある場合、その氏名、住所、性別、年齢、収容医療機関及び症状等を的確に把握し、家族その他関係者への連絡対応に従事することとする。

ウ 運転指令及び駅長は、特に人命救助の必要がある場合に、消防本部に出動を要請することとする。

エ 駅長は、旅客に対し放送装置及び掲示等を利用して、事故の概況、輸送の方法、復旧の見込み等案内の徹底を図り、秩序の維持に努めることとする。

7 神戸電鉄株は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害対策本部の設置

緊急事態が発生した場合又はそのおそれのある場合は、状況を判断して現地対策本部を設置、及び必要に応じて本社対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の処理を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

ア 地震警報表示器が震度4を記録したとき（地震1号指令発令）

(ア) 直ちに、全列車に運転停止を指示することとする。

(イ) 震動が無くなると認めたときは、全列車の運転速度規制（毎時25km/h以下）に基づく運転再開を指示することとする。

(ウ) 施設の点検後、安全を確認の上、運転規制を解除することとする。

イ 地震警報表示器が震度5弱以上を記録したとき（地震2号指令発令）

(ア) 直ちに、全列車に運転停止を指示することとする。

(イ) 施設点検結果を総合判断の上、地震2号指令を解除し、運転再開を決定することとする。

ただし、特定の箇所運転速度を規制する必要があるときは、当該箇所の運転速度を規制した上で解除することとする。

ウ 列車の停止

(ア) 運転中に強い地震を感知したとき、又は運転指令者から運転停止の指示があったときは、直ちに列車を停止することとする。

(イ) 駅間の途中で停止させるときは、曲線、こう配線、トンネル、橋りょう、踏切道又は閉そく信号機を越えた箇所はできるだけ避け、やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動することとする。

エ 通報連絡

列車無線で運転指令者に列車停止位置、線路・乗客の状態等を報告することとする。

② 乗客の待避・救護対策

ア 駅における待避誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮して乗客を安全な場所に誘導することとする。

(イ) 乗客を安全な場所に誘導した後、災害に関する情報等を乗客に伝達することとする。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅に停止している場合は、駅長が指示し、列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させないこととする。ただし、火災その他やむを得ず旅客に降車させる場合は、次により実施することとする。

(ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客の降車を実施することとする。

(イ) 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全な降車を実施することとする。

(ウ) 隣接路線に立ち入ることの危険性について、放送等により周知徹底し、併発事故を防止することとする。

ウ 事故発生時の救護活動

地震の発生と共に旅客の避難状況を把握して、次の措置を実施することとする。

(ア) 放送により状況を案内することとする。

(イ) 負傷者、災害時要援護者を優先救護することとする。

(ウ) 出火防止に努めることとする。

8 神戸高速鉄道(株)は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合、適確かつ迅速な応急対策をとるため、対策本部を設置することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

ア 震度4の場合

全線にわたって列車運転の一時休止を指令することとする。震動がなくなると認められるときは、徐行運転（毎時25km以下）を指令し、施設の点検後、安全を確認の上、運転規制を解除することとする。

イ 震度5弱以上の場合

全線にわたって列車運転の一時休止を指令することとする。震動がなくなると認められるときも列車運転の再開を指示せず、その後の運転開始に当たって施設の点検後、安全を確認の上運転規制を解除することとする。（ただし、特定の箇所で運転速度を規制する必要があるときは、当該箇所の運転速度を規制した上で解除することとする。）

ウ 列車の停止

運転中に強い地震を感知したとき、又は運転指令者から運転停止の指示があったときは、直ちに列車を停止することとする。駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル、橋りょう、

踏切道又は閑そく信号機を越えた箇所はできるだけ避け、やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動する。

エ 通用連絡

無線で運転指令者に列車停止位置、線路・乗客の状態を報告することとする。

オ 放送案内

乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運転指令者からの連絡により状況を把握して、速やかに乗客への案内放送を実施した上、運転士と協力して車内秩序を維持する。

② 乗客の避難・救護対策

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮して旅客を安全な場所へ避難誘導することとする。

(イ) 旅客を安全な場所に誘導した後、地方公共団体があらかじめ定めた避難所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達することとする。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅に停止している場合は、駅長が指示し、列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させないが、やむを得ず旅客を降車させる場合は、次により実施することとする。

(ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行うこととする。

(イ) 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車を行うこととする。

(ウ) 隣接路線に立ち入ることの危険性について、放送等により周知徹底し、併発事故を防止することとする。

ウ 事故発生時の救護活動

地震の発生と共に旅客の避難状況を把握して、次の措置を実施することとする。

(ア) 放送により状況を案内することとする。

(イ) 負傷者、災害時要援護者を優先救護することとする。

(ウ) 営業を停止して、駅構内の混乱拡大の防止に努めることとする。

(エ) 被害の防止により救護所を開設することとする。

9 六甲摩耶鉄道(株)は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害対策本部等

① 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置することとする。

② 通信連絡態勢

ア 社内電話及びN T T加入電話が使用可能なときは、これを活用し緊急連絡を実施することとする。

イ 必要によりトランシーバーにより通信連絡を実施することとする。

(2) 発災時の初動措置

① 運行規制

ア 運転士が運転中に地震を感じたときは、直ちに車両を停止させ、地震による停車であることを各車掌に連絡することとする。

イ 計測震度計により地震を確認し、震度4未満の時は、途中停車の措置を行った後に運転を再開することとする。

ウ 震度4以上であることが確認されたときは、技術課員において、車両・軌道・電線路・巻上場設備の点検を行い、安全確認を行った上で運転を再開することとする。

② 乗務員の対応

車掌は、運転士からの連絡を「地震による途中停車時の措置」により旅客に告知することとする。

③ 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導することとする。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達することとする。

イ 車掌が行う避難誘導

(ア) 長時間停車するときは、駅長の指示により応援者の到着後旅客を駅へ誘導することとする。

(イ) 駅への誘導に当たり、軌道を歩行するときは、必ず大阪側歩行路を使用することとする。

④ 事故発生後の救護活動

地震により、旅客等に事故が発生した場合は、適切な救護措置を実施することとする。

10 神戸市都市整備公社は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、ケーブルカー旅客の安全確保と施設の保全のために必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動措置

① 運行規制

運転中に地震の強い揺れを感じたときは列車を停止させる。

震度4以上であることが確認された場合、運転を一時中止し、施設等の安全が確認されなければ運転を再開しない。

② 乗客の避難誘導

(ア) 駅における避難誘導

駅長は余震を考慮し、旅客を駅舎外の安全な場所に誘導する。

(イ) 車掌等が行う避難誘導

長時間停車するときは駅長の指示により応援者の到着後、旅客を駅へ誘導する。

旅客の駅への誘導は原則下り方面とし、大阪側歩行階段を使用する。

(ウ) 事故発生後の救護活動

地震により旅客等に負傷者が発生した場合、負傷者の救護活動を行い消防機関に引き継ぐ。

第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

第2款 港湾施設における応急対策の実施

[実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県農政環境部農林水産局、県土整備部土木局、市町、港湾管理者、漁港管理者]

第1 趣旨

災害時に、その被害を最小限に止めるとともに、緊急輸送等各種応急対策を効果的に実施できるよう港湾施設対策について定める。

第2 内容

1 津波に対する防護措置

(1) 津波発生時における津波の監視等

防災関係機関等は、震度4以上の地震を感じた場合、津波予報の伝達に時間を要することがあることを考慮し、責任者を定めて海面の監視等自衛措置をとることに努めることとする。

(2) 津波予警報の伝達と広報

関係各市町及び海上保安本部は、津波予警報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うとともに、一般に周知するため広報を行うよう努めることとする。

(3) 各船舶の応急措置

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への待避・係留等の措置に努めることとする。

2 各関係機関の応急対策

(1) 海上保安本部

海上保安本部は、巡視船艇等により災害状況の調査を行い、次の応急対策を実施するほか、必要に応じ航行警報の放送・水路通報により船舶等に周知することとする。

- ① 海難その他海上災害が発生した場合の救助
- ② 港内における船舶交通の安全確保のため航行の制限、航路標識の復旧、水路の検測等の実施
- ③ 石油コンビナート等防災計画に定める応急対策
- ④ 緊急海上輸送に対する支援
- ⑤ 危険物の保安措置

(2) 港湾管理者・漁港管理者

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾・漁港施設が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し港湾機能の回復に努めることとする。

3 近畿地方整備局

近畿地方整備局は、港湾管理者からの要請により港湾施設復旧等の技術指導を行うこととする。

また、直轄の港湾施設において被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し、港湾機能の回復に努めることとする。

[資料] 「港湾・漁港の現況」

第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

第3款 空港施設における応急対策の実施

[実施機関：県土整備部県土企画局、飛行場管理者]

第1 趣旨

災害時の空港施設の被害を最小限に止めるとともに、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう空港施設対策について定める。

第2 計画の内容

1 体制の確保と情報収集

飛行場管理者は、大規模な地震の発生に際し、速やかに必要な人員体制を確保して、飛行場施設の点検を行い、被災状況を確認することとする。

2 関係機関等との連携による防災

飛行場管理者は、大阪空港事務所等の関係機関に被災状況を報告し、必要に応じて航空機の運航制限を行うことにより、飛行場における事故発生の防止に努めるとともに、関係機関・飛行場に事務所等を有する会社等に連絡し、協力して別に定める災害対策マニュアル等に基づき、救難活動を実施することとする。

3 施設等の早期復旧

飛行場管理者は、関係機関等と協力して速やかに被災した飛行場施設等の早期復旧と旅客等の安全確保対策を行い、緊急輸送等の各種応急対策が効果的に実施できるよう努めることとする。

[資料] 「空港施設対策関係機関等連絡先一覧表」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第1款 電力の確保

[実施機関：県企画県民部災害対策局、関西電力㈱]

第1 趣旨

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 被害状況等の情報収集

関西電力㈱のほか、市町、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

(3) 優先復旧等

- ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、関西電力㈱に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。
- ② 関西電力㈱から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。
- ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力㈱に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。

2 関西電力㈱は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の確保

ア 協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握することとする。

イ 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。
なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておくこととする。

ウ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立することとする。

② 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施することとする。

③ 被害状況の把握

ア 電力施設の被害状況を把握し、復旧対策に当たることとする。

イ 電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握することとする。

④ 応急復旧用資機材の整備、確保

ア 保有資機材を確認し、在庫量を把握することとする。

イ 応急復旧資機材を緊急に手配することとする。

ウ 道路情報を入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保することとする。

エ 緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県又は市町との連携を確保することとする。

オ 災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図ることとする。

(2) 復旧作業過程

① 復旧順位に基づく復旧箇所の決定

ア 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先することとする。

イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施することとする。

② 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。

イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般県民に対する広報宣伝活動を行うこととする。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電力が必要と認めた場合、又は、県、市町、県警察本部、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じることとする。

なお、送電を再開するに当たっては、前述の事象が解消され、かつ安全を確認した上で送電を行うこととする。

(4) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結している「全国融通電力受給契約」及び関西電力(株)と隣接する各電力会社間に締結している「二社融通電力受給契約」に基づき電力の確保を図ることとする。

[資料] 「関西電力(株)災害対策本部組織図」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第2款 ガスの確保

[実施機関：県企画県民部災害対策局、大阪ガス㈱、(社)兵庫県エルピーガス協会]

第1 趣旨

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 被害状況等の情報収集

大阪ガス㈱及び(社)兵庫県エルピーガス協会のほか、市町、県警察本部、消防本部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

(3) 優先復旧等

- ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、大阪ガス㈱又は(社)兵庫県エルピーガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。
- ② 大阪ガス㈱又は(社)兵庫県エルピーガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。
- ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、大阪ガス㈱に対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。

2 大阪ガス㈱は「災害対策規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策要員の動員

ア 大阪ガスの供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫導管本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫導管本部内に対策本部を設置することとする。

イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出勤することとする。

ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

② 情報の収集伝達

ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区導管部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ 兵庫導管部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(2) 復旧作業過程

① 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

② 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

④ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

3 (社)兵庫県エルピーガス協会は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(社)兵庫県エルピーガス協会内に、兵庫県エルピーガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

③ 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

(株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、エルピーガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送する

ことにより周知を図ることとする。

また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、災害地区の市町、自治会等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにエルピーガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

イ ローラー作戦の展開

エルピーガス消費家庭等が地震のため広範囲にわたり被害を受け、エルピーガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努めることとする。

エ 高齢者等弱者対策

エルピーガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

オ エルピーガスの供給

都市ガスが停止した場合には、要請により、病院、避難所等を優先に、エルピーガスの供給を行うこととする。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにエルピーガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。

キ 不要容器の回収

不要となったエルピーガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

[資料] 「大阪ガス(株)災害対策本部組織図」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第3款 電気通信の確保

[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I(株)]

第1 趣旨

災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 被害状況等の情報収集

電気通信事業者のほか、市町、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

(3) 優先復旧等

① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電気通信事業者に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。

② 電気通信事業者から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。

2 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及び(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

② 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 通信の途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずることとする。

ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換措置等の実施

エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 非常用移動電話装置の運用

カ 臨時・特設公衆電話の設置

キ 停電時における公衆電話の無料化

② 通信の混乱防止

地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先した取扱いの実施

ウ 「災害用伝言ダイヤル」でのふくそう緩和の実施

3 KDD I(株)は、次の内容により応急対策を推進することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 通信疎通の管理、制御等

通信の疎通に関して異常事態が発生した場合、通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急の実施することとする。

② 情報の収集及び被害状況の把握

災害が発生したときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うこととする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関との災害応急対策等に関する連絡を行う。

③ 災害対策本部等の設置

地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認められたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等の設置等必要な措置を講じることとする。

④ 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じることとする。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 利用制限等の措置

地震予知情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等臨機の措置を講じることとする。

② 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要な災害対策用機器、設備、車両等を配備することとする。

③ 臨時営業所の開設

被災地における通信確保のため、臨時営業所の開設に必要な措置を実施することとする。

④ 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(3) 復旧作業過程

- ① 防災機関及び報道機関に対し、被災状況（被災設備、規模）、応急復旧状況（臨時営業所の設置場所、通信手段等）、回復見込み等について情報を迅速かつ的確に伝達することとする。
- ② 一般利用者に対し、臨時営業所の開設、被害の状況に応じた案内、応急復旧状況、回復の見込み等を広報することとする。

[資料] 「NTT西日本災害対策本部組織図」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第4款 水道の確保

〔実施機関：県健康福祉部生活消費局、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕

第1 趣旨

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

地震発生後直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い、応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

② 被害状況の把握

各市町と連絡をとり、各市町の水道施設の被害状況、断水の発生状況、応急給水、応急復旧についての支援の必要性の有無について把握するように努めることとする。

③ 広域的支援の要請・調整

応急対策の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は、水道事業者の相互応援の状況を踏まえつつ、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき県内市町や厚生労働省、防衛省、他府県及び日本水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧までの支援・調整

応急復旧完了までの間、県は被災した水道施設の被災状況、応急給水及び応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員、給水車、復旧用等資機材等の充足状況、外部支援の状況等の現地情報を継続的に収集し、支援・調整を行うとともに、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み等について広報を行うこととする。

② 応急給水に関する支援・調整

県は応急給水の実施状況について市町と連絡をとり、医療機関、避難所、社会的弱者施設に対する応急給水が実施できるよう支援・調整を行うとともに、県民に対して応急給水の実施状況について、広報を実施することとする。

2 水道事業者及び水道用水供給事業者は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

地震発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

② 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

③ 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市町等^{（注）}の水道担当部局と連携を図りつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等^{（注）}、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

② 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

イ 送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

(ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場^{（注）}合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

(イ) 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

③ 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 被害状況の把握

(3) 県等への応援要請

(4) 施設毎の復旧方法

(5) 復旧状況等の情報伝達

(6) その他必要な事項

[資料] 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第5款 下水道の確保

[実施機関：県土整備部土木局、下水道施設管理者、市町]

第1 趣旨

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 被害状況の把握

各市町と連絡をとり、各市町の下水道施設の被害状況、応急復旧についての支援の必要性の有無の把握に努めることとする。

② 広域的支援の要請・調整

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は、下水道施設管理者の相互応援の状況を踏まえつつ、「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」等に基づき、県内市町や国土交通省、他府県及び日本下水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。

(2) 復旧までの支援・調整

応急復旧完了までの間は、県は被災した下水道施設の被害状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員・復旧用資機材の充足状況、外部支援の状況等の調査を継続的に収集し、支援・調整を行うこととする。

2 下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

② 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施することとする。

ア 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施することとする。

イ 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施することとする。

ウ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録することとする。

③ 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧方針の決定

被災箇所への応急復旧にあつては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。

② 施設毎の応急措置・復旧方法

ア 管路施設

(ア) 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・歩行者の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

(イ) マンホール等からのいっ水

- ・ 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管等を利用して緊急排水する。
- ・ 可搬式ポンプを利用して他の下水道管きよ・排水路等へ緊急排水する。
- ・ 分流式下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

(ウ) 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じることとする。

イ ポンプ場及び処理場施設

(ア) ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じることとする。

(イ) 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施することとする。

(ウ) 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めることとする。

(エ) 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じることとする。

(オ) 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

地震発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じることとする。

- ・ 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置
- ・ 漏えい箇所の修復
- ・ 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

(カ) 消毒施設からの塩素ガスの漏えい

消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡することとする。

(キ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。

(ク) 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止することとする。

(ケ) 津波の発生

津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じることとする。

- ・ 防潮ゲートの閉鎖
- ・ 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置
- ・ ポンプ場・処理場等における土のう等による漏水防止措置

③ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被害状況の把握
- (2) 県等への応援要請
- (3) 復旧状況等の情報伝達
- (4) その他必要な事項

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第6款 工業用水道の確保

[実施機関：産業労働部産業振興局、県企業庁、工業水道事業者、市町]

第1 趣旨

災害により機能が停止した工業用水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

地震発生後直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い、応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

② 被害状況の把握

各工業水道事業実施市町と連絡をとり、各市町の工業水道施設の被害状況、断水の発生状況、応急復旧についての支援の必要性の有無について把握するように努めることとする。

③ 広域的支援の要請・調整

応急対策の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は「近畿2府4県内の工業水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき県内工業水道事業実施市町や経済産業省、他府県及び日本工業水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。

(2) 復旧までの支援・調整

応急復旧完了までの間、県は被災した工業水道施設の被災状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、作業人員、復旧用資機材等の充足状況、外部支援の状況等の現地情報を継続的に収集し、支援・調整を行うとともに、応急復旧の進捗状況、復旧の見通しについて広報を行うこととする。

2 工業水道事業者は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 被害（断水状況）の把握

工業水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

② 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに、「近畿2府4県内の工業水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づいて支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

② 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、並びに導水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行うこととする。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

イ 送・配水施設

管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進めることとする。

(ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧を行う。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場
合については、仮設管による通水などにより、受水企業への給水を実施することとする。

(イ) 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各受水企業への給水をめどに
復旧を実施することとする。

③ 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に
提供することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 被害状況の把握

(3) 県等への応援要請

(4) 施設毎の復旧方法

(5) 復旧状況等の情報伝達

(6) その他必要な事項

第18節 教育対策の実施

[実施機関：県教育委員会、市町、市町教育委員会]

第1 趣旨

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに設置する災害対策教育部本部（県に災害対策本部が設置されたときは、同本部の教育部となる）について定めるとともに、災害時の教育対策について定める。

第2 内容

1 兵庫県災害対策教育部本部の組織

(1) 本部

- ① 教育部の本部は、部長、副部长、幹事及び事務局長をもって組織し、それぞれ教育長、教育次長、各課室長及び総務課長をもって充てることとする。
- ② 本部会議は、部長、副部长、幹事及び事務局長をもって構成することとする。
- ③ 本部は災害対策について、次に掲げる基本事項を決定することとする。
 - ア 教育委員会の所管にかかる教育施設の災害対策に関すること。
 - イ 被災児童生徒の教育対策に関すること。
 - ウ 被災教職員の災害対策に関すること。

(2) 事務局

- ① 事務局は総務課長が掌握し、教育委員会事務局総務課にこれを置く。
- ② 事務局に連絡員を置き、各課室の副課長をもってこれに充て、所掌事務について連絡に当たるとともに、事務局付は連絡員のほか、総務課員をもって充てることとする。
- ③ 事務局は、次に掲げる事務を処理することとする。
 - ア 災害情報に関すること。
 - イ 県本部及び教育部本部と各課室（班）との連絡に関すること。
 - ウ その他必要な事項

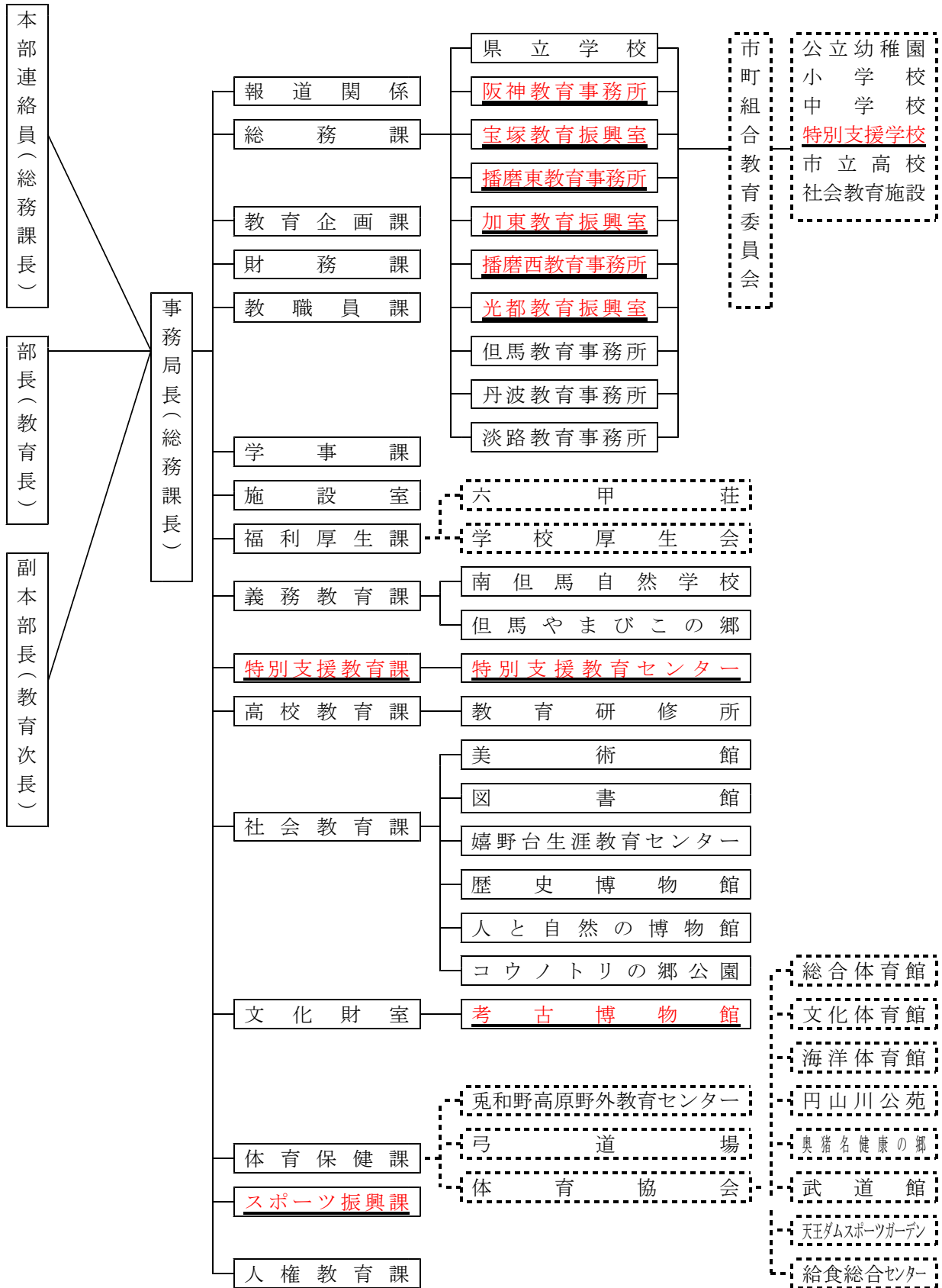
(3) 班

事務局に次の班を置き、各班長は課室長、各地方機関、県立学校及び教育機関の長をもって充て、班員は担当課室等に所属する職員をもって充てることとする。

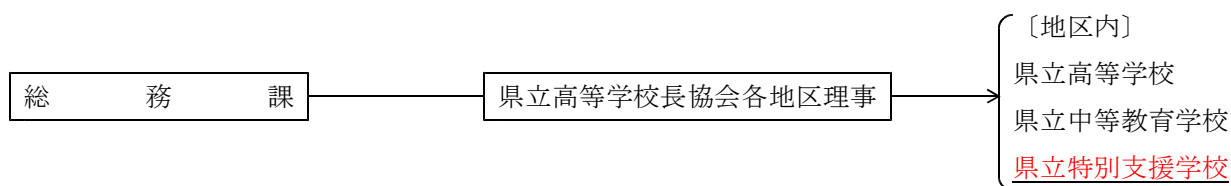
総務班、教育企画班、財務班、教職員班、学事班、福利厚生班、義務教育班、**特別支援教育班**、高校教育班、社会教育班、文化財班、体育保健班、**スポーツ振興班**、人権教育班、地方機関班、県立学校班、教育機関班

2 動員

(1) 動員の連絡



□ 県立学校班地区代表校連絡網図



(2) 配備態勢

県本部の配備態勢に準じる。

(詳細は資料編「災害対策本部動員計画総括表」に掲載)

3 教育対策

(1) 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力することとする。

(→「避難対策の実施」の項を参照)

(2) 応急教育の実施のための措置

① 市町組合教育委員会並びに県立学校長は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育委員会（市町組合教育委員会は県教育事務所を経由）に報告することとする。

ア 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された市町で応急の学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告することとする。

② 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じることとする。

ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用

エ 被災職員の代替等対策

- 複式授業の実施
- 二部授業の実施
- 近隣府県、市町等からの人的支援の要請
- 非常勤講師又は臨時講師の発令
- 教育委員会事務局職員の応援

③ 災害救助法に基づく措置

ア 市町は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行うこととする。

(ア) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(イ) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

イ 県教育委員会は、市町組合教育委員会等から災害により補給を要する教科書の状況についての報告を県教育事務所を通して受け、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示をすることとする。

(3) 心の健康管理

① 被災児童生徒への心のケア

ア 教職員によるカウンセリング

イ 電話相談等の実施

ウ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

② 教職員の心の健康管理

ア 災害救急医療チーム派遣制度の確立

イ グループワーク活動の展開

(4) 教育施設の応急復旧対策

県、市町等は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じることとする。

① 県立諸学校

ア 県立学校長は、軽易な復旧を判断・実施し、県教育委員会に報告することとする。

イ 業者を必要とする復旧は、県教育委員会の指示により行うこととする。

② 市町立諸学校

ア 市町は、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。

イ 市町は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

③ 社会教育施設

ア 県の施設管理者は、被害状況を県教育委員会に報告することとする。

イ 県の施設管理者は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

ウ 市町は、市町教育委員会の管理する施設について、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。

④ 指定文化財等

国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、所轄市郡町組合教育委員会を経由して、県教育委員会に報告することとする。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、都道府県、市町村）の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

(5) 学校の防災機能の強化

教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとする。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により、市町と十分協議調整を図ることとする。

(6) 防災教育の推進

(→「防災に関する学習等の充実」の項を参照)

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 学校の休校措置、学校施設と教職員の確保
- (3) 応急教育の実施
- (4) 教科書及び学用品の調達及び支給
- (5) 学校給食対策
- (6) 児童生徒等の健康管理
- (7) その他必要な事項

第19節 警備対策の実施

〔実施機関：県警察本部〕

第1 趣旨

県警察本部における災害時の警備対策について定める。

第2 内容

1 災害時における警察活動

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 気象情報等の収集及び伝達
- (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
- (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- (8) 被災地等における犯罪の予防検挙
- (9) 地域安全情報、地域関連情報等の広報活動
- (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2 警備体制の区分

警察本部長は、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、災害の種別、規模、被害状況等に応じてその都度、警察署を示して次に定める体制を発令することとする。

(1) 甲号災害警備体制（緊急体制）

- ① 震度5強以上の地震により、県下に大被害が発生したとき。
- ② 県下において、津波警報が発表され、大被害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 乙号災害警備体制（非常体制）

- ① 震度5強以上の地震により、県下に相当な被害が発生したとき。
- ② 県下において、津波警報が発表され、相当な被害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 丙号災害警備体制（警戒体制）

- ① 県下において、震度5弱又は震度4の地震が発生したとき。
- ② 県下において、津波注意報が発表され、今後の水位及び潮位の状況で県下に被害が発生するおそれがあるとき。

3 警備体制の変更等

- (1) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況、情勢の変化等に応じて、警備体制の変更又は解除を発令することとする。
- (2) 警察署長は、管轄区域の状況により必要と認めるときは、警察本部長が災害警備体制を発令しない場合においても、所要の警備体制をとることができることとする。
- (3) 警察署長は、管轄区域の状況により必要があると認めるときは、警察本部長が発令した警備体制のうち、乙号災害警備体制については甲号災害警備体制を、丙号災害警備体制については乙号又は甲号災害警備体制をとることができることとする。

4 災害警備本部の設置等

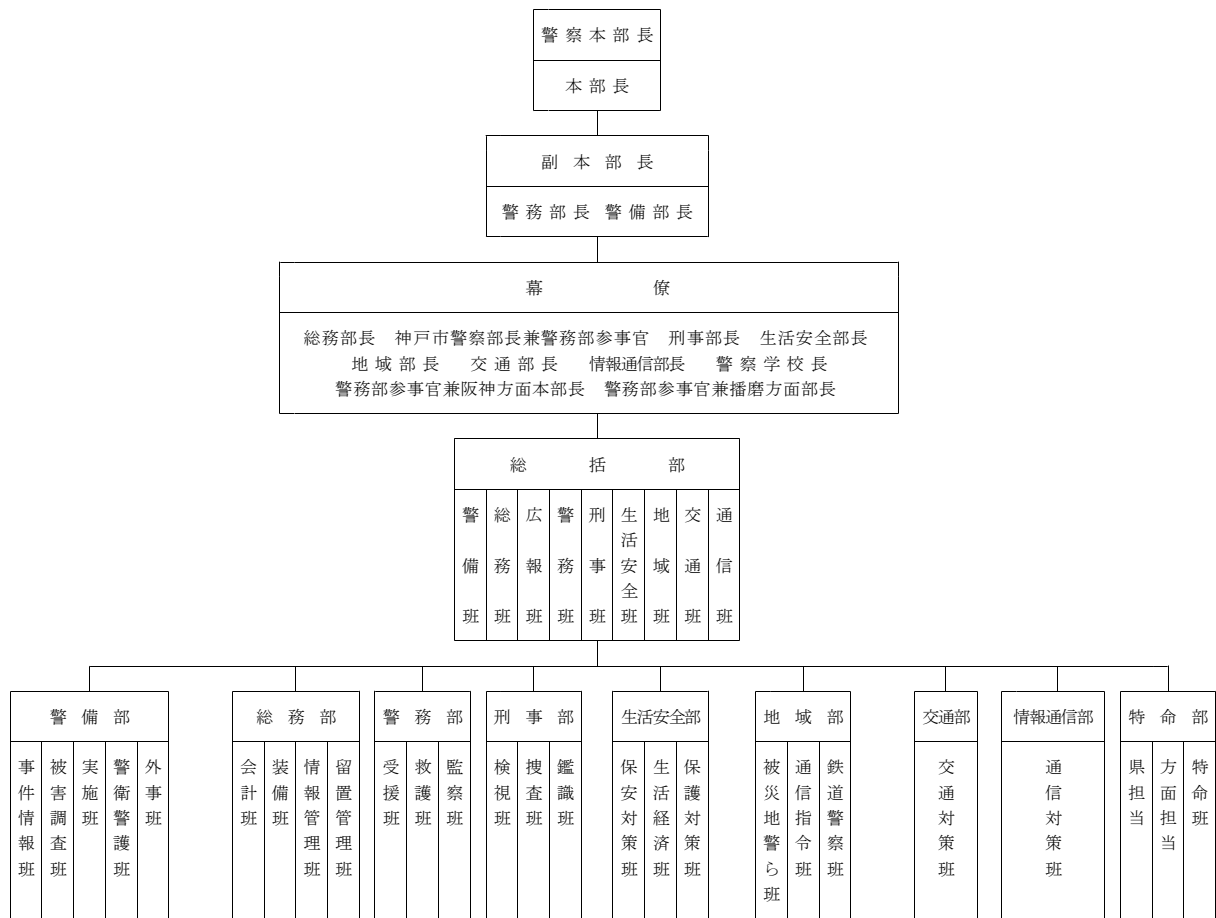
(1) 兵庫県警察災害警備本部及び兵庫県警察災害警備連絡本部の設置

警察本部長は、甲号又は乙号災害警備体制を発令したときは、兵庫県警察災害警備本部を、丙号災害警備体制を発令したときは、兵庫県警察災害警備連絡本部を県警察本部に設置することとする。

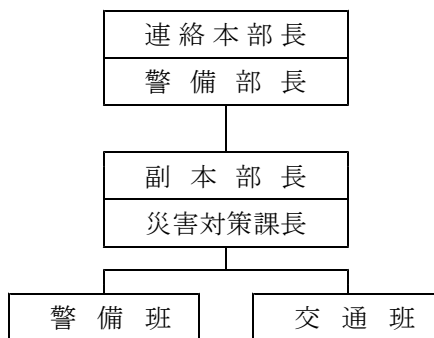
(2) 警察署災害警備本部又は警察署災害警備連絡本部の設置

警察署長は、甲号又は乙号災害警備体制を発令したときは、警察署災害警備本部を、丙号災害警備体制を発令したときは、警察署災害警備連絡本部を警察署に設置することとする。

5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図



6 兵庫県警察災害警備連絡本部指揮系統図



第20節 企業庁応急対策の実施

[実施機関：県企業庁]

第1 趣旨

災害時における企業庁（兵庫県災害対策本部企業部）の応急対策の実施に必要な組織、動員体制等について定める。

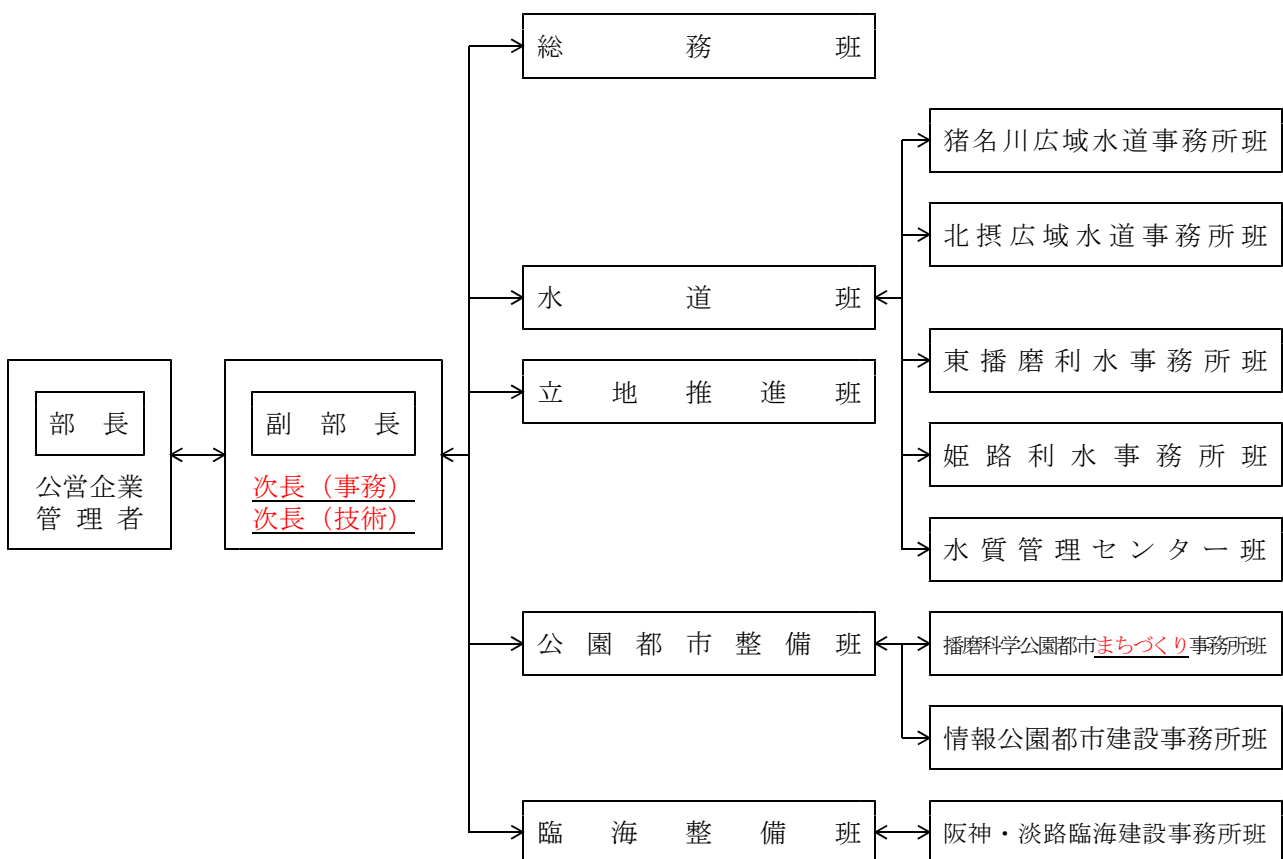
第2 内容

1 組織

- (1) 企業部は部長、副部長、班長をもって構成する。
- (2) 部長には公営企業管理者をもって充てる。
- (3) 副部長には次長（事務）、次長（技術）をもって充てる。
- (4) 班長には各課室長をもって充てる。

2 動員

(1) 動員の連絡



(2) 配備態勢

県本部の配備態勢に準ずる。（詳細は資料編「災害対策本部動員計画総括表」に掲載）

第21節 危険物施設等の応急対策の実施

[実施機関：兵庫労働局、海上保安本部、県企画県民部知事室、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、[県産業労働部産業振興局](#)、県県土整備部土木局、県企業庁、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者、関西電力㈱、西日本電信電話㈱、大阪ガス㈱、報道機関、危険物取扱事業管理者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者、医療機関]

第1 趣旨

災害時における危険物施設等の保安及び応急対策について定める。

第2 内容

1 消防法に定める危険物（石油等）

当該事業所等が、地元消防本部に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町、その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

① 連絡通報

ア 責任者は、発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要により、付近住民並びに近隣企業に通報することとする。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行うこととする。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じることとする。

③ 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施することとする。

④ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施することとする。

⑤ 住民救済対策

企業は、被害金額の僅少なものについて、企業自体の補償で救済することとする。

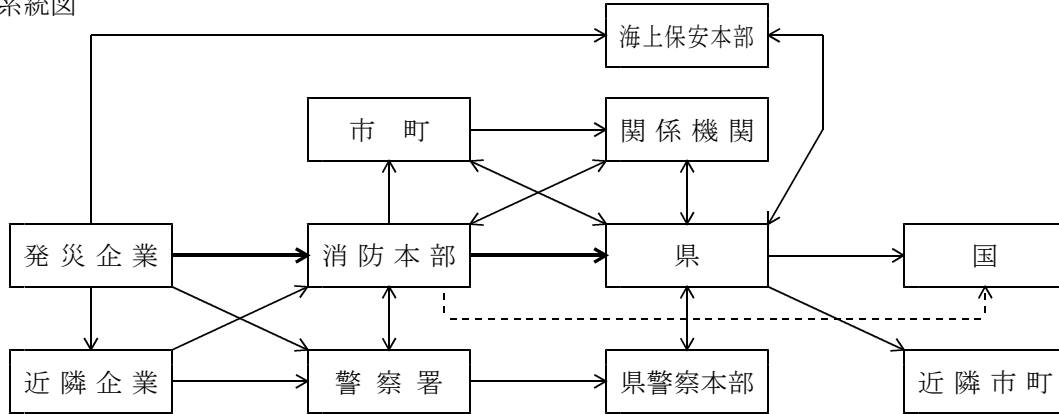
(2) 県、市町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施することとする。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

情報系統図



※ 点線は、消防庁が定める直接即報基準に該当する事故の場合

② 災害広報

市町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

③ 救急医療

当該事業所、県警察本部、海上保安本部、消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施することとする。

④ 消防応急対策

ア 消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

イ 県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動並びに消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動要請を行うこととする。

⑤ 避難

市町長は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行うこととする。なお、県は、災害の態様により海上避難等につき調整を行うこととする。

⑥ 災害警備

県警察本部、海上保安本部は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期することとする。

⑦ 交通応急対策

道路管理者、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

⑧ 自衛隊、日赤等の出動

県は、必要に応じ自衛隊及び日赤等に出動要請を行うこととする。

⑨ 公共機関応急対策

関西電力、NTT西日本、大阪ガスその他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施することとする。

⑩ 給水

市町等は、地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ飲料水を供給することとする。

⑪ 住民救済対策

企業、県、市町、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。なお、被災地区

の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。

⑫ 災害原因の究明

県、県警察本部、兵庫労働局、地元消防本部は災害の発生原因の究明にあたることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うこととする。

2 高圧ガス

当該事業所等が、地元消防本部に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町等が総合的な対策を実施することとする。

(1) 緊急通報

- ① 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市町、消防本部、県警察本部、海上保安本部）に通報することとする。
- ② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図ることとする。

(2) 災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施することとする。

(3) 応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施することとする。

- ① 状況により、設備を緊急運転停止
- ② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- ③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
- ④ 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- ⑤ 状況により防災要員以外の従業員の退避
- ⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検
- ⑦ 交通規制、船舶運航禁止措置

(4) 防災資機材の調達

- ① 事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達することとする。
- ② 県、消防機関は、事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達することとする。
- ③ 県警察本部、消防機関、海上保安本部は、防災資機材の緊急輸送に協力することとする。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

- ① 事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努めることとする。
- ② 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議することとする。
- ③ 市町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行うこととする。（避難場所等については、市町地域防災計画で定めるところによる）

3 火薬類

当該事業者等が地元消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町等関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 緊急通報

- ① 事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市町、消防本部、県警察本部）等に通報することとする。
- ② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図ることとする。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施することとする。

(3) 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じることとする。

① 火薬類製造所における応急措置

ア 作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。

イ 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関(先着の消防隊員)に消火活動等に必要な情報を提供することとする。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

② 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

ア 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼がおよび貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出に当たっては、県警察本部、消防機関及び県等の関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

イ 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関(先着の消防隊員)に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

③ 消費場所における応急措置

ア 火薬類の使用者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。

④ 運搬中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行うこととする。

ウ 県警察本部は、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

(4) 避難

市町は、必要により避難の勧告、指示を行うこととする。（避難場所等については、市町地域防災計画で定めるところによる）

4 毒物・劇物

当該事業所等が地元健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町、関係機関等が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流失し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、健康福祉事務所（市保健所）、消防本部、県警察本部等へ緊急通報を行うこととする。

(2) 応急措置

ア 県及び保健所設置市は、事業所から緊急通報があった場合、事業所にマニュアルによる対応を徹底することとする。

イ 消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めることとする。

ウ 県及び保健所設置市は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。

(3) 避難

市町長等は、必要があれば避難の勧告、指示を行うこととする。（避難場所等については、市町地域防災計画で定めるところによる）

5 放射性物質

（→「原子力等防災計画」を参照）

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 災害情報の収集・報告

(3) 災害広報

(4) 避難勧告・指示

(5) その他必要な事項

第22節 農林水産関係対策の実施

〔実施機関：県農政環境部農林水産局、県健康福祉部生活消費局、市町〕

第1 趣旨

災害時の農林水産業に関する対策について定める。

第2 内容

1 農林水産業技術応急指導

農林水産業改良普及員は、被害農産物に対する緊急技術指導を行うこととする。

2 家畜防疫対策

(1) 家畜保健衛生所は、市町及び県農業共済組合連合会家畜診療所等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を把握することとする。

(2) 家畜保健衛生所は、県農業共済組合連合会家畜診療所に対し、救命治療の実施体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図るよう指導することとする。

(3) 家畜保健衛生所は、家畜の被害状況を勘案し、死亡家畜の処分施設、場所の確保を図ることとする。

(4) 家畜保健衛生所は、汚染物等の流出の危険がある畜舎に対し、流出阻止及び消毒の実施を指導することとする。

(5) 家畜保健衛生所は、発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種を行うこととする。

(6) 県は、必要に応じて家畜伝染病予防法第48条の2の規定に基づく近隣府県への家畜防疫員の派遣を要請することとする。

3 飼料確保対策

(1) 県は、飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供することとする。

(2) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合は、業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導することとする。

(3) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災した場合は、業界団体に対して、被災地域外からの緊急輸送、製造受委託による被災地域外への生産シフト等により当面の必要量を確保するように指導することとする。

4 畜産流通対策

県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。

(1) 畜産

① 県は、食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供することとする。

② 家畜保健衛生所は、県農業共済組合連合会家畜診療所を通じ、被災家畜の予後を判定し、農家に緊急出荷を指導することとする。

- ③ 県は生産者団体を通じ、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導することとする。

(2) 市場

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復することとする。

5 主要作物

県は、市町及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

(1) 水稲

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

6 野菜

県は、市町及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

7 果樹

県は、市町及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

8 花き

県は、市町及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

9 しいたけ

県は、市町及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

10 水産

県は、次の事項について漁業者を指導することとする。

- (1) 被害状況の早期把握
- (2) 被害施設の早期復旧のための資材収集
- (3) 種苗に損害を受けた場合の各産地の情報収集と種苗の確保

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 農林水産業についての被害情報の収集
- (2) 農林水産業者への応急措置の指導
- (3) その他必要な事項

第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、近畿地方整備局、他関係機関]

第1 趣旨

本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、さらにその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第2 内容

1 土砂災害

- (1) 指定地方行政機関のうちの関係機関、県、市町等は、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進することとする。
- (2) 県、市町等は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (3) 県、市町等は、それぞれの管理する箇所での緊急対策を実施することとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 市町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- (5) 県は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、市町等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。
- (6) 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。
- (7) 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

2 道路

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。
- (2) 管理者は危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や県民への周知を図ることとする。
- (3) 管理者は、緊急輸送路について重点的に復旧、確保を図ることとする。
- (4) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。

3 河川

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。
- (2) 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や県民への周知、警戒避難体制の整備を図ることとする。

する。

(3) 管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施するものとする。

4 ダム

(1) 管理者は、震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度25ガル以上の地震が発生した場合に臨時点検を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施することとする。

(2) 管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について県（河川整備課）に報告することとする。

(3) 管理者は、臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県（河川整備課）と応援体制について協議することとする。

(4) 管理者は、堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させることとする。

5 港湾、漁港、海岸

(1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施することとする。

(2) 管理者は、決壊箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行うこととする。

6 ため池

(1) 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

(2) 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

① 緊急復旧資材の点検・補強

② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

(3) 市町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

7 森林防災対策

(1) 県、市町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

(2) 県、市町は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

① 緊急復旧資材の点検・補強

② 警報機付伸縮計の設置

③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

(3) 市町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

8 農地・農業用施設

(1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工所用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。

(2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うこととする。

9 宅地防災対策

(1) 県、市町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

- (2) 県、市町は、それぞれの管理する箇所での緊急対策を実施することとする。
- ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設
- (3) 市町は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

10 建築物の防災対策

- (1) 市町は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請することとする。
- (2) 県は、判定実施支援本部を設置し、応急危険度判定士に対し出動を要請するとともに、必要に応じて国土交通省や他府県に応急危険度判定士の派遣を要請することとする。
- (3) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付することとする。
- (4) 県、市町等は、公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じることとする。

11 都市公園

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施することとする。
- (2) 管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告することとする。

12 危険物対策

県、市町は、危険物施設の立入検査等を実施するなど、必要により適切な措置を講じることとする。

13 県民への余震情報の提供

県、市町は、余震に関する情報提供に努めることとする。

- (1) 印刷媒体、電波媒体による広報
- (2) 災害時要援護者向け等の余震対策マニュアルの作成

14 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 余震対策のうち、市町の所管にかかる施設等の点検、整備
- (3) パトロールの実施体制
- (4) 住民への広報
- (5) 避難対策
- (6) その他必要な事項

[資料] 「臨時点検対象利水ダム一覧」

第24節 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応

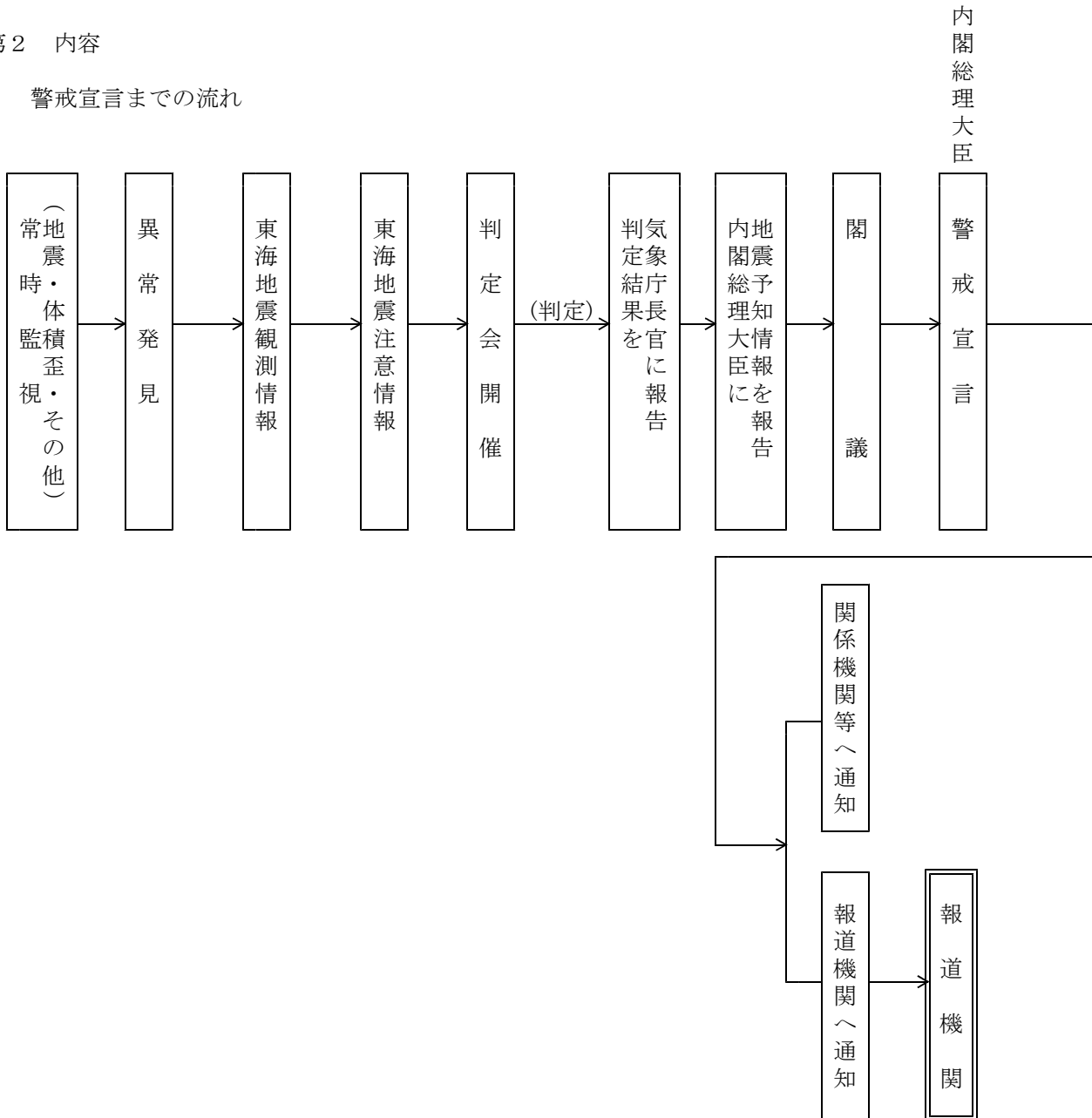
〔実施機関：神戸海洋気象台、県企画県民部災害対策局、関係機関〕

第1 趣旨

東海地震に対する警戒宣言が発せられた場合の対応方法について定める。

第2 内容

1 警戒宣言までの流れ



「東海地震に関連する情報」の種類と内容説明

① 「東海地震予知情報」 (カラーレベル：赤)

東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に、警戒宣言発令とほぼ同時に発表されるもので、内閣総理大臣に報告される地震予知情報等の内容を伝える。また、本情報の解除を伝える場合にも発

表される。

② 「東海地震注意情報」 (カラーレベル：黄)

東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。

これを受け政府としての準備行動開始の意思決定等の対応がとられる。また、その後の観測データの状況や解析結果を伝えたり、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

③ 「東海地震に関連する調査情報」 (カラーレベル：青)

東海地震注意情報よりも低レベルのもの、すなわち東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について、直ちに評価できない場合等（※）に発表されるものである。

※ 本情報を発表した後、東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、本情報の中で「安心情報である」旨、明記して発表される。

2 情報の入手・伝達

(1) 兵庫県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。

- ① テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手
- ② 神戸海洋気象台からの情報の入手

(2) 県は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ各市町に伝達することとする。（その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達システムの一部を利用する）

(3) 市町は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ一般住民等に広報することとする。

3 地震発生までの対応措置

(1) 県

① 県は、東海地震注意情報の段階では平常勤務体制で対処するが、本庁各部（局・課・室）長及び各地方機関の長は、勤務時間外についても警戒宣言に対処できるよう体制を整えておくこととする。

② 県は、警戒宣言が発せられ、兵庫県の地域において災害応急対策に備えるため必要があると認められるときは、次の措置をとることとする。

ア 災害警戒本部又は災害対策本部の設置

イ 災害警戒地方本部又は災害対策地方本部の設置検討

ウ 次の事項にかかる準備、点検

(ア) 出張事務等の制限

(イ) 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限

(ウ) 食料・飲料水の確保点検

(エ) 地すべり等危険地域、道路・港湾・海岸施設等の巡回点検

(オ) 地震に伴う被害が発生した場合に備え、職員の参集・各種応急対策実施に対する体制の整備

(カ) 各関係機関からの情報収集

（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応

等)

(キ) 地震発生に備えた広報の実施

(ク) 住民等にとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報

(2) 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務計画等にあらかじめ対応措置を定めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 職員の動員

(2) 住民に対する広報の実施

(3) その他応急対策の実施

第 4 編 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の実施

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部生活消費局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町]

第1 趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2 内容

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑥ 道路災害復旧事業
- ⑦ 港湾災害復旧事業
- ⑧ 漁港災害復旧事業
- ⑨ 下水道災害復旧事業
- ⑩ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地農業用施設災害復旧事業
- ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ③ 林道施設災害復旧事業

(3) 都市施設等災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市排水施設等災害復旧事業

(4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) 中小企業の振興に関する事業計画

(11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

(1) 大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の継続等は以下のとおりである。

① 激甚災害に関する調査

ア 市町

市町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。

イ 県

(ア) 県は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について関係各部で必要な調査を実施することとする。

(イ) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努めることとする。

② 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図ることとする。

③ 特別財政援助額の交付手続

ア 市町

市町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

イ 県

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係各部は負担を受けるための手続その他を実施することとする。

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

エ 公営住宅等災害復旧事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

シ 感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

{ (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)

セ 湛水排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

③ 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

④ その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(公共的施設区域内)} \\ \text{(公共的施設区域外)} \end{array} \right.$

セ 湛水排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ 森林災害復旧事業に対する補助

③ 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

④ その他の財政援助措置

ア 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融資することとする。

① 天災資金

関係機関は、地震よって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

② 農林漁業金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害復旧事業の種類

(2) 激甚災害の指定に関する事項

- (3) 災害復旧事業に必要な金融に関する事項
- (4) その他必要な事項

第2節 被災者の生活再建支援

[実施機関：県企画県民部防災企画局局、市町]

第1 趣旨

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第2 内容

1 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に委託している。

(1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 報告・適用手続

① 報告

県は、上記(1)①～⑤のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告する（内容に変更があった場合は、その都度報告）。

ア 災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況

エ 法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市区町名又は県名

オ その他必要な事項

② 適用

県は、発生した自然災害が上記(1)①～⑤のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告のうえ、公示を行う。

ア 法の対象となる自然災害が発生した市区町名又は県名

イ 当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数

ウ 公示を行う日

エ その他必要な事項

(3) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給額(下記①と②の合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区 分 ((3) 支給対象世帯)	① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③ 世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円
④ 世帯	50万円	賃借 50万円

(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4

2 申請期間：自然災害発生から①が13月間、②が37月間

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者生活再建支援金
- (2) その他必要な事項

第3節 住宅の復旧・再建支援

〔実施機関：県土整備部住宅建築局、県企画県民部防災企画局、市町〕

第1 趣旨

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

第2 内容

1 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設購入または補修資金の融資
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

2 公営住宅法による災害公営住宅

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市町が建設し、管理することとする。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとする。

(2) 建設のための要件

- ① 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な天然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

- ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- イ 1市町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ウ 滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること）

- ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- イ 滅失戸数が1市町の住宅戸数の10%以上のとき。

(3) 入居者の条件（次のいずれにも該当すること。）

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ② 当該災害発生後3箇年は政令月収が26.8万円以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12）
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない。）

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

(5) 規格

住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上

- (6) 国庫補助
標準建設費の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）
- (7) 建設年度
原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

(1) 国庫補助適用の基準

① 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。

② 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

ア 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

イ 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建	1／2
損傷	補修	1／2

（激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。）

4 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

① 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

② 対象となる災害

ア 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

イ 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

③ 融資を受けることができる住宅の基準

ア 新築家屋（建設）の基準

(ア) 住宅部分の床面積は、1戸当たり13㎡以上、原則として175㎡以下であること。

※ 購入の場合は、1戸当たり50㎡以上（共同建は30㎡）、原則として175㎡以下

(イ) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。

(ウ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

(エ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

(オ)敷地の権利が転貸者でないこと。

(カ)木造の場合は1戸建て又は連続建てであること。

イ 補修の基準

上記(イ) (ウ) (エ) (オ) のとおり。

④ 条件（平成23年8月1日現在）

ア 融資限度額（建設融資の場合）

住 宅 耐火・準耐火・木造（耐久性）構造 1,460万円

木造（一般）構造 1,400万円

土地取得費 970万円

整地費 380万円

イ 貸付利率

年1.57%（平成23年11月17日現在）

ウ 償還期間

建設の場合 { 木造（一般）構造の住宅 25年以内（据置3年以内）
耐火・準耐火構造の住宅又は 35年以内（据置3年以内）
木造（耐久性）構造の住宅

補修の場合は20年以内（据置1年）

⑤ 融資の手続

融資を希望する者は、市町の発行するり災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

5 被災者生活再建支援金（→再掲「第4編第2節 被災者の生活再建支援」）

6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「（公財）共済基金」という。）が共済給付金を給付することとする。

（→再掲「第2編第6章第5節住宅再建共済制度の推進」）

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 建設予定地

(3) 建設資材等の調達

(4) 必要機械器具の保有調達

- (5) 建設業者一覧
- (6) 入居基準
- (7) 住宅建設に伴い必要となる諸対策
- (8) 被災者生活再建支援金（再掲）
- (9) 兵庫県住宅再建共済制度
- (10) その他必要な事項

[資 料] 「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」

第4節 災害義援金の募集等

[実施機関：県企画県民部防災企画局、市町]

第1 趣旨

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金の募集等について定める。

第2 内容

1 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行うこととする。

兵庫県

被災市町

兵庫県市長会

兵庫県町村会

日本赤十字社兵庫県支部

兵庫県共同募金会

兵庫県商工会議所連合会

兵庫県商工会連合会

神戸新聞厚生事業団

日本放送協会神戸放送局

株式会社ラジオ関西

株式会社サンテレビジョン

学識経験者等

2 配分

(1) 県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。

① 募集方法及び配分方法

② 被災者等に対する伝達方法

③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(2) 募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定めることとする。

3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

4 その他

(1) 県は、義援金の募集、配分に関する庶務を行うこととする。

(2) 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務の負担について、その都度協議することとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害義援金の取扱い

(2) その他必要な事項

第 5 編 災害復興計画

第 1 節 組織の設置

[実施機関：県企画県民部政策室、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、県企業庁、市町]

第 1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第 2 内容

1 復興本部の設置

県は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置することとする。

なお、復興本部には、部、局、課等を置くこととするが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定めることとする。

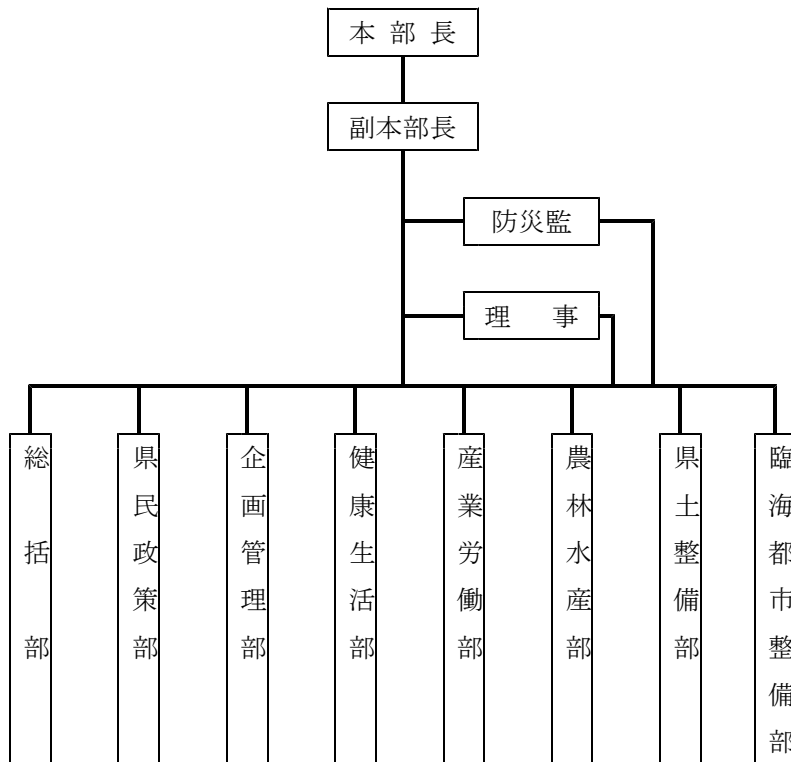
2 復興本部の組織・運営

県復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における県復興本部を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

(参考) 阪神・淡路大震災復興本部の組織・運営 (平成16年度)

(1) 組織



(2) 運営

① 本部員の事務

構 成 員		分 掌 事 務
本 部 長	知事	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副知事	本部長の職務を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 員	出納長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、防災監、理事、各部長、のじぎく国体局長、警察本部長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

② 各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
総 括 部	震災復興に関する総合的企画及び調整に関する事務
県民政策部	震災復興に関する地域振興及び県民の生活文化の向上に関する事務
企画管理部	震災復興に関する市町、私立学校の振興及び情報通信に関する事務並びに防災及び高圧ガス等の取締りに関する事務
健康生活部	震災復興に関する社会福祉、健康及び環境の保全に関する事務
産業労働部	震災復興に関する商業及び工業の振興、労働、科学技術の振興並びに国際交流に関する事務
農林水産部	震災復興に関する農業、林業及び水産業の振興に関する事務
県土整備部	震災復興に関する交通体系の整備及び道路、河川、港湾その他土木に関する事務並びに都市計画及び住宅に関する事務
臨海都市整備部	震災復興に関する臨海部の都市開発の企画及び調整に関する事務

③ 震災復興本部会議（平成16年4月1日時点）

運 営 組 織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：出納長、公営企業管理者、 病院事業管理者、教育長、 防災監、理事、各部長、 のじぎく国体局長、 警察本部長 知事の指名する者	震災復興の基本方針及び震災復興に係る重要施策の審議調整並びに各部局に係る重要事項の報告その他震災復興についての連絡を行う。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町復興本部の設置
- (2) 市町復興本部の組織・運営
- (3) その他必要な事項

第2節 復興計画の策定

[実施機関：県企画県民部政策室、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、県企業庁、市町]

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

県は、県の21世紀兵庫長期ビジョンとの整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに被災市町の復興計画との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮することとする。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の県民等への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

① 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。

② ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

③ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

復興10年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

(2) 構成例

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画 等

想定される事業分野

- ・ 生活
- ・ 住宅
- ・ 保健・医療
- ・ 福祉
- ・ 教育・文化
- ・ 産業・雇用
- ・ 環境
- ・ 都市及び都市基盤 等

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定することとする。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

イ 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

ウ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

オ 安全で快適な住まいの提供

応急仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

カ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

- ア 早期の恒久住宅建設
県・市町・公団・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等
- イ 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等
- ウ 民間住宅の再建支援
住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等
- エ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

- ア 主要交通施設の整備
道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- イ 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
- ウ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
- エ 防災基盤の整備
河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した県民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

- ア 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等
- イ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等
- ウ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
- エ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 復興計画の策定手順
- (2) 復興計画の内容
- (3) その他必要な事項

(空白)

第6編 津波災害対策計画
(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)

基本方針

津波災害対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 津波災害対策の推進

津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波警報・注意報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策について、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、推進するものとする。

また、総合的な津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

第2 津波に強いまちの形成

県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、津波に強いまちの形成を図るものとする。

第3 避難体制の整備

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

沿岸地域の市町は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

(1) 一般住民の避難行動

- ① 市町は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路を周知することとする。
- ② 市町は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害時要援護者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

- ① 市町は、観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。
- ② 市町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知することとする。

(3) 避難場所の指定

市町は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努めることとする。

(→「避難対策の実施」の項を参照)

第4 津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波警報・注意報伝達の迅速化、確実化

防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への津波警報・注意報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報・注意報伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化することとする。

(2) 通報・通信手段の確保

県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報・注意報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。

① 県及び市町は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等の情報を聴取するよう指導することとする。

② 県及び市町は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図ることとする。

③ 県及び市町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、市町防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、携帯電話（ひょうご防災ネット、エリアメール等）サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努めることとする。

④ 県、市町及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①県防災行政無線、②市町防災行政無線（移動系無線、同報系無線）及び、③市町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線の整備を引き続き推進することとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置を促進していくこととする。

(3) 伝達協力体制の確保

市町は、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

第5 防潮堤等海岸施設の整備

県、市町及び防災関係機関は、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、生産拠点確保の観点から、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設整備を進めるものとする。最大クラスの津波に対しては、防潮堤をねばり強い構造とするため、越流が考えられる区間を対象に、防潮堤本体や背後の水叩き部の緊急点検を行い、補強することとする。

また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

第6 津波監視体制等の確立

気象庁本庁または大阪管区気象台は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であ

っても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期することとする。

第7 県民への啓発活動等の実施

県及び市町は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施することとする。

(1) 津波に対する防災意識の高揚

県及び市町は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図ることとする。

また、各沿岸市町は県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

(2) 日頃の備えの充実

市町は、津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努めることとする。

(3) 津波防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関や住民の参加のもと実戦的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めることとする。また、その際地域の高齢者等のいわゆる災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施することとする。

第8 南海トラフで発生する地震に関わる津波対策の推進

南海トラフで発生する巨大地震に伴う津波に対しては、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海地震防災対策特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとする。（→「東南海・南海地震防災対策推進計画」を参照）

(空白)

第 1 節 推進計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海地震防災対策特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

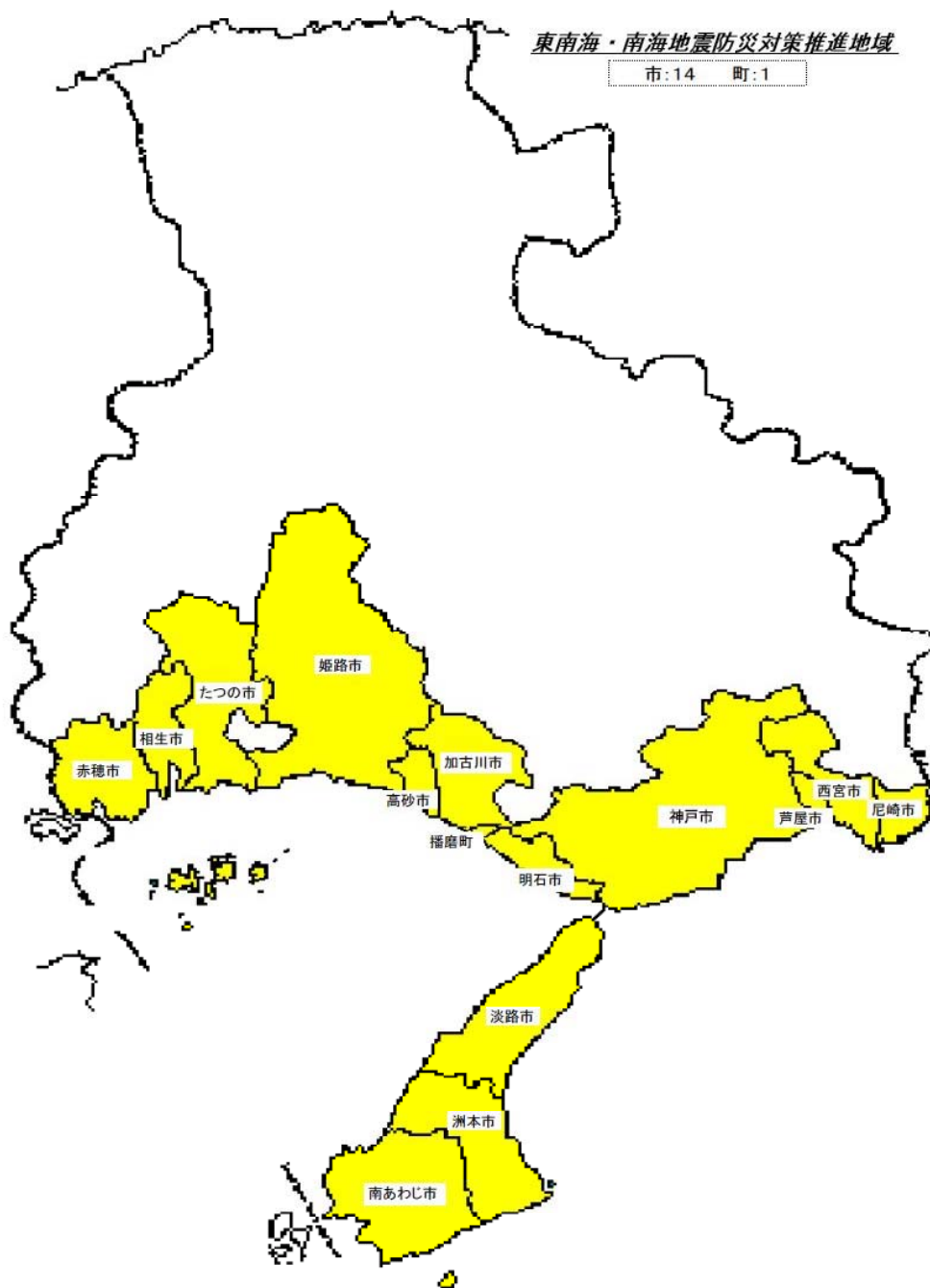
- (1) この計画は、東南海・南海地震災害に関して、県、市町その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画の第6編の一部として作成する。
- (3) この計画は、東南海・南海地震防災対策推進基本計画（平成16年3月31日中央防災会議作成）等を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 県、市町その他の防災関係機関においては、この計画に基づく対策の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
 - ② 特に、市町においては、市町の東南海・南海地震防災対策推進計画の作成にあたっての指針となること。
 - ③ 一定の事業者においては、東南海・南海地震防災対策計画等の作成にあたっての参考となること。
- (5) この計画や国の地震防災戦略を踏まえ、被害軽減に係る地域目標を策定するなど、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。

第2節 推進地域

東南海・南海地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次表のとおりである。

【平成18年4月3日内閣府告示第57号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、加古郡播磨町



第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用
近畿総合通信局	災害時における通信手段の確保
近畿財務局 神戸財務事務所	1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示
近畿厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
近畿農政局	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん 5 災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）
近畿中国森林管理局	災害対策用復旧用材の供給
近畿経済産業局	1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）
近畿運輸局	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令
神戸運輸監理部	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認める場合の輸送命令
（兵庫陸運部）	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集
大阪航空局 大阪空港事務所	1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助
大阪管区気象台 神戸海洋気象台	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第五管区海上保安本部	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査
近畿地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提要及び支援

第2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)	人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

第3 兵庫県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
教 育 委 員 会	1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施
警 察 本 部	1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等
知事部局・企業庁	1 県、市町その他の防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施

第4 市町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市 町	市町の地域にかかる災害応急対策の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構 (近畿ブロック事務所)	災害時における医療救護
独立行政法人水資源機構 (関 西 支 社)	ダム施設 (所管) 等の応急対策の実施
<u>郵便事業株式会社</u> (神 戸 支 社) <u>郵便局株式会社</u> (神 戸 中 央 郵 便 局)	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
日 本 赤 十 字 社 (兵 庫 県 支 部)	1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分
日 本 放 送 協 会 (神 戸 放 送 局)	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
西日本高速道路株式会社 (関 西 支 社)	有料道路 (所管) の応急対策の実施
阪神高速道路株式会社 (神 戸 管 理 部)	有料道路 (所管) の応急対策の実施
本州四国連絡高速道路株式会社 (神 戸 管 理 セ ン タ ー)	有料道路 (所管) の応急対策の実施
西日本旅客鉄道株式会社 (大 阪 支 社) (神 戸 支 社) (福 知 山 支 社)	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
大 阪 ガ ス 株 式 会 社 (導 管 事 業 部 兵 庫 導 管 部)	ガス供給施設の応急対策の実施
日 本 通 運 株 式 会 社 (各 支 店)	災害時における緊急陸上輸送
関 西 電 力 株 式 会 社 (神 戸 支 店) (姫 路 支 店)	電力供給施設の応急対策の実施
K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施

第6 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 <u>神戸新交通株式会社</u> <u>北神急行電鉄株式会社</u> 六甲摩耶鉄道株式会社 神戸市都市整備公社	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施
道路輸送機関 神姫バス株式会社 淡路交通株式会社 全但バス株式会社 阪急バス株式会社 <u>阪神バス株式会社</u> 社団法人兵庫県下 ラック協会	災害時における緊急陸上輸送
道路管理者 兵庫県道路公社 <u>芦有ドライブウェイ株式会社</u>	有料道路（所管）の応急対策の実施
放送機関 株式会社ラジオ関西 株式会社サントレビジョン <u>神戸エフエム放送株式会社</u>	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
社団法人兵庫県医師会	災害時における医療救護
<u>社団法人兵庫県看護協会</u>	<u>1 災害時における医療救護</u> <u>2 避難所における避難者の健康対策</u>
<u>社団法人兵庫県歯科医師会</u>	<u>1 災害時における緊急歯科医療</u> <u>2 身元不明遺体の個体識別</u>
<u>社団法人兵庫県薬剤師会</u>	<u>1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供</u> <u>2 調剤業務及び医薬品の管理</u>
獣医師会 社団法人兵庫県獣医師会 社団法人神戸市獣医師会	<u>1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供</u> <u>2 調剤業務及び医薬品の管理</u>
<u>社団法人兵庫県エルピーガス協会</u>	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給

第4節 東南海・南海地震の被害の特性

東南海・南海地震が発生した場合に想定される被害の特性は、次のとおりである。

1 広域的な被害

東海から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、西日本の太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。本県は県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

2 津波による被害

(1) 浸水被害

淡路島南部、神戸市等を中心に津波による浸水被害の発生が想定される。防潮扉等が閉鎖できなかった場合は、尼崎市、西宮市など他地域でも広範囲に浸水し、避難が遅れた場合は、人的被害が生じることが想定される。

(2) 地下空間の浸水

地下空間（ビルの地下、地下街、地下鉄、地下駐車場等）が浸水し、店舗、給電施設、コンピュータ制御施設、動力施設、車両等の水損が生じるおそれがある。また、復旧に相当の時間と費用がかかる可能性がある。

(3) 船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等の場合、火災、爆発の危険性もある。

(4) 瓦礫等の大量発生

津波に襲われた場合、陸域は瓦礫に埋まり、海域では浮流物が生じるおそれがある。また、これらの除去に相当の時間と費用がかかる可能性がある。

3 長周期地震動（最大震度5強～6強）による被害

(1) 建造物の被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、高層ビルなど長大建造物で相当の被害が懸念される。

(2) 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 燃料タンクの被害

沿岸部の燃料タンクに亀裂等の損傷が生じ、重油等の流出、火災等を招くおそれがある。

(空白)

第 1 節 災害対策本部等の設置

[実施機関：指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第 1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の東南海・南海地震災害発生時の防災組織について定める。

第 2 内容

1 県の災害対策本部等の設置

知事は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに兵庫県災害対策本部及び必要に応じて兵庫県災害対策地方本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

(→第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「迅速な災害応急活動体制の確立」第 1 節「組織の設置」の項を参照)

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における東南海・南海地震発生時の防災組織については、各機関が定めるところによる。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 災害対策本部等の組織及び運営
- (3) その他必要な事項

第2節 災害応急対策要員の動員

[実施機関：各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における地震発生時の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

（→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員の実施」の項を参照）

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における東南海・南海地震発生時の動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 参集・配備計画
- (2) 自主参集
- (3) その他必要な事項

第1節 地震発生時の応急対策

[実施機関：第五管区海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、健康福祉部生活消費局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者]

第1 趣旨

東南海・南海地震発生時の災害応急対策について定める。

第2 内容

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県にあっては内閣総理大臣（消防庁）に、また、市町にあっては県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

[全般]

- ① 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。
- ② 市町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいなるときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

[津波災害]

- ① 強い地震（震度4程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市町長は、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、

同様の措置をとることとする。

災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」及び第3章「円滑な災害応急活動の展開」第4節「避難対策の実施」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

県、市町は、必要に応じて、堤防、水門、陸閘、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。

また、第五管区海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

4 物資調達

(1) 県、市町その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 県、市町は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 県は、発災後適切な時期において、管内市町における物資備蓄量について、主な品目別に確認し、必要に応じ市町間のあっせん調整を実施することとする。

(4) 県は、発災後適切な時期において、他都道府県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認することとする。

(5) 県は、(3)(4)により把握した数量及び市町間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行うこととする。

(6) 市町は、発災後適切な時期において、市町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

5 輸送活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。

特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社垂水管理事務所は、要員、物資の広域的な調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。

6 保健衛生活動・防疫活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」に定めるところによる。

7 帰宅困難者対策

県、市町は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第12節「災害時帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

8 二次災害防止等

〔陸域〕

県、市町、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町へ指示することとする。

〔海域〕

第五管区海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

9 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 施設の緊急点検・巡視
- (3) 救助・救急活動・医療活動・消火活動
- (4) 物資調達
- (5) 輸送活動
- (6) 保健衛生活動・防疫活動
- (7) 帰宅困難者対策
- (8) 二次災害防止等
- (9) その他必要な事項

第2節 資機材、人員等の配備手配

[実施機関：県企画県民部災害対策局、市町、防災関係機関]

第1 趣旨

東南海・南海地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

第2 内容

1 物資等の調達手配

県は、管内の市町等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の払出等の措置及び必要に応じて市町間のあっせん等の措置をとることとする。

2 人員の配備

県は、管内の市町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとることとする。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

(1) 県、市町その他の防災関係機関は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、各機関が定めることとする。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 物資等の調達手配
- (2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
- (3) その他必要な事項

第3節 他機関に対する応援要請

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県警察本部、自衛隊]

第1 趣旨

県内では対応できない災害になる場合における他府県、自衛隊等への応援要請について定める。

第2 内容

1 関西広域連合との連携

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の7府県により設立された。

広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。このプランでは、関西圏域（広域連合、福井県、三重県及び奈良県の区域）内外の大規模広域災害の発生の際には、広域連合の調整の下、各府県が連携して応援することとしている。

(1) 兵庫県が被災した場合

広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築する。

また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築する。

(2) 兵庫県以外で大規模広域災害が発生した場合

広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築する。

2 相互応援協定の運用

県は必要があるときは、他の都道府県と締結している次の応援協定に従い応援を要請することとする。

- ① 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定（平成8年2月、平成18年4月改正）
- ② 岡山県、鳥取県との災害時の相互応援に関する協定（平成8年5月）
- ③ 新潟県との相互応援に関する協定の締結（平成17年10月）
- ④ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成8年7月、平成19年7月改正）

3 自衛隊への災害派遣要請

県は必要があるときは、陸上自衛隊第3特科連隊長又は第3師団長等に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請することとする。

- (1) 災害の情報及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第1款「自衛隊への派遣要請」の定めるところによる。

4 消防、警察の広域応援

県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制の確保に努めることとする。

その他、緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。

5 広域的な災害対応体制の整備

東南海・南海地震は、東海から九州にかけての広範な地域で被害が発生する可能性があるため、災害発生時に、隣接府県からの応援を求めることは困難であることが想定される。このため、県は、支援に必要な要員、物資の調達先、輸送手段等を定めた広域対応計画の作成を近畿府県等で検討するとともに、国に対し、広域的な災害対応体制の整備を働きかけることとする。

6 受援体制

県、市町は、応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。

7 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 応援協定の運用
- (2) 自衛隊の災害派遣要請の求め等
- (3) 受援体制の整備
- (4) その他必要な事項

第 1 節 津波に対する体制整備

[実施機関：県企画県民部防災企画局]

第 1 趣旨

津波からの防護及び円滑な避難を促進するための体制整備について定める。

第 2 内容

1 市町津波災害対応マニュアル作成指針の作成

県は、平成10～12年度及び16～17年度に実施した津波被害想定調査結果及び東日本大震災を受けて平成23年10月に公表した防潮施設を考慮しない既存想定津波高さを約2倍にした「津波被害警戒区域図（暫定）」を踏まえ、対象全市町で津波災害対応マニュアルが整備されるよう、津波災害対策の実施方策等を具体的に示すガイドラインを作成することとする。

(主な内容)

- 津波情報等の収集・伝達
- 避難場所、避難路等の確保
- 避難誘導體制 (避難誘導に係る行動ルール含む)
- 防潮施設の閉鎖体制 等

2 市町津波災害対応マニュアルの作成

沿岸市町は、県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に、津波災害対応マニュアルを作成することとする。

3 浸水被害想定調査を踏まえた津波災害対策の重点的推進

県及び関係市町は、津波による人的、物的被害を防止するため、想定津波高さが防潮堤高さを大きく上回る地区について、ソフト、ハード両面から重点的に対策を検討・推進することとする。

【想定津波高さが防潮堤高さを大きく上回る地区】

南あわじ市（福良地区、沼島地区、阿万地区）

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、市町]

第1 趣旨

津波からの防護のための堤防、水門、陸閘など、河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

第2 内容

1 施設整備等の方針

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の遠隔監視（監視カメラ、開閉センサー等）、津波防災ステーション等の施設整備を推進することとする。

なお、南あわじ市の福良港海岸においては、水門陸閘等の遠隔自動閉鎖機能、情報提供機能、防災学習機能及び緊急避難場所としての機能を兼ね備えた津波防災ステーションを平成22年8月に供用開始した。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。

また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるにあたっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮することとする。

(3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。

(4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要があるときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。

(5) 県、市町は、東南海・南海地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場適地（ホイスト地点を含む）、港湾、漁港等の整備を行うこととする。

(6) 県、市町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、同報無線等の整備を行うこととする。

2 河川施設の整備

(事業計画)

県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
26～	河川情報基盤整備事業	水門、樋門等の遠方監視設備整備（CCTV、開閉センサー）等 <u>尼崎、加古川、姫路地区河川監視システム</u>

3 海岸施設の整備

(事業計画)

ア 県（県土整備部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸閘等自動遠隔化他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強） 計1海岸
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修） 他 計4海岸
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸閘等電動化） 他 計6海岸

イ 県（農林水産部）所管事業分

年度	事業名	事業内容
23～	（農地整備課所管分） 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸
23～	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	老朽化した海岸堤防の補強等 吹上海岸
18～	（漁港課所管分） 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。

4 孤立防止対策

県は、東南海・南海地震により孤立が懸念される姫路市家島町及び淡路地域各市町において、ヘリコプター臨時離着陸場適地を指定している。

関係市町は、ヘリコプター臨時離着陸場適地について、市役所（役場）、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行い、市町地域防災計画に記載することとする。

5 広域防災拠点の整備

県は、津波被害が懸念される淡路地域において平成19年度、阪神南地域において平成20年度に 広域防災拠点（ブロック拠点）の整備が完了した。

6 市町推進計画で定めるべき事項

(1) 施設整備等の基本方針

- (2) 準用・普通河川施設の整備
- (3) 海岸施設の整備
- (4) その他必要な事項

第3節 津波に関する情報の伝達等

[実施機関：神戸海洋気象台、第五管区海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、西日本電信電話株式会社、船舶団体、防災関係機関]

第1 趣旨

津波に関する情報の伝達について、配慮すべき事項を定める。

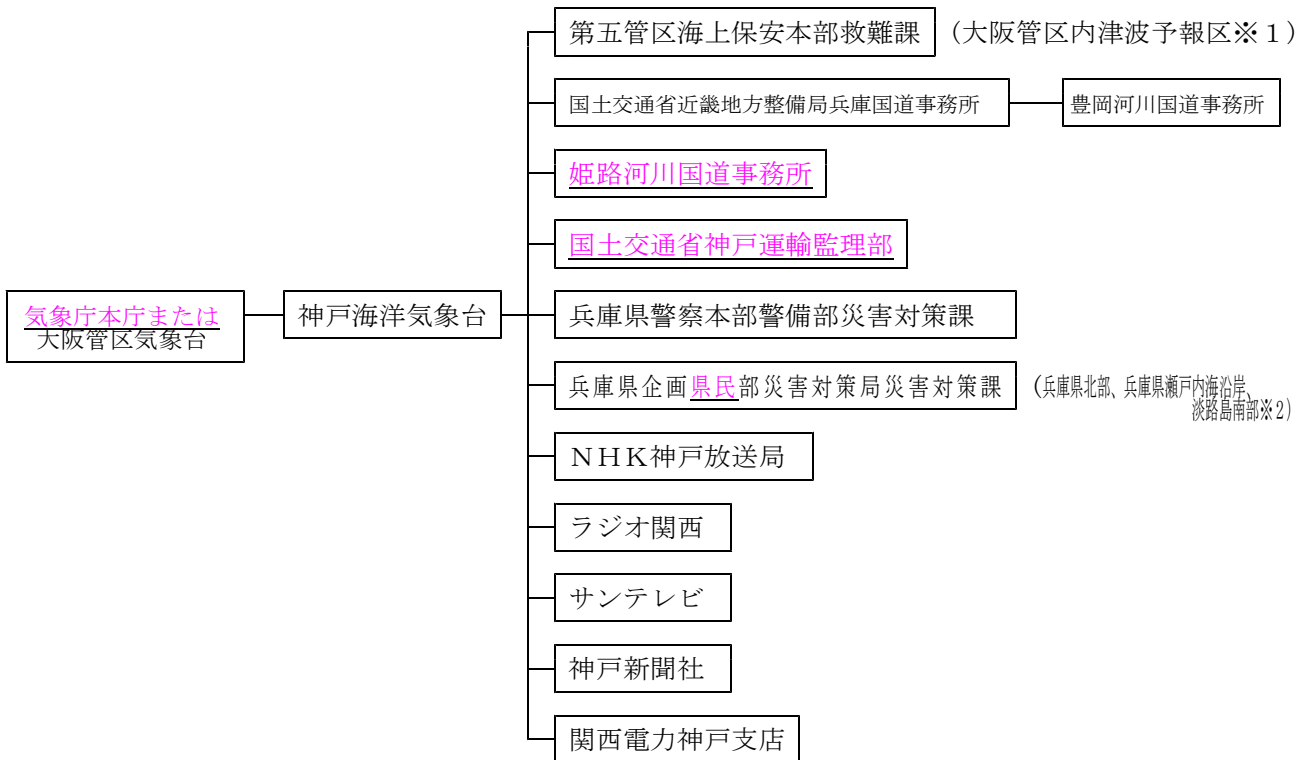
第2 内容

1 防災関係機関相互の情報の伝達

県、市町その他の防災関係機関は、同報無線の整備、デジタル化等津波警報等の迅速な伝達のため必要な措置をとることとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

津波**警報・注意報**の伝達系統は、次のとおりとする。

1 神戸海洋気象台



※1 大阪管区内津波予報区は、次の各区である。

京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県

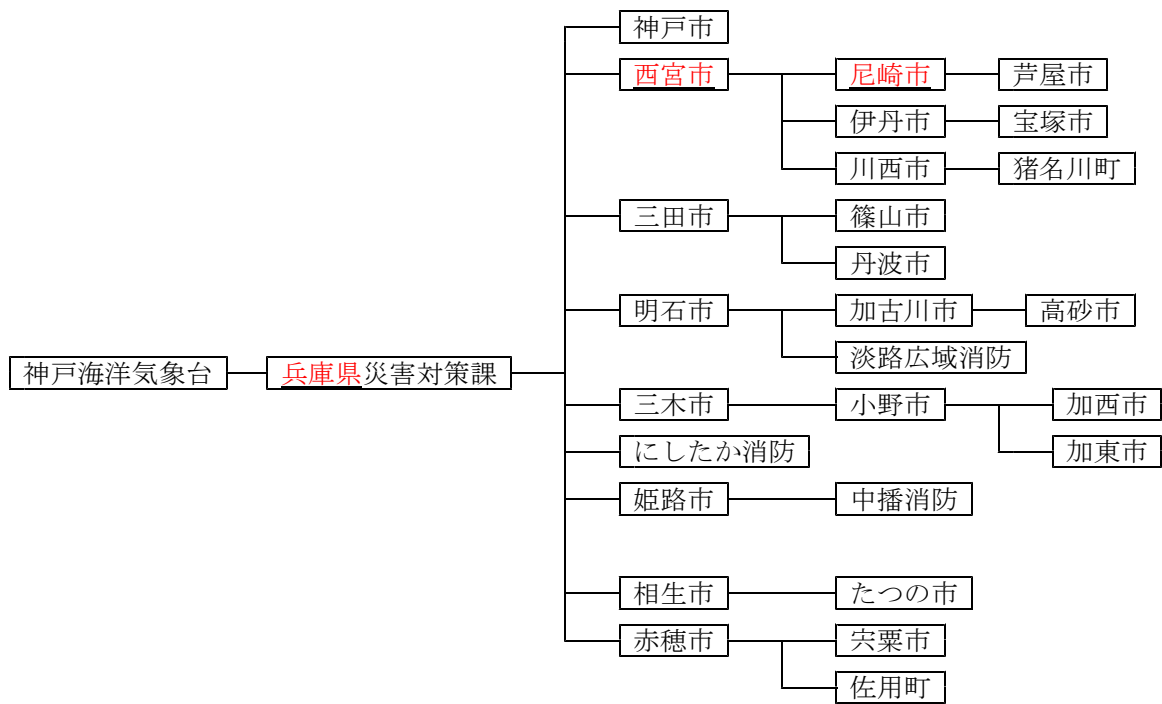
※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

(伝達系統は「(2)兵庫県」を参照)

また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は**フェニックス防災システム**からも情報等入手できる。

(2) 兵庫県

○兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部



(注) 消防事務委託町及び組合消防構成各市町へは、管轄消防本部が伝達する。

(3) 西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）

（兵庫県瀬戸内海沿岸）

尼崎市 （尼崎市消防局）	
神戸市 （神戸市消防局）	
明石市 （明石市消防本部）	
西宮市 （西宮市消防局）	
芦屋市 （芦屋市消防本部）	
淡路市	
姫路市 （姫路市消防局）	
相生市 （相生市消防本部）	
赤穂市 （赤穂市消防本部）	
加古川市 （加古川市消防本部）	
播磨町	
高砂市 （高砂市消防本部）	

大阪管区気象台

株式会社NTTマーケティングアクト関西104大阪センター

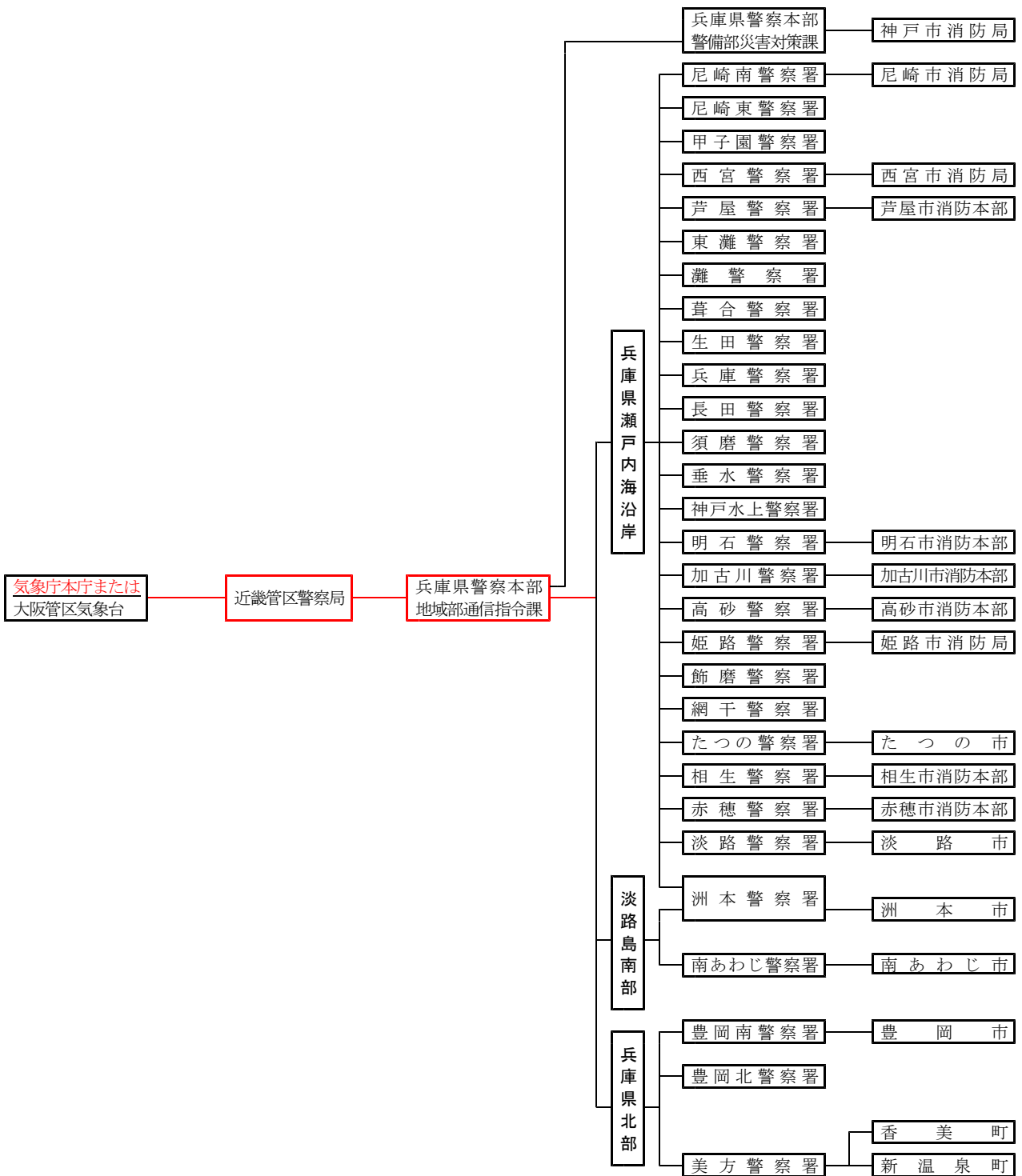
（兵庫県北部）

豊岡市 （豊岡市消防本部）
香美町
新温泉町

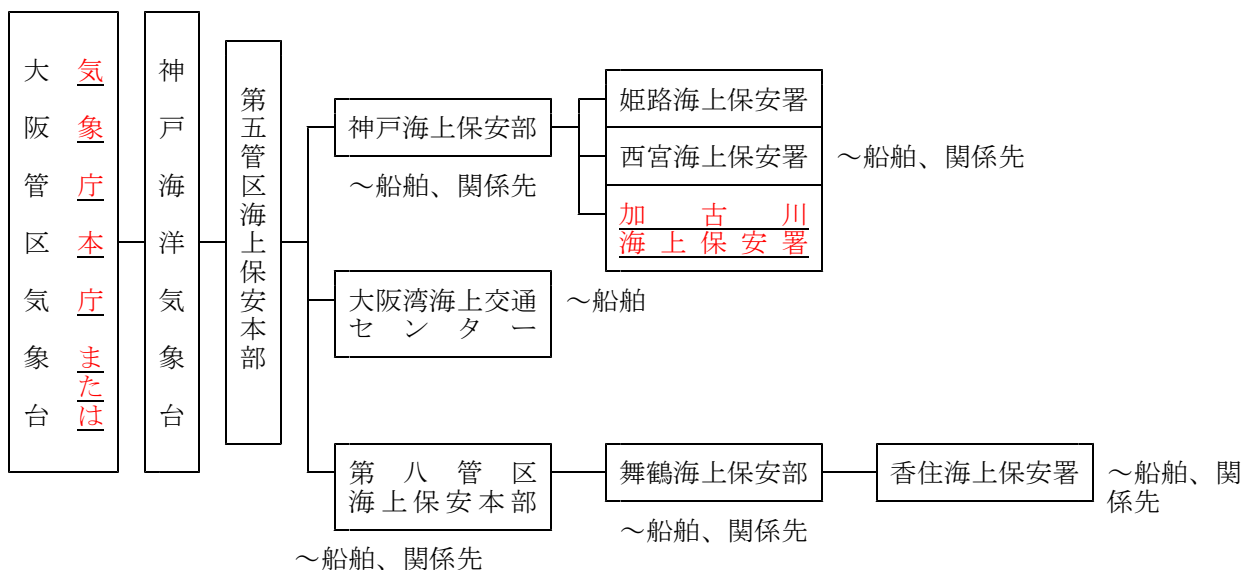
（淡路島南部）

洲本市
南あわじ市

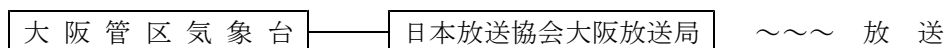
(4) 兵庫県警察本部（津波警報のみ）



(5) 第五管区海上保安本部



(6) 日本放送協会



2 居住者等への情報伝達

県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。

(1) 災害情報の伝達

県、市町は関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難勧告・指示に関する情報
- ④ 避難所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。

① 放送機関の協力による情報伝達

ア 県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請することとする。

イ 緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。

- (7) 住民への警報、通知で緊急を要するもの

- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの
- (ウ) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

ウ 県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

- (ア) 日本放送協会神戸放送局
- (イ) 株式会社サンテレビジョン
- (ウ) 株式会社ラジオ関西
- (エ) 神戸エフエム放送株式会社
- (オ) 株式会社毎日放送
- (カ) 朝日放送株式会社
- (キ) 関西テレビ放送株式会社
- (ク) 読売テレビ放送株式会社
- (ケ) 大阪放送株式会社
- (コ) 関西インターメディア株式会社

エ 市町において、上記の放送要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて実施することとする。

オ 市町は、コミュニティFM局、ケーブルテレビ等、地域情報機関との間で締結している災害情報に関する放送の実施に関する「協定」等に基づき、緊急放送（文字放送等、その他各市町が定める手段によるものを含む）を要請することとする。

② 広報車両による情報伝達

市町は、より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を実施することとする。広報車両は原則として市町所有の広報車を使用することとするが、時間的にも、また道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請することとする。

③ その他の情報伝達手段の確保

ア 市町は、防災行政無線、インターネット等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。

イ 市町は、広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。

④ 自主防災組織との連携による住民への情報伝達

市町は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努めることとする。

⑤ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達

市町は、翻訳ボランティア、外国人団体の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達を実施することとする。

3 船舶への津波警報等の伝達

- (1) 第五管区海上保安本部、市町等は、津波予報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努めることとする。

- (2) 第五管区海上保安本部は、在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知することとする。
- (3) 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知することとする。
- (4) 第五管区海上保安本部、県、市町等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮することとする。

4 その他

その他の地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・報告等に関わる事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」に定めるところによる。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 防災関係機関相互の情報の伝達
- (2) 居住者、観光客等への情報の伝達
- (3) 船舶に対する伝達
- (4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- (5) その他必要な事項

第4節 避難対策等

[実施機関：第五管区海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者]

第1 趣旨

津波からの避難対策等について定める。

第2 内容

1 県の避難対策

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

2 避難対象地区の指定

市町は、津波浸水予想地域（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）を指定することとする。

津波浸水予想地域は、原則として、

- ①県津波災害研究会の津波被害想定調査の結果、浸水が想定される地域
- ②東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域として、東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定められた地域
- ③海浜等

とする。

3 避難の確保

(1) 市町は、避難対象地区について、

- ①津波からの避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）
- ②避難場所に至る経路
- ③避難の勧告又は指示の伝達手段・方法
- ④避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ⑤避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
- ⑥その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等

を定めた避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知を図ることとする。

(2) 市町は、避難場所を定めることとする。なお、避難場所については、避難対象地区外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地区内にある堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。

- (3) 市町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、避難場所、避難路、避難方法等を見直していくこととする。
- (4) 県、市町は、避難地や津波避難用施設の計画的整備、津波避難ビルの活用、既存の避難施設の安全性の点検、沿道建物の耐震化、ブロックべいの補強、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、その他非常時における交通の確保に必要な対策等を推進することとする。また、市町等は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくこととする。
- (5) 避難対象地区内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。
- (6) 東南海・南海地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市町との連携体制等を定めることとする。
- (7) 自主防災組織、施設管理者、事業所の自衛消防組織等は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとることとする。

4 避難勧告及び避難指示の発令

(1) 避難勧告・指示の発令基準

市町長は、避難対象地区の住民等に対して、第3章「地震発生時の応急対策等」第1節「地震発生時の応急対策」第2の1の(2)の(津波災害)の定めを基本として、避難勧告・指示の発令基準を定めることとする。

(2) 避難勧告・指示の伝達方法

- ① 市町長は、避難を要する地域の住民等に対して広報車、携帯マイク及び防災行政無線による放送等により伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。
- ② 市町長は、緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難勧告及び指示の周知を図るため、原則として県を通じて、放送局に協力を要請することとする。
- ③ 市町長は、必要に応じて第五管区海上保安本部、県警察本部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難勧告、指示の周知に努めることとする。

(3) 避難勧告及び指示の解除

避難勧告及び指示の解除は、大阪管区气象台による津波注意報または津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とすることとする。

(4) 伝達方法

避難勧告及び指示の解除の伝達は、「避難勧告・指示の伝達方法」によることとする。

(5) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りの制限もしくは禁止をし、又はその区域からの退去を命ずることとする。警戒区域を設定した場合、警察官、消防吏員は危険防止その他必要な被害の予防に努めることとする。

警戒区域内での規制の方法等については、各市町の定めるところによる。

5 避難誘導體制

市町は、自主防災組織、管轄の警察及び消防と相互に協力し、避難誘導等にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、避難対象地区の住民等の逃げ遅れがないよう、あらかじめ避難誘導要員を定めるなど誘導體制を整備することとする。

(1) 避難経路の確保

- ① 市町は、避難対象地区においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。
- ② 避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

(2) 地域住民の避難誘導

- ① 避難勧告又は指示が発令されたとき、市町は警察署の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。
- ② 避難誘導に係る詳細の手順等については、各市町の定めるところによる。

(3) 日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導

県、市町は、日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導することとする。

(4) 集客場所等での表示

市町は、観光地、海水浴場、河川公園等の集客場所に、浸水予想図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、当該地域の津波の危険性等を事前に周知することとする。

(5) 港湾・漁業関係者等の避難対策

県、市町は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導することとする。

(6) 船舶・漁船等の港外退避等

- ① 第五管区海上保安本部、県、市町等は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される

津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知することとする。

- ② 各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

6 避難場所の維持・運営

- (1) 市町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。

- (2) 市町は、避難後に実施する救護の内容を定めることとする。

- (3) 市町は、避難した者が避難場所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるよう、必要な支援を実施することとする。特に、避難場所への津波警報等の情報の提供について配慮することとする。

- (4) 市町は、避難場所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。

- ① 市町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

- ② 市町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次の措置をとることとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な事項

- (5) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に努めることとする。

7 災害時要援護者の避難支援

市町は、他人の介護等を要する者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

- (1) 市町は、あらかじめ、自主防災組織等の単位で、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めることとする。

- (2) 市町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。

- (3) 地震が発生した場合、市町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者

等に対し必要な救護を行うこととする。

8 避難意識の普及啓発対策

県、市町は、津波来襲時に的確な避難が行うことができるよう、津波避難計画作成、避難訓練、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、住民、企業等の津波避難に関する意識を啓発することとする。

9 地下空間の浸水対策

- (1) 県、市町は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図ることとする。
- (2) 県、市町は、東南海・南海地震防災対策計画（一定の事業者が東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、地下街の管理者に対して、止水板の設置、化学土のうの備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、助言することとする。

10 文化財保護対策の実施

県、市町は、延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進することとする。

11 避難対策等の検討、調整の場の設置

県は、関係県民局単位に「東南海・南海地震防災対策推進協議会」を設置し、地域の実情に応じた避難対策等の検討、実施、調整等に努める。

12 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 避難対象地区の指定
- (2) 避難の確保
- (3) 避難勧告及び避難指示の発令
- (4) 避難誘導體制
- (5) 避難場所の維持・運営
- (6) 災害時要援護者への避難支援
- (7) 避難意識の普及啓発対策
- (8) 地下空間の浸水対策
- (9) 文化財保護対策の実施
- (10) その他必要な事項

第5節 消防機関等の活動

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町、消防本部、消防団、水防団〕

第1 趣旨

消防機関等の活動について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急 等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 県の措置

県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとることとする。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

3 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、作業にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、次のような措置をとることとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 消防機関等による津波警報等の的確な収集及び伝達
- (2) 消防機関等による津波からの避難誘導
- (3) 消防機関等の土嚢等による応急浸水対策
- (4) 消防機関等による自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 消防機関等による救助・救急活動等

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

[実施機関：県企画県民部災害対策局、市町、関西電力株式会社神戸支店、大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部、(社)兵庫県エルピーガス協会、西日本電信電話株式会社兵庫支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、日本放送協会神戸放送局、株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、神戸エフエム放送株式会社]

第1 趣旨

津波災害に関わる水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。

第2 内容

1 水道

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定めることとする。

2 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施することとする。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とすべき措置を講じることとする。

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施することとする。

(2) 大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部の行う措置

津波警報が発令され、避難勧告・指示が発令された避難対象地区に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の応急対策を実施することとする。

(3) 一般社団法人兵庫県エルピーガス協会が行う措置

① チラシの配布等による広報

消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布することなどにより、広報を行うこととする。

② 災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定の締結

ラジオ関西と下記内容を放送する協定を締結（平成15年12月）しており、地震発生時にこれにより、消費者にガス栓の閉止を呼びかけることとする。

「〇時〇〇分ごろ、〇〇地域を震源とする震度〇〇の地震が発生しました。この地域でエルピーガスをお使いの皆さん、家が傾いたり、倒れたりした時、また、避難する時やガスの匂いがした時、そのほか、津波が予測される地域の方は、外に出てガス容器のバルブを閉めてください。マンションなど集合配管のお宅は、メーターの入り口にあるガス栓を閉めてください。」

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意することとする。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めることとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 水道事業者が行う措置
- (2) 電気事業者が行う措置
- (3) ガス事業者が行う措置
- (4) 電気通信事業者が行う措置
- (5) 放送事業者が行う措置
- (6) その他必要な事項

第7節 交通対策

[実施機関：県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県公安委員会、道路管理者、第五管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、鉄道等輸送機関]

第1 趣旨

津波災害に対する道路、海上、鉄道の対策を定める。

第2 内容

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講じることとする。

なお、県公安委員会は、緊急交通路について、必要に応じ隣接する府県の公安委員会との連絡調整を図るなど、交通規制の整合性を広域的に確保することとする。

2 海上

(1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。

(2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止することとする。

(3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保することとする。

(4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。

(5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。

(6) 第五管区海上保安本部、県、市町は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講じることとする。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道事業者その他一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 道路の対策
- (2) 海上の対策
- (3) 鉄道の対策
- (4) 乗客等の避難誘導等
- (5) その他必要な事項

第8節 県、市町自らが管理又は運営する施設に関する対策

〔実施機関：県企画県民部管理局、県企画県民部災害対策局、県病院局、県教育委員会、市町〕

第1 趣旨

県、市町が管理する庁舎等の防災上重要な公共施設における津波避難に関わる対策について定める。

第2 内容

1 不特定多数の者が出入りする施設

県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること
- ② 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 応急対策を実施する組織の確立

ウ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

エ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

オ 出火防止措置

カ 水、食料等の備蓄

キ 消防用設備の点検、整備

ク 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ケ 防災訓練及び教育、広報

(2) 個別事項

ア 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすものについては、その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。

イ 動物園等の施設については、危険動物の動物舎への収容等津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の処置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を検討することとする。

ウ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の

安全確保のための必要な措置を講じることとする。

エ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等にあつては、次の措置を講じることとする。

(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
(児童、生徒の保護者への引渡方法)

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

(ウ) 地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入方法等

オ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じることとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに定めることとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 県、市町で災害対策本部又はその地方本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 県は、県有施設が、市町推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備について協力することとする。

(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力することとする。

3 市町が管理・運営する事業に対する措置

防災基本計画の定める東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域において、市町が直接管理・運営する水道事業、バス事業、鉄道事業等がある場合、当該市町は、当該市町の推進計画に基づき、対策計画に類する計画を作成することとする。

4 工事中の建築物等に対する措置

県、市町等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定めることとする。この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断することとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

5 市町推進計画で定めるべき事項

(1) 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(3) 工事中の建築物等に対する措置

(4) その他必要な事項

(空白)

第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町等]

第 1 趣旨

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進等について定める。

第 2 内容

1 施設整備の方針

- (1) 県、市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施することとする。
- (2) 県、市町は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮することとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

2 実施内容

第 2 編「災害予防計画」第 4 章「堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備」第 1 節「防災基盤・施設等の整備」第 1 款「地震防災緊急事業の推進」の定めるところ等により実施する。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 施設整備の方針
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

第2節 建築物等の耐震化の推進

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県県土整備部住宅建築局、市町〕

第1 趣旨

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 長周期地震動への対応

(1) 東南海・南海地震の地震動は、長周期で継続時間が長いため、県は、超高層ビル等の建築物への影響について、三木総合防災公園に立地する実大三次元震動破壊実験施設を活用し、減災のための研究を推進することとする。

また、国（独立行政法人防災科学技術研究所）に対して調査研究の促進を働きかけることとする。

(2) 県は、県下の特定行政庁と協力して、県内の超高層建築物全ての安全性の確認を目指すこととする。

(3) 県は、長周期地震動の海岸保全施設への影響を調査するため、モデルケースとして県内の数カ所において、耐震性（設計震度チェック、動的応答解析、変位、液状化、作動異常の有無等）を検討することとする。

2 その他

その他建築物の耐震性強化に関する事項は、第2編「災害予防計画」第4章「堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備」第3節「建築物等の耐震性の確保」の定めるところによる。

3 市町推進計画で定めるべき事項

(1) 長周期地震動への対応

(2) その他必要な事項

第 1 節 地域防災力の向上

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕

第 1 趣旨

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

第 2 内容

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

(1) 事前の備え

① 住まいの安全のチェック

- ・専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

② 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

③ 防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや各市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低 3 日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

（揺れへの心得）

- ① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- ② あわてて外に飛び出さない。
- ③ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。
- ④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- ⑤ ブロックベいには近づかない。
- ⑥ 靴を履いて外に出る。
- ⑦ 自動車では避難しない。

（津波への心得）

- ① 強い地震（震度 4 程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する。）。
- ⑥ 津波見物は絶対にしない。
- ⑦ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑧ 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ⑨ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」に定めるところによる。

3 企業の防災活動

東南海・南海地震防災対策基本計画において、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的内容は、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第3節「企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

4 県、市町の措置

県、市町は、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」に定めるところによる。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 自主防災組織の育成
- (2) 企業等の地域防災活動への参画促進等
- (3) その他必要な事項

第2節 防災訓練計画

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、防災関係機関〕

第1 趣旨

推進地域における東南海・南海地震を想定した防災訓練等の実施について定める。

第2 内容

1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 県、市町その他の防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協体制の強化を目的として、東南海・南海地震を想定した防災訓練を実施することとする。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施することとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 県は、市町、防災関係機関及び住民等の参加を得て総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実戦的な訓練を行うこととする。
 - ①動員訓練及び本部運営訓練
 - ②津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ③防潮扉等閉鎖訓練
 - ④警備及び交通規制訓練
 - ⑤災害時要援護者、滞留旅客等の避難誘導訓練
- (5) 県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言を行うこととする。
- (6) 市町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実戦的な訓練を行うこととする。
 - ①要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ②災害時要援護者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
 - ③津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
- (7) 県、市町は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、訓練内容を高度かつ実戦的なものとするよう努めることとする。

2 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 避難対象地区に所在する学校は、津波警報発令を想定して、鉄筋コンクリートの建物の3階以上への避難訓練等を進めることとする。
- (2) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めることとする。
- (3) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。

- (4) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施
- (2) 学校における津波防災訓練の実施
- (3) ハザードマップの作成等住民などへの普及啓発活動
- (4) その他必要な事項

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県教育委員会、県公安委員会、市町、防災上重要な施設の管理者]

第1 趣旨

推進地域における東南海・南海地震対策上必要な教育及び広報について定める。

第2 内容

1 住民等に対する教育及び広報

- (1) 県、市町は、推進地域内外の居住者等が東南海・南海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- (2) 県、市町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。
- (3) 県は、市町と協力して、東南海・南海地震に係る防災住民等に対する教育を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うこととする。
- (4) 県、市町の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。
 - ① 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ③ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ④ 正確な情報入手の方法
 - ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑥ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ⑦ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - ⑧ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ⑨ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (5) 県、市町は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。
- (6) 県、市町等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。
- (7) 県、市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意することとする。
- (8) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを設置することとする。
- (9) 市町は、県の津波被害想定調査の結果、浸水の可能性があると考えられた地域がある場合、速やかにハザ

ードマップを作成することとする。

2 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するよう努めることとする。県、市町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

4 自動車運転者に対する教育

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時等の講習等の機会を通じ、東南海・南海地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項について、教育等を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

5 県、市町職員に対する教育

県、市町は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、ひょうご防災カレッジ専門講座等を活用し、必要な防災教育を行うこととする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものこととする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

6 相談窓口の設置

県及び市町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ることとする。

7 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 住民に対する教育
- (2) 児童、生徒等に対する教育
- (3) 防災上重要な施設の管理者に対する教育

- (4) 市職員に対する教育
- (5) 相談窓口の設置
- (6) その他必要な事項

(空白)

第1節 東南海・南海地震の時間差発生等への対応

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、住宅建築局、市町]

第1 趣旨

東南海地震と南海地震が数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

第2 内容

1 東南海・南海地震が時間差発生する場合への対応

(1) 対応方針

- ① 県、市町は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- ② 東南海地震が発生した場合、後発地震（南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限った避難の実施を検討することとする。
数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。
- ③ 県は、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を作成することとする。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

県、市町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。

2 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 東南海・南海地震が連続発生する場合への対応
- (2) その他必要な事項

(空白)

第1節 日本海沿岸地域における津波災害対策

日本海沿岸地域で想定される津波被害の特性は、次のとおりである。

なお、兵庫県沖では既往文献資料による歴史地震津波は記録されておらず、海底活断層も多く存在するものの、その多くは横ずれ断層と考えられており、現時点では日本海における津波発生確率は、太平洋沿岸と比べれば非常に低いものと考えられている。

しかし、津波を伴う地震発生の可能性は否定できないことから、「津波を起こす可能性が少しでもあると考えられる活断層が仮に縦にずれ、津波を発生させた場合」という最悪のシナリオを基に記載した。

1 既往最大の津波

(1) 既往最大：昭和58年日本海中部地震（M7.7）

(2) 津波高：津居山54cm

(3) 被害状況：浸水被害無し（若干の船舶被害有り）

2 津波による被害

(1) 浸水被害

海底活断層による地震により津波が発生した場合、津波の予想到達時間が非常に短く、早期の避難ができない場合は、人的被害が出る危険性がある。

円山川河口部付近の河川堤防高は予想される津波高よりも低く、また、相当上流まで遡上することから、豊岡市で浸水を起こす危険性がある。

(2) 地形特性

津波の高さが増幅されやすいV字型や「ウナギの寝床」状の湾地形等の凸凹地形が多く、その湾奥に漁港や港湾が整備されており、さらにそこに市街地が形成されていることから、津波が発生した場合、香美町や新温泉町では少ない浸水面積でも大きな被害が出る可能性がある。

(3) 船舶による被害

係留船舶等による二次被害が懸念される。

3 日本海の津波研究

兵庫県沿岸に來襲する津波は、本県のみならず、福井県、京都府、鳥取県、島根県などにも影響を及ぼし、広範囲にわたる調査が必要であるため、国や隣接府県と連携した調査研究に取り組むこととする。

4 応急・復旧・復興対策

(→第3編「災害応急対策計画」、第4編「災害復旧計画」、第5編「災害復興計画」及び「東南海・南海地震防災対策推進計画」の各項を参照)

(空白)